

# 社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会

## 第18回議事次第

平成27年5月22日（金）

14:00～16:00

厚生労働省 19階共用第9会議室

### 1. 開会

### 2. 議題

(1) 児童虐待防止対策のあり方に関する専門委員会における自立支援の検討状況について

#### (2) その他

里親委託推進に関するフリートーキング

### 3. 閉会

## 配布資料一覧

資料 1 自立に向けた支援のあり方に関する現状・課題について

資料 2 これまでの児童虐待防止対策のあり方に関する専門委員会における委員からの主な意見等

資料 3 里親制度の現状と課題

(参考資料)

児童虐待防止対策のあり方に関する専門委員会 第 6 回～第 9 回までの資料

児童虐待防止対策のあり方に関する検討委員会  
自立支援検討チーム

自立に向けた支援のあり方に関する現状・課題について

厚生労働省雇用均等・児童家庭局  
総務課、家庭福祉課

## 課題・検討の方向

課題(1) 児童の安全確保を最優先にした一時保護の実施について

課題(2) 親子関係再構築支援のための取組

課題(3) 措置児童の確実な自立につなげていくため、施設、里親等に養育されている間に必要な取組について

課題(4) 施設退所児童等の円滑な自立のための居場所づくりの取組と工夫



# 課題(1) 児童の安全確保を最優先にした一時保護の実施について

## ○迅速、確実な一時保護の実施と一時保護中の支援のあり方

### 現状(第6回委員会資料より)

### 課題

- 平成25年度の実績
  - 所内一時保護: 21, 281件(内、児童虐待10, 105件(47. 5%))
  - 一時保護委託: 12, 016件(内、児童虐待5, 382件(44. 8%))
  - 所内一時保護の平均保護日数: 29.0日
  - ※以上、平成25年度福祉行政報告例から
- 年間平均入所率が100%を越える一時保護所は6か所  
また、81~100%の一時保護所は24か所  
(平成25年1~12月の間の一時保護所(132か所)の平均入所率)
- \* 平成26年4月の一時保護所数 134カ所  
※厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課調べ
- 一時保護の判断基準として、子ども虐待対応の手引きでは「一時保護決定に向けてのアセスメントシート」を示している。
- 一時保護解除の判断基準として、子ども虐待対応の手引きでは「家庭復帰の適否を判断するためのチェックリスト」を示している。
- 児童虐待を主訴として一時保護した件数の内、施設入所または里親等委託した件数は28.1%であり、一時保護所から帰宅等の件数は67.3%となっている。 ※平成25年度福祉行政報告例から
- 一時保護所の設置主体は、都道府県、指定都市等

- 子どもの安全に迷いがある場合は、積極的に一時保護を実施するという方向性についてどう考えるか。
- 迅速、確実な一時保護の実施のために有効な方策についてどう考えるか。
  - ・ 年齢や課題、期間等、様々な児童を保護するに当たり、望ましい環境を得るための工夫
  - ・ その後の親子関係再構築を念頭に、いかに親の理解を得るかの工夫 等
- 一時保護所の運営を児童福祉施設等を運営する社会福祉法人等に委託することについてどう考えるか。

## 課題(2) 親子関係再構築支援のための取組

### ○児童相談所と施設、児童家庭支援センターの役割と機能

#### 現状(第6回委員会資料より)

- 児童相談所と施設、児童家庭支援センターにおいて親子関係再構築の支援を実施。
- 施設においては、①施設に家庭支援専門相談員(ファミリーソーシャルワーカー)の配置の義務化や心理療法担当職員の配置、②平成24年3月に施設種別ごとの施設運営指針及び里親養育指針を定め、その指針の中で家族への支援について規定、③平成25年3月に施設種別ごとの親子関係再構築支援事例集を作成し、平成26年3月に親子関係再構築支援ガイドラインを策定するなどにより親子再構築支援の充実を推進。
- 児童家庭支援センターにおいても、親子関係再構築支援を行うことが可能とされている。
  
- 児童相談所と施設が連携の上、親子関係の調整を行う必要があるが、児童相談所においては虐待の初期対応等に時間をとられるため十分な対応ができていない場合がある。
- 入所児童は必ずしも家庭復帰できる児童だけではない。(児童の今後の見通し「保護者のもとへ復帰」乳児院:23.4%、児童養護施設27.8%(H25.2))
- 児童家庭支援センターを有効に活用している自治体がある一方、設置していない自治体(22自治体/全69自治体)もある。

#### 課題

- 親子関係再構築を効果的に実施するための技術や手法の向上についてどのように進めていくか。
- 親子関係再構築支援について児童相談所の役割、児童養護施設等施設の役割、児童家庭支援センターの役割をどう考えるか。
- 親子関係再構築支援を行ったが、家庭復帰の見込みが立たない(又は長期間家庭復帰できない)児童に対する支援をどう考えるか。  
例えば、原則里親委託又はファミリーホームへの委託とすることについてどのように考えるか。
- 里親やファミリーホームに委託されている児童にかかる親子関係再構築をどう考えるか。

# 課題(3) 措置児童の確実な自立につなげていくため、施設、里親等に養育されている間に必要な取組について

## ①施設として取り組むべき職業指導等のあり方と方法

### 現状(第6回委員会資料より)

- 施設職員が学校と連携し入所児童の進路指導を実施。職業指導員配置施設では、職業指導員が実習指導や就職活動を支援。
- 就職支援以外の自立に向けた支援(ビジネスマナー・金銭管理等)についても、施設職員が指導する中で支援。
- 支援が必要な場合には20歳に達するまで措置延長が可能。
  
- 職業指導が直ちに就労に結びつかない場合がある。また、職業指導員の配置施設数も多くない。  
(H26:44か所(児童養護施設等))
- 大学等進学する入所児童が少ない。
  - ・平成25年度末に高等学校等を卒業した児童養護施設入所児童のうち、平成26年5月1日現在の進路の割合：  
大学等11.4% 専修学校等・・・11.2%
- 就職又は大学等進学したが、1年以内で離職又は退学する児童等が多い。
  - ・就職したが1年以内で離職した児童等の割合：  
43.0%(中学卒業児童)、26.6%(高校卒業児童等)  
(H24全国児童養護施設協議会)
  - ※全国の中学(高校)卒業後就職者1年目離職者の割合：  
40.4%(中学卒業)、19.9%(高校卒業)(厚生労働省HP「新規学卒者の離職状況に関する資料一覧」)

### 課題

- 施設としての職業指導のあり方をどう考えるか。
- 職業指導員の役割についてどう考えるか。  
例えば、実技実習だけでなく、就労支援機関との連携等による児童に対する付添型支援や、職場開拓等の実施についてどう考えるか。
- 福祉施策だけでなく、ハローワークの積極的な活用等、労働施策と連携した社会的養護の自立支援についてどう考えるか。
- 将来的な目標を持ちにくい児童について、自立支援へ結びつける試みとして、地方における就労体験等を提供することについてどう考えるか。
- 自立に向けた支援の充実の観点から、現行の自立支援計画及び子ども自立支援計画ガイドラインの見直しについてどう考えるか。

## 現状(第6回委員会資料より)

・大学等進学したが中途退学した施設入所児童等の割合:年平均6.2%(H24全国児童養護施設協議会)

※全国の大学等中途退学者の割合:2.65%(H24文部科学省)

- 一時保護中に児童が18歳に到達した場合、一時保護の継続及び施設入所措置を行うことができない取扱いとしている。
- 措置延長後(18歳以上)に措置変更ができない取扱いとしている。

## 課題

- 自立支援に貢献する企業の取組の紹介や人材不足の業界との連携など、民間企業の取組と連携して児童の自立に向けた選択肢を増やしていくことについてどう考えるか。
- 施設退所児童等の離職防止や中途退学しない(させない)ための施設の取組状況をどのように評価するか。
- 進学を目指す児童等に対する支援をどう考えるか。
- 一時保護中の児童について18歳にいたる前に、児童相談所が施設入所等の援助内容を決定した場合は、18歳を超えても措置できるという取扱いについてどう考えるか。
- 措置延長後の児童に対し施設を変更するための措置変更を行うことについてどう考えるか。

# 課題(3)措置児童の確実な自立につなげていくため、施設、里親等に養育されている間に必要な取組について

## ②里親や里親に委託している児童に対する支援

### 現状(第6回専門委員会資料より)

- 里親支援について児童相談所や施設等の里親支援機関が担っている。
  - 里親委託児に係る自立支援計画は児童相談所が作成することとなっている。
  - 里親は、委託解除されることを心配して児童相談所への相談を躊躇してしまうとの声がある。
  - 里親委託児は大学等への進学割合が比較的高く、里親の持ち出しによる金銭的負担が大きいとの声がある。  
また、委託解除後も関係を持ち実家的役割を担うが、公費負担制度がないため、さらに金銭面等の負担が大きくなるという声がある。
- ・平成25年度末に高等学校等を卒業した児童のうち、平成26年5月1日現在の進路:
- 里親・・・大学等23.3% 専修学校等・・・20.0%
- 児童養護施設・・・大学等11.4% 専修学校等・・・11.2%
- ※全高卒者・・・大学等53.8% 専修学校等・・・23.1%(学校基本調査)

### 課題

- 里親支援にかかる児童相談所の役割、児童家庭支援センター等里親支援機関の役割についてどう考えるか。
- 里親支援を充実させるために、里子の自立支援計画策定を里親支援機関に委託することについてどう考えるか。
- 進学を目指す児童等に対する支援をどう考えるか。【再掲】

## 課題(4)施設退所児童等の円滑な自立のための居場所づくりの取組と工夫

### ①自立援助ホームの機能や施設における居場所づくりの取組と工夫

#### 現状(第6回専門委員会資料より)

- 自立援助ホームは、義務教育終了後の児童が20歳に達するまで入居できる事業であり、就労しながら自立に向けた支援を行うもの。(H26. 10現在:118か所)
- 児童養護施設入所児童等の場合、20歳に達するまで措置延長することは可能。
- 自立援助ホーム、児童養護施設等の措置延長の仕組みは、20歳に達するまでの制度であり、20歳以上になると児童福祉での支援は生活・就労の相談支援のみであり、取組みが十分ではないとの声がある。
- 児童養護施設退所児童等の支援の一つに自立援助ホーム(就労を前提)があるが、就労している児童等がいる一方、離職等により就労していない児童等もいる。
- 【再掲】就職又は大学等進学したが、施設退所後1年未満で離職又は退学する児童等が多い。

#### 課題

- 自立援助ホームについてこれまでの役割(就労を前提)に加え、例えば、大学進学者向け等の新たな類型を設けることについてどう考えるか。
- 施設退所児童の居場所作りや施設の実家的機能についてどう考えるか。



## 課題(4)施設退所児童等の円滑な自立のための居場所づくりの取組と工夫

### ②施設退所児童のアフターケア

#### 現状(第6回専門委員会資料より)

- 児童福祉法の児童福祉施設の各施設の定義の中で、退所児童等に対する相談その他の援助について規定。
- 退所児童等アフターケア事業(社会福祉法人、NPO等へ委託可)による退所児童等に対する生活及び就労に関する相談支援を実施。(H26. 10:20か所)
- 退所後も引き続き見守り支援等が必要な児童については、児童家庭支援センター等に対する指導委託(行政処分)が可能。
- 施設では入所児童の支援が中心であるため、本来行うことになっている退所児童等に対する相談支援が必ずしも十分に機能していない。
- 退所児童は全国にいる一方、退所児童等アフターケア事業を実施している事業者は限られている。
- 児童家庭支援センターに対する指導委託に地域差があり、全体としては低調。(年0～19人(H25全国児童家庭支援センター協議会))
- 【再掲】20歳以上になると児童福祉での支援が退所児童等アフターケア事業などの生活・就労の相談支援はあるが、日常生活支援は手薄になる。

#### 課題

- 施設退所児童のアフターケアの充実に当たり、都道府県の役割をどう考えるか。
- 施設退所後の見守り支援をどう考えるか。
- 自立の見込みが立たない児童等に対する支援をどう考えるか。

※第9回児童虐待防止対策のあり方に関する検討委員会  
における資料に事務局が一部追記したもの

# これまでの委員会における委員からの 主な意見等



# 1. 児童の安全確保を最優先した一時保護の実施について ～迅速、確実な一時保護の実施と一時保護中の支援のあり方～

## ○保護しなければ安全確認に不安がある事例でも一時保護を積極的に行うべきであり、児童相談所の抜本的な体制強化が必要

- ・一時保護はもっと積極的に行う必要がある、虐待の恐れのある段階から職権で行うことも必要なのではないか。そのためにも、児童相談所の職員配置は抜本的に見直すことをこの機会にやるべきではないか。児童虐待防止法などの必要な法改正を検討すべきではないか。
- ・児童相談ダイヤルの3桁化に伴い、現在の児童相談所数や児童福祉司の数では夜間対応が難しく、迅速性に欠け、また昼間帯の相談体制が手薄になる。
- ・大都市圏では、オートロックマンションや大型マンションの増加といった住環境の変化や住民同士の関係の希薄さにより、ケースの児童や家庭が特定しづらく、児童相談所の対応の難しさに拍車をかけている。
- ・早期の適切な介入が必要なため乳児院で一時保護を受託しているが、児童相談所の体制が限界に来ており、ケースの家庭の様々な事情が反映された支援を行うのが非常に難しい。

- 【事務局追記】第9回児童虐待防止対策のあり方に関する専門委員会（以下「委員会」という。）における委員からの主な意見
- 児童相談所が一時保護所で行う一時保護、施設や里親への一時保護委託、市町村が行うショートステイが混在して資料に記載されているので、これらの関係の明確化や整理が必要。
  - 虐待の「恐れのある段階で」職権で一時保護を行うのは過剰な対応。仮に虐待がなかった場合は権利侵害となり、誤りでしたでは済ませられない問題。虐待の「恐れのある段階」は逆にいうと「恐れしかない」段階であり、この段階で積極的に一時保護は難しい。
  - 必ずしも虐待が確定的でなくとも、虐待の有無を確認するための調査を理由として一時保護は可能だが、いずれにしても誤解を招くような表現は避けるべき。
  - 入手した情報から虐待が推測されるような場合は、現在でも一時保護を行っている。児童にとって何らかのマイナスとなる経験があったか否かを明らかにするための一時保護は積極的に行うべきだし、そのためには一時保護を行うための根拠となる情報の精度が求められる。
  - 正確な情報を迅速に入手するためには、幼稚園や学校において把握しておくべき事項の統一や共有化が必要。

- 児童相談所から情報を収集するのではなく、医療機関等の関係機関が積極的に情報を提供するような仕組みを設けてほしい。
- 地域住民が一時保護が必要ではないかと感じるケースと児童相談所が実際に一時保護を行うケースとは、必ずしも一致しない場合があるのが実情。
- いずれにしても、「児童の安全確保を最優先」という点については合意形成されているのではないかと。

### **○いつでも一時保護できる状態を保つために、一時保護所や一時保護委託先の量的拡大が必要**

- ・ 児童相談所からとりあえず一時保護しておいてくださいという依頼が非常に多く、また、その後児童の状況から見たら帰せる状況ではないのに、一応、入口の課題が解消されているので、とりあえず今回は1回帰してください、ということが非常に多く起きている。
- ・ 逼迫した一時保護需要に的確に対応するために、児童相談所と市町村の役割分担を明確化する必要がある。児童相談所は被虐待や非行を中心とした保護を行い、市町村においては、養育困難な児童に対してショートステイ事業などで対応するなど、在宅支援を展開することが必要。
- ・ 要支援家庭や虐待をしそうな家庭に対し、ショートステイのような形で親の状況を観察するなど、児童相談所の一時保護所の機能に併せて、市町村レベルでの利用型の一時保護を創設したらどうか。
- ・ 一時保護所については、年間平均入所率が90%や100%以上になるのは、一時保護の機能を果たしていないので、60%や70%というのが理想的で、いつでも一時保護できるようにしておく必要があり、それを国がチェックするようにすべき。
- ・ 児童養護施設や乳児院の一時保護委託を促進したらよいのではないかと。
- ・ 非常に短期間の一時保護に絞った里親開拓をしてはどうか。
- ・ 一時保護所は問題のある虐待にケースを絞って対応し、問題のない一時保護を一般家庭にお願いするとか、地域に開かれた一時保護の可能性を探ってみたらどうか。
- ・ 施設では暫定定員を設定しているが、一時保護委託の空きを確保しておきたいとか、暫定定員との関係が悩ましい問題。
- ・ 児童福祉施設には定員との開差10%であればよいとする暫定定員が設定されているが、乳児は乳児院でないと一時保護できないことから、1名分枠を残しておいてくれと言われる。
- ・ 児童養護施設も同様に暫定定員が設定されているが、もう少し弾力的に運用してもよいのではないかと。一時保護はいつ来ても良い状況をつくっておく必要がある。

- ・一時保護も登録ヘルパー制度にして、一時保護にかかった経費だけ行政が費用弁償することで、一時保護の量的な拡充を図る制度設計はできないか。
- ・一時保護所の整備などPFI方式にして施設整備をするのはどうか。
- ・廃校や使われていない公的施設を一時保護所として活用できないか。

**【事務局追記】第9回委員会における委員からの主な意見**

- 一時保護所における全般的な日常生活の改善など、一時保護の量的な拡大と同時に質的充実が必要。
- 施設における一時保護委託は、定員の範囲内で実施することが基本だが、自治体の単費で定員外での受け入れも行っている。
- 一時保護所が満床の場合には、定員外でも受け入れられるような仕組みも検討が必要ではないか。
- 一時保護所の職員配置基準は、児童養護施設の職員配置基準に準拠しているが、夜間に非常に限られた人員で緊急対応せざるを得ない状況もあるといった児童養護施設との相違について考慮してほしい。

**○的確なアセスメントを行うために、児童相談所が医療機関や学校等から正確な情報を迅速に入手できる仕組みが必要**

- ・幼稚園や学校での一時保護では、園内や校内での児童の面接に非協力的な状況も散見される。また、緊急で一時保護する場合に、アレルギー疾患等に係る情報が不足しており、児童相談所の求めに応じて、医療機関からの情報提供を迅速にお願いしたい。
- ・児童虐待防止に関する業務を円滑に実施するために必要な情報を迅速に入手できるよう、児童虐待防止法の規定の中で、児童相談所の照会について報告を求めることができるという規定を明文化してほしい。
- ・一時保護は目的ではなく手段であり、一時保護を利用して、その後の児童の安全をどう作り出していくかが一番のポイントである。そのためには情報の精度が重要であり、調査に協力してもらえたり、迅速に動ける体制が必要。
- ・児童や家族の情報をオンタイムで提供していただくことが非常に難しく、何も情報がないままに児童を預かり、施設でアセスメントを行うこととなるが、乳児は突然死症候群や肝炎などの母子感染の危険などがあり、入所前の健康診断や医療機関との連携を通じて情報が入手できるようにしてほしい。
- ・医療機関との連携、市町村との連携など、関係機関が一緒に動けるようなネットワークができると良い。

## ○一時保護中における学習支援が必要

- ・一時保護所について、適切な運営ができるよう、現行の児童養護施設基準に準拠した職員配置基準を改め、学習機会の保障を含めた一時保護所独自の最低基準を示すとともに、施設整備や事業に要する経費、又は一時保護委託費の改善が求められる。
- ・一時保護所での学習支援については、教育委員会から教員を派遣していただくことも考えていくべき。
- ・一時保護委託先として、小学校区や中学校区などの校区単位で里親がいると、そのまま学校に通えるので、そうした校区里親のような仕組みを考えていきたい。

## ○一時保護所の運営委託については、一時保護の責任主体や支援の質の確保に十分留意して検討することが必要

- ・一時保護所の運営を児童福祉施設等を運営する社会福祉法人等に委託することについては、資源としては使えるが、サービスの質をどう担保するのかが大きな課題であり、公立がやる場合には、地方交付税措置、民間でやる場合には措置費で対応してもらうことが必要。
- ・一時保護所と児童相談所が一つの組織であるから無理が言えるが、一時保護所を委託した場合にどこまで無理が言えるかという課題がある。
- ・一時保護は、最初の初期対応がきちんとできていれば、その後の対応がスムーズになっていくので、本来一番お金をかけて対応しなければならない。誰が責任を持って一時保護するかが重要であるが、児童相談所は絶対外せないのもので、本来必要な人員をしっかりと手当てすることが必要であり、そこを解決せずに委託を考えていくことは危険。

### 事務局が提示した課題

- 子供の安全に迷いがある場合は、積極的に一時保護を実施するという方向性についてどう考えるか。
- 迅速、確実な一時保護の実施のために有効な方策についてどう考えるか。
  - ・年齢や課題、期間等、様々な児童を保護するにあたり、望ましい環境をえるための工夫
  - ・その後の親子関係再構築を念頭に、いかに親の理解を得るかの工夫 等
- 一時保護所の運営を児童福祉施設等を運営する社会福祉法人等に委託することについてどう考えるか。

## 2. 親子関係再構築支援のための取組 ～児童相談所と施設、児童家庭支援センターの役割と機能～

### ○親子関係再構築のための支援を効果的に行うため、介入機能と支援機能の分離について検討が必要

- ・ 児童相談所が強制的に介入し一時保護を実施した場合には、将来の家族再統合に向けた援助活動に支障が生じる可能性があるため、保護者指導に保護者が応じない場合には裁判所から保護者に勧告等を行うことができる仕組みなど、保護者指導の動機づけや実効性を高める仕組みの検討が必要。
- ・ 親子分離と再統合を一つの児童相談所でやっている中で、実親から里親に児童相談所は嫌いと言ったり面会があったりすることがある。司法の介入など公的にきちんと判断をしてやっていくことが必要。
- ・ 児童相談所が、親子分離と再統合という2つのことをやっていることについて、合理的に説明できるようにしておく必要がある。
- ・ 親子関係再構築の段階で介入する人と支援する機関が一緒になっていることのひずみが出てきて、客観的な判断ができない。保護者指導への司法関与は、平成23年の民法改正のときも随分議論したが結局解決しなかった。児童福祉法第28条で児童を措置している場合には、2年後にはもう一回司法審査があるので、指導に従わなければ子どもは親の元に戻ってこないという形になっていれば、おそらく同じ効果があるのではないかと。難しいのは更新するときの要件の立て方であるが、裁判所でその辺りを考慮して要件の認定をしてくれればよい。

#### 【事務局追記】 第9回委員会における委員からの主な意見

- 介入機能と支援機能の分離については、分離の方法や担う機関のあり方など様々な論点があると思うので、さらにしっかりと議論を深める必要がある。

### ○親子関係再構築が施設の主な機能の1つであることを明確化するとともに、家庭支援専門相談員の充実等の体制強化が必要

- ・ 社会的養護の分野で保護者のいない児童は本当にまれで、ほとんどのケースでは入所児童に親が存在しており、次の法律改正で親子関係を調整するのが児童養護施設等の主な機能であることを法律上位置づけることが必要ではないか。
- ・ 家庭支援専門相談員が、平成23年度に最低基準の中に位置づけられたが、指導員と同じような業務となっている可能性もある。

る。施設の職員の配置基準等において、保育士・指導員をしっかりと配置していくことと、家庭支援専門相談員が兼務せずに親子関係再構築を専門的に行うということをもっと徹底した方がよいのではないか。家庭支援専門相談員に対して資質の向上や研修の充実を図り、徹底して家庭支援ができるシステムを作っていくべきではないか。

- ・ 現行は、家庭支援専門相談員は、150名定員でも30名定員でも1人配置となっているので、児童数や家庭数に応じて配置ができるようにすることが必要。

【事務局追記】第9回委員会における委員からの主な意見

▶ 親子関係再構築支援の要である家庭支援専門相談員の増員及び機能強化が必要。

## **○児童家庭支援センターについて、児童相談所からの指導委託を推進するなど、児童相談所の補完的役割を果たす拠点として更なる活用が必要**

- ・ 児童家庭支援センターは、将来的には児童養護施設や乳児院に標準装備し、すべての施設で配置するという方向が出されているが、その進捗状況は非常に遅れているので、国で児童家庭支援センター促進のワーキングチーム等を作って具体的な推進策を検討してもらいたい。
- ・ 児童家庭支援センターは、児童相談所の補完的役割を果たす拠点として制度化されたが、子ども・子育て支援から家族支援まで幅広く何でも屋という感じで全国で活動している。
- ・ 児童家庭支援センターの補助基準は、年間920万円であり、これだけの経費では5本の柱もなかなかやれない。
- ・ 要保護児童対策地域協議会における家庭訪問といった形で支援ができるが、要保護児童対策地域協議会の会議には代表者会議には呼んでもらえるが、実務者レベルとかケース会議にはなかなか呼んでもらえない。このあたりは、全国を挙げて改善の余地があるのではないか。
- ・ 児童相談所との関係があまりうまくいっていないので、児童家庭支援センターの指導委託の件数が伸びない。
- ・ 指導委託は、公的な委託であるので、一時保護委託と同様に指導委託費をつけていただけないか。
- ・ 児童家庭支援センターは、様々な支援を行っているが、人も経費も足りず、認知度が上がってこない。公的な業務を行っているが、位置づけの理解がしにくい。児童相談所との連携がうまくいっていない。

【事務局追記】第9回委員会における委員からの主な意見

▶ 保護に至る前の段階での支援や訪問支援等を児童家庭支援センターが担うようにすればよいのではないか。

## **○自立に向けた支援として、保護者や児童に自らの置かれた状況についての理解を促すことが有効**

- ・家庭復帰に当たっては、保護者に対する支援が課題であり、虐待した保護者が自己の振り返りを行う児童相談所による保護者支援のプログラムの一層の活用や関係機関との連携、保護者支援を行うための児童相談所の体制強化が求められている。
- ・児童自立支援計画の策定において、児童の年齢等に応じて児童の意見、又は保護者の意向を聞き、その意見を反映させながら、家庭復帰計画を作成していく。その中で、生い立ちや施設入所の理由の整理、現在の自分の状況について理解をさせていくような支援が必要。

## **○親子関係再構築のための支援の内容は、親子関係の現状や家庭復帰する場合に地域で利用できる支援の状況等によって異なってくるため、支援の入口と出口での関係機関の連携が重要**

- ・とりあえず一時保護を行った後に措置変更とされた場合に、援助指針において入所期間未定というケースが非常に多くある。保護者の状況等にもよるが、どのようにして保護者との関係性を築き、児童との関係支援を行っていくのか曖昧模糊のままということも現状ではよくある。
- ・児童のアセスメントをする場合に、保護者との関係の状況によって支援プログラムが違ってくるので、入口のアセスメントと方向性が非常に重要。
- ・困ったときに誰かに助けを求められるというところまでを設定した家庭復帰というのが重要なので、特に入口と出口の時点で地域や様々な機関との連携をきちんと行えることが大切。
- ・保護者に対する質問の仕方や、どのようなことを聞くか、どのような情報が大事かというリストを整備していくことが必要。

### **【事務局追記】第9回委員会における委員からの主な意見**

- リスクを抱えたまま家庭復帰するケースのフォローについて、市町村と児童相談所との役割をしっかりと議論するべき。
- 児童の保護者の状況（例えば、うつ病や難病により負担を抱え養育困難に陥りやすいといった状況）に応じて、親子関係の再構築に向けた支援の仕方の濃淡や支援方法も異なるのではないかと。

## **○家庭復帰後の虐待の再発防止のため、親子関係再構築について市区町村の役割の明確化や要保護児童対策地域協議会の活用が必要**

- ・家庭復帰後の虐待の再発を防止するため、市区町村の子育て支援サービスを活用していくことが重要。取組は市区町村ごとに

異なり、活用すべき資源の整備状況が不十分な市区町村に対し、支援指導していくことが必要であるが、コーディネイト役の児童福祉司は虐待対応で手が回らない状況があるので、人員体制の確保が必要。

- ・ 家族再統合については、児童が親元に帰るのであれば、市町村を巻き込んでいかないと意味がない。区役所の子ども家庭支援の担当といろいろなネットワークを組んでやっているの、役割と機能の中に市町村も入れていくことは考えているのか。
- ・ 要保護児童対策地域協議会は、市区町村ごとに積極的に進んでいるところと、そうでないところの格差が生じていると思われるので、その辺りの手立てを講じていく必要があるのではないか。
- ・ 要保護児童対策地域協議会の活性化については、厚生労働省から通知を出していただくとともに、各都道府県で説明会を開催するという2本立てで取り組んではどうか。

**【事務局追記】第9回委員会における委員からの主な意見**

- 要保護児童対策地域協議会も居所不明児童の対応や妊産婦の包括支援など果たすべき機能が多くなってきているので、親子関係再構築について、児童相談所が要保護児童対策地域協議会を上手く活用するように働きかけることが必要。
- 要保護児童対策地域協議会への期待が大きくなっていると感じるが、どのように期待に応えるか、役割の整理が必要。

**【事務局追記】第9回委員会における委員からの主な意見**

**○里親やファミリーホームに委託されている児童にかかる親子関係再構築をどう考えるか。**

- 里親委託児童に関する親子関係再構築は、施設と異なり家庭支援専門相談員等の専門の職員がいないことから、その分児童相談所職員に負担はかかるが、基本的な取組みの内容は施設でも里親でも変わらない。
- 里親の親子関係再構築支援に関する意識も様々であり、里親自身が、保護が必要な児童を養育する社会的養護の一部であることの認識を持つとともに、再構築の際の里親の立ち位置を明確化することが必要。



事務局が提示した課題

- 親子関係再構築を効果的に実施するための技術や手法の向上についてどのように進めていくか。
- 親子関係再構築支援について児童相談所の役割、児童養護施設等施設の役割、児童家庭支援センターの役割をどう考えるか。
- 親子関係再構築支援を行ったが、家庭復帰の見込みが立たない（又は長期間家庭復帰ができない）児童に対する支援をどう考えるか。  
例えば、原則里親委託又はファミリーホームへの委託とすることについてどのように考えるか。
- 里親やファミリーホームに委託されている児童にかかる親子関係再構築をどう考えるか。

### 3. 措置児童の確実な自立につなげていくため、施設、里親等に養育されている間に必要な取組について ～①施設として取り組むべき職業指導等のあり方と方法～

#### ○児童の自立の概念を明確化することが必要

- ・自立の目標とするところに各施設による違いがあり、施設運営ハンドブックや運営指針に書かれている水準を実現できるような制度を作っていくべき。
- ・児童の自立の概念は、どこを目指していくのかきちんと定義しなければ、自立のことについて議論できないのではないか。

#### ○自立支援計画については、措置後の点検等を含め、児童への自立支援が適切に行われるような取組が必要

- ・児童相談所と各都道府県が施設措置後の自立支援計画の点検を十分にしておらず、措置後の児童の自立支援が本当にきちんに行われているかどうかをチェックしていないため、各施設間の格差が生じている。
- ・年間カリキュラム、月ごと、日ごとの計画の作成を施設内で統一して支援内容のばらつきをなくしたいが、職員の多忙な状況を考慮すると、それを補充するためには、外部機関の活用が必要。そのためには二重措置の問題を解決することが必要。
- ・施設や里親に委託したときに、退所間際になって自立を考えるのではなく、入所時点から自立を考える必要があり、施設が自立支援計画を作成するときには、児童も丁寧に関わっていくことが必要。そうした意味でも、児童相談所の体制も変えていかなければならない。

#### ○進路指導や職業指導等に係る専門的な支援や就業後の支援まで見据えた指導が必要

- ・自立支援計画に基づいて今後の展望をする際に、担当職員だけでは難しく、進路指導や職業指導等に係る専門スタッフが必要ではないか。都道府県は、職員として持つべき資格や技能を習得するための方策を積極的に立てるべき。
- ・18歳までの職業相談は、スタートラインに立つところの相談であって、実際はその後をどう支援していくかを見据えて考えなければ効果はないのではないか。
- ・専門職の活用によって、児童の発達、成長、情緒面に関する評価を行って対応することが必要。それによって、施設職員の育成の手助けにもなる。

**【事務局追記】第9回委員会における委員からの主な意見**

- 職業指導員は、使い勝手が悪い。自立支援コーディネーター事業（東京都の単独事業）のように自立支援の担当職員に衣替えが必要。
- 労働施策との連携という点では、ハローワークに若年層専門の担当窓口を設ける等すれば、認識されやすく、相談もしやすく、情報も集まるのではないか。
- 社会に出て自立した生活を送るためにも、ITに関する知識を身につけさせる支援は必須。

**○職場体験などのシステムの構築について検討が必要**

- ・ 社会的養護の児童は偏った体験をしている児童が多く、学習支援だけでなく、未知の体験や様々な職業体験、趣味や習い事を含めていろいろなことができる場を設定したいと思っているが、措置費では対象にならないので、様々な企業や団体から援助を受けて実施している。そうした具体的なものを一覧にして、全国各地で使えるようなシステムにしていく必要がある。
- ・ 擬似的な職場体験ができる有料施設があり、非常に有効。
- ・ 自立援助ホームの入居者は、就労まで至らないケースも多く、就労支援はもちろんのこと、児童への理解がある協力雇用主を求めて職場体験を実施していくなど、中間的就労のシステム強化が必要。
- ・ 職親を復活させて、里親制度と同様に職親制度を構築して就労支援を行ってもらうことはどうか。職親には職親手当を支給して、児童をそこに預けて面倒をみてもらうシステムも必要ではないか。

**【事務局追記】第9回委員会における委員からの主な意見**

- かつての職親制度や、協力事業主制度が必要。職親手当はインセンティブになり、開拓という意味で有用ではないか。職親だけでなく、民間企業の取組への補助を検討してもよいのではないか。
- 最近企業から頻繁に施設退所者等の人材を紹介してほしいと依頼が来るが、事情をよく理解せず施設退所者であれば様々な背景から簡単には離職しないだろうと安易に考えて依頼してくる企業もあるので、求人企業がどのような企業なのか確認することが必要。

**○大学等への進学を推進するための支援の充実について検討が必要**

- ・ 大学進学等を推進するため、施設に在籍する期間に払うべき入学金や前期授業料などは、上限を設けた上で措置費から支出してもよいこととすべき。

- ・大学進学支援を支えるための施設や里親からの仕送り（金額の上限を設定）を制度として設けてはどうか。
- ・施設の全国団体、各支援団体や企業の協力のもとに給付型奨学金制度の創設を検討してはどうか。
- ・「社会的養護の課題と将来像」で示された目標のうち、大学進学の助成については、まだ十分ではないので、実現できるよう施策の充実を図るべき。
- ・今の社会で高校卒業は最低限必要なことであり、施設から家庭養護（里親・ファミリーホーム）への移行を進められるようにするための高校生への措置費の充実を図ってもらいたい。
- ・現行制度では措置解除になる児童にしか進学支度費が出ていないが、措置延長の児童にもそのような支度費を出してもらいたい。
- ・自立は18歳ではなかなか無理で20歳でも難しいのではないかと。できる限り大学進学などで助走期間をつくっていききたい。そうした面で、静岡県で今年度から22歳まで県単で支援することを始めており注目している。
- ・里親家庭で高校以上への進学は4割を超えているが、里親の経済的な負担によるところが大きい。
- ・大学を卒業するまでストレートでいけば22歳だが、医学部に行った場合は6年間とか、転学した場合とか、そうなるというまでということが曖昧となる。

【事務局追記】第9回委員会における委員からの主な意見

- 浦安市では、大学進学希望者向けに、27年4月から給付型奨学金制度を設けている。

### ○当事者による支援は有用性が高いが、専門性をどのように担保するか検討が必要

- ・社会的養護を経験した当事者が支援者として活動できるような体制を確保していくことも、課題として挙げられるのではないかと。
- ・当事者参画の仕組みであるピアサポートは良い仕組みだが、共感だけでは仕事はできないので、専門性を担保することが非常に重要。
- ・高校3年生が社会に出ようとしたときに結構いろいろな不安が出てくる。その際に、卒業生にきてもらって体験談を聞く機会を設けているが、児童にとっては励ましになり、勇気をもたらしている。

【事務局追記】第9回委員会における委員からの主な意見

- 「ピアサポート」の「ピア」は仲間という意味で、仲間による支援が専門職からの支援に勝る場合がある。当事者による支援をどのように専門職が支援していくかが重要。

### **○施設退所後においても児童のやり直しを支える地域の体制づくりが必要**

- ・ 児童や若者は失敗を繰り返していく中で成長していくものなので、失敗後のやり直しを支える体制づくりが必要。施設に入った後だけでなく、長期的に見て、施設の職員や里親、児童相談所の職員や地域の支援者が支援する体制づくりをして、失敗してもやり直せることを保障していくことが必要。
- ・ 施設に措置されている間は、児童の支援は手厚いが、地域に戻ると支援が十分ではないという話はよく聞く。在宅型社会的養護への支援の必要性が言われているが、地域によって利用できる社会資源サービスが異なることで、児童に不利益が及ぶことはあってはならない。

### **○措置延長の積極的な活用を図るとともに、措置解除日は18歳到達の前日（措置延長した場合は20歳到達の前日）までではなく、当該日の属する年度の末日までとすることについて検討が必要**

- ・ 措置延長については、自治体によって運用に違いがあるので、児童にとっての利益の観点から、運用の改善が望まれる。
- ・ 措置延長については、現状は20歳の誕生日前日までとなっているが、年度の終わりまで延長してもらいたい。
- ・ 「社会的養護の課題と将来像」で示された目標のうち、措置延長の積極的活用についてはまだ十分ではないので、実現できるような施策の充実を図るべき。
- ・ 支援者が支援していく体制を整備し、失敗してもやり直せることを保障していくことは、18歳で終わるものではない。これから自立ということを見ていく場合には、18歳を超えたところの支援も含めた支援体制を考えていくことが必要。

### **○18歳を超えた者に係る措置等の取扱いは、児童福祉法や児童虐待防止法における児童の定義との関係など、慎重な議論が必要**

- ・ 18歳を超えていつまで支援するのか、年齢で線引きすることは困難。
- ・ 成人になった人に対して、措置という考え方が良いのかどうか、慎重に議論していかなければならないのではないかと。
- ・ 18歳を超えていつまで措置期間とするかということだけでなく、徐々に手を離していくような取組が必要ではないかと。
- ・ 20代は、生活スキルや仕事の能力など、いろいろな社会的な適用能力が求められるので、きちんと区分けして、この問題はこういう整理があると示してあげることが必要。
- ・ 19歳で措置入所というケースも結構あるが、あとわずかの期間しか施設にいたることができないので、こうした20歳の壁をどのように考えるか。

- ・児童福祉法第28条により入所した場合に、措置延長後に2年の期間が満了した場合、その更新の承認の申し立てが可能なか明文化されていない。さらに、その延長期間中に児童虐待防止法に定める面会交流の制限や接近禁止命令などは利用できないと考えられている。この問題は、18歳に達した後の措置変更の可否についても同様ではないか。児童という整理の中では、18歳に達した後の子どもについては使えるようになっていないのではないか。
- ・児童福祉法第27条の施設入所の措置について、18歳から20歳に引き上げるべきという考え方もあるが、児童福祉法の対象を20歳に引き上げることと等しくなるので、そこまではやらずに、児童福祉法第28条により措置されている場合には、親権者の意に反する場合であっても家庭裁判所の承認を得て措置延長を可能とすることも考えられる。なお、この措置は、規定上、「この法律」とされているので、児童虐待防止法は対象となっていない。児童虐待防止法もそこに含まれるようにすべきではないか。
- ・親権喪失等について、18歳に達した後も、要保護児童対策地域協議会や児童虐待防止法第13条の制度が利用できるようにする必要があり、18歳で区切るのではなく、20歳までにすることで相当程度カバーできる。
- ・接近禁止命令は、施設退所後にその必要性は高まるので、児童虐待防止法とは別に、児童自身が裁判所に接近禁止命令を申し立てる制度を創設するとともに、児童がかつて施設入所などの措置を取られていた場合には、児童相談所が支援することも考えられるのではないか。

**【事務局追記】第9回委員会における委員からの主な意見**

- 18歳を超えた者に係る措置等について、「慎重に」というのは様々な配慮が必要という意味であり、消極的な意味合いではない。
- 措置の対象を18歳から20歳に引き上げることについても、「そこまではやらずに」というのは「容易ではなかろうから」という趣旨であって、否定的な意味合いではない。

事務局が提示した課題

- 施設としての職業指導のあり方をどう考えるか。
- 職業指導員の役割についてどう考えるか。例えば、実技実習だけでなく、就労支援機関との連携等による児童に対する付添型支援や、職場開拓等の実施についてどう考えるか。
- 福祉施策だけでなく、ハローワークの積極的な活用等、労働施策と連携した社会的養護の自立支援についてどう考えるか。
- 将来的な目標を持ちにくい児童について、自立支援へ結びつける試みとして、地方における就労体験等を提供することについてどう考えるか。
- 自立に向けた支援の充実の観点から、現行の自立支援計画及び子ども自立支援計画ガイドラインの見直しについてどう考えるか。
- 自立支援に貢献する企業の取組の紹介や人材不足の業界との連携など、民間企業の取組と連携して児童の自立に向けた選択肢を増やしていくことについてどう考えるか。
- 施設退所児童等の離職防止や中途退学しない（させない）ための施設の取組状況をどのように評価するか。
- 進学を目指す児童等に対する支援をどう考えるか。
- 一時保護中の児童について18歳に至る前に、児童相談所が施設入所等の援助内容を決定した場合は、18歳を超えても措置できるという取扱いについてどう考えるか。
- 措置延長後の児童に対し施設を変更するための措置変更を行うことについてどう考えるか。

### 3. 措置児童の確実な自立につなげていくため、施設、里親等に養育されている間に必要な取組について ～②里親や里親に委託している児童に対する支援～

#### ○里親委託児童に係る自立支援計画を里親支援機関が作成することについては、里親支援機関の体制の確保等の条件整備を行った上で推進することが必要

- ・ 里子の自立支援計画策定を里親支援機関に委託することについては、実感として里親支援が里親に届いていないと感じるので難しいのではないかと。
- ・ 里親と児童相談所との関係は、里親にとっては評価をされて子どもを引き上げられないかという関係になっているので、自立支援計画はできれば里親支援機関と里親で決めてもらう方がよい。
- ・ 児童養護施設等に配置されている里親支援専門相談員の配置がどんどん拡大しており、ベテラン職員が充てられ、自立支援計画作成の経験もあるので、里親支援専門相談員と共同で行っていくこともよいのではないかと。
- ・ 里親支援専門相談員は施設にいるが、施設自体は都市部にはないなど偏在しているので、利用しにくい面がある。
- ・ 里親支援機関が自立支援計画を策定することは、条件を整備していけば将来可能性はあるのではないかと。研修を受けた方、経験知のある方、資格を持っている方が担っていく制度設計とすれば、これを社会資源として活用する可能性はあるのではないかと。却ってこれをやらないと前に進めないのではないかと。

#### ○里親や里親委託児童に対する支援においては複数の関係者が公的に関わるチーム養育が必要

- ・ 里親の対応としては、関係者間の信頼感の醸成が重要であり、里親仲間や地域社会、里親の友人など、非常に多くの人間関係を持つことによってうまくいくと思っている。イメージとしては「チーム養育」のようなことを目指したいが、現在のところ非公式的な関わりが多いのではないかと。
- ・ 里親の周辺に専門的なアドバイスを受けられる環境がなく、治療的な養育がなかなか行えない。また、子育てについて迷うような場合にスーパーバイズする体制や、レスパイトケアが十分にとれる体制があるとよい。
- ・ 自立に向けた取組については、児童の自尊感情を高め、自信を持って取り組めるよう働きかけているが、決まったプログラムがないので手探りのまま活動している。また、生活スキルを養い、自己選択の能力を身につけた上で、初めて職業概念を教え



ることによって自立が可能なのだろうと思う。アメリカの場合は里親でもソーシャルワーカーでもない自立のための担当者がつけられているが、このように自立をきちんと意識させる活動が必要なのではないか。

**【事務局追記】第9回委員会における委員からの主な意見**

- 乳児院から里親に措置変更となった場合、里親は実子が居ない場合が多く、母子保健サービスに関する情報が乏しいので、地域が里親家庭と母子保健の視点で関わり、支援することが必要。

**事務局が提示した課題**

- 里親支援にかかる児童相談所の役割、児童家庭支援センター等里親支援機関の役割についてどう考えるか。
- 里親支援を充実させるために、里子の自立支援計画策定を里親支援機関に委託することについてどう考えるか。
- 進学を目指す児童等に対する支援をどう考えるか。【再掲】

## 4. 施設退所児童等の円滑な自立のための居場所づくりの取組と工夫 ～①自立援助ホームの機能や施設における居場所づくりの取組と工夫～

### ○自立援助ホーム利用者の様々な状況を考慮し、生活困窮者自立支援制度も踏まえつつ、大学進学者等向けの対応についての検討が必要

- ・自立援助ホームに大学向けの類型を設けることはよい提案であり、そのように特化した自立援助ホームもあった方がよいのではないかと。
- ・生活困窮者自立支援法が4月から施行されており、生活困窮者の自立支援とうまくミックスさせることにより、自立援助ホームでカバーできないものを地域でカバーするなどの観点が必要。
- ・自立援助ホームの本来の役割は、自立一歩前で短期間の援助で社会生活に移行できるように就労を前提とした支援を行うことであるが、現状では様々な家庭の問題、自分自身のハンデを抱えてなかなか自立が難しいケースが混在している。このため、自立援助ホームの職員は、児童に対する対応力が必要になっている。

#### 【事務局追記】第9回委員会における委員からの主な意見

- 自立援助ホームの新類型創設については、20歳までは支援が可能という認識を持ってもらえることから賛成。
- 現在の自立援助ホーム入居児童等は、被虐待児や発達障害児が多くなってきており、就業まで結びつかないことも多いので、そのような児童にどのような支援が適切なのか、自立援助ホームの機能や役割を整理してほしい。

### ○施設に多目的に使用できるスペースを設けること等により児童の居場所づくりの推進が必要

- ・進学はしたがドロップアウトするケースも多く、措置解除後の状況の調査をするとともに、見守りと支援の仕組みをきちんと作っていくことが必要。
- ・「里親及びファミリーホーム養育指針」には、措置解除後も帰ることができる実家のような役割が書かれているが、里親が実家のように機能するための制度の整備を進めてほしい。
- ・自立援助ホームは、入居中は守られているが、退所後に手薄となる。社会生活支援専門職員（仮称）を配置して援助を行う仕組みを作ってはどうか。
- ・現状では児童の居場所が非常に少なく、一般の方々が支援する場合と、当事者によるセルフヘルプとしてやっている場合とに二分される。居場所が非常に少ないため、一番大事なニーズが把握できておらず、ニーズが潜在化してしまうことが課題。そ

のため、制度を作ってもミスマッチが起こりやすい。対応としては、県庁所在地に1か所は児童の居場所を設け、自立支援や相談援助を行うことが必要であり、こうしたソーシャルワーク的なセンスを持つ人材も必要。また、支援者間の横の連絡会が必要であり、これにより、行政もきちんとニーズを把握し、ミスマッチを回避できる。

- ・居場所づくりは情報発信をしていくことが必要。厚生労働省のホームページや、委託を受けた団体のウェブサイト、SNSを使ってやっていくことが大事。さらに、施設長の大会や施設の全国団体の大会で発表すると、施設職員が知ることになるので、自立支援に活かされることになる。また、施設職員から退所児童のOB会に伝えていただく。
- ・住宅事情が厳しいので、公営住宅等の優先入居や、低額の入居等のシステムを作れないか。
- ・社会的養護の児童は、仕事を失うと経済的にも困惑して自分の居場所も失うことが多いことから、一時的な居場所としてのステップハウス等を整備してはどうか。
- ・自分の施設では、卒園した児童が仕事を探すために1週間、10日や1か月近く居ることができる場所を施設の中に設けている。これからは、すべての施設では難しいと思うが、地域の子育て支援やアフターケアを含めて多目的に使えるような場所やスペースを各施設で用意するべきではないか。

**【事務局追記】第9回委員会における委員からの主な意見**

- 仕事と居場所をパッケージで考えるのは、仕事につまずくと同時に住まいもなくなってしまう危険性を持っている。
- 施設退所児童等は優先的に空き家に入居が可能というような制度は設けられないか。

**事務局が提示した課題**

- 自立援助ホームについてこれまでの役割（就労を前提）に加え、例えば、大学進学者向け等の新たな類型を設けることについてどう考えるか。
- 施設退所児童の居場所作りや施設の実家的機能についてどう考えるか。

## 4. 施設退所児童等の円滑な自立のための居場所づくりの取組と工夫 ～②施設退所児童のアフターケア～

### ○退所児童等アフターケア事業の推進が必要

- ・「社会的養護の課題と将来像」で示された目標のうち、アフターケア事業の推進については、まだ十分ではないので、実現できるような施策の充実を図るべき。
- ・退所児童等アフターケア事業は、700万円程度の補助を受けられるが、ハードルが高いので、例えば、A型・B型のような形にして、施設ごとに気軽に取り組めるように補助の在り方を検討したらどうか。
- ・自分の法人で実施しているソーシャルスキルトレーニングには、大阪府下の施設の児童がほとんど参加するので、いろいろな施設の児童同士で仲良くなり、お互いに励ましあうなどの効果がある。また、相談援助活動事業では、児童が困ったときに来てくれないと相談に乗ることもできないので、弁護士や精神科医などがつながりを持ちながら対応している。
- ・当事者団体による相談事業について、援助を求める児童が気軽に相談できる居場所を充実させることが必要。そのための専門性は必要。

#### 【事務局追記】第9回委員会における委員からの主な意見

- 施設退所児童等にとっては孤独感が一番の課題であり、その解決法は、一つは国で予算確保して補助事業を実施すること、もう一つは民間スキームの活用であり、「子供の未来応援国民運動」を活用すべき。
- 施設の所在地に職がなく都市部に出て就職した場合などは、なかなか施設に戻りにくいので、まずは就職先である都市部におけるアフターケアが必要ではないか。
- 職業意識や職業観の醸成をアフターケアの前に行うことが必要。

### ○施設退所児童等を長期にわたり地域でサポートする仕組みが必要

- ・児童が将来どのような生活をするのか、どのような選択肢を取っていくかについては、地域の様々な情報を活用する必要があるため、地域でのネットワークを持つことが必要。
- ・児童の自立は一定の年齢になったらそこで終わるものではなく、長期間支えていくことが必要。18歳を超えて25歳ぐらいまで児童や若者を支援していく体制を作っていくことが必要。そこには行政だけでなく民間機関、当事者や住民の参加が必要。
- ・18歳を超えて自立していく児童をどのようにサポートしていくのか。児童養護施設や里親という公的な支援から始まるので、

まず公的な支援の制度をきちんと整えた上で、その後の私的な関係（里親の委託期間が切れた後の関係や未成年後見人の後見が終わった後の関係など）により、人と人との長く続く関係をサポートしていくことを考えるべき。

**【事務局追記】第9回委員会における委員からの主な意見**

- 措置解除後の里親と委託されていた児童の関係の継続について、児童の利益を損ねることのないよう、倫理的な目安や、相談に応じて関係を調整する機関を設けるなどの仕組みを検討してはどうか。
- 医療機関は年齢に関係なく受診するので長く見守ることができ、医療機関の間で情報を確実につなげる体制があるが、医療機関にとっては虐待防止対策は未知の分野なので、医療の面から調査研究するなど、医療機関が虐待等の分野に関わる仕組みが必要。

**事務局が提示した課題**

- 施設退所児童のアフターケアの充実に当たり、都道府県の役割をどう考えるか。
- 施設退所後の見守り支援をどう考えるか。
- 自立の見込みが立たない児童等に対する支援をどう考えるか。

**【事務局追記】第9回委員会における委員からの主な意見**

**○その他全体を通じた意見**

- それぞれの関係機関が有している情報を誰に伝え、誰に活用してもらえるのかを整理して、措置児童が自立する際に自分がどのような支援を受けてきたのかを振り返る際にも活用できるような情報管理に関する共通の仕組みの検討が必要。

# 里親制度の現状と課題

# 1. 社会的養護の現状 (1)施設数、里親数、児童数等

保護者のない児童、被虐待児など家庭環境上養護を必要とする児童などに対し、公的な責任として、社会的に養護を行う。対象児童は、約4万6千人。

| 里親                | 家庭における養育を里親に委託 |  | 登録里親数   | 委託里親数   | 委託児童数   | ファミリーホーム | 養育者の住居において家庭養護を行う(定員5~6名) |       |
|-------------------|----------------|--|---------|---------|---------|----------|---------------------------|-------|
|                   |                |  |         | 9,441世帯 | 3,560世帯 |          | 4,636人                    |       |
| 区分<br>(里親は重複登録有り) | 養育里親           |  | 7,489世帯 | 2,840世帯 | 3,526人  |          | ホーム数                      | 223か所 |
|                   | 専門里親           |  | 652世帯   | 157世帯   | 209人    |          | 委託児童数                     | 993人  |
|                   | 養子縁組里親         |  | 2,706世帯 | 223世帯   | 227人    |          |                           |       |
|                   | 親族里親           |  | 477世帯   | 460世帯   | 674人    |          |                           |       |

| 施設   | 乳児院                | 児童養護施設   | 情緒障害児短期治療施設   | 児童自立支援施設   | 母子生活支援施設                             | 自立援助ホーム                         |
|------|--------------------|--|---------------|--|--------------------------------------|---------------------------------|
| 対象児童 | 乳児(特に必要な場合は、幼児を含む) | 保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童(特に必要な場合は、乳児を含む) | 軽度の情緒障害を有する児童 | 不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童 | 配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童 | 義務教育を終了した児童であって、児童養護施設等を退所した児童等 |
| 施設数  | 133か所              | 601か所  | 38か所          | 58か所   | 247か所                                | 118か所                           |
| 定員   | 3,872人             | 33,579人  | 1,779人        | 3,791人   | 4,936世帯                              | 789人                            |
| 現員   | 3,022人             | 28,183人  | 1,314人        | 1,524人   | 3,542世帯<br>児童5,843人                  | 440人                            |
| 職員総数 | 4,210人             | 15,477人  | 970人          | 1,780人   | 2,012人                               | 519人                            |

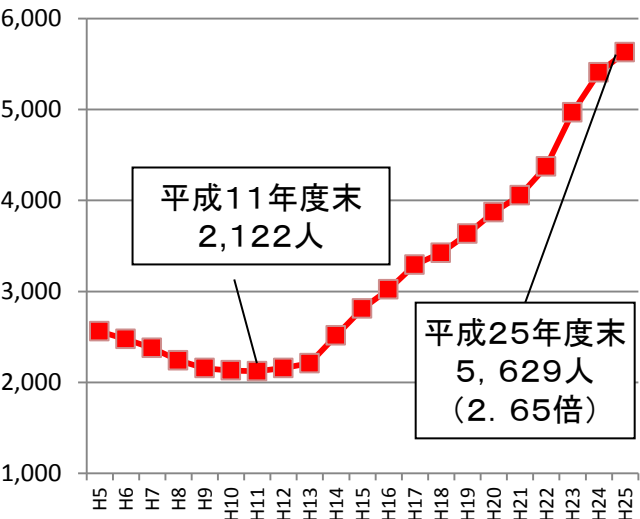
※里親数、FHホーム数、委託児童数は福祉行政報告例(平成26年3月末現在)  
 ※施設数、ホーム数(FH除く)、定員、現員、小規模グループケア、地域小規模児童養護施設のか所数は家庭福祉課調べ(平成26年10月1日現在)  
 ※職員数(自立援助ホームを除く)は、社会福祉施設等調査報告(平成24年10月1日現在)  
 ※自立援助ホームの職員数は家庭福祉課調べ(平成26年3月1日現在)  
 ※児童自立支援施設は、国立2施設を含む

|             |         |
|-------------|---------|
| 小規模グループケア   | 1,078か所 |
| 地域小規模児童養護施設 | 298か所   |

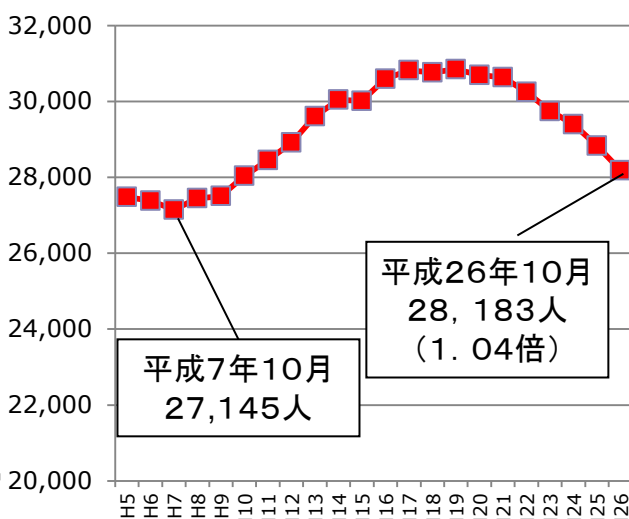
## (2)要保護児童数の推移

ここ十数年で、里親等委託児童数は約2.7倍、児童養護施設の入所児童数は微増、乳児院が約2割増となっている。

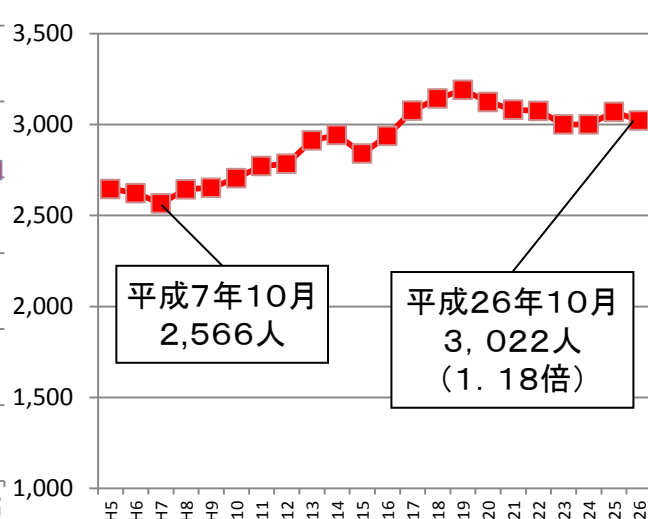
○ 里親・ファミリーホームへの委託児童数



○ 児童養護施設の入所児童数

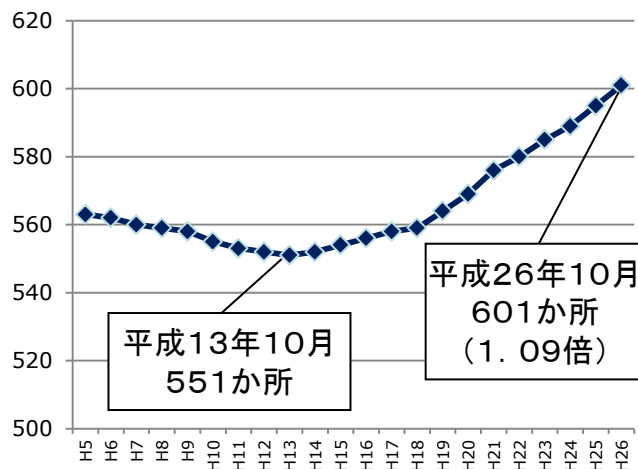


○ 乳児院の入所児童数

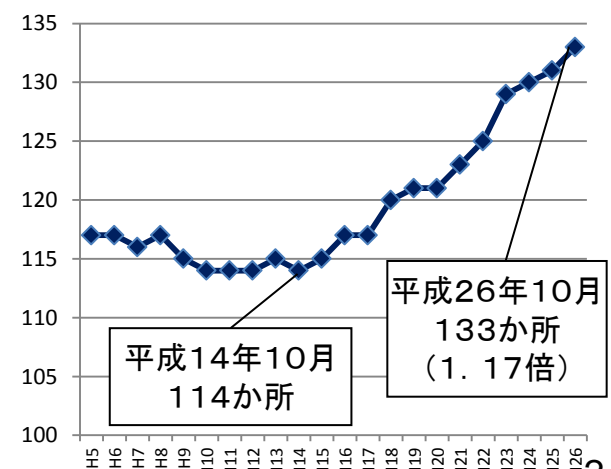


(注)児童養護施設・乳児院については各年度10月1日現在(社会福祉施設等調査、平成21年度以降は家庭福祉課調べ)  
里親・ファミリーホームについては、各年度3月末日現在(福祉行政報告例)

○ 児童養護施設の設置数



○ 乳児院の設置数





## 2. 里親制度の概要 (1) 里親とは

- 里親は、要保護児童（保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童）の養育を委託する制度であり、その推進を図るため、
- ・平成14年度に親族里親、専門里親を創設、
  - ・平成20年の児童福祉法改正で、「養育里親」を「養子縁組を希望する里親」等と法律上区分
  - ・平成21年度から、養育里親と専門里親について、**里親研修**を充実

| 種類   | 養育里親  |   | 養子縁組を希望する里親 | 親族里親   |
|------|-------|---|-------------|--|
|      |       | 専門里親  |             |  |
| 対象児童 | 要保護児童 | 次に掲げる要保護児童のうち、都道府県知事はその養育に関し特に支援が必要と認めたもの<br>①児童虐待等の行為により心身に有害な影響を受けた児童<br>②非行等の問題を有する児童<br>③身体障害、知的障害又は精神障害がある児童 | 要保護児童       | 次の要件に該当する要保護児童<br>①当該親族里親に扶養義務のある児童<br>②児童の両親その他当該児童を現に監護する者が死亡、行方不明、拘禁、入院等の状態となったことにより、これらの者により、養育が期待できないこと |

里親手当 養育里親 72,000円(2人目以降36,000円加算)  
(月額) 専門里親 123,000円(2人目以降87,000円加算)

※平成21年度に引上げ(それ以前は、児童1人当たり、養育里親34,000円、専門里親90,200円)

一般生活費 乳児 56,440円、乳児以外48,950円  
(食費、被服費等。1人月額)(平成26年度)

その他(幼稚園費、教育費、入進学支度金、就職、大学進学等支度費、医療費等)

里親に支給される手当等

## (2) 里親等委託率の推移

- 里親制度は、家庭的な環境の下で子どもの愛着関係を形成し、養護を行うことができる制度
- 里親等委託率は、平成14年の7.4%から、平成26年3月末には15.6%に上昇
- 少子化社会対策大綱（平成27年3月閣議決定）において、家庭的養護の推進を図るため、ファミリーホームを含めた里親等委託率を、平成31年度までに22%に引き上げる目標

| 年度      | 児童養護施設       |           | 乳児院          |           | 里親等※1        |           | 合計         |           |
|---------|--------------|-----------|--------------|-----------|--------------|-----------|------------|-----------|
|         | 入所児童数<br>(人) | 割合<br>(%) | 入所児童数<br>(人) | 割合<br>(%) | 委託児童数<br>(人) | 割合<br>(%) | 児童数<br>(人) | 割合<br>(%) |
| 平成14年度末 | 28,903       | 84.7      | 2,689        | 7.9       | 2,517        | 7.4       | 34,109     | 100       |
| 平成15年度末 | 29,214       | 84.0      | 2,746        | 7.9       | 2,811        | 8.1       | 34,771     | 100       |
| 平成16年度末 | 29,750       | 83.3      | 2,942        | 8.2       | 3,022        | 8.5       | 35,714     | 100       |
| 平成17年度末 | 29,765       | 82.5      | 3,008        | 8.4       | 3,293        | 9.1       | 36,066     | 100       |
| 平成18年度末 | 29,808       | 82.2      | 3,013        | 8.3       | 3,424        | 9.5       | 36,245     | 100       |
| 平成19年度末 | 29,823       | 81.8      | 2,996        | 8.2       | 3,633        | 10.0      | 36,452     | 100       |
| 平成20年度末 | 29,818       | 81.3      | 2,995        | 8.2       | 3,870        | 10.5      | 36,683     | 100       |
| 平成21年度末 | 29,548       | 80.8      | 2,968        | 8.1       | 4,055        | 11.1      | 36,571     | 100       |
| 平成22年度末 | 29,114       | 79.9      | 2,963        | 8.1       | 4,373        | 12.0      | 36,450     | 100       |
| 平成23年度末 | 28,803       | 78.6      | 2,890        | 7.9       | 4,966        | 13.5      | 36,659     | 100       |
| 平成24年度末 | 28,233       | 77.2      | 2,924        | 8.0       | 5,407        | 14.8      | 36,564     | 100       |
| 平成25年度末 | 27,465       | 76.2      | 2,948        | 8.2       | 5,629        | 15.6      | 36,042     | 100       |

※1 「里親等」は、平成21年度から制度化されたファミリーホーム（養育者の家庭で5～6人の児童を養育）を含む。  
ファミリーホームは、平成25年度末で223か所、委託児童993人。多くは里親、里親委託児童からの移行。

※2 平成22年度は福島県分を加えた数値。

（資料）福祉行政報告例及び家庭福祉課調べ（各年度末現在）

里親等委託率

# (3) 都道府県市別の里親等委託率の差

## 69都道府県市別里親等委託率（平成25年度末）

里親等委託率は、自治体間の格差が大きい

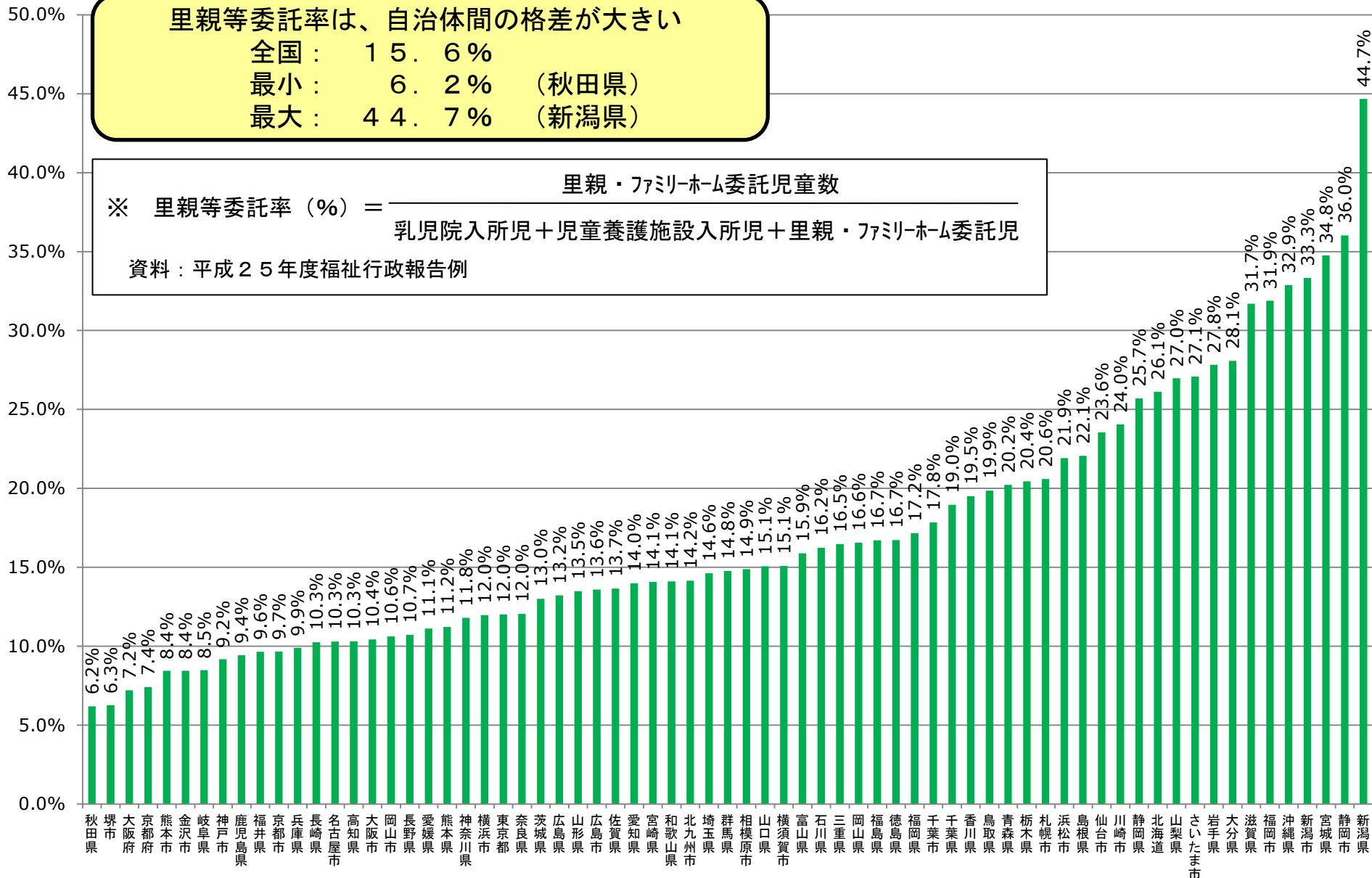
全国： 15.6%

最小： 6.2%（秋田県）

最大： 44.7%（新潟県）

※ 里親等委託率（%） =  $\frac{\text{里親・ファミリーホーム委託児童数}}{\text{乳児院入所児} + \text{児童養護施設入所児} + \text{里親・ファミリーホーム委託児}}$

資料：平成25年度福祉行政報告例



# 里親委託推進の取組事例

## 具体的な取り組み事例（福岡市）

○平成16年当時、福岡市内の児童養護施設は満杯。児童養護施設を新設するにしてもお金も時間もかかる。「施設がいっぱいなので、行き先確保のために里親を増やそう」

○平成16年12月、日本子どもの虐待防止研究会福岡大会が開催。子どもの課題に取り組むネットワークづくりを行っているNPO法人が市民フォーラムを関連事業として開催。2日間で1,000人の市民が集まる。それを目の当たりにした行政は「里親開拓にNPO法人のネットワークを活用できないか？」と考え、「里親制度普及促進事業」を委託

NPO

児童相談所

○最初にイメージを作る。事業名を「新しい絆プロジェクト」、実行委員会の名称を「ファミリーシップふくおか」（「里親＝暗いイメージ」を払しょくし、明るく、素晴らしいイメージに。→プロのデザイナーとコピーライターに依頼）  
○里親を知ってもらう市民フォーラムの開催。広報啓発は分かりやすく、親しみやすいイメージで統一、感動でつながっていく仕組みづくり（音楽・絵本の朗読から、里親の体験談に）、里親だけでなく協力者も募集（協力者になることで市民意識が醸成）、子どもプログラム（子どもが参加したいと大人も付いてくる）  
⇒参加者に、「子どもは、みんな社会の子」という認識が生まれた。  
**社会的養護の社会化** がはかられる。

○児相職員の意識の変化  
「まず里親を探そう」  
職員の「里親に委託して良かった」という成功体験によって、里親委託優先の意識が高まる。  
しかし、施設には、心理士などの専門職がいるが、里親家庭の場合はずべて児童相談所が行うことになるため、**里親委託は大変**。

○里親委託率が上がると、里親への委託児童数が増える。

里親家庭内において、子どもや里親の様々な問題や課題が頻回に発生。児相では、毎日、毎週が里親、里子のニーズに沿った相談支援の連続になった。**里親家庭への支援体制が欠かせない**。このため、児相に里親支援の専従班をつくり、里親制度だけに専念できる組織及びケース数に応じた相談支援職員を配置し、体制を整備。

## まとめ

NPOの力を活用して感動やイメージづくりを行い、協力者を募集するなど市民参加型の普及活動を広く市民に働きかけるとともに、児童相談所に里親支援専従班を配置するなどの支援体制の強化を行うことにより、里親委託率の増加を行った。

## 具体的な取り組み事例（大分県）

○平成12年～13年当時、児童養護施設等が満杯。県として、要保護児童の措置先の選択肢の乏しさや集団生活に適應できない子の存在があった。平成14年の国による里親制度の改革があり、「子どもの最善の利益を確保する」という児童の権利条約に基づいた視点から、児童相談所内で里親制度の有効性を取りまとめることとなった。

○里親委託の成功体験を共有。里親委託してみると子どもたちの表情などに変化が見られ、有効と考えるようになった。これが児童相談所全体にとって「里親委託の成功体験」につながった。大分県では、児童福祉司を専門職にしていないが、児童相談の経験を持つ者をスーパーバイザーの立場で再度赴任させるなど、児童相談所の専門性の確保に努め、組織的に里親委託を推進した。

○施設との連携・相互理解を県の事業展開の大きな柱に。乳児院や児童養護施設の理解を得るとともに施設による里親への支援が不可欠と考え、児相の呼び掛けで施設職員が里親研修に参加。里親への肯定的理解が高まる。

○大分県では、一中学校区に一里親家庭を目標に、平成17年度から里親制度説明会を全市町村で継続的に開催。市町村広報の2～3週間後に説明会を実施すると人が集まりやすい。真剣に考えて里親になってくれる人にしっかりとした情報を届ける。併せて市町村へ継続的にアプローチ。

○里親支援を丁寧に行う。里親制度にかかわる児童相談所の人員を増やし体制強化（里親専任職員の配置）里親専任職員を置くことで専門性の向上、里親研修やレスパイトケア、里親登録証の発行など。

○里親の社会的養護の担い手としての意識を高める。里親会への里親サロンの委託や措置費の請求を里親自身が行う取り組み。

## まとめ

里親になることを真剣に考える人に対象を絞り、参加者の興味や理解にあわせて情報を届ける活動および里親専任職員を置くなどの児童相談所の里親支援体制の強化を、10年間かけて、着実かつ継続的に行うことにより、里親委託率の増加を行った。

# 3. 施設の小規模化と家庭的養護の推進

社会的養護が必要な児童を、可能な限り家庭的な環境において安定した人間関係の下で育てることができるよう、施設のケア単位の小規模化、里親やファミリーホームなどを推進

より家庭的な養育環境

## 児童養護施設

大舎(20人以上)、中舎(13~19人)、小舎(12人以下)

1歳~18歳未満(必要な場合)  
0歳~20歳未満)

職員は施設長等のほか  
就学児童 5.5:1 (→4:1)  
3歳以上 4:1 (→3:1)  
3歳未満 2:1  
\*( )は27年度予算

601か所  
定員33,579人  
現員28,183人

## 地域小規模児童養護施設 (グループホーム)

本体施設の支援のもと地域の民間住宅などを活用して家庭的養護を行う

定員6人 職員2人+非常勤1人+管理宿直  
26年度298か所→31年度目標390か所

## 小規模グループケア

(本園ユニットケア) (分園型)  
本体施設や地域で、小規模なグループで家庭的養護を行う

1グループ6~8人(乳児院は4~6人)  
職員1人+管理宿直を加算

26年度1,078か所→  
31年度目標 1,870か所(乳児院等を含む)

## 小規模住居型 児童養育事業 (ファミリーホーム)

養育者の住居で養育を行う家庭養護

定員5~6人  
養育者及び補助者  
合わせて3人

25年度223か所  
→31年度目標  
520か所  
→将来像1,000か所

## 里親

家庭における養育を里親に委託する家庭養護

児童4人まで

|        |         |
|--------|---------|
| 登録里親数  | 9,441世帯 |
| うち養育里親 | 7,489世帯 |
| 専門里親   | 652世帯   |
| 養子縁組里親 | 2,706世帯 |
| 親族里親   | 477世帯   |

委託里親数 3,560世帯  
委託児童数 4,636人

→31年度目標  
養育里親登録 9,800世帯  
専門里親登録 850世帯

## 乳児院

乳児(0歳)、必要な場合幼児(小学校就学前)

133か所  
定員3,872人、現員3,022人

$$\text{里親等委託率} = \frac{\text{里親} + \text{ファミリーホーム}}{\text{養護} + \text{乳児} + \text{里親} + \text{ファミリーホーム}}$$

26年3月末 15.6% →31年度目標 22%

→将来像は、本体施設、グループホーム、里親等を各概ね3分の1  
児童養護施設の本体施設は、全て小規模グループケアに

## 児童自立生活援助事業 (自立援助ホーム)

児童養護施設等退所後、就職する児童等が共同生活を営む住居において自立支援

26年度118か所  
→31年度目標 190か所

※「31年度目標」は、少子化社会対策大綱

登録里親数、委託里親数、FHホーム数、委託児童数は、平成26年3月末福祉行政報告例。

施設数、ホーム数(FH除く)、定員、現員、小規模グループケア、地域小規模児童養護施設の数、平成26年10月1日家庭福祉課調べ。8



# 4. 里親委託の推進

## 里親委託の役割

- 里親委託は、次のような効果が期待できることから、社会的養護では里親委託を優先して検討。
  - (a) 特定の大人との愛着関係の下で養育され、安心感の中で自己肯定感を育み、基本的信頼感を獲得できる
  - (b) 適切な家庭生活を体験する中で、家族のありようを学び、将来、家庭生活を築く上でのモデルにできる
  - (c) 家庭生活の中で人との適切な関係の取り方を学んだり、地域社会の中で社会性を養うとともに、豊かな生活経験を通じて生活技術を獲得できる
- 里親は、委託解除後も関係を持ち、いわば実家的な役割を持つことができる。
- 養育里親、専門里親、養子縁組希望里親、親族里親の4つの類型の特色を生かしながら推進。

## 里親委託の推進

### ①里親委託率の引上げ

- ・日本の社会的養護は、施設が9割で里親は1割。欧米諸国と比べて、施設養護に偏っている。
- ・しかし、日本でも、新潟県で44.7%など、里親委託率が3割を超えている県もあり、最近9年間で、福岡市が6.9%から31.9%へ増加するなど、大幅に伸ばした県・市もある。
- ・これらの自治体では、児童相談所への専任の里親担当職員の設置、里親支援機関の充実、体験発表会、市町村と連携した広報、NPOや市民活動を通じた口コミなど、様々な努力をされており、日本でも里親委託率を3割以上に引き上げることは十分可能。
- ・平成23年4月に「里親委託ガイドライン」を策定。伸ばした県市の取組事例を普及させるなど、取組を推進。  
→平成24年3月に里親委託ガイドラインを改正し、里親支援の充実、体制整備を促進

### ②新生児里親、親族里親、週末里親等の活用

- ・望まない妊娠による出産で養育できない保護者の意向が明確な場合は、妊娠中からの相談に応じ、「特別養子縁組を前提とした新生児の里親委託」の方法が有用。新生児の遺棄・死亡事例等の防止のためにも、関係機関の連携と社会的養護の制度の周知が重要。
- ・親族里親の活用により経済的支援を行わなければ、親族による養育が期待できず施設措置を余儀なくされる場合には、親族里親を積極的に活用。扶養義務のない親族には、養育里親制度を適用する見直し。  
→平成23年9月の省令改正で、扶養義務のないおじ、おばには養育里親を適用して里親手当を支給できるように改正
- ・家庭的生活を体験することが望ましい児童養護施設の入所児童に対し、週末や夏休みを利用して養育里親への養育委託を行う「週末里親」「季節里親」を活用。

# 5. 里親委託を推進する上での課題と取組

## 里親委託を進める上での課題

### ○ 登録里親確保の問題

- ・里親制度の社会的認知度が低く、新規委託可能な登録里親が少ない。
- ・里親の希望する条件(性別、年齢、養子縁組可能性等)と合わない。
- ・信頼関係の構築が難しく、児童相談所として信頼できる里親に限られる。里親の養育技術向上。
- ・里子が万一のトラブルや事故に遭遇した時の里親としての責任が心配で、登録申請に至らない。 等

### ○ 実親の同意の問題

- ・里親委託に対する実親の同意を得ることが難しい。(施設なら同意するが、里親の場合に同意しない) 等

### ○ 児童の問題の複雑化

- ・発達障害等児童の抱える問題等が複雑化しており、里親への委託が困難なケースが増えてきている 等

### ○ 実施体制、実施方針の問題

- ・児童福祉司が虐待対応業務に追われていることから、里親委託への業務に十分に関わっていない。
- ・里親専任担当職員が配置されていないなど、里親を支援するための体制の整備が十分でない。
- ・未委託里親の状況や里親委託を検討できる児童の情報など、県内全児相での情報共有が必要
- ・職員の意識の問題として、失敗を恐れると委託に消極的になり、無難な施設を選択する等の問題 等

## 里親委託を推進する取り組み例

### ○ 広報・啓発

- ・区町村や里親会等との連携・協力
- ・里親子による体験発表会(里親の実情を知ってもらう)
- ・一日里親体験、里親希望者と施設児童との交流事業 等

### ○ 実親の理解

- ・養子縁組を希望する里親のイメージが強い中で、養育里親の普及を進める
- ・養育里親についての里親の意識
- ・実親の理解が得やすいファミリーホームへの委託 等

### ○ 里親の支援

- ・里親交流会で体験談を語り、コミュニケーションを深める
- ・里親の孤立化を防止、訪問支援
- ・里親研修、養育技術の向上
- ・地域との連携をつくり、里親によい養育環境をつくる 等

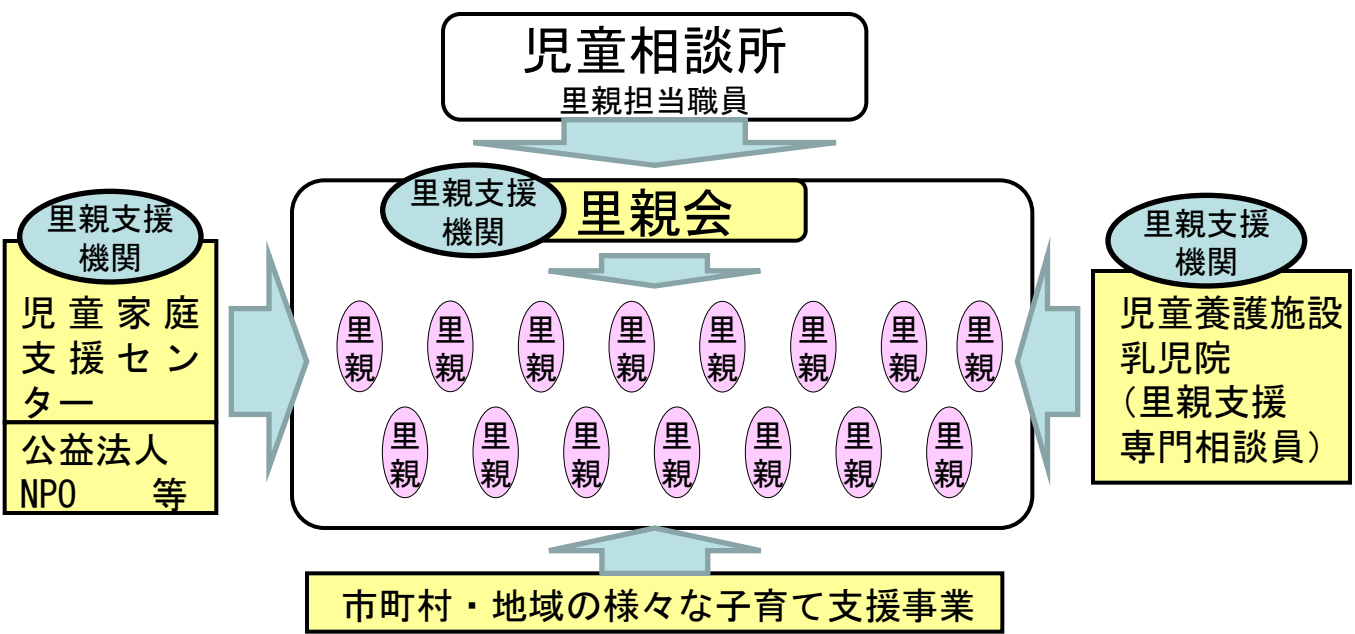
### ○ 実施体制、実施方針

- ・里親支援機関事業を外部に委託し、里親支援体制を充実
- ・里親会の強化
- ・里親担当職員の増員等
- ・里親委託のガイドラインの策定
- ・里親委託等推進委員会を設置し、関係機関・団体間で里親委託に対する共通認識を持ち、委託推進の機運を高める
- ・相談ケースごとに里親委託の検討。施設入所児童の中から、委託可能な児童を掘り起こし 等



# 6. 里親に対する支援 ①里親支援機関

- 里親支援機関は、里親会、児童家庭支援センター、里親支援専門相談員を置く児童養護施設や乳児院、公益法人やNPOなど、様々な主体が参加し、それぞれの特色に応じて、分担・連携し、里親制度の普及促進、里親委託推進、里親支援の事業を行う。
- 里親支援については、複数の相談窓口があることが重要。
  - ・里親会は、主に、里親サロンなどの相互交流や、里親経験を生かした訪問支援、里親によるレスパイトなど
  - ・児童家庭支援センターは、主に、専門職員による養育相談、電話相談など
  - ・児童養護施設、乳児院は、主に、施設から里親への移行支援、里親への訪問相談、電話相談、レスパイトなど
- 里親支援機関は、都道府県市の里親支援の業務を委託するもの。委託を受けて里親支援の業務に従事する者には、児童福祉法上、守秘義務が設定されており、里親名簿やケースの必要な情報を共有し、連携して対応。
- ファミリーホームに対する支援も、里親支援機関で一体的に行う（平成23年4月に実施要綱改正済）  
また、平成23年4月の実施要綱改正で、里親支援の業務を、児童家庭支援センターの業務に位置づけた。

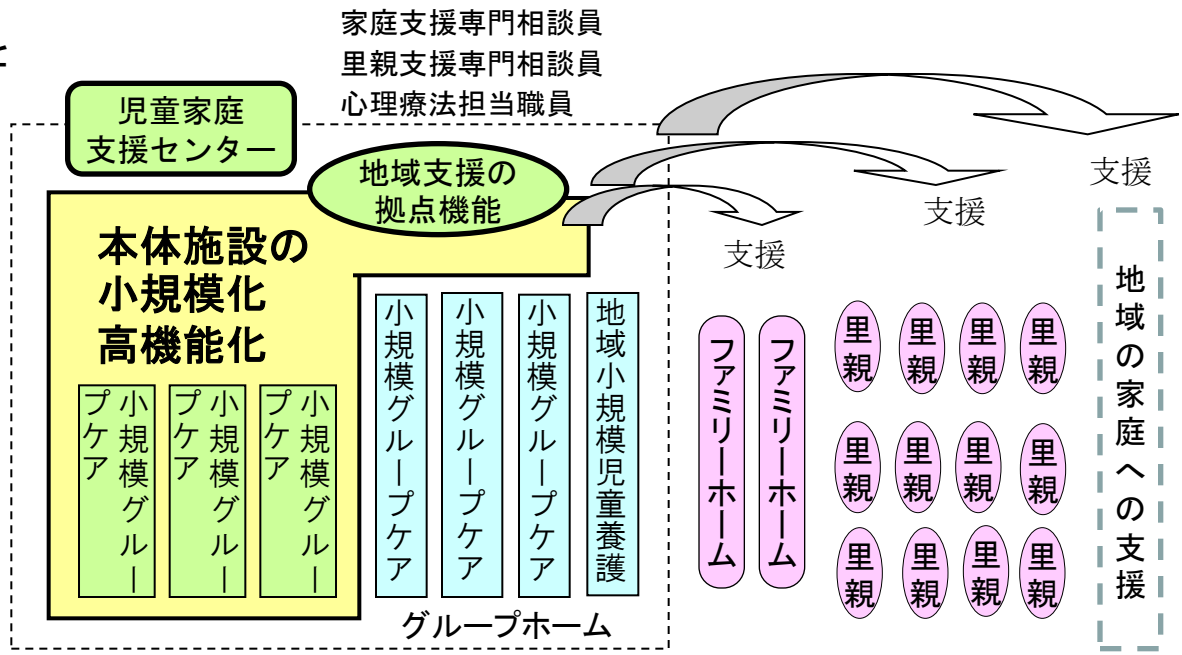


| 里親支援機関事業   |                                    |
|--|------------------------------------|
| 実施主体<br>・都道府県・指定都市・児相設置市<br>・里親会、児童家庭支援センター、乳児院、児童養護施設、NPO等に委託可能 |                                    |
| 里親制度普及促進事業   | 普及啓発<br>養育里親研修<br>専門里親研修           |
| 里親委託推進・支援等事業   | 里親委託支援等<br>里親家庭への訪問支援<br>里親による相互交流 |
| 里親トレーニング事業   | 里親トレーナーによる新規里親、未委託里親に対するトレーニング     |

## ②里親支援専門相談員（里親支援ソーシャルワーカー）

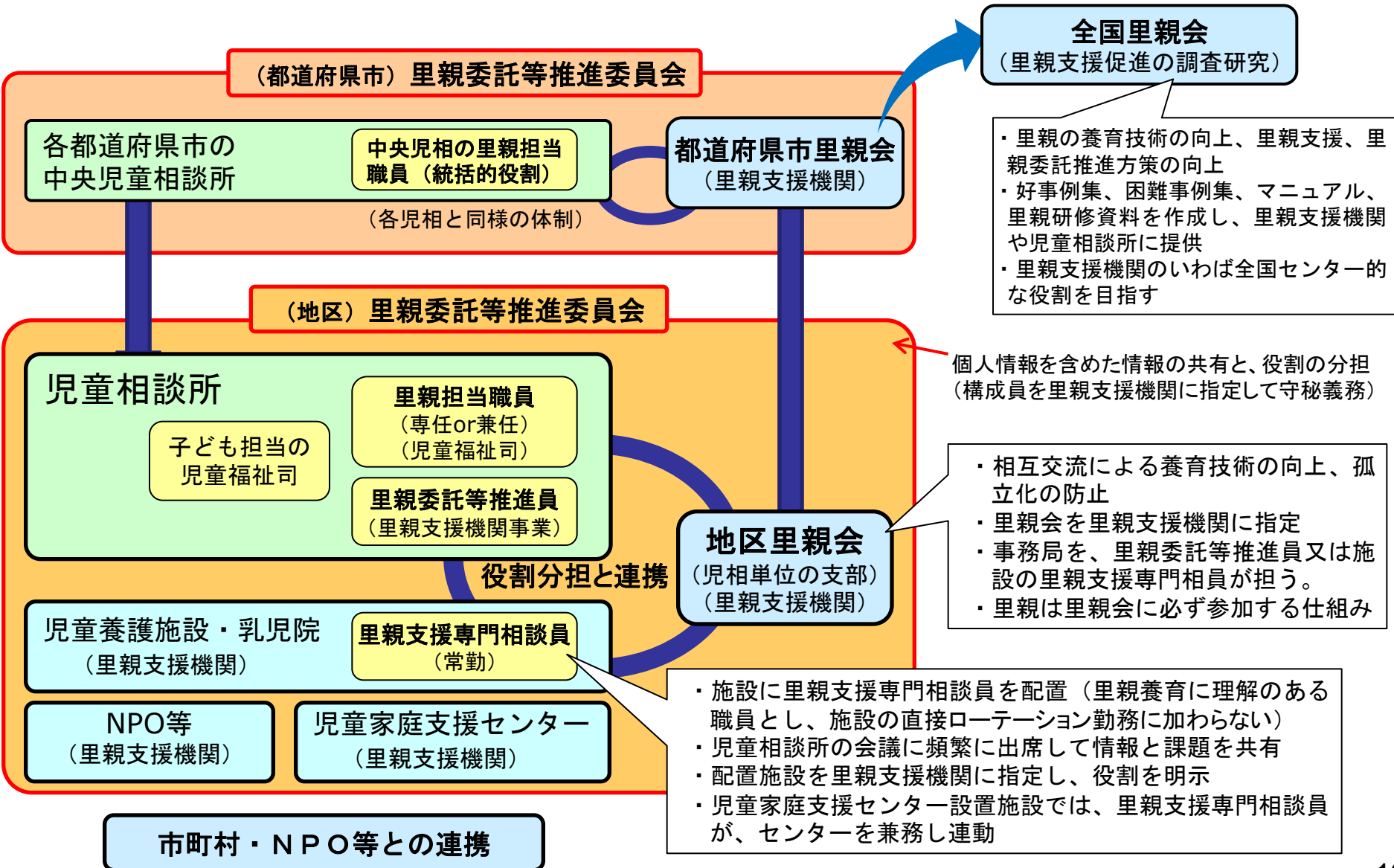
- 〔趣 旨〕 ・ 施設に地域支援の拠点機能を持たせ、里親やファミリーホームへの支援体制の充実を図るとともに、施設と里親との新たなパートナーシップを構築する。
- 〔人 材〕 ・ 社会福祉士、精神保健福祉士、児童福祉司資格のある者、又は施設や里親で5年以上児童の養育に従事した者であって、里親制度に理解があり、ソーシャルワークの視点を持てる人  
・ 実践を積み重ねながら、里親支援の在り方を見だし、里親支援ソーシャルワークの専門性を高める。
- 〔役 割〕 ・ ①所属施設の児童の里親委託の推進、②退所児童のアフターケアとしての里親支援、③地域支援としての里親支援（児童福祉法上、施設はアフターケアの機能を持つとともに、地域住民の相談に応じる機能を持つ。）
- 〔活 動〕 ・ 里親と子どもの側に立つ専任の職員。施設の直接処遇の勤務ローテーションに入らない。  
・ 児童相談所の里親担当職員や里親委託等推進員とともに、定期的な家庭訪問を行うほか、施設機能を活かした支援を含め、里親支援を行う。  
・ 児童相談所の会議に出席して情報と課題を共有する。
- 〔位置付け〕 ・ 配置施設を里親支援機関に指定し、役割を明示する。  
・ 児童家庭支援センターを附置する施設では、里親支援専門相談員は、センターを兼務し連動する。

### 施設の地域支援機能の充実と家庭的養護の推進



### ③ 児童相談所単位での里親支援の体制整備

○各児童相談所単位で、児相の里親担当職員、里親委託等推進員、里親会の里親支援担当者、施設の里親支援専門相談員、児童家庭支援センターの職員等が、チームとして、里親委託推進・里親支援の活動を行う



**全国里親会**  
(里親支援促進の調査研究)

- ・里親の養育技術の向上、里親支援、里親委託推進方策の向上
- ・好事例集、困難事例集、マニュアル、里親研修資料を作成し、里親支援機関や児童相談所に提供
- ・里親支援機関のいわば全国センター的な役割を目指す

個人情報を含めた情報の共有と、役割の分担  
(構成員を里親支援機関に指定して守秘義務)

- ・相互交流による養育技術の向上、孤立化の防止
- ・里親会を里親支援機関に指定
- ・事務局を、里親委託等推進員又は施設の里親支援専門相員が担う。
- ・里親は里親会に必ず参加する仕組み

- ・施設に里親支援専門相談員を配置 (里親養育に理解のある職員とし、施設の直接ローテーション勤務に加わらない)
- ・児童相談所の会議に頻繁に出席して情報と課題を共有
- ・配置施設を里親支援機関に指定し、役割を明示
- ・児童家庭支援センター設置施設では、里親支援専門相談員が、センターを兼務し連動

# ④ 里親支援機関と児童相談所の役割

## 都道府県市(児童相談所)の里親委託・里親支援についての業務

### 都道府県市・児童相談所が直接行う必要がある業務

・里親支援機関の協力を得ながら、児童相談所が中心となっていく。

### 里親支援機関に行わせること可能な業務

・児童相談所の職員が直接行ったり、児童相談所に里親委託等推進員を配置して行うほか、里親支援機関（児童養護施設・乳児院(里親支援専門相談員)、児童家庭支援センター、里親会、公益法人、NPO等）へ委託等して積極的に推進する。

※地域の実情に応じ、各機関の特徴を生かして分担・連携  
 ※里親委託等推進員や里親支援専門相談員は、全てにかかわる

里親制度普及

里親の認定  
・登録

里親委託

里親支援  
・指導

委託解除

|              |   |
|--------------|---|
|              |   |
| ○認定、登録に関する事務 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請の受理</li> <li>・里親認定の決定、通知</li> <li>・里親の登録、更新、取消申請の受理等</li> </ul>   |
| ○委託に関する事務    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・里親委託の対象となる子どもの特定</li> <li>・子どものアセスメント</li> <li>・委託する里親の選定</li> <li>・里親委託の措置の決定</li> <li>・措置に当たっての里親や子どもへの説明</li> <li>・自立支援計画の策定、里親への説明</li> </ul> |
| ○里親指導・連絡調整   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・養育上の指導、養育状況の把握</li> <li>・実親（保護者）との関係調整</li> <li>・レスパイトケアの利用決定</li> <li>・自立支援計画の見直し</li> </ul>   |
| ○里親委託の解除     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託解除の決定</li> <li>・解除に当たっての里親や子どもへの対応</li> </ul>   |

|  |  |
|--|--|
|  | <ul style="list-style-type: none"> <li>●新規里親の開拓                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・里親制度の広報啓発</li> <li>・講演会、説明会、体験発表会等の開催</li> </ul> </li> <li>●里親候補者の週末里親等の調整</li> </ul>  |
|  | <ul style="list-style-type: none"> <li>●里親への研修                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・登録前研修の実施</li> <li>・更新研修の実施</li> <li>・その他の研修</li> </ul> </li> <li>●里親委託の推進                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・未委託里親の状況や意向の把握</li> <li>・子どもに適合する里親を選定するための事前調整</li> <li>・里親委託の対象となる子どもの特定のための事前調整</li> </ul> </li> </ul> |
|  | <ul style="list-style-type: none"> <li>●里親家庭への訪問、電話相談</li> <li>●レスパイトケアの調整</li> <li>●里親サロンの運営(里親の相互交流)</li> <li>●里親会活動への参加勧奨、活動支援</li> </ul>   |
|  | <ul style="list-style-type: none"> <li>●アフターケアとしての相談</li> </ul>  |

## ⑤ 里親支援機関事業の概要

### 里親支援機関事業

#### 里親制度普及促進事業

- ①普及促進
  - ・ 里親制度の広報活動を行い、新たな養育里親等を開拓する
- ②養育里親研修（養子縁組里親、親族里親にも必要に応じた研修の実施）
  - ・ 養育里親として必要な基礎的知識や技術を習得する
- ③専門里親研修
  - ・ 被虐待児等を受け入れる専門里親の養成等を行う

#### 里親委託推進・支援等事業

- 「里親委託等推進員」「里親委託等推進委員会」を置き、次の事業を行う
- ①里親委託支援等
    - ・ 児童と養育里親との調整等を行い、委託を総合的に推進
  - ②訪問支援
    - ・ 里親家庭に訪問し、児童の状態把握、里親への相談、援助等を行う
  - ③相互交流
    - ・ 里親、里親希望者等が集い、情報交換、養育技術の向上等を図る

#### 里親トレーニング事業（H27年度新規）

- （里親登録後の）新規里親、未委託里親のリストアップ、トレーニング
- ・ 一定程度のトレーニングを行えば里親委託可能な新規里親及び未委託里親をリストアップ
  - ・ 里親トレーナーを配置し、新規里親及び未委託里親に対するトレーニングを実施
  - ・ トレーニングを実施した里親リストを都道府県（児童相談所）に登録して委託を推進

#### 実施主体

- ・ 都道府県・指定都市・児相設置市
- ・ 里親会、児童家庭支援センター、乳児院、児童養護施設、NPO等に委託可能

## 里親委託推進における課題

- ① 里親の新規開拓のためにどのような取組が必要か。
- ② 未委託里親への委託や早期の里親委託の推進のためにどのような取組が必要か。
- ③ 委託を受けた里親に対する支援としてどのような取組が必要か。
- ④ 委託解除後の実家的機能として、どのような取組が必要か。

# (参考) 統計表等

(1) 在籍児童の年齢 (平成25年2月1日現在)

(単位: 人、%)

| 区分    | 里親    |      | 乳児院   |        | 児童養護施設 |        | 情緒障害児<br>短期治療施設 |        | 児童自立<br>支援施設 |        | 母子生活<br>支援施設 |        |
|-------|-------|------|-------|--------|--------|--------|-----------------|--------|--------------|--------|--------------|--------|
|       | 児童数   | 割合   | 児童数   | 割合     | 児童数    | 割合     | 児童数             | 割合     | 児童数          | 割合     | 児童数          | 割合     |
| 0歳    | 111   | 2.4% | 875   | 27.8%  | 2      | 0.0%   | —               | —      | —            | —      | 222          | 3.7%   |
| 1歳    | 140   | 3.1% | 1,118 | 35.5%  | 30     | 0.1%   | —               | —      | —            | —      | 366          | 6.1%   |
| 2歳    | 203   | 4.5% | 783   | 24.9%  | 366    | 1.2%   | —               | —      | —            | —      | 428          | 7.1%   |
| 3歳    | 240   | 5.3% | 268   | 8.5%   | 933    | 3.1%   | —               | —      | —            | —      | 461          | 7.7%   |
| 4歳    | 214   | 4.7% | 77    | 2.4%   | 1,299  | 4.3%   | —               | —      | —            | —      | 476          | 7.9%   |
| 5歳    | 246   | 5.4% | 20    | 0.6%   | 1,417  | 4.7%   | 2               | 0.2%   | —            | —      | 476          | 7.9%   |
| 6歳    | 255   | 5.6% | 5     | 0.2%   | 1,598  | 5.3%   | 4               | 0.3%   | —            | —      | 452          | 7.5%   |
| 7歳    | 228   | 5.0% | 1     | 0.0%   | 1,556  | 5.2%   | 27              | 2.2%   | —            | —      | 413          | 6.9%   |
| 8歳    | 255   | 5.6% | —     | —      | 1,712  | 5.7%   | 48              | 3.9%   | 3            | 0.2%   | 378          | 6.3%   |
| 9歳    | 240   | 5.3% | —     | —      | 1,910  | 6.4%   | 80              | 6.5%   | 7            | 0.4%   | 363          | 6.0%   |
| 10歳   | 231   | 5.1% | —     | —      | 2,022  | 6.7%   | 114             | 9.2%   | 26           | 1.6%   | 336          | 5.6%   |
| 11歳   | 264   | 5.8% | —     | —      | 2,101  | 7.0%   | 128             | 10.4%  | 46           | 2.8%   | 330          | 5.5%   |
| 12歳   | 261   | 5.8% | —     | —      | 2,283  | 7.6%   | 171             | 13.8%  | 106          | 6.3%   | 296          | 4.9%   |
| 13歳   | 249   | 5.5% | —     | —      | 2,242  | 7.5%   | 166             | 13.4%  | 254          | 15.2%  | 233          | 3.9%   |
| 14歳   | 251   | 5.5% | —     | —      | 2,414  | 8.1%   | 175             | 14.2%  | 514          | 30.8%  | 238          | 4.0%   |
| 15歳   | 261   | 5.8% | —     | —      | 2,471  | 8.2%   | 159             | 12.9%  | 569          | 34.1%  | 200          | 3.3%   |
| 16歳   | 290   | 6.4% | —     | —      | 2,130  | 7.1%   | 68              | 5.5%   | 80           | 4.8%   | 138          | 2.3%   |
| 17歳   | 311   | 6.9% | —     | —      | 1,861  | 6.2%   | 54              | 4.4%   | 40           | 2.4%   | 114          | 1.9%   |
| 18歳以上 | 282   | 6.2% | —     | —      | 1,607  | 5.4%   | 39              | 3.2%   | 25           | 1.5%   | 84           | 1.4%   |
| 総数※   | 4,534 | 100% | 3,147 | 100.0% | 29,979 | 100.0% | 1,235           | 100.0% | 1,670        | 100.0% | 6,006        | 100.0% |
| 平均年齢  | 9.9歳  |      | 1.2歳  |        | 11.2歳  |        | 12.7歳           |        | 14.1歳        |        | 7.4歳         |        |

## (1) 在籍児童の年齢（平成25年2月1日現在）

（単位：人、％）

| 区分    | ファミリーホーム |      | 自立援助ホーム |        |
|-------|----------|------|---------|--------|
|       | 児童数      | 割合   | 児童数     | 割合     |
| 0歳    | 3        | 0.4% | —       | —      |
| 1歳    | 10       | 1.2% | —       | —      |
| 2歳    | 20       | 2.4% | —       | —      |
| 3歳    | 30       | 3.6% | —       | —      |
| 4歳    | 32       | 3.9% | —       | —      |
| 5歳    | 40       | 4.8% | —       | —      |
| 6歳    | 32       | 3.9% | —       | —      |
| 7歳    | 36       | 4.3% | —       | —      |
| 8歳    | 46       | 5.5% | —       | —      |
| 9歳    | 47       | 5.7% | —       | —      |
| 10歳   | 45       | 5.4% | —       | —      |
| 11歳   | 50       | 6.0% | —       | —      |
| 12歳   | 59       | 7.1% | —       | —      |
| 13歳   | 61       | 7.4% | —       | —      |
| 14歳   | 72       | 8.7% | —       | —      |
| 15歳   | 54       | 6.5% | 11      | 2.9%   |
| 16歳   | 57       | 6.9% | 74      | 19.7%  |
| 17歳   | 70       | 8.4% | 103     | 27.4%  |
| 18歳以上 | 65       | 7.8% | 188     | 50.0%  |
| 総数※   | 829      | 100% | 376     | 100.0% |
| 平均年齢  | 11.2歳    |      | 17.5歳   |        |



## (2) 在籍児童の措置時の年齢 (平成25年2月1日現在在籍児童)

(単位:人、%)

| 区分    | 里親    |        | 乳児院   |        | 児童養護施設 |        | 情緒障害児<br>短期治療施設 |        | 児童自立<br>支援施設 |        | 母子生活<br>支援施設 |        |
|-------|-------|--------|-------|--------|--------|--------|-----------------|--------|--------------|--------|--------------|--------|
|       | 児童数   | 割合     | 児童数   | 割合     | 児童数    | 割合     | 児童数             | 割合     | 児童数          | 割合     | 児童数          | 割合     |
| 0歳    | 443   | 9.8%   | 2,461 | 78.2%  | 55     | 0.2%   | —               | —      | —            | —      | 812          | 13.5%  |
| 1歳    | 474   | 10.5%  | 530   | 16.8%  | 849    | 2.8%   | —               | —      | —            | —      | 642          | 10.7%  |
| 2歳    | 666   | 14.7%  | 127   | 4.0%   | 6,408  | 21.4%  | —               | —      | —            | —      | 608          | 10.1%  |
| 3歳    | 440   | 9.7%   | 24    | 0.8%   | 3,745  | 12.5%  | —               | —      | —            | —      | 544          | 9.1%   |
| 4歳    | 280   | 6.2%   | 2     | 0.1%   | 2,620  | 8.7%   | 1               | 0.1%   | —            | —      | 531          | 8.8%   |
| 5歳    | 241   | 5.3%   | 1     | 0.0%   | 2,187  | 7.3%   | 6               | 0.5%   | —            | —      | 437          | 7.3%   |
| 6歳    | 270   | 6.0%   | —     | —      | 2,171  | 7.2%   | 51              | 4.1%   | 1            | 0.1%   | 382          | 6.4%   |
| 7歳    | 195   | 4.3%   | —     | —      | 1,814  | 6.1%   | 101             | 8.2%   | 1            | 0.1%   | 344          | 5.7%   |
| 8歳    | 161   | 3.6%   | —     | —      | 1,702  | 5.7%   | 133             | 10.8%  | 7            | 0.4%   | 308          | 5.1%   |
| 9歳    | 154   | 3.4%   | —     | —      | 1,510  | 5.0%   | 150             | 12.1%  | 29           | 1.7%   | 297          | 4.9%   |
| 10歳   | 143   | 3.2%   | —     | —      | 1,402  | 4.7%   | 151             | 12.2%  | 42           | 2.5%   | 268          | 4.5%   |
| 11歳   | 139   | 3.1%   | —     | —      | 1,324  | 4.4%   | 151             | 12.2%  | 107          | 6.4%   | 223          | 3.7%   |
| 12歳   | 174   | 3.8%   | —     | —      | 1,156  | 3.9%   | 162             | 13.1%  | 219          | 13.1%  | 179          | 3.0%   |
| 13歳   | 149   | 3.3%   | —     | —      | 1,126  | 3.8%   | 165             | 13.4%  | 564          | 33.8%  | 152          | 2.5%   |
| 14歳   | 146   | 3.2%   | —     | —      | 909    | 3.0%   | 120             | 9.7%   | 511          | 30.6%  | 113          | 1.9%   |
| 15歳   | 203   | 4.5%   | —     | —      | 619    | 2.1%   | 38              | 3.1%   | 142          | 8.5%   | 80           | 1.3%   |
| 16歳   | 152   | 3.4%   | —     | —      | 241    | 0.8%   | —               | —      | 33           | 2.0%   | 45           | 0.7%   |
| 17歳   | 79    | 1.7%   | —     | —      | 92     | 0.3%   | 4               | 0.3%   | 11           | 0.7%   | 27           | 0.4%   |
| 18歳以上 | 12    | 0.3%   | —     | —      | 14     | 0.0%   | —               | —      | 2            | 0.1%   | 7            | 0.1%   |
| 総数※   | 4,534 | 100.0% | 3,147 | 100.0% | 29,979 | 100.0% | 1,235           | 100.0% | 1,670        | 100.0% | 6,006        | 100.0% |
| 平均年齢  | 6.3歳  |        | 0.3歳  |        | 6.2歳   |        | 10.6歳           |        | 13.1歳        |        | 5.2歳         |        |

※ 総数には年齢不詳も含む。

(1) (2) とともに児童養護施設入所児童等調査結果 (平成25年2月1日現在)

## (2) 在籍児童の措置時の年齢 (平成25年2月1日現在在籍児童)

(単位:人、%)

| 区分    | ファミリーホーム |        | 自立援助ホーム |        |
|-------|----------|--------|---------|--------|
|       | 児童数      | 割合     | 児童数     | 割合     |
| 0歳    | 34       | 4.1%   | —       | —      |
| 1歳    | 38       | 4.6%   | —       | —      |
| 2歳    | 68       | 8.2%   | —       | —      |
| 3歳    | 59       | 7.1%   | —       | —      |
| 4歳    | 40       | 4.8%   | —       | —      |
| 5歳    | 48       | 5.8%   | —       | —      |
| 6歳    | 50       | 6.0%   | —       | —      |
| 7歳    | 48       | 5.8%   | —       | —      |
| 8歳    | 43       | 5.2%   | —       | —      |
| 9歳    | 47       | 5.7%   | —       | —      |
| 10歳   | 35       | 4.2%   | —       | —      |
| 11歳   | 48       | 5.8%   | —       | —      |
| 12歳   | 33       | 4.0%   | —       | —      |
| 13歳   | 53       | 6.4%   | —       | —      |
| 14歳   | 48       | 5.8%   | —       | —      |
| 15歳   | 62       | 7.5%   | 51      | 13.6%  |
| 16歳   | 47       | 5.7%   | 137     | 36.4%  |
| 17歳   | 23       | 2.8%   | 80      | 21.3%  |
| 18歳以上 | 5        | 0.6%   | 101     | 26.9%  |
| 総数※   | 829      | 100.0% | 376     | 100.0% |
| 平均年齢  | 8.4歳     |        | 17.0歳   |        |

※ 総数には年齢不詳も含む。

(1) (2) とともに児童養護施設入所児童等調査結果 (平成25年2月1日現在)

## (3) 在所期間別在籍児童数 (平成26年3月1日現在在籍児童)

(単位:人、%)

| 区分          | 里親    |        | 乳児院   |        | 児童養護施設 |        | 情緒障害児<br>短期治療施設 |        | 児童自立<br>支援施設 |        |
|-------------|-------|--------|-------|--------|--------|--------|-----------------|--------|--------------|--------|
|             | 児童数   | 割合     | 児童数   | 割合     | 児童数    | 割合     | 児童数             | 割合     | 児童数          | 割合     |
| 1年未満        | 1,060 | 22.8%  | 1,518 | 47.1%  | 4,451  | 15.1%  | 390             | 28.5%  | 1,025        | 58.3%  |
| 1年以上 2年未満   | 741   | 15.9%  | 999   | 31.0%  | 3,819  | 13.0%  | 400             | 29.3%  | 555          | 31.6%  |
| 2年以上 3年未満   | 699   | 15.0%  | 502   | 15.6%  | 3,357  | 11.4%  | 231             | 16.9%  | 146          | 8.3%   |
| 3年以上 4年未満   | 411   | 8.8%   | 140   | 4.3%   | 2,927  | 9.9%   | 162             | 11.9%  | 23           | 1.3%   |
| 4年以上 5年未満   | 316   | 6.8%   | 45    | 1.4%   | 2,362  | 8.0%   | 69              | 5.0%   | 7            | 0.4%   |
| 5年以上 6年未満   | 259   | 5.6%   | 17    | 0.5%   | 2,095  | 7.1%   | 44              | 3.2%   | 1            | 0.1%   |
| 6年以上 7年未満   | 214   | 4.6%   | 3     | 0.1%   | 1,892  | 6.4%   | 27              | 2.0%   | 0            | 0.0%   |
| 7年以上 8年未満   | 159   | 3.4%   | -     | -      | 1,573  | 5.3%   | 28              | 2.0%   | 1            | 0.1%   |
| 8年以上 9年未満   | 167   | 3.6%   | -     | -      | 1,379  | 4.7%   | 9               | 0.7%   | 1            | 0.1%   |
| 9年以上 10年未満  | 154   | 3.3%   | -     | -      | 1,245  | 4.2%   | 5               | 0.4%   | 0            | 0.0%   |
| 10年以上 11年未満 | 129   | 2.8%   | -     | -      | 1,056  | 3.6%   | 2               | 0.1%   | -            | -      |
| 11年以上 12年未満 | 101   | 2.2%   | -     | -      | 903    | 3.1%   | 0               | 0.0%   | -            | -      |
| 12年以上 13年未満 | 84    | 1.8%   | -     | -      | 811    | 2.8%   | -               | -      | -            | -      |
| 13年以上 14年未満 | 51    | 1.1%   | -     | -      | 583    | 2.0%   | -               | -      | -            | -      |
| 14年以上 15年未満 | 46    | 1.0%   | -     | -      | 498    | 1.7%   | -               | -      | -            | -      |
| 15年以上 16年未満 | 28    | 0.6%   | -     | -      | 287    | 1.0%   | -               | -      | -            | -      |
| 16年以上 17年未満 | 15    | 0.3%   | -     | -      | 169    | 0.6%   | -               | -      | -            | -      |
| 17年以上 18年未満 | 16    | 0.3%   | -     | -      | 35     | 0.1%   | -               | -      | -            | -      |
| 18年以上       | 6     | 0.1%   | -     | -      | 18     | 0.1%   | -               | -      | -            | -      |
| 総数          | 4,656 | 100.0% | 3,224 | 100.0% | 29,460 | 100.0% | 1,367           | 100.0% | 1,759        | 100.0% |

家庭福祉課調べ (「社会的養護の現況に関する調査」)

(4) 里親の委託・委託解除の状況 (平成25年度中)

(単位：人)

| 平成25年度新規委託児童数<br>(新規又は措置変更) |          |     |       |
|-----------------------------|----------|-----|-------|
| 他の児童<br>福祉施設                | 家庭<br>から | その他 | 計     |
| 569                         | 718      | 80  | 1,367 |

| 平成25年度委託解除児童数 |          |          |          |    |     |     |                   |
|---------------|----------|----------|----------|----|-----|-----|-------------------|
| 解除            |          |          |          |    |     |     | 変更                |
| 家庭環<br>境改善    | 養子<br>縁組 | 自立<br>自活 | 無断<br>外出 | 死亡 | その他 | 計   | 他の児<br>童福祉<br>施設等 |
| 299           | 286      | 194      | 7        | 2  | 140 | 928 | 344               |



| 変更前の内訳 |            |                     |                  |                  |          |     |
|--------|------------|---------------------|------------------|------------------|----------|-----|
| 乳児院    | 児童養<br>護施設 | 情緒障害<br>児短期治<br>療施設 | 児童自<br>立支援<br>施設 | 母子生<br>活支援<br>施設 | 他の<br>里親 | その他 |
| 267    | 152        | 7                   | 23               | 1                | 73       | 46  |

| 変更後の内訳 |            |                         |                  |                  |          |                  |             |         |
|--------|------------|-------------------------|------------------|------------------|----------|------------------|-------------|---------|
| 乳児院    | 児童養<br>護施設 | 情緒障<br>害児短<br>期治療<br>施設 | 児童自<br>立支援<br>施設 | 母子生<br>活支援<br>施設 | 他の<br>里親 | ファミ<br>リー<br>ホーム | 自立援助<br>ホーム | その<br>他 |
| 17     | 112        | 3                       | 15               | 2                | 82       | 67               | 11          | 35      |

家庭福祉課調べ (「社会的養護の現況に関する調査」)

(5) 里親の一時的な休息のための援助（レスパイト・ケア）の実施状況（平成25年度実績）

| 受入先種別  | 受入施設等数 | 延利用回数 | 実施延日数 |
|--------|--------|-------|-------|
| 里親     | 277    | 644   | 1,598 |
| 児童養護施設 | 58     | 155   | 482   |
| 乳児院    | 30     | 56    | 141   |
| その他    | 29     | 50    | 155   |
| 合計     | 394    | 905   | 2,376 |

※レスパイト・ケアを利用した  
里親世帯数・・・395世帯

家庭福祉課調べ  
（「社会的養護の現況に関する調査」）

(6) 措置児童の保護者の状況

(人)

| 区分          | 乳児院児           | 養護施設児           | 里親委託児          |
|-------------|----------------|-----------------|----------------|
| 父母有り（養父母含む） | 1,656 (52.6%)  | 9,746 (32.5%)   | 671 (14.8%)    |
| 父のみ（養父含む）   | 75 (2.4%)      | 3,528 (11.8%)   | 291 (6.4%)     |
| 母のみ（養母含む）   | 1,307 (41.5%)  | 11,189 (37.3%)  | 1,405 (31.0%)  |
| 両親ともいない     | 87 (2.8%)      | 4,790 (16.0%)   | 1,924 (42.4%)  |
| 両親とも不明      | 19 (0.6%)      | 517 (1.7%)      | 183 (4.1%)     |
| 不詳          | 3 (0.1%)       | 209 (0.7%)      | 60 (1.3%)      |
| 総数          | 3,147 (100.0%) | 29,979 (100.0%) | 4,534 (100.0%) |

児童養護施設入所児童等調査（平成25年2月1日）

## (7) 里親の状況 (平成26年3月1日現在)

(人)

| 委託里親数 | 里親の構成         | 里親の就業状況    |               |
|-------|---------------|------------|---------------|
|       |               |            |               |
| 3,598 | 夫婦世帯<br>3,104 | 一方が働いている   | 1,596 (44.4%) |
|       |               | 共働き        | 1,257 (34.9%) |
|       |               | どちらも働いていない | 251 (7.0%)    |
|       | ひとり親世帯<br>494 | 働いている      | 282 (7.8%)    |
|       |               | 働いていない     | 212 (5.9%)    |

## (8) 新生児等の措置先 (平成25年度中)

(人)

| 措置時の年齢      | 措置先   |       |       |
|-------------|-------|-------|-------|
|             | 乳児院   | 里親    | 合計    |
| 0歳児 (1か月未満) | 382   | 71    | 453   |
| 0歳児 (1か月以上) | 812   | 135   | 947   |
| 1歳以上2歳未満    | 449   | 132   | 581   |
| 合計          | 1,643 | 338   | 1,981 |
| 割合          | 82.9% | 17.1% | 100%  |

(7) (8) : 家庭福祉課調べ  
 (「社会的養護の現況に関する調査」)

### (9) 里親申込の動機

| 総 数    | 児童福祉への理解から | 子どもを育てたいから | 養子を得たいため | その他   | 不 詳  |
|--------|------------|------------|----------|-------|------|
| 3,481  | 1,515      | 1,069      | 434      | 428   | 35   |
| 100.0% | 43.5%      | 30.7%      | 12.5%    | 12.3% | 1.0% |

### (10) 委託児童数

| 総 数    | 1人    | 2人    | 3人   | 4人   | 不詳   |
|--------|-------|-------|------|------|------|
| 3,481  | 2,585 | 666   | 176  | 53   | 1    |
| 100.0% | 74.3% | 19.1% | 5.1% | 1.5% | 0.0% |

### (11) 里親の年齢

|     | 総 数    | 30歳未満 | 30～39歳 | 40～49歳 | 50～59歳 | 60歳以上 | いない   | 不 詳  |
|-----|--------|-------|--------|--------|--------|-------|-------|------|
| 里 父 | 3,481  | 14    | 207    | 712    | 1,070  | 1,093 | 382   | 3    |
|     | 100.0% | 0.4%  | 5.9%   | 20.5%  | 30.7%  | 31.4% | 11.0% | 0.1% |
| 里 母 | 3,481  | 26    | 251    | 1,010  | 1,151  | 966   | 75    | 2    |
|     | 100.0% | 0.7%  | 7.2%   | 29.0%  | 33.1%  | 27.8% | 2.2%  | 0.1% |

### (12) 里親の職業

| 総 数    | 社会福祉事業従事者 | 教 員  | 専門・技術 | 管 理  | 事 務   | 販 売  | 農林・漁業 | 単純労働 | サービス | 宗教家   | その他の就業 | 不 詳  |
|--------|-----------|------|-------|------|-------|------|-------|------|------|-------|--------|------|
| 3,481  | 221       | 100  | 648   | 185  | 383   | 192  | 134   | 181  | 254  | 371   | 480    | 332  |
| 100.0% | 6.3%      | 2.9% | 18.6% | 5.3% | 11.0% | 5.5% | 3.8%  | 5.2% | 7.3% | 10.7% | 13.8%  | 9.5% |

(9) ~ (12) 児童養護施設入所児童等調査 (平成25年2月1日)

# 社会保障審議会児童部会 第6回 児童虐待防止対策のあり方に関する専門委員会

## 議事次第

平成27年3月2日

17:00～19:00

場所：中央合同庁舎5号館9階省議室

### 1. 開 会

### 2. 議 事

- (1) 新任委員の紹介
- (2) 検討事項について
- (3) その他

### 3. 閉 会

#### < 配付資料 >

- 資料 1 児童虐待防止対策のあり方に関する専門委員会の設置について
- 資料 2 児童虐待防止対策のあり方に関する専門委員会「初期対応検討チーム」及び「自立支援検討チーム」委員名簿
- 資料 3 自立に向けた支援のあり方に関する検討事項等について
- 資料 4 社会的養護の現状について
- 資料 5 社会保障審議会児童部会児童虐待の在り方に関する専門委員会  
これまでの議論のとりまとめ (H26. 11. 28)
- 資料 6 児童虐待防止対策に関する副大臣等会議資料 (H26. 12. 26)
- 参 考 子どもを守る地域ネットワーク等調査結果



## 児童虐待防止対策のあり方に関する専門委員会の設置について

### 1. 趣旨

児童虐待相談の対応件数の増加や多数の重篤な児童虐待事例があることに鑑み、効果的な児童虐待防止対策を検討するため専門委員会を設置する。

### 2. 構成等

- (1) 専門委員会委員は別紙のとおりとする。
- (2) 専門委員会には委員長を置く。
- (3) 専門委員会は、委員長が必要があると認めるときは、関係者の参加を求めることができる。
- (4) 専門委員会の庶務は、雇用均等・児童家庭局総務課虐待防止対策室が行う。

### 3. 検討事項

- (1) 妊娠期からの切れ目ない支援のあり方について
- (2) 初期対応の迅速化や的確な対応のための関係機関の連携強化について
- (3) 要保護児童対策地域協議会の機能強化について
- (4) 児童相談所が虐待通告や子育ての悩み相談に対して確実に対応できる体制整備について
- (5) 緊急時における安全確認、安全確保の迅速な実施について
- (6) 児童の安全確保を最優先にした一時保護の実施について
- (7) 親子関係の調整のための取組について
- (8) 措置児童の確実な自立につなげていくため、施設、里親等に養育されている間に必要な取組について
- (9) 施設退所児童等の円滑な自立のための居場所機能・相談・支援について

### 4. その他

委員会は原則公開とする。

# 児童虐待防止対策のあり方に関する専門委員会 委員名簿

(五十音順、敬称略、◎委員長、☆新任委員)

## ○委 員

- 秋山 千枝子 医療法人社団千実会あきやま子どもクリニック理事長  
泉谷 朋子 目白大学人間学部 助教  
磯谷 文明 くれたけ法律事務所 弁護士  
岡井 崇 社会福祉法人恩賜財団母子愛育会  
総合母子保健センター愛育病院 病院長  
加藤 曜子 流通科学大学サービス産業学部 教授  
☆木ノ内 博道 公益財団法人全国里親会 副会長  
☆草間 吉夫 東北福祉大学 特任教授  
☆作本 和美 福岡県志免町健康課 課長補佐  
笹井 康治 沼津市市民福祉部福祉事務所子育て支援課長  
佐藤 拓代 地方独立行政法人大阪府立病院機構  
大阪府立母子保健総合医療センター母子保健情報センター長  
菅野 道英 滋賀県彦根子ども家庭相談センター 所長  
辰田 雄一 東京都八王子児童相談所 所長  
☆中板 育美 公益社団法人日本看護協会 常任理事  
浜田 真樹 浜田・木村法律事務所 弁護士  
☆平井 誠敏 全国自立援助ホーム協議会 副会長  
全国児童家庭支援センター協議会 会長  
☆平田 ルリ子 全国乳児福祉協議会 副会長  
☆藤川 澄代 社会福祉法人大阪児童福祉事業協会アフターケア事業部 部長  
藤平 達三 浦安市こども家庭支援センター 所長  
☆ト蔵 康行 日本ファミリーホーム協議会 会長  
◎松原 康雄 明治学院大学社会学部教授  
☆武藤 素明 全国児童養護施設協議会 副会長

## ○オブザーバー

内閣府  
総務省  
法務省  
文部科学省  
警察庁

児童虐待防止対策のあり方に関する専門委員会  
「初期対応検討チーム」委員名簿

(五十音順、敬称略、◎委員長)

- あきやま ちえこ 医療法人社団千実会あきやま子どもクリニック理事長  
秋山 千枝子
- いずみや ともこ 目白大学人間学部 助教  
泉谷 朋子
- いそがえ ふみあき くれたけ法律事務所 弁護士  
磯谷 文明
- おかい たかし 社会福祉法人恩賜財団母子愛育会  
岡井 崇  
総合母子保健センター愛育病院 病院長
- かとう ようこ 流通科学大学サービス産業学部 教授  
加藤 曜子
- ささい こうじ 沼津市市民福祉部福祉事務所子育て支援課長  
笹井 康治
- さとう たくよ 地方独立行政法人大阪府立病院機構  
佐藤 拓代  
大阪府立母子保健総合医療センター母子保健情報センター長
- すがの みちひで 滋賀県彦根子ども家庭相談センター 所長  
菅野 道英
- たつた ゆういち 東京都八王子児童相談所 所長  
辰田 雄一
- はまだ まさき 浜田・木村法律事務所 弁護士  
浜田 真樹
- ふじひら たつぞう 浦安市こども家庭支援センター 所長  
藤平 達三
- まつばら やすお ◎松原 康雄 明治学院大学社会学部教授

児童虐待防止対策のあり方に関する専門委員会  
「自立支援検討チーム」委員名簿

(五十音順、敬称略、◎委員長、☆新任委員)

- あきやま ち え こ  
☆秋山千枝子 医療法人社団千実会あきやま子どもクリニック理事長
- いずみやともこ  
☆泉谷朋子 目白大学人間学部 助教
- いそがえふみあき  
磯谷文明 くれたけ法律事務所 弁護士
- きのうちひろみち  
☆木ノ内博道 公益財団法人全国里親会副会長
- くさまよしお  
☆草間吉夫 東北福祉大学特任教授
- すがのみちひで  
菅野道英 滋賀県彦根子ども家庭相談センター 所長
- たつたゆういち  
辰田雄一 東京都八王子児童相談所 所長
- はまだまさき  
☆浜田真樹 浜田・木村法律事務所 弁護士
- ひらいなりとし  
☆平井誠敏 全国自立援助ホーム協議会副会長、全国児童家庭支援センター協議会会長
- ひらたるりこ  
☆平田ルリ子 全国乳児福祉協議会副会長
- ふじかわすみよ  
☆藤川澄代 社会福祉法人大阪児童福祉事業協会アフターケア事業部部长
- ほくらやすゆき  
☆ト蔵康行 日本ファミリーホーム協議会会長
- まつばらやすお  
◎松原康雄 明治学院大学社会学部 教授
- むとうそめい  
☆武藤素明 全国児童養護施設協議会副会長

(第6回)児童虐待防止対策のあり方に関する検討委員会  
自立支援検討チーム

自立に向けた支援のあり方に関する検討事項等について

厚生労働省雇用均等・児童家庭局  
総務課、家庭福祉課

## 検討事項

課題(1) 児童の安全確保を最優先にした一時保護の実施について

課題(2) 親子関係の調整のための取組

課題(3) 措置児童の確実な自立につなげていくため、施設、里親等に養育されている間に必要な取組について

課題(4) 施設退所児童等の円滑な自立のための居場所づくりの取組と工夫

## 課題(1) 児童の安全確保を最優先にした一時保護の実施について

### ○迅速、確実な一時保護の実施と一時保護中の支援のあり方

#### 【現行制度と現状】

##### ○ 平成25年度の実績

所内一時保護:21,281件(内、児童虐待10,105件(47.5%))

一時保護委託:12,016件(内、児童虐待5,382件(44.8%))

所内一時保護の平均保護日数:29.0日

※以上、平成25年度福祉行政報告例から

##### ○ 年間平均入所率が100%を越える一時保護所は6か所。また、81~100%の一時保護所は24か所 (平成25年1~12月の間の一時保護所(132か所)の平均入所率)

\*平成26年4月の一時保護所数 134カ所

※厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課調べ

##### ○ 一時保護の判断基準として、子ども虐待対応の手引きでは「一時保護決定に向けてのアセスメントシート」を示している。

##### ○ 一時保護解除の判断基準として、子ども虐待対応の手引きでは「家庭復帰の適否を判断するためのチェックリスト」を示している。

##### ○ 児童虐待を主訴として一時保護した件数の内、施設入所または里親等委託した件数は28.1%であり、一時保護所から帰宅等の件数は67.3%となっている。※平成25年度福祉行政報告例から

##### ○ 一時保護所の設置主体は、都道府県、指定都市等

## 課題(2) 親子関係の調整のための取組

### ○児童相談所と施設、児童家庭支援センターの役割と機能

#### 【現行制度と現状】

- 児童相談所と施設、児童家庭支援センターにおいて親子関係再構築の支援を実施。
- 施設においては、①施設に家庭支援専門相談員(ファミリーソーシャルワーカー)の配置の義務化や心理療法担当職員の配置、②平成24年3月に施設種別ごとの施設運営指針及び里親養育指針を定め、その指針の中で家族への支援について規定、③平成25年3月に施設種別ごとの親子関係再構築支援事例集を作成し、平成26年3月に親子関係再構築支援ガイドラインを策定するなどにより親子再構築支援の充実を推進。
- 児童家庭支援センターにおいても、親子関係再構築支援を行うことが可能とされている。
- 児童相談所と施設が連携の上、親子関係の調整を行う必要があるが、児童相談所においては虐待の初期対応等に時間をとられるため十分な対応ができていない場合がある。
- 入所児童は必ずしも家庭復帰できる児童だけではない。(児童の今後の見通し「保護者のもとへ復帰」乳児院:23.4%、児童養護施設27.8%(H25.2))
- 児童家庭支援センターを有効に活用している自治体がある一方、設置していない自治体(22自治体/全69自治体)もある。



## 課題(3)措置児童の確実な自立につなげていくため、施設、里親等に養育されている間に必要な取組について

### ①施設として取り組むべき職業指導等のあり方と方法

#### 【現行制度と現状】

- 施設職員が学校と連携し入所児童の進路指導を実施。職業指導員配置施設では、職業指導員が実習指導や就職活動を支援。
- 就職支援以外の自立に向けた支援(ビジネスマナー・金銭管理等)についても、施設職員が指導する中で支援。
- 支援が必要な場合には20歳に達するまで措置延長が可能。
- 職業指導が直ちに就労に結びつかない場合がある。また、職業指導員の配置施設数も多くない。  
(H26:44か所(児童養護施設等))
- 大学等進学する入所児童が少ない。
  - ・平成25年度末に高等学校等を卒業した児童養護施設入所児童のうち、平成26年5月1日現在の進路の割合:大学等11.4%  
専修学校等・・・11.2%
- 就職又は大学等進学したが、1年以内で離職又は退学する児童等が多い。
  - ・就職したが1年以内で離職した児童等の割合:43.0%(中学卒業児童)、26.6%(高校卒業児童等)  
(H24全国児童養護施設協議会)  
※全国の中学(高校)卒業後就職者1年目離職者の割合:40.4%(中学卒業)、19.9%(高校卒業)  
(厚生労働省HP「新規学卒者の離職状況に関する資料一覧」)
  - ・大学等進学したが中途退学した施設入所児童等の割合:年平均6.2%(H24全国児童養護施設協議会)  
※全国の大学等中途退学者の割合:2.65%  
(H24文部科学省)
- 一時保護中に児童が18歳に到達した場合、一時保護の継続及び施設入所措置を行うことができない取扱いとしている。
- 措置延長後(18歳以上)に措置変更ができない取扱いとしている。

## 課題(3)措置児童の確実な自立につなげていくため、施設、里親等に養育されている間に必要な取組について

### ②里親や里親に委託している児童に対する支援

#### 【現行制度と現状】

- 里親支援について児童相談所や施設等の里親支援機関が担っている。
- 里親委託児に係る自立支援計画は児童相談所が作成することとなっている。
- 里親は、委託解除されることを心配して児童相談所への相談を躊躇してしまうとの声がある。
- 里親委託児は大学等への進学の方が比較的高く、里親の持ち出しによる金銭的負担が大きいとの声がある。  
また、委託解除後も関係を持ち実家的役割を担うが、公費負担制度がないため、さらに金銭面等の負担が大きくなるという声がある。
  - ・平成25年度末に高等学校等を卒業した児童のうち、平成26年5月1日現在の進路：  
里親・・・大学等23.3% 専修学校等・・・20.0% 児童養護施設・・・大学等11.4% 専修学校等・・・11.2%
  - ※全高卒者・・・大学等53.8% 専修学校等・・・23.1%(学校基本調査)

## 課題(4)施設退所児童等の円滑な自立のための居場所づくりの取組と工夫

### ①自立援助ホームの機能や施設における居場所づくりの取組と工夫

#### 【現行制度と現状】

- 自立援助ホームは、義務教育終了後の児童が20歳に達するまで入居できる事業であり、就労しながら自立に向けた支援を行うもの。(H26. 10現在:118か所)
- 児童養護施設入所児童等の場合、20歳に達するまで措置延長することは可能。
- 自立援助ホーム、児童養護施設等の措置延長の仕組みは、20歳に達するまでの制度であり、20歳以上になると児童福祉での支援は生活・就労の相談支援のみであり、取組みが十分ではないとの声がある。
- 児童養護施設退所児童等の支援の一つに自立援助ホーム(就労を前提)があるが、就労している児童等がいる一方、離職等により就労していない児童等もいる。
- 【再掲】就職又は大学等進学したが、施設退所後1年未満で離職又は退学する児童等が多い。

## 課題(4)施設退所児童等の円滑な自立のための居場所づくりの取組と工夫

### ②施設退所児童のアフターケア

#### 【現行制度と現状】

- 児童福祉法の児童福祉施設の各施設の定義の中で、退所児童等に対する相談その他の援助について規定。
- 退所児童等アフターケア事業(社会福祉法人、NPO等へ委託可)による退所児童等に対する生活及び就労に関する相談支援を実施。(H26. 10:20か所)
- 退所後も引き続き見守り支援等が必要な児童については、児童家庭支援センター等に対する指導委託(行政処分)が可能。
- 施設では入所児童の支援が中心であるため、本来行うことになっている退所児童等に対する相談支援が必ずしも十分に機能していない。
- 退所児童は全国にいる一方、退所児童等アフターケア事業を実施している事業者は限られている。
- 児童家庭支援センターに対する指導委託に地域差があり、全体としては低調。(年0～19人(H25全国児童家庭支援センター協議会))
- 【再掲】20歳以上になると児童福祉での支援が退所児童等アフターケア事業などの生活・就労の相談支援はあるが、日常生活支援は手薄になる。

# 社会的養護の現状について

厚生労働省雇用均等・児童家庭局  
家庭福祉課

# 社会的養護の現状 施設数、里親数、児童数等

保護者のない児童、被虐待児など家庭環境上養護を必要とする児童などに対し、公的な責任として、社会的に養護を行う。対象児童は、約4万7千人。

|           |                   |        |              |              |              |                 |                           |       |
|-----------|-------------------|--------|--------------|--------------|--------------|-----------------|---------------------------|-------|
| <b>里親</b> | 家庭における養育を里親に委託    |        | <b>登録里親数</b> | <b>委託里親数</b> | <b>委託児童数</b> | <b>ファミリーホーム</b> | 養育者の住居において家庭養護を行う(定員5~6名) |       |
|           |                   |        | 9,441世帯      | 3,560世帯      | 4,636人       |                 | ホーム数                      | 223か所 |
|           | 区分<br>(里親は重複登録有り) | 養育里親   | 7,489世帯      | 2,840世帯      | 3,526人       |                 |                           |       |
|           |                   | 専門里親   | 652世帯        | 157世帯        | 209人         |                 |                           |       |
|           |                   | 養子縁組里親 | 2,706世帯      | 223世帯        | 227人         |                 |                           |       |
| 親族里親      |                   | 477世帯  | 460世帯        | 674人         |              |                 |                           |       |
|           |                   |        |              |              |              | 委託児童数           | 993人                      |       |

| 施設   | 乳児院                | 児童養護施設   | 情緒障害児短期治療施設   | 児童自立支援施設   | 母子生活支援施設                             | 自立援助ホーム                         |
|------|--------------------|--|---------------|--|--------------------------------------|---------------------------------|
| 対象児童 | 乳児(特に必要な場合は、幼児を含む) | 保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童(特に必要な場合は、乳児を含む) | 軽度の情緒障害を有する児童 | 不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童 | 配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童 | 義務教育を終了した児童であって、児童養護施設等を退所した児童等 |
| 施設数  | 133か所              | 601か所  | 38か所          | 58か所   | 247か所                                | 118か所                           |
| 定員   | 3,872人             | 33,579人  | 1,779人        | 3,791人   | 4,936世帯                              | 789人                            |
| 現員   | 3,022人             | 28,183人  | 1,314人        | 1,524人   | 3,542世帯<br>児童5,843人                  | 440人                            |
| 職員総数 | 4,210人             | 15,477人  | 970人          | 1,780人   | 2,012人                               | 519人                            |

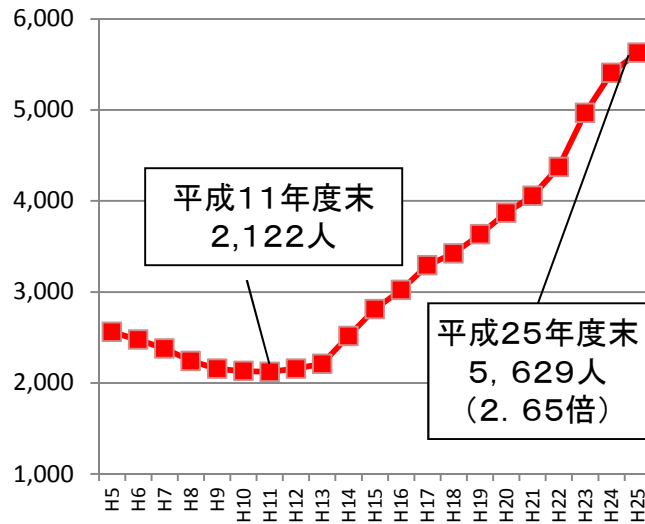
※里親数、FHホーム数、委託児童数は福祉行政報告例(平成26年3月末現在)  
 ※施設数、ホーム数(FH除く)、定員、現員、小規模グループケア、地域小規模児童養護施設のか所数は家庭福祉課調べ(平成26年10月1日現在)  
 ※職員数(自立援助ホームを除く)は、社会福祉施設等調査報告(平成24年10月1日現在)  
 ※自立援助ホームの職員数は家庭福祉課調べ(平成26年3月1日現在)  
 ※児童自立支援施設は、国立2施設を含む

|                    |         |
|--------------------|---------|
| <b>小規模グループケア</b>   | 1,078か所 |
| <b>地域小規模児童養護施設</b> | 298か所   |

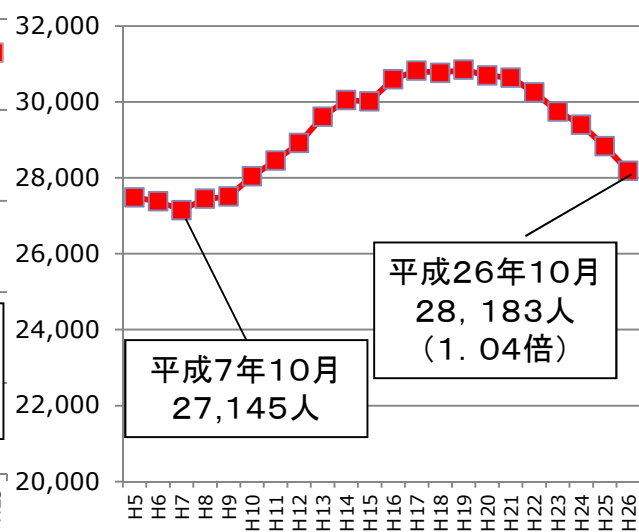
# 要保護児童数の推移

ここ十数年で、里親等委託児童数は約2.7倍、児童養護施設の入所児童数は微増、乳児院が約2割増となっている。

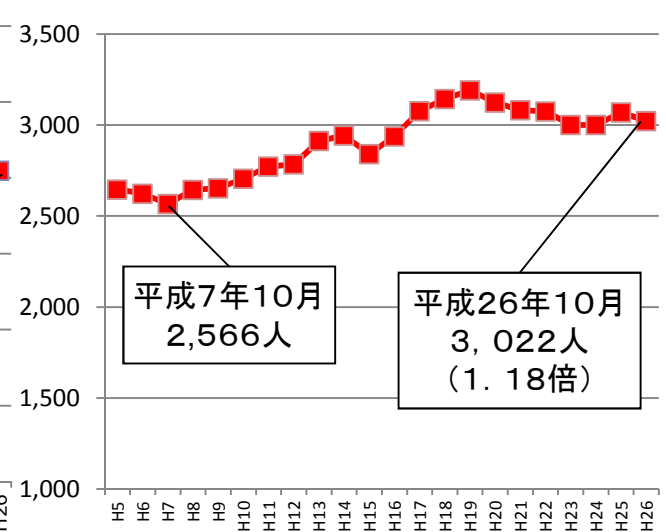
○ 里親・ファミリーホームへの委託児童数



○ 児童養護施設の入所児童数

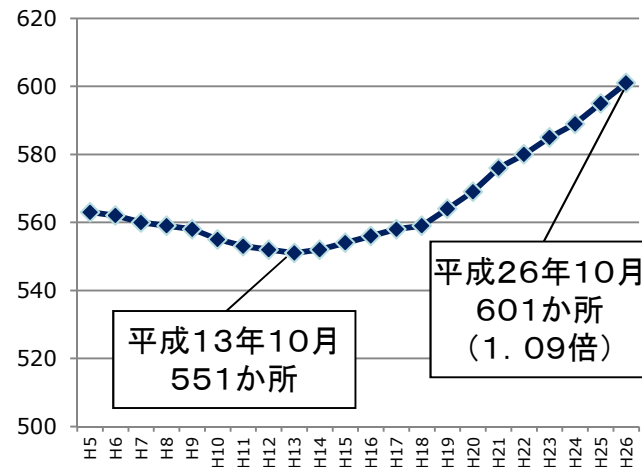


○ 乳児院の入所児童数

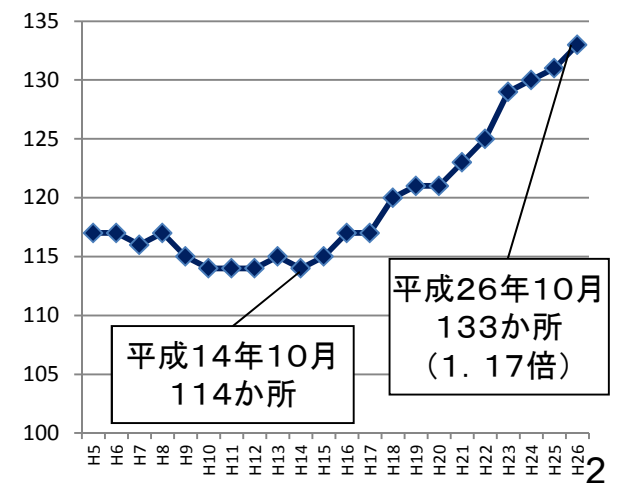


(注) 児童養護施設・乳児院については各年度10月1日現在(社会福祉施設等調査、平成21年度以降は家庭福祉課調べ)  
里親・ファミリーホームについては、各年度3月末日現在(福祉行政報告例)

○ 児童養護施設の設置数



○ 乳児院の設置数



# 児童養護施設の児童の年齢、在籍期間、措置理由

## ①児童養護施設の児童の年齢

単位:人数(人)、[ ]構成割合(%)

|             | 在籍児の年齢            |                   |                   |                   | 入所時の年齢            |                   |                   |                   |
|-------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
|             | H25               | H15               | H4                | S58               | H25               | H15               | H4                | S58               |
| 0歳～<br>5歳   | 4,047<br>[13.5]   | 5,421<br>[17.8]   | 4,128<br>[15.4]   | 4,610<br>[14.4]   | 15,864<br>[52.9]  | 16,704<br>[54.9]  | 14,330<br>[53.6]  | 16,400<br>[51.2]  |
| 6歳～<br>11歳  | 10,899<br>[36.4]  | 12,408<br>[40.8]  | 10,138<br>[37.9]  | 13,820<br>[43.1]  | 9,923<br>[33.1]   | 10,010<br>[32.9]  | 9,124<br>[34.1]   | 12,330<br>[38.5]  |
| 12歳～<br>17歳 | 13,401<br>[44.7]  | 11,448<br>[37.6]  | 11,597<br>[43.4]  | 13,110<br>[40.9]  | 4,143<br>[13.8]   | 3,642<br>[12.0]   | 3,247<br>[12.1]   | 3,310<br>[10.3]   |
| 18歳<br>以上   | 1,607<br>[5.4]    | 1,119<br>[3.7]    | 856<br>[3.2]      | 500<br>[1.6]      | 14<br>[0.0]       | 9<br>[0.0]        | —<br>—            | —<br>—            |
| 総数          | 29,979<br>[100.0] | 30,416<br>[100.0] | 26,725<br>[100.0] | 32,040<br>[100.0] | 29,979<br>[100.0] | 30,416<br>[100.0] | 26,725<br>[100.0] | 32,040<br>[100.0] |
| 平均<br>年齢    | 11.2歳             | 10.2歳             | 11.1歳             | 10.2歳             | 6.2歳              | 5.9歳              | 6.4歳              | 6.0歳              |

注)総数には年齢不詳を含む。

## ②在籍児童の在籍期間

単位:人数(人)、[ ]構成割合(%)

|                | H25               | H15               | H4                | S58               |
|----------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 4年未満           | 14,842<br>[49.5]  | 17,415<br>[57.3]  | 13,709<br>[51.3]  | 17,880<br>[55.8]  |
| 4年以上～<br>8年未満  | 8,143<br>[27.2]   | 7,705<br>[25.3]   | 7,237<br>[27.1]   | 8,990<br>[28.1]   |
| 8年以上～<br>12年未満 | 4,733<br>[15.8]   | 3,737<br>[12.3]   | 4,346<br>[16.3]   | 4,190<br>[13.1]   |
| 12年以上          | 2,105<br>[7.0]    | 1,530<br>[5.0]    | 1,415<br>[5.3]    | 980<br>[3.1]      |
| 総数             | 29,979<br>[100.0] | 30,416<br>[100.0] | 26,725<br>[100.0] | 32,040<br>[100.0] |
| 平均<br>期間       | 4.9年              | 4.4年              | 4.7年              | 4.3年              |

注)総数には期間不詳を含む。

## ③児童の措置理由 (養護問題発生理由)

単位:人数(人)、[ ]構成割合(%)

|                      | H25        | H15         | H4          | S58         |                         | H25           | H15           | H4            | S58           |
|----------------------|------------|-------------|-------------|-------------|-------------------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| (父・母・父母の)死亡          | 663[2.2]   | 912[3.0]    | 1,246[4.7]  | 3,070[9.6]  | (父・母の)就労                | 1,730[5.8]    | 3,537[11.6]   | 2,968[11.1]   | 220[0.7]      |
| (父・母・父母の)行方不明        | 1,279[4.3] | 3,333[11.0] | 4,942[18.5] | 9,100[28.4] | (父・母の)精神疾患等             | 3,697[12.3]   | 2,479[8.2]    | 1,495[5.6]    | 1,760[5.5]    |
| 父母の離婚                | 872[2.9]   | 1,983[6.5]  | 3,475[13.0] | 6,720[21.0] | 虐待(放任・怠惰、虐待・酷使、棄児、養育拒否) | 11,377[37.9]  | 8,340[27.4]   | 4,268[16.0]   | 2,890[9.0]    |
| 父母の不和                | 233[0.8]   | 262[0.9]    | 429[1.6]    | 630[2.0]    | 破産等の経済的理由               | 1,762[5.9]    | 2,452[8.1]    | 939[3.5]      |               |
| (父・母の)拘禁             | 1,456[4.9] | 1,451[4.8]  | 1,083[4.1]  | 1,220[3.8]  | 児童問題による監護困難             | 1,130[3.8]    | 1,139[3.7]    | 1,662[6.2]    |               |
| (父・母の)入院             | 1,304[4.3] | 2,128[7.0]  | 3,019[11.3] | 4,090[12.8] | その他・不詳                  | 4,476[14.9]   | 2,400[7.9]    | 1,199[4.5]    | 2,340[7.3]    |
| 児童養護施設(旧養護施設)入所児童等調査 |            |             |             |             | 総数                      | 29,979[100.0] | 30,416[100.0] | 26,725[100.0] | 32,040[100.0] |

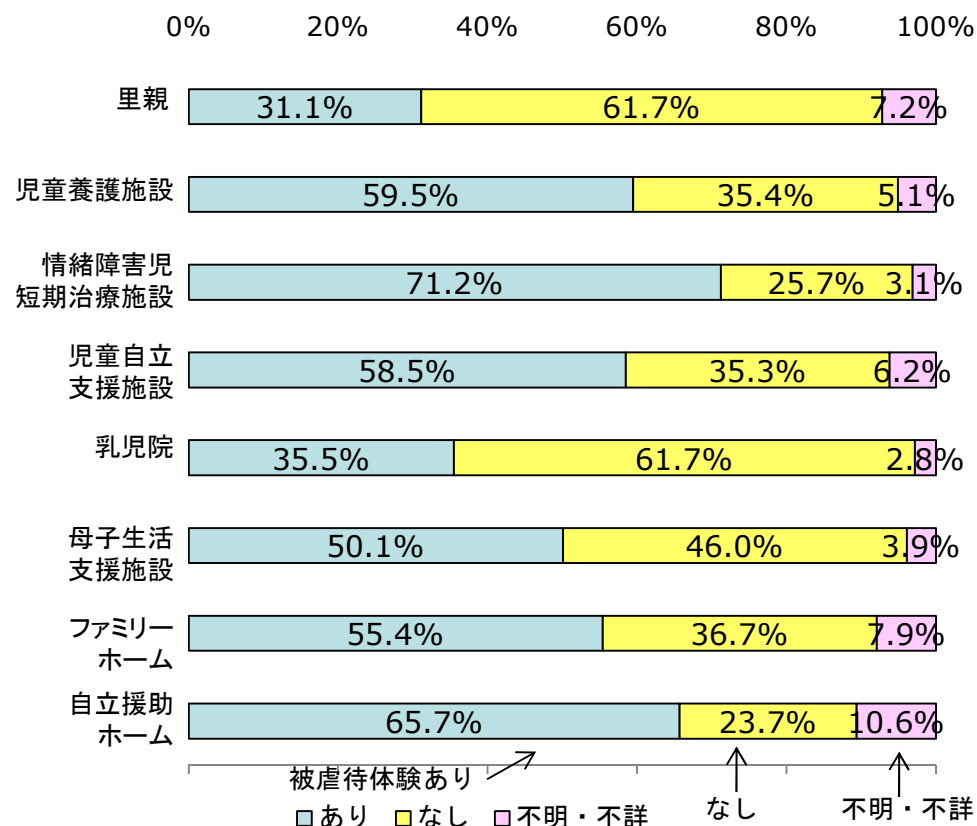
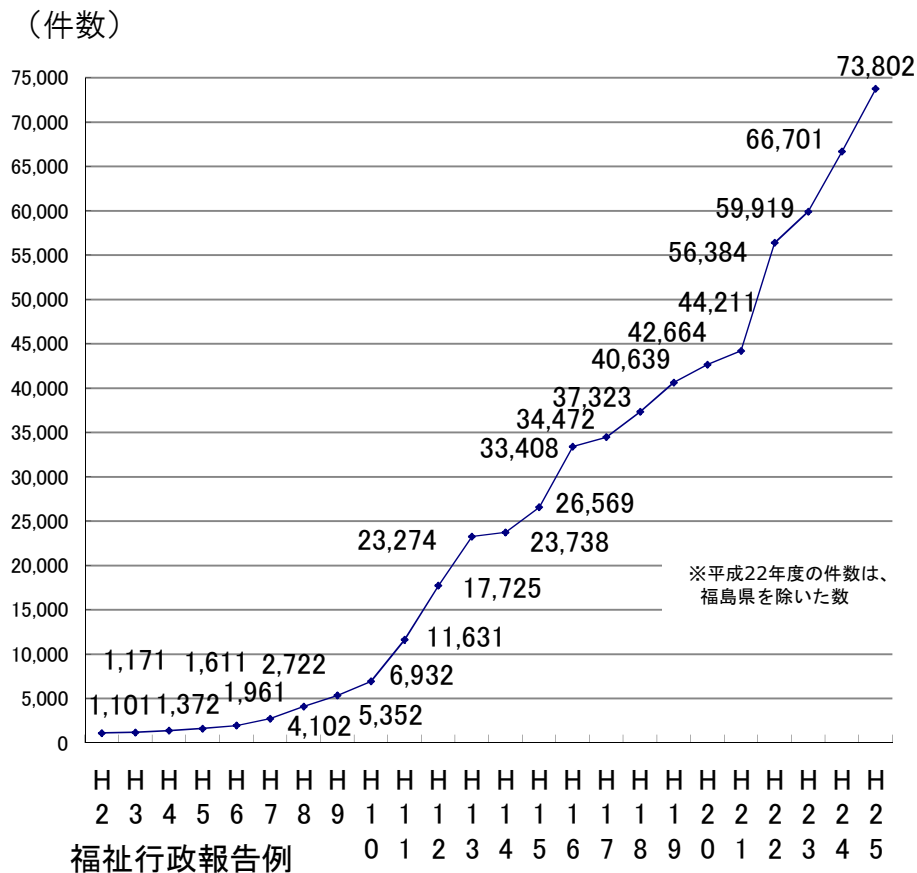


# 虐待を受けた児童の増加

児童虐待の増加等に伴い、児童虐待防止対策の一層の強化とともに、虐待を受けた子どもなどへの対応として、社会的養護の量・質ともに拡充が求められている。

○ 全国の児童相談所における児童虐待に関する相談件数は、児童虐待防止法施行前の平成11年度に比べ、平成25年度には約6.3倍に増加。

○ 児童養護施設に入所している子どものうち、約6割は、虐待を受けている。



# 里親等委託率の推移

- 里親制度は、家庭的な環境の下で子どもの愛着関係を形成し、養護を行うことができる制度
- 里親等委託率は、平成14年の7.4%から、平成26年3月末には15.6%に上昇
- 子ども・子育てビジョン（平成22年1月閣議決定）において、家庭的養護の推進を図るため、ファミリーホームを含めた里親等委託率を、平成26年度までに16%に引き上げる目標

| 年度      | 児童養護施設       |           | 乳児院          |           | 里親等※1        |           | 合計         |           |
|---------|--------------|-----------|--------------|-----------|--------------|-----------|------------|-----------|
|         | 入所児童数<br>(人) | 割合<br>(%) | 入所児童数<br>(人) | 割合<br>(%) | 委託児童数<br>(人) | 割合<br>(%) | 児童数<br>(人) | 割合<br>(%) |
| 平成14年度末 | 28,903       | 84.7      | 2,689        | 7.9       | 2,517        | 7.4       | 34,109     | 100       |
| 平成15年度末 | 29,214       | 84.0      | 2,746        | 7.9       | 2,811        | 8.1       | 34,771     | 100       |
| 平成16年度末 | 29,750       | 83.3      | 2,942        | 8.2       | 3,022        | 8.5       | 35,714     | 100       |
| 平成17年度末 | 29,765       | 82.5      | 3,008        | 8.4       | 3,293        | 9.1       | 36,066     | 100       |
| 平成18年度末 | 29,808       | 82.2      | 3,013        | 8.3       | 3,424        | 9.5       | 36,245     | 100       |
| 平成19年度末 | 29,823       | 81.8      | 2,996        | 8.2       | 3,633        | 10.0      | 36,452     | 100       |
| 平成20年度末 | 29,818       | 81.3      | 2,995        | 8.2       | 3,870        | 10.5      | 36,683     | 100       |
| 平成21年度末 | 29,548       | 80.8      | 2,968        | 8.1       | 4,055        | 11.1      | 36,571     | 100       |
| 平成22年度末 | 29,114       | 79.9      | 2,963        | 8.1       | 4,373        | 12.0      | 36,450     | 100       |
| 平成23年度末 | 28,803       | 78.6      | 2,890        | 7.9       | 4,966        | 13.5      | 36,659     | 100       |
| 平成24年度末 | 28,233       | 77.2      | 2,924        | 8.0       | 5,407        | 14.8      | 36,564     | 100       |
| 平成25年度末 | 27,465       | 76.2      | 2,948        | 8.2       | 5,629        | 15.6      | 36,042     | 100       |

※1 「里親等」は、平成21年度から制度化されたファミリーホーム（養育者の家庭で5～6人の児童を養育）を含む。  
ファミリーホームは、平成25年度末で223か所、委託児童993人。多くは里親、里親委託児童からの移行。

※2 平成22年度は福島県分を加えた数値。

（資料）福祉行政報告例及び家庭福祉課調べ（各年度末現在）

里親等委託率

# ・施設の小規模化と家庭的養護の推進

社会的養護が必要な児童を、可能な限り家庭的な環境において安定した人間関係の下で育てることができるよう、施設のケア単位の小規模化、里親やファミリーホームなどを推進

より家庭的な養育環境

## 児童養護施設

大舎(20人以上)、中舎(13~19人)、小舎(12人以下)  
 1歳~18歳未満(必要な場合0歳~20歳未満)  
 職員は施設長等のほか  
 就学児童5.5:1(→4:1)  
 3歳以上4:1(→3:1)  
 3歳未満2:1  
 \*( )は27年度予算案  
 601か所  
 定員33,579人  
 現員28,183人

## 地域小規模児童養護施設 (グループホーム)

本体施設の支援のもと地域の民間住宅などを活用して家庭的養護を行う  
 定員6人 職員2人+非常勤1人+管理宿直  
 26年度298か所→26年度目標300か所

## 小規模グループケア

(本園ユニットケア) (分園型)  
 本体施設や地域で、小規模なグループで家庭的養護を行う  
 1グループ6~8人(乳児院は4~6人)  
 職員1人+管理宿直を加算  
 26年度1,078か所→  
 26年度目標800か所達成済(乳児院等を含む)

## 小規模住居型 児童養育事業 (ファミリーホーム)

養育者の住居で養育を行う家庭養護  
 定員5~6人  
 養育者及び補助者合わせて3人  
 25年度223か所  
 →26年度目標140か所達成済  
 →将来像1000か所

## 里親

家庭における養育を里親に委託する家庭養護  
 児童4人まで  
 登録里親数 9,441世帯  
 [うち養育里親 7,489世帯  
 専門里親 652世帯  
 養子縁組里親 2,706世帯  
 親族里親 477世帯]  
 委託里親数 3,560世帯  
 委託児童数 4,636人  
 →26年度目標  
 養育里親登録8,000世帯  
 専門里親登録 800世帯

## 乳児院

乳児(0歳)、必要な場合幼児(小学校就学前)  
 133か所  
 定員3,872人、現員3,022人

$$\text{里親等委託率} = \frac{\text{里親+ファミリーホーム}}{\text{養護+乳児+里親+ファミリーホーム}}$$

26年3月末 15.6% →26年度目標 16%

→将来像は、本体施設、グループホーム、里親等を各概ね3分の1  
 児童養護施設の本体施設は、全て小規模グループケアに

## 児童自立生活援助事業 (自立援助ホーム)

児童養護施設等退所後、就職する児童等が共同生活を営む住居において自立支援  
 26年度118か所  
 →26年度目標160か所

※「26年度目標」は、子ども子育てビジョン  
 登録里親数、委託里親数、FHホーム数、委託児童数は、平成26年3月末福祉行政報告例。  
 施設数、ホーム数(FH除く)、定員、現員、小規模グループケア、地域小規模児童養護施設の数、平成26年10月1日家庭福祉課調べ。6

# 自立支援の充実

## ①自立生活能力を高める養育

- ・安心感ある場所で、大切にされる体験を提供し、自己肯定感を育み自分らしく生きる力、他者を尊重し共生していく力、生活スキル、社会的スキルの獲得など、ひとりの人間として生きていく基本的な力を育む養育を行う必要がある。

## ②特別育成費、大学等進学支度費、就職支度費の増額

- ・就職に役立つ資格の取得や、進学希望の場合の学習塾の利用もできるよう、高校生の特別育成費の充実が必要
- ・大学等進学支度費、就職支度費は、大幅に増額する必要がある。
  - 平成24年度から、就職や進学に役立つ資格取得や講習等の経費を支給（55,000円）。
  - また、就職支度費と大学進学等自立生活支度費を改善（216,510円→268,510円）

## ③措置延長や、自立援助ホームの活用

- ・生活が不安定な場合は、18歳以降も、20歳に達するまでの措置延長を活用
- ・児童養護施設の中には、高校に進学しなかったり、高校を中退すると、18歳前でも退所させる施設もあるが、自立生活能力がないまま退所させることのないようにすべき。
  - 平成23年12月に、措置延長、措置継続、再措置等の積極的な実施について自治体に通知
- ・自立援助ホームは、児童の自立した生活を支援する場として、整備推進を図る。

## ④アフターケアの推進

- ・平成16年の児童福祉法改正で、各施設の業務に、退所者への相談支援を規定。
- ・児童養護施設に、今後、自立支援担当職員を置き、施設入所中からの自立支援や、退所後の相談支援などのアフターケアを担当させる体制を整備。
- ・退所児童等アフターケア事業を推進。退所者等の自助グループを、施設単位や広域単位で育成
- ・身元保証人確保対策事業は、保証の申込み期間（施設退所後半年以内）の延長や、連帯保証期間（保証開始後原則最長3年）の延長を検討。
  - 平成24年度から、申込期間を1年に延長し、就職時の身元保証の期間を最長5年、賃貸住宅等の賃借時の連帯保証の期間を最長4年までに延長可能とする。
- ・奨学金の情報を施設団体に整理し、各施設へ提供

# 18歳以降の措置延長制度について

- 児童福祉法において、児童は18歳未満と定義されているが、児童養護施設や里親については、必要な場合には、20歳未満まで措置延長できることとされている。
  - 実際の運用は、18歳の年度末（高校卒業時点）で、就職又は進学等により児童養護施設を退所するケースが多く、19歳で退所する児童は、1割以下（平成22年度高校卒業児童）となっていることから、平成23年12月に積極的活用を図るよう通知した。
- ※児童養護施設の高校卒業児童に係る措置延長児童数及び高校卒業児童に占める割合  
H22:153人(9.6%)→H23:182人(11.8%)→H24:263人(16.2%)→H25:231人(13.4%)

## 児童福祉法 第31条(保護期間の延長等)

2 都道府県は、第27条第1項第3号の規定により小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託され、又は児童養護施設、…、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設に入所した児童については満20歳に達するまで、…、引き続き同号の規定による委託を継続し、又はその者をこれらの児童福祉施設に在所させる措置を採ることができる。

## 児童相談所運営指針（平成23.3.5 児発133）

### (5) 在所期間の延長

ア 児童福祉施設等に入所した子どもが、18歳に達しても施設に入所を継続する必要がある場合には、20歳に達するまで（略）更に施設入所を継続させることができる。  
特に子どもの自立を図るために継続的な支援が必要とされる場合には、積極的に在所期間の延長を行う。

イ 在所期間の延長は、施設長及び関係機関の意見を聞き、あらかじめ子ども、保護者等の意向を確認するとともに、子ども等の状況を再判定した結果、延長することが適当と判断された場合に行う。この手続きは、18歳に達する日までに完了し、延長年限を付して保護者、施設長に通知する。

## 児童養護施設等及び里親等の措置延長等について（平成23.12.28 雇児発1228第2号）

- 1 措置延長の積極的活用について 児童養護施設等に入所した児童や里親等に委託した児童については、…、満18歳を超えて満20歳に達するまでの間、引き続き措置を行うことができることから、当該規定を積極的に活用すること。  
具体的には、
- ① 大学等や専門学校等に進学したが生活が不安定で継続的な養育を必要とする児童等
  - ② 就職又は福祉的就労をしたが生活が不安定で継続的な養育を必要とする児童等
  - ③ 障害や疾病等の理由により進学や就職が決まらない児童等であって継続的な養育を必要とするもの
- などの場合、児童養護施設等や里親等の意見を聴き、あらかじめ、児童等及びその保護者の意向を確認するとともに、延長することが必要と判断された場合に活用すること。

※児童養護施設の年齢別児童数で、17歳は1,861人（平成25年2月1日 児童養護施設入所児童等調査）

一方、児童養護施設を19歳以上で退所した児童数は108人（平成18年中。平成19年度社会的養護施設に関する実態調査）

# ○進学、就職の状況

高校進学率は高くなったが、高校卒業後の進路は、一般に比べ進学率は低く、就職が多くなっている。

①中学校卒業後の進路（平成25年度末に中学校を卒業した児童のうち、平成26年5月1日現在の進路）

|                   | 進 学     |       |       |      | 就 職 |      | その他  |      |
|-------------------|---------|-------|-------|------|-----|------|------|------|
|                   | 高校等     |       | 専修学校等 |      |     |      |      |      |
| 児童養護施設児 2,388人    | 2,279人  | 95.4% | 43人   | 1.8% | 30人 | 1.3% | 36人  | 1.5% |
| (参考) 全中卒者 1,193千人 | 1,173千人 | 98.4% | 4千人   | 0.4% | 4千人 | 0.4% | 10千人 | 0.8% |

②高等学校等卒業後の進路（平成25年度末に高等学校等を卒業した児童のうち、平成26年5月1日現在の進路）

|                   | 進 学   |       |       |       | 就 職    |       | その他  |       |
|-------------------|-------|-------|-------|-------|--------|-------|------|-------|
|                   | 大学等   |       | 専修学校等 |       |        |       |      |       |
| 児童養護施設児 1,721人    | 197人  | 11.4% | 193人  | 11.2% | 1,221人 | 70.9% | 110人 | 6.4%  |
| うち在籍児 231人        | 43人   | 18.6% | 31人   | 13.4% | 122人   | 52.8% | 35人  | 15.2% |
| うち退所児 1,490人      | 154人  | 10.3% | 162人  | 10.9% | 1,099人 | 73.8% | 75人  | 5.0%  |
| (参考) 全高卒者 1,047千人 | 563千人 | 53.8% | 242千人 | 23.1% | 183千人  | 17.4% | 60千人 | 5.7%  |

③措置延長の状況（予定を含む）

| 4月1日から6か月未満 | 20歳に到達するまで | その他 |
|-------------|------------|-----|
| 87人         | 83人        | 61人 |

児童養護施設児は家庭福祉課調べ（「社会的養護の現況に関する調査」）。全中卒者・全高卒者は学校基本調査（平成26年5月1日現在）。

※「高校等」は、高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校

※「大学等」は、大学、短期大学、高等専門学校高等課程

※「専修学校等」は、学校教育法に基づく専修学校及び各種学校、並びに職業能力開発促進法に基づく公共職業訓練施設



# ○進学、就職の状況の推移（児童養護施設・里親）

①中学校卒業後の進路（各年度末に中学校を卒業した児童のうち、翌年度5月1日現在の進路）

|                 |       | 平成21年度<br>(H22. 5. 1) |        | 平成22年度<br>(H23. 5. 1) |        | 平成23年度<br>(H24. 5. 1) |        | 平成24年度<br>(H25. 5. 1) |        | 平成25年度<br>(H26. 5. 1) |        |
|-----------------|-------|-----------------------|--------|-----------------------|--------|-----------------------|--------|-----------------------|--------|-----------------------|--------|
|                 |       | 人数                    | 割合     | 人数                    | 割合     | 人数                    | 割合     | 人数                    | 割合     | 人数                    | 割合     |
| 児童養護施設児(単位:人)   |       | 2,509人                | 100.0% | 2,538人                | 100.0% | 2,530人                | 100.0% | 2,496人                | 100.0% | 2,388人                | 100.0% |
| 進学              | 高校等   | 2,305人                | 91.9%  | 2,376人                | 93.6%  | 2,377人                | 94.0%  | 2,366人                | 94.8%  | 2,279人                | 95.4%  |
|                 | 専修学校等 | 64人                   | 2.6%   | 52人                   | 2.1%   | 42人                   | 1.7%   | 46人                   | 1.8%   | 43人                   | 1.8%   |
| 就職              |       | 62人                   | 2.5%   | 49人                   | 1.9%   | 64人                   | 2.5%   | 53人                   | 2.1%   | 30人                   | 1.3%   |
| その他             |       | 78人                   | 3.1%   | 61人                   | 2.4%   | 47人                   | 1.9%   | 31人                   | 1.2%   | 36人                   | 1.5%   |
| 里親委託児(単位:人)     |       | 209人                  | 100.0% | 250人                  | 100.0% | 272人                  | 100.0% | 280人                  | 100.0% | 278人                  | 100.0% |
| 進学              | 高校等   | 197人                  | 94.3%  | 241人                  | 96.4%  | 253人                  | 93.0%  | 268人                  | 95.7%  | 262人                  | 94.2%  |
|                 | 専修学校等 | 4人                    | 1.9%   | 2人                    | 0.8%   | 8人                    | 2.9%   | 3人                    | 1.1%   | 6人                    | 2.2%   |
| 就職              |       | 3人                    | 1.4%   | 4人                    | 1.6%   | 5人                    | 1.8%   | 3人                    | 1.1%   | 6人                    | 2.2%   |
| その他             |       | 5人                    | 2.4%   | 3人                    | 1.2%   | 6人                    | 2.2%   | 6人                    | 2.1%   | 4人                    | 1.4%   |
| (参考)全中卒者(単位:千人) |       | 1,188千人               | 100.0% | 1,228千人               | 100.0% | 1,177千人               | 100.0% | 1,185千人               | 100.0% | 1,193千人               | 100.0% |
| 進学              | 高校等   | 1,163千人               | 97.9%  | 1,203千人               | 98.0%  | 1,156千人               | 98.2%  | 1,166千人               | 98.4%  | 1,173千人               | 98.4%  |
|                 | 専修学校等 | 5千人                   | 0.4%   | 5千人                   | 0.4%   | 4千人                   | 0.4%   | 5千人                   | 0.4%   | 4千人                   | 0.4%   |
| 就職              |       | 6千人                   | 0.5%   | 5千人                   | 0.4%   | 4千人                   | 0.4%   | 4千人                   | 0.3%   | 4千人                   | 0.4%   |
| その他             |       | 14千人                  | 1.2%   | 14千人                  | 1.2%   | 12千人                  | 1.0%   | 11千人                  | 0.9%   | 10千人                  | 0.8%   |

児童養護施設児は家庭福祉課調べ(「社会的養護の現況に関する調査」)。全中卒者は学校基本調査。

※「高校等」は、高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校

※「専修学校等」は、学校教育法に基づく専修学校及び各種学校、並びに職業能力開発促進法に基づく公共職業訓練施設

# ○進学、就職の状況の推移（児童養護施設・里親）

②高等学校等卒業後の進路（各年度末に高等学校等を卒業した児童のうち、翌年度5月1日現在の進路）

|                 |       | 平成21年度<br>(H22. 5. 1) |        | 平成22年度<br>(H23. 5. 1) |        | 平成23年度<br>(H24. 5. 1) |        | 平成24年度<br>(H25. 5. 1) |        | 平成25年度<br>(H26. 5. 1) |        |
|-----------------|-------|-----------------------|--------|-----------------------|--------|-----------------------|--------|-----------------------|--------|-----------------------|--------|
|                 |       | 人数                    | 割合     | 人数                    | 割合     | 人数                    | 割合     | 人数                    | 割合     | 人数                    | 割合     |
| 児童養護施設児(単位:人)   |       | 1,444人                | 100.0% | 1,600人                | 100.0% | 1,543人                | 100.0% | 1,626人                | 100.0% | 1,721人                | 100.0% |
| 進学              | 大学等   | 187人                  | 13.0%  | 191人                  | 11.9%  | 169人                  | 11.0%  | 200人                  | 12.3%  | 197人                  | 11.4%  |
|                 | 専修学校等 | 146人                  | 10.1%  | 177人                  | 11.1%  | 170人                  | 11.0%  | 167人                  | 10.3%  | 193人                  | 11.2%  |
| 就職              |       | 969人                  | 67.1%  | 1,112人                | 69.5%  | 1,087人                | 70.4%  | 1,135人                | 69.8%  | 1,221人                | 70.9%  |
| その他             |       | 142人                  | 9.8%   | 120人                  | 7.5%   | 117人                  | 7.6%   | 124人                  | 7.6%   | 110人                  | 6.4%   |
| 里親委託児(単位:人)     |       | 175人                  | 100.0% | 174人                  | 100.0% | 204人                  | 100.0% | 228人                  | 100.0% | 270人                  | 100.0% |
| 進学              | 大学等   | 47人                   | 26.9%  | 45人                   | 25.9%  | 41人                   | 20.1%  | 46人                   | 20.2%  | 63人                   | 23.3%  |
|                 | 専修学校等 | 34人                   | 19.4%  | 25人                   | 14.4%  | 40人                   | 19.6%  | 56人                   | 24.6%  | 54人                   | 20.0%  |
| 就職              |       | 75人                   | 42.9%  | 86人                   | 49.4%  | 96人                   | 47.1%  | 105人                  | 46.1%  | 129人                  | 47.8%  |
| その他             |       | 19人                   | 10.9%  | 18人                   | 10.3%  | 27人                   | 13.2%  | 21人                   | 9.2%   | 24人                   | 8.9%   |
| (参考)全高卒者(単位:千人) |       | 1,064千人               | 100.0% | 1,069千人               | 100.0% | 1,061千人               | 100.0% | 1,088千人               | 100.0% | 1,047千人               | 100.0% |
| 進学              | 大学等   | 573千人                 | 53.9%  | 581千人                 | 54.3%  | 572千人                 | 53.9%  | 579千人                 | 53.2%  | 563千人                 | 53.8%  |
|                 | 専修学校等 | 230千人                 | 21.6%  | 246千人                 | 23.0%  | 245千人                 | 23.1%  | 258千人                 | 23.7%  | 242千人                 | 23.1%  |
| 就職              |       | 192千人                 | 18.0%  | 167千人                 | 15.7%  | 172千人                 | 16.2%  | 184千人                 | 16.9%  | 183千人                 | 17.4%  |
| その他             |       | 69千人                  | 6.5%   | 75千人                  | 7.1%   | 72千人                  | 6.8%   | 68千人                  | 6.3%   | 60千人                  | 5.7%   |

児童養護施設児は家庭福祉課調べ(「社会的養護の現況に関する調査」)。全高卒者は学校基本調査。

※「大学等」は、大学、短期大学、高等専門学校高等課程

※「専修学校等」は、学校教育法に基づく専修学校及び各種学校、並びに職業能力開発促進法に基づく公共職業訓練施設



# 児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)の概要

## 1. 事業内容

児童自立生活援助事業は、義務教育終了後、児童養護施設等を退所し、就職する児童等（20歳未満）からの申込みに対し、これらの者が共同生活を営む住居（自立援助ホーム）において、相談その他の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援等を行う。

## 2. 法律上の根拠

児童福祉法第6条の3第1項

## 3. 実施主体

都道府県、指定都市、児童相談所設置市

## 4. 運営主体（事業者）

地方公共団体及び社会福祉法人等であって、都道府県知事等が適当と認めた者

## 5. 補助根拠

児童福祉法第53条

※平成21年度から「児童入所施設措置費」に組み入れ

## 6. 補助率

1/2

(国1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市1/2)

## 7. その他

1か所当たり単価：14,400千円（平成26年度予算）

単価の内訳（国と地方を合わせた額）

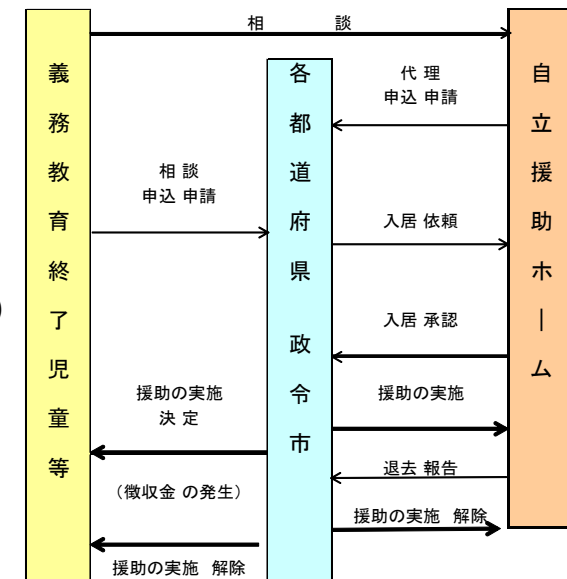
定員6人のホームのモデル

事務費月額保護単価約19万円

＋一般生活保護単価月額約1万円

20万円×6人×12月＝14,400千円

## 自立援助ホーム利用の流れ（イメージ）



※平成23年7月の実施要綱改正により、子どもシェルターについて、自立援助ホームの制度を適用。

・実績か所数の推移

|     | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| か所数 | 73  | 82  | 99  | 113 | 118 |

※家庭福祉課調べ（各年度10月1日現在）

※子ども・子育てビジョン（平成22年1月閣議決定）では、平成26年度までに160か所を目標としている。

# 児童家庭支援センターの概要

## 1. 事業内容

- (1) 児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行う。
- (2) 市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行う。
- (3) 児童相談所からの委託を受けて、施設入所までは要しないが要保護性があり、継続的な指導が必要な児童及びその家庭についての指導を行う。
- (4) 児童や家庭に対する支援を迅速かつ的確に行うため、児童相談所、児童福祉施設、学校等関係機関との連絡調整を行う。

2. 法律上の根拠 児童福祉法第44条の2

3. 実施主体 都道府県、指定都市、児童相談所設置市 ※社会福祉法人等に委託して実施することも可

4. 補助根拠 予算補助 ※児童虐待・DV対策等総合支援事業

5. 補助率 1/2  
(国1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市1/2)

6. その他 補助単価(26年度(1か所当たり))

- ・常勤心理職配置の場合 12,660千円 ※相談員：常勤①非常勤①、心理職：常勤①
- ・非常勤心理職配置の場合 9,263千円 ※相談員：常勤①非常勤①、心理職：非常勤①

### 実績か所数の推移

|     | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| か所数 | 82  | 87  | 92  | 98  | 104 |

※家庭福祉課調べ  
(各年度10月1日  
現在)

※子ども・子育てビジョン(平成22年  
1月閣議決定)では、平成26年度ま  
でに120か所を目標としている。

# 退所児童等アフターケア事業について （児童虐待・DV対策等総合支援事業）

## 1. 事業内容

児童福祉や就業支援に精通したスタッフを配置し、ソーシャル・スキル・トレーニング、相談支援、生活支援、就業支援等を行うことにより、地域生活及び自立を支援するとともに、退所した者同士が集まり、意見交換や情報交換・情報発信を行えるような場を提供する。

## 2. 補助単価（26年度（1か所当たり））

- ①退所児童等アフターケア事業 7,350千円
- ②児童養護施設の退所者等の就業支援事業 5,713千円

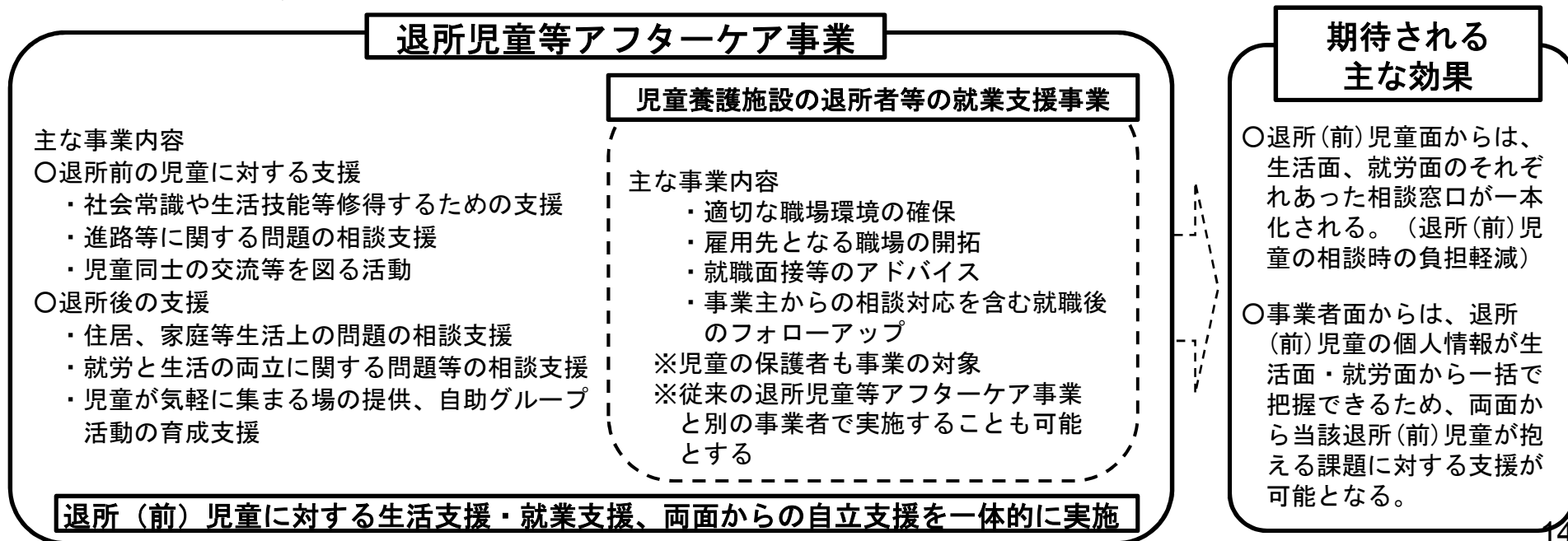
3. 実施主体 都道府県、指定都市、児童相談所設置市 ※社会福祉法人等に委託して実施することも可

4. 補助根拠 予算補助 ※児童虐待・DV対策等総合支援事業

5. 補助率 国1／2（都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市1／2）

※「退所児童等アフターケア事業」と「児童養護施設の退所者等の就業支援事業」の一体的実施

→平成26年度予算より一体的実施。平成25年度以前はそれぞれ別事業として実施。



# 退所児童等アフターケア事業実施状況 (平成26年10月) ※家庭福祉課調べ

|    | 自治体名             | 事業所名                       | 運営事業者                    |           |            |
|----|------------------|----------------------------|--------------------------|-----------|------------|
|    |                  |                            | 個人名又は団体名                 | 事業者分類     |            |
| 1  | 栃木県              | とちぎユースアフターケア事業協同組合         | とちぎユースアフターケア事業協同組合       | その他       | 生活支援及び就業支援 |
| 2  | 埼玉県              | 児童養護施設退所児童<br>未来へのスタート応援事業 | ワーカーズコープ                 | NPO       | 生活支援及び就業支援 |
| 3  | 東京都              | 日向ぼっこ                      | 社会的養護の当事者参加推進団体日向ぼっこ     | NPO       | 生活支援       |
| 4  | 東京都              | ゆずりは                       | 子供の家                     | 社会福祉法人    | 生活支援       |
| 5  | 東京都              | 株式会社 パソナグループ               | 株式会社 パソナグループ             | その他の法人    | 就業支援       |
| 6  | 神奈川県             | あすなるサポートステーション             | 白十字会林間学校                 | 社会福祉法人    | 生活支援及び就業支援 |
| 7  | 石川県              | 石川県                        | 石川県                      | 都道府県・市区町村 | 生活支援       |
| 8  | 岐阜県              | Lalaの部屋                    | 岐阜羽島ボランティア協会             | NPO       | 生活支援       |
| 9  | 滋賀県              | びつつ・ゆにっと                   | 特定非営利活動法人 びわこ青少年をサポートする会 | NPO       | 生活支援       |
| 10 | 大阪府<br>大阪市<br>堺市 | 大阪児童福祉事業協会アフターケア事業部        | 大阪児童福祉事業協会               | 社会福祉法人    | 生活支援及び就業支援 |
| 11 | 和歌山県             | 特定非営利活動法人トレス               | 特定非営利活動法人トレス             | NPO       | 生活支援及び就業支援 |
| 12 | 鳥取県              | 退所児童等アフターケア事業ひだまり          | 一般社団法人ひだまり               | その他の法人    | 生活支援及び就業支援 |
| 13 | 高知県              | おひさま                       | 社会福祉法人みその児童福祉会           | 社会福祉法人    | 生活支援       |
| 14 | 高知県              | あおば                        | 社会福祉法人栄光会                | 社会福祉法人    | 生活支援       |
| 15 | 福岡県<br>福岡市       | いっしょ☆ふくおか                  | 青少年の自立を支える福岡の会           | NPO       | 生活支援及び就業支援 |
| 16 | 大分県              | 児童アフターケアセンターおおいた           | 社会福祉法人清浄園                | 社会福祉法人    | 生活支援及び就業支援 |
| 17 | 札幌市              | 札幌市                        | 札幌市                      | 都道府県・市区町村 | 就業支援       |
| 18 | 横浜市              | よこはま Port For              | ブリッジフォースマイル              | NPO       | 生活支援及び就業支援 |
| 19 | 広島市              | 児童アフターケアひかり                | 社会福祉法人 広島修道院             | 社会福祉法人    | 生活支援及び就業支援 |
| 20 | 金沢市              | 金沢市                        | 金沢市                      | 都道府県・市区町村 | 生活支援及び就業支援 |

# 身元保証人確保対策支援事業について (児童虐待・DV対策等総合支援事業)

## 1. 事業内容

児童養護施設等を退所する子どもや女性が就職したり、アパート等を賃借する際に、施設長等が身元保証人となる場合の損害保険契約を全国社会福祉協議会が契約者として締結する。その保険料に対して補助を行う。

○対象施設等…児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、里親、ファミリーホーム、児童相談所一時保護所（一時保護委託含む）、自立援助ホーム、母子生活支援施設、婦人保護施設、婦人相談所一時保護所（一時保護委託含む）

○対象者…上記施設等を退所（措置解除）する子どもや女性で、就職やアパート等を賃借する際に、身元保証人を確保できない者

○対象となる…①施設長（②～⑤を除く）、②里親：児童相談所長、③ファミリーホーム：養育者又は保証人 児童相談所長、④自立援助ホーム：設置（経営）主体の代表者又は児童相談所長、⑤一時保護所（児童・婦人）…それぞれの所長

## 2. 補助単価（26年度） 年間保険料 就職 [10,560円/1人]、アパート等賃借 [19,152円/1人]

○保証範囲…①就職：被保証人が雇用主のためにその業務を遂行するにあたり又は自己の職務上の地位を利用して雇用主またはその他の者に損害を与えた結果、身元保証人が被った損害に対する保証

②アパート等賃借：被保証人との間で締結された賃貸借契約に基づき、貸主に対して負担する債務のうち、家賃・原状回復費用等が履行されないことにより連帯保証人が被った損害に対する保証

○保証限度額…①就職：200万円、②アパート等賃借：120万円

## 3. 実施主体・運営主体

実施主体：都道府県、指定都市、児童相談所設置市

運営主体：全国社会福祉協議会

## 4. 補助根拠

予算補助 ※児童虐待・DV対策等総合支援事業

## 5. 補助率

国 1 / 2（都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市 1 / 2）

※母子生活支援施設について、一般市及び福祉事務所設置町村が措置した場合は、

国 1 / 2、都道府県 1 / 4、一般市及び福祉事務所設置町村 1 / 4

# 職業指導員について

家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、心理療法担当職員、個別対応職員、職業指導員及び医療的ケアを担当する職員の配置について（抄）（平成24. 4. 5雇児発0405第11号）

## 第5 職業指導員

### 1 趣旨

勤労の基礎的な能力及び態度を育て、児童がその適性、能力等に応じた職業選択を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供、実習、講習等の支援により職業指導を行うとともに、就労及び自立を支援することを目的とする。

### 2 配置施設

職業指導員を配置する施設は、実習設備を設けて職業指導を行う児童養護施設又は児童自立支援施設とする。

### 3 職業指導員の業務内容

- (1) 児童の職業選択のための相談、助言、情報の提供等
- (2) 実習、講習等による職業指導
- (3) 入所児童の就職の支援
- (4) 退所児童のアフターケアとしての就労及び自立に関する相談援助

### 4 施設の指定等

職業指導員を配置して職業指導を行おうとする施設は、都道府県知事等が定める期間内に都道府県知事等へ申請を行い、都道府県知事等が年度ごとに指定するものとする。指定するに当たっては、あらかじめ別紙様式3により、毎年度、当局家庭福祉課に協議の上で行うこと。また、職業指導員の活動状況及び成果については、別紙様式4により、翌年度4月末日までに、当局家庭福祉課長まで報告すること。

1か所の施設について職業指導員の加算は1人分とすること。

なお、次に掲げる場合は配置することができない。

- (1) 指導のための準備を含めた職業指導に係る総活動時間が常勤職員として相応しくない場合（他の職種を兼務している等）
- (2) 指導が必要となる対象児童が少ない場合
- (3) 指導内容が学校教育における指導か塾等に通うことで得ることが一般的な場合（英会話、パソコンの資格取得、調理業務など）
- (4) 直接処遇職員を兼務し、勤務ローテーションに入っている場合

## ○その他

- ・ 1か所当たり単価 年額約500万円 ※児童養護施設定員50名、値域区分6/100の場合
- ・ 実績か所数の推移（H24～）

|     | H24 | H25 | H26 |
|-----|-----|-----|-----|
| か所数 | 12  | 27  | 44  |

※家庭福祉課調べ

## 措置費による教育及び自立支援の経費

- 平成21年度に幼稚園費、学習塾費、部活動費を新設するなど、教育費の充実に努めている。
- 平成24年度に資格取得等のための高校生の特別育成費の加算を新設するとともに、就職・大学進学等支度費の増額を行った。
- 平成25年度には、特別育成費のうち就職又は進学に役立つ資格取得又は講習等の受講をするための経費の支弁について義務教育終了児童のうち高等学校等に在学していないものも対象とした。

|             |  | 支弁される額 (H26年度)         |                    |  |
|-------------|--|------------------------|--------------------|--|
| 幼稚園費        | 実費   | ※平成21年度～               |                    |  |
| 入進学支度費      | 小学校1年生: 40,600円(年額/1人)   | 中学校1年生: 47,400円(年額/1人) |                    |  |
| 教育費         | 学用品費等  | 小学校: 2,170円(月額/1人)     | 中学校: 4,300円(月額/1人) |  |
|             | 教材代  | 実費                     |                    |  |
|             | 通学費  | 実費                     |                    |  |
|             | 学習塾費   | 実費(中学生を対象)             | ※平成21年度～           |  |
|             | 部活動費   | 実費(中学生を対象)             | ※平成21年度～           |  |
| 特別育成費       | 公立高校: 22,910円(月額/1人)<br>私立高校: 33,910円(月額/1人)<br>高等学校第1学年の入学時特別加算: 60,970円(年額/1人)<br>資格取得等のための特別加算(高校3年生): 56,570円(年額/1人) ※平成24年度～<br>※平成25年から義務教育終了児童のうち高等学校等に在学していないものも対象 |                        |                    |  |
| 学校給食費       | 実費(小学生及び中学生を対象)  |                        |                    |  |
| 見学旅行費       | 小学校6年生: 21,190円(年額/1人)<br>中学校3年生: 57,290円(年額/1人)<br>高等学校3年生: 111,290円(年額/1人)   |                        |                    |  |
| 就職、大学進学等支度費 | 就職支度費・大学進学等自立生活支度費: 81,260円(1人1回)<br>特別基準(親の経済的援助が見込めない場合の加算): 194,930円  | } 合計276,190円           |                    |  |

## 児童養護施設等入所児童への学習支援の充実

### 事業の目的

子供の貧困対策の観点から、養育環境等により、十分な学習機会が確保されてこなかった児童養護施設等入所児童に対し、標準的な学力を備えさせ、退所後の自立支援のため学習支援の充実を図る。

### 事業内容

#### ○小学生等(※)に対する学習支援

学業に遅れがある小学生の児童養護施設等入所児童に対して、ボランティアが施設を訪問するなどして学習指導を行う。  
(学習指導費加算の対象に小学生等を追加。1人あたり月額@8千円)

#### ○高校生等(※)に対する学習支援

学業に遅れのある高校生の児童養護施設等入所児童が学習塾等を利用した場合にかかる月謝等に対する支援を行う。  
(特別育成費の項目として「補習費」を追加。1人あたり月額@15千円)

#### ○特別な配慮を必要とする児童養護施設等入所児(中学生及び高校生)に対する学習支援

対人関係が難しい発達障害があるなど、個別(マンツーマン)の学習支援が必要な児童に対して学習支援を行う。  
(特別育成費の項目として新たに設ける「補習費」に加算分を追加。1人あたり月額@25千円)

※母子生活支援施設は、中学生も含む

### 対象施設等

児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、里親、ファミリーホーム、母子生活支援施設



## ○児童の今後の見通し

|           | 総数               | 保護者のもとへ復帰      | 親類等の家庭への引き取り | 自立まで現在のままで養育    | 養子縁組又は里親・ファミリーホーム委託 | 現在のままでは養育困難   | その他           | 不詳         |
|-----------|------------------|----------------|--------------|-----------------|---------------------|---------------|---------------|------------|
| 里親委託児     | 4,534<br>100.0%  | 485<br>10.7%   | 55<br>1.2%   | 3,105<br>68.5%  | 578<br>12.7%        | 112<br>2.5%   | 191<br>4.2%   | 8<br>0.2%  |
| 養護施設児     | 29,979<br>100.0% | 8,328<br>27.8% | 499<br>1.7%  | 16,522<br>55.1% | 395<br>1.3%         | 2,420<br>8.1% | 1,756<br>5.9% | 59<br>0.2% |
| 情緒障害児     | 1,235<br>100.0%  | 547<br>44.3%   | 11<br>0.9%   | 238<br>19.3%    | 14<br>1.1%          | 96<br>7.8%    | 327<br>26.5%  | 2<br>0.2%  |
| 自立施設児     | 1,670<br>100.0%  | 997<br>59.7%   | 32<br>1.9%   | 206<br>12.3%    | 38<br>2.3%          | 53<br>3.2%    | 337<br>20.2%  | 7<br>0.4%  |
| ファミリーホーム児 | 829<br>100.0%    | 158<br>19.1%   | 5<br>0.6%    | 580<br>70.0%    | 5<br>0.6%           | 31<br>3.7%    | 43<br>5.2%    | 7<br>0.8%  |
| 援助ホーム児    | 376<br>100.0%    | 24<br>6.4%     | 3<br>0.8%    | 303<br>80.6%    | 1<br>0.3%           | 23<br>6.1%    | 19<br>5.1%    | 3<br>0.8%  |

|      | 総数              | 保護者のもとへ復帰    | 親類等の家庭への引き取り | 現在の乳児院で養育      | 児童養護施設へ      | 母子生活支援施設へ | 養子縁組又は里親委託  | その他         | 不詳         |
|------|-----------------|--------------|--------------|----------------|--------------|-----------|-------------|-------------|------------|
| 乳児院児 | 3,141<br>100.0% | 736<br>23.4% | 29<br>0.9%   | 1,324<br>42.1% | 621<br>19.7% | 5<br>0.2% | 266<br>8.5% | 155<br>4.9% | 11<br>0.3% |

児童養護施設入所児童等調査結果(平成25年2月1日)

# 施設の人員配置の課題と将来像

| 施設種別            | 従来   | 現行<br>(24年度～)   | 「社会的養護の課題と<br>将来像」の目標水準<br>(27年度予算案)  | 直近の改正時期<br>(措置費) |
|-----------------|--|---|---|------------------|
| 児童養護施設          | 児童指導員・保育士<br>0歳児: 1.7:1<br>1・2歳児: 2:1<br>3歳以上幼児: 4:1<br>小学校以上: 6:1 | 児童指導員・保育士<br>0・1歳児: <u>1.6:1</u><br>2歳児: 2:1<br>3歳以上幼児: <u>4:1</u><br>小学生以上: <u>5.5:1</u>   | 児童指導員・保育士<br>0・1歳児: <u>1.3:1</u><br>2歳児: 2:1<br>3歳以上幼児: <u>3:1</u><br>小学生以上: <u>4:1</u><br><br>※小規模ケア加算等とあわせて概<br>ね3:1ないし2:1相当                          | 昭和51年            |
| 乳児院             | 看護師・保育士・児童指導員<br>0・1歳児: 1.7:1<br>2歳児: 2:1<br>3歳以上幼児: 4:1           | 看護師・保育士・児童指導員<br>0・1歳児: <u>1.6:1</u><br>2歳児: 2:1<br>3歳以上幼児: <u>4:1</u>                      | 看護師・保育士・児童指導員<br>0・1歳児: <u>1.3:1</u><br>2歳児: 2:1<br>3歳以上幼児: <u>3:1</u><br><br>※小規模ケア加算等とあわせて概<br>ね1:1相当   | 昭和51年            |
| 情緒障害児<br>短期治療施設 | 児童指導員・保育士 5:1<br>心理療法担当職員 10:1                                     | 児童指導員・保育士 <u>4.5:1</u><br>心理療法担当職員 <u>10:1</u>  | 児童指導員・保育士 <u>3:1</u><br>心理療法担当職員 <u>7:1</u>   | 昭和51年            |
| 児童自立支援<br>施設    | 児童自立支援専門員・児童<br>生活支援員 5:1  | 児童自立支援専門員・児童<br>生活支援員 <u>4.5:1</u>  | 児童自立支援専門員・児童<br>生活支援員 <u>3:1</u><br>心理療法担当職員 <u>10:1</u>  | 昭和55年            |
| 母子生活支援<br>施設    | 母子支援員 20世帯未満 1人<br>20世帯以上 2人<br><br>少年指導員 20世帯未満 1人<br>20世帯以上 2人   | 母子支援員 10世帯未満 1人<br>10世帯以上 2人<br>20世帯以上 3人<br><br>少年指導員 <u>20世帯未満 1人</u><br><u>20世帯以上 2人</u> | 母子支援員 10世帯未満 1人<br>10世帯以上 2人<br>20世帯以上 3人<br><u>30世帯以上 4人</u><br><br>少年指導員 <u>10世帯未満 1人</u><br><u>10世帯以上 2人</u><br><u>20世帯以上 3人</u><br><u>30世帯以上 4人</u> | 昭和57年            |

# 平成27年度における「社会保障の充実」(概要)

(単位:億円)

| 事 項             | 事 業 内 容   | 平成27年度<br>予算案<br>(注1)                   | 平成27年度        |       | (参考)<br>平成26年度<br>予算額 |     |
|-----------------|---|---|---------------|-------|-----------------------|-----|
|                 |   |   | 国分            | 地方分   |                       |     |
| 子ども・子育て支援       | 子ども・子育て支援新制度の実施   | 4,844                                   | 2,195<br>(注3) | 2,649 | 2,915                 |     |
|                 | 社会的養護の充実  | 283                                     | 142           | 142   | 80                    |     |
|                 | 育児休業中の経済的支援の強化  | 62                                      | 56<br>(注4)    | 6     | 64                    |     |
| 医療・介護           | 病床の機能分化・連携、在宅医療の推進等<br>・ 地域医療介護総合確保基金(医療分)<br>・ 平成26年度診療報酬改定における消費税財源の活用分 | 904                                     | 602           | 301   | 544                   |     |
|                 |   | 392                                     | 277           | 115   | 353                   |     |
|                 | 医療・介護サービスの提供体制改革  | 地域包括ケアシステムの構築<br>・ 地域医療介護総合確保基金(介護分)    | 724           | 483   | 241                   | —   |
|                 |   | ・ 消費税財源の活用による平成27年度介護報酬改定における介護職員の処遇改善等 | 1,051         | 531   | 520                   | —   |
|                 |   | ・ 在宅医療・介護連携、認知症施策の推進など地域支援事業の充実         | 236           | 118   | 118                   | 43  |
|                 | 医療・介護保険制度の改革  | 国民健康保険等の低所得者保険料軽減措置の拡充                  | 612           | 0     | 612                   | 612 |
|                 |   | 国民健康保険への財政支援の拡充                         | 1,864         | 1,032 | 832                   | —   |
|                 |   | 被用者保険の拠出金に対する支援                         | 109           | 109   | 0                     | —   |
|                 |   | 高額療養費制度の見直し                             | 248           | 217   | 31                    | 42  |
|                 |   | 介護保険の1号保険料の低所得者軽減強化                     | 221           | 110   | 110                   | —   |
| 難病・小児慢性特定疾病への対応 | 難病・小児慢性特定疾病に係る公平かつ安定的な制度の確立等  | 2,048                                   | 894           | 1,154 | 298                   |     |
| 年金              | 遺族基礎年金の父子家庭への対象拡大   | 20                                      | 20            | 0     | 10                    |     |
| 合 計             |   | 13,620                                  | 6,786         | 6,833 | 4,962                 |     |

(注1) 金額は公費(国及び地方の合計額)。計数は、四捨五入の関係により、端数において合計と合致しないものがある。

(注2) 上記の社会保障の充実と税制抜本改革法に基づく低所得者に対する逆進性対策である「簡素な給付措置(臨時福祉給付金)」(1,320億円)をあわせて一体的に、消費税増収分と社会保障改革プログラム法等に基づく重点化・効率化による財政効果を活用して財源を確保。

(注3) 「子ども・子育て支援新制度の実施」の国分について、平成27年度は全額内閣府に計上、平成26年度は1,043億円は内閣府、304億円は厚生労働省に計上。

(注4) 「育児休業中の経済的支援の強化」の国分のうち、雇用保険の適用分(55億円)は厚生労働省、国共済組合の適用分(1億円)は各省庁に計上。

# 平成27年度における「社会保障の充実」関係施策(抄)

## 子ども・子育て支援の充実

【金額は国費】

(子ども・子育て支援新制度の実施) (略)

(社会的養護の充実)

【142億円】

○ 児童養護施設等における家庭的な養育環境の推進等を図る。

(子ども・子育て会議において「0.7兆円の範囲で実施する事項」として整理された質の改善事項はすべて実施)

(主な質の改善事項)

- ・ 児童養護施設等の職員配置の改善  
児童養護施設等の職員配置について、現行の 5.5 : 1 を 4 : 1 に引き上げる等の改善を行う。
- ・ 児童養護施設等における家庭的な養育環境の推進  
児童養護施設等における小規模グループケアや地域小規模児童養護施設の実施箇所数の増を図る。
- ・ 職員の定着・確保のための給与の改善  
民間児童養護施設等に勤務する職員給与の改善（平均3%相当の改善）を行う。

(育児休業中の経済的支援の強化) (略)

# 平成26年3月28日 第14回子ども・子育て会議第18回基準検討部会合同会議 『子ども・子育て支援新制度における「量的拡充」と「質の改善」について』(抄)

## 1. 量的拡充 (別紙) 「量的拡充」の詳細

| 項目          | 25年度<br>→29年度の量の拡充 |
|-------------|--------------------|
| (3) 社会的養護関係 | 121億円              |

## 4. 質の改善 (社会的養護関係)

①項目のうち全額が「0.7兆円の範囲で実施する事項」に含まれているもの  
 ②項目の一部が「0.7兆円の範囲で実施する事項」に含まれているもの  
 内容欄の「※」は「0.7兆円の範囲で実施する事項」における内容、  
 所要額欄の括弧は「0.7兆円の範囲で実施する事項」における所要額

| 項目                                 | 内容  | 平成25年度→29年度所要額     | 備考  |
|------------------------------------|---|--------------------|---|
| 社会的養護の充実                           | ① 児童養護施設等の職員配置基準の改善(5.5:1→4:1等)   | 222億円程度            |   |
|                                    | 児童養護施設等にチーム責任者1名を配置(平成27年度から5年かけて全施設で実施)  | 19億円程度             |   |
|                                    | ② 児童養護施設及び乳児院に里親支援担当職員1名を配置(平成27年度から5年かけて全施設で実施)<br>※平成27年度から15年かけて全施設で実施→平成27年度から5年かけて全施設で実施 | 21億円程度<br>(7億円程度)  |   |
|                                    | 児童養護施設に自立支援担当職員1名を配置(平成27年度から5年かけて全施設で実施)   | 24億円程度             |   |
|                                    | 児童養護施設、乳児院及び母子生活支援施設に心理療法担当職員1名を配置(平成27年度から5年かけて全施設で実施)                                       | 11億円程度             |   |
|                                    | ③ 小規模グループケア、地域小規模児童養護施設の増加(41年度までに全施設を小規模化し、本体施設、グループホーム、里親等を1/3ずつにする)<br>※増加率を見直し            | 84億円程度<br>(43億円程度) | ・平成26年度予算<br>(小規模グループケア、地域小規模児童養護施設等のか所数の増33億円) |
|                                    | ④ 民間児童養護施設の職員給与等の改善(保育所と同様の+5%等)<br>※職員給与の改善 まずは+3%→+5%等                                      | 82億円程度<br>(43億円程度) |   |
|                                    | 施設に入所等している大学進学者等に特別育成費及び自立生活支援支度費を支給  | 0.7億円程度            |   |
| 母子生活支援施設に保育設備を設けている場合に保育士の人員配置の引上げ | 0.3億円程度   |                    |   |



# 子どもの貧困対策の推進に関する法律 <平成25年法律第64号> (概要)

平成25年6月19日成立 / 平成25年6月26日公布 / 平成26年1月17日施行

## 目的

○ この法律は、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。

※ その他、基本理念、国の責務、地方公共団体の責務、国民の責務、法制上の措置等及び対策の実施の状況の公表について規定

## 大綱の策定・基本的施策

○ 政府は、子どもの貧困対策を総合的に推進するための大綱を定めなければならない。

○ 大綱では、「子どもの貧困対策に関する基本的な方針」、「子どもの貧困率、生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率等子どもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた施策」、「教育の支援に関する事項」、「生活の支援に関する事項」、「保護者に対する就労の支援に関する事項」、「経済的支援に関する事項」及び「調査及び研究に関する事項」を定める。

※衆議院厚生労働委員会決議

政府は、大綱を作成するに際しては、子どもの貧困対策に関し優れた見識を有する者や貧困の状況にある世帯に属する者、これらの者を支援する団体等、関係者の意見を会議で把握した上で、これを作成すること。

○ 都道府県は、当該都道府県における子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努める。

## 子どもの貧困対策会議

子どもの貧困対策会議（関係閣僚で構成）を設置する。

## 施行期日等

○ 公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（平成26年1月17日施行）

○ 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

# 子供の貧困対策に関する大綱について

## 目的・理念

- 子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る。
- 全ての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子供の貧困対策を総合的に推進する。

## 基本的な方針

- 貧困の世代間連鎖の解消と積極的な人材育成を目指す。
- 第一に子供に視点を置いて、切れ目のない施策の実施等に配慮する。
- 子供の貧困の実態を踏まえて対策を推進する。  
など、10の基本的な方針

## 子供の貧困に関する指標

- 生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率 90.8%  
(平成25年)
- スクールソーシャルワーカーの配置人数 1,008人 (平成25年度)
- ひとり親家庭の親の就業率
  - ・母子家庭の就業率: 80.6%  
(正規39.4% 非正規47.4%)
  - ・父子家庭の就業率: 91.3%  
(正規67.2% 非正規 8.0%)
- 子供の貧困率 16.3% (平成24年)

など、25の指標

## 指標の改善に向けた当面の重点施策

### <教育の支援>

- 学校をプラットフォームとした子供の貧困対策の推進
  - ・きめ細かな学習指導による学力保障
  - ・スクールソーシャルワーカーの配置充実
- 教育費負担の軽減
  - ・幼児教育の無償化に向けた段階的取組
  - ・高校生等奨学給付金等による経済的負担の軽減
  - ・大学等奨学金事業における無利子奨学金の充実、より柔軟な『所得連動返還型奨学金制度』の導入
- 貧困の連鎖を防止するための学習支援の推進
- 学習が遅れがちな中学生を対象とした学習支援  
など

### <保護者に対する就労の支援>

- ひとり親家庭の親の就業支援
  - ・就業支援専門員の配置による支援等
- 生活困窮者や生活保護受給者への就労支援
- 保護者の学び直しの支援
- 在宅就業に関する支援の推進

### <子供の貧困に関する調査研究等>

- 子供の貧困の実態把握
- 子供の貧困に関する新たな指標の開発
- 子供の貧困対策に関する情報の収集・蓄積、提供

### <生活の支援>

- 保護者の生活支援
  - ・保護者の自立支援
- 子供の生活支援
  - ・児童養護施設等を退所した子供のアフターケアの推進、子供の居場所づくりに関する支援等
- 関係機関が連携した支援体制の整備
  - ・生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関、児童福祉関係者、教育委員会等の関係機関が連携してネットワークを構築
- 支援する人員の確保
  - ・社会的養護施設の体制整備、相談職員の資質向上等

### <経済的支援>

- 児童扶養手当と公的年金の併給調整見直し
- ひとり親家庭の支援施策に関する調査研究
- 母子福祉資金貸付金等の父子家庭への拡大
- 養育費の確保に関する支援  
など

### <施策の推進体制等>

- 対策会議を中心とする政府一体となった取組
- 地域の実情を踏まえた自治体の取組の支援
- 官公民の連携プロジェクト・国民運動の展開  
など

全ての  
子供たちが  
夢と希望を  
持って成長  
していける  
社会の  
実現

# 子供の貧困対策に関する大綱のポイント①

## 目的・理念

- 子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る。
- 全ての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子供の貧困対策を総合的に推進する。

## 基本的な方針

- 1 貧困の世代間連鎖の解消と積極的な人材育成を目指す。
- 2 第一に子供に視点を置いて、切れ目のない施策の実施等に配慮する。
- 3 子供の貧困の実態を踏まえて対策を推進する。
- 4 子供の貧困に関する指標を設定し、その改善に向けて取り組む。
- 5 教育の支援では、「学校」を子供の貧困対策のプラットフォームと位置付けて総合的に対策を推進するとともに、教育費負担の軽減を図る。
- 6 生活の支援では、貧困の状況が社会的孤立を深刻化させることのないよう配慮して対策を推進する。
- 7 保護者の就労支援では、家庭で家族が接する時間を確保することや、保護者が働く姿を子供に示すことなどの教育的な意義にも配慮する。
- 8 経済的支援に関する施策は、世帯の生活を下支えするものとして位置付けて確保する。
- 9 官公民の連携等によって子供の貧困対策を国民運動として展開する。
- 10 当面今後5年間の重点施策を掲げ、中長期的な課題も視野に入れて継続的に取り組む。

## 子供の貧困に関する指標

- 生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率 90.8% (平成25年)
- 生活保護世帯に属する子供の高等学校等中退率 5.3% (平成25年)
- 生活保護世帯に属する子供の大学等進学率 32.9% (平成25年)
- 生活保護世帯に属する子供の就職率 (中学校卒業後の進路:就職率 2.5% / 高等学校等卒業後の進路:就職率 46.1%) (平成25年)
- 児童養護施設の子供の進学率及び就職率 (平成25年)  
(中学校卒業後:進学率 96.6%、就職率 2.1% / 高等学校等卒業後:進学率 22.6%、就職率 69.8%)
- ひとり親家庭の子供の就園率 (保育所・幼稚園) 72.3% (平成23年度)
- ひとり親家庭の子供の進学率及び就職率 (中学校卒業後:進学率 93.9%、就職率 0.8% / 高等学校卒業後:進学率 41.6%、就職率 33.0%) (平成23年度)
- スクールソーシャルワーカーの配置人数 1,008人 (平成25年度) /  
スクールカウンセラーの配置率 小学校 37.6%、中学校 82.4% ※その他教育委員会等に1,534箇所配置 (平成24年度)
- 就学援助制度に関する周知状況 (平成25年度)  
(毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合 61.9%)  
(入学時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合 61.0%)
- 日本学生支援機構の奨学金の貸与基準を満たす希望者のうち、奨学金の貸与を認められた者の割合 (無利子・有利子) (平成25年度実績)  
(無利子:予約採用段階 40.0%、在学採用段階 100.0% / 有利子:予約採用段階 100.0%、在学採用段階 100.0%)
- ひとり親家庭の親の就業率 (平成23年度)  
(母子家庭の就業率 80.6% (正規 39.4%、非正規 47.4%) / 父子家庭の就業率 91.3% (正規 67.2%、非正規 8.0%))
- 子供の貧困率 16.3% (平成24年)
- 子供がいる現役世帯のうち大人が一人の貧困率 54.6% (平成24年)



## 子供の貧困対策に関する大綱のポイント②

### 指標の改善に向けた当面の重点施策

#### 教育の支援

- 「学校」をプラットフォームとした総合的な子供の貧困対策の展開
  - ・学校教育による学力保障 / 学校を窓口とした福祉関連機関等との連携 / 地域による学習支援 / 高等学校等における就学継続のための支援
- 貧困の連鎖を防ぐための幼児教育の無償化の推進及び幼児教育の質の向上
- 就学支援の充実
  - ・義務教育段階の就学支援の充実 / 「高校生等奨学給付金(奨学のための給付金)制度」などによる経済的負担の軽減 / 特別支援教育に関する支援の充実
- 大学等進学に対する教育機会の提供
  - ・高等教育の機会を保障するような奨学金制度等の経済的支援の充実 / 国公立大学生・専門学校生等に対する経済的支援
- 生活困窮世帯等への学習支援
- その他の教育支援
  - ・学生のネットワークの構築 / 夜間中学校の設置促進 / 子供の食事・栄養状態の確保 / 多様な体験活動の機会の提供

#### 生活の支援

- 保護者の生活支援
  - ・保護者の自立支援 / 保育等の確保 / 保護者の健康確保 / 母子生活支援施設等の活用
- 子供の生活支援
  - ・児童養護施設等の退所児童等の支援 / 食育の推進に関する支援 / ひとり親家庭や生活困窮世帯の子供の居場所づくりに関する支援
- 関係機関と連携した包括的な支援体制の整備
- 子供の就労支援
  - ・ひとり親家庭の子供や児童養護施設等の退所児童等に対する就労支援 / 親の支援のない子供等への就労支援 / 定時制高校に通学する子供の就労支援 / 高校中退者等への就労支援
- 支援する人員の確保
  - ・社会的養護施設の体制整備、児童相談所の相談機能強化 / 相談職員の資質向上
- その他の生活支援
  - ・妊娠期からの切れ目ない支援等 / 住宅支援

## 子供の貧困対策に関する大綱のポイント③

### 指標の改善に向けた当面の重点施策

#### 保護者に対する就労の支援

- 親の就労支援
- 親の学び直しの支援
- 就労機会の確保

#### 経済的支援

- 児童扶養手当の公的年金との併給調整に関する見直し
- ひとり親家庭の支援施策についての調査・研究の実施に向けた検討
- 母子福祉資金貸付金等の父子家庭への拡大
- 教育扶助の支給方法
- 生活保護世帯の子供の進学時の支援
- 養育費の確保に関する支援

#### 子供の貧困に関する調査研究等

- 子供の貧困の実態等を把握・分析するための調査研究 / 子供の貧困に関する新たな指標開発に向けた調査研究 / 子供の貧困対策に関する情報の収集・蓄積、提供

#### 施策の推進体制等

- 国における推進体制
- 地域における施策推進への支援
- 官公民の連携・協働プロジェクトの推進、国民運動の展開
- 施策の実施状況等の検証・評価
- 大綱の見直し

# 平成27年度社会的養護関係予算案の概要

## 社会的養護の充実

1,031億円 → 1,180億円

〔 児童入所施設措置費等 : 1,076億円  
児童虐待・DV対策等総合支援事業 : 47億円  
次世代育成支援対策施設整備交付金 : 57億円 など 〕

### (1) 施設における家庭的養護の推進

#### ○ 児童養護施設の小規模化等の推進【一部新規】（一部社会保障の充実）

虐待を受けた子どもなど社会的養護が必要な子どもを、より家庭的な環境で育てることができるよう、児童養護施設等におけるケア単位の小規模化・地域分散化等、家庭的養護の推進を図るため、職員配置の改善（5.5：1→4：1等）や民間児童養護施設等の職員給与の改善を行う。

また、既存の建物の賃借料や施設整備費に対する助成を引き続き行い、グループホーム、小規模グループケア等の実施を推進する。

＜社会保障の充実（社会的養護関係）＞

#### 【量的拡充】

受入児童数増への対応

#### 【質の改善】

- ① 児童養護施設等の職員配置の改善（5.5：1→4：1等）
- ② 小規模グループケア、地域小規模児童養護施設の実施箇所数の増（41年度までに全施設を小規模化し、本体施設、グループホーム、里親等を1／3ずつにする）
- ③ 民間児童養護施設等の職員給与の改善（平均＋3％相当）
- ④ 児童養護施設及び乳児院における里親支援担当職員（1名）の配置の推進（27年度から15年かけて全施設で実施）

〔児童入所施設措置費等〕

〔次世代育成支援対策施設整備交付金〕

#### ○ 児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業の実施【※子育て支援臨時特例交付金からの一部組み替え】

児童養護施設等における家庭的養護の更なる推進等を図るため、児童養護施設の小規模化等、生活環境改善を図るための補助を行う（基準額：1施設当たり800万円等）。

〔児童虐待・DV対策等総合支援事業〕

## (2) 里親委託の推進等

### ○ 里親支援機関事業の拡充【一部新規】

里親の質の確保、里親への支援の充実を図るため、里親制度の広報啓発、研修の実施、委託里親への訪問援助等を行う。また、新たに、里親登録されているが、児童を委託されていない里親（未委託里親）に対して、委託に向けたトレーニングを実施する事業を実施し、里親委託の推進を図る（10か所）。

〔児童虐待・DV対策等総合支援事業〕

### ○ 里親支援専門相談員の配置の推進

施設に地域支援の拠点機能を持たせ、里親やファミリーホームへの相談等の支援体制の充実を図るため、児童養護施設及び乳児院に里親支援専門相談員を配置し、里親委託の推進及び里親支援の充実を図る。

〔児童入所施設措置費等〕

## (3) 被虐待児童等への支援の充実

### ○ 児童家庭支援センター運営等事業の推進【一部新規】

- ・ 地域における保護者等からの虐待等に関する相談・支援体制を強化するため、児童家庭支援センターのか所数の増を図る。（101か所→106か所）
- ・ 退所児童等アフターケア事業のか所数の増（20か所→27か所）を図るとともに、児童養護施設退所児童等に対するアフターケアの強化として、自立援助ホームに心理担当職員を配置し、心理面からの自立支援の充実を図る（33か所）。

〔児童虐待・DV対策等総合支援事業〕

### ○ 児童養護施設等入所児童に対する学習支援の実施【一部新規】

養育環境等により、十分な学習機会が確保されてこなかった児童養護施設等入所児童の退所後の社会的自立につなげるため、児童入所施設措置費等において、学習支援の充実を図る。

- ・ 小学生等に対する学習支援（学習ボランティア等）
  - ・ 高校生等に対する学習支援（学習塾代等）
  - ・ 特別な配慮を必要とする児童養護施設等入所児童に対する学習支援（個別学習指導）
- （※中学生に対する学習支援は従前から対象となっている。）

〔児童入所施設措置費等〕

### ○ 就職支度費の支給対象の拡大【新規】

新たに、自立援助ホーム入所者についても、就職に際して児童自立生活援助の実施の解除となった場合に、就職支度費の支弁対象とする。

〔児童入所施設措置費等〕

### ○ 児童養護施設等の職員の人材確保対策

社会的養護を担う人材の確保のため、児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業を実施するほか、①児童養護施設等への就職を希望する学生等の実習を受け入れる施設において、実習を指導する職員の代替職員を雇い上げる経費、②学生等の就職を促進するため、実習を受けた学生等を非常勤職員として雇い上げる経費への補助等を行う。

〔児童虐待・DV対策等総合支援事業〕31

社会保障審議会児童部会  
児童虐待防止対策のあり方に関する専門委員会

これまでの議論のとりまとめ

平成26年 11月 28日

## 目 次

|   |    |
|---|----|
| 1. はじめに   | 1  |
| 2. 専門委員会の検討経過                                   | 2  |
| 3. 児童虐待防止対策のあり方（提言）                             | 3  |
| (1) 妊娠期からの切れ目ない支援のあり方について                       | 3  |
| (2) 初期対応の迅速化や的確な対応のための関係機関の<br>連携強化について         | 7  |
| (3) 要保護児童対策地域協議会の機能強化について                       | 9  |
| (4) 児童相談所が虐待通告や子育ての悩み相談に対して確実に<br>対応できる体制整備について | 12 |
| (5) 緊急時における安全確認、安全確保の迅速な実施について                  | 14 |
| (6) その他   | 14 |

### 参考資料

1. 開催経過
2. 専門委員会設置要綱

### 別添

第1回～第3回専門委員会事務局提出資料

## 1. はじめに

- 平成 12 年に児童虐待防止法が制定されて以降、民法・児童福祉法の改正を含め 3 度の改正などを通じて、虐待対応体制は逐次強化されてきた。特に平成 16 年の児童福祉法改正では、市町村（特別区を含む。以下同じ。）も児童相談の窓口と定め、児童相談所との二層構造による児童相談体制の構築や、要保護児童対策地域協議会を法定して地域ネットワークによる支援の充実を図るなど、早期対応や重篤化の防止が図られてきた。また、子ども虐待対応の手引きの逐次改訂や児童相談所運営指針の改定など、市町村と児童相談所の対応方法が整備されてきた。
- しかしながら、平成 25 年度の児童虐待対応件数は 73,765 件（速報値）であり、統計を取り始めてからの最多となり、平成 24 年度の児童虐待による死亡事例数及び死亡した児童の人数は 78 事例、90 人であり、近年も同程度の死亡事例数が依然として発生している。
- 児童虐待相談対応件数が増え、重篤な事例も発生している中、市町村や児童相談所が安全確認段階に多くの時間を費やし、奔走する現状を見るにつけ、虐待予防や迅速な初動を通して、虐待件数をいかにしてなくしていけるかが問われている。また、母子保健サービスや子育て支援サービスが必ずしも、それを必要とする方に利用されていないことや、虐待リスクの可能性が懸念される居住実態が把握できない児童への対応も大きな課題となっている。
- このため、平成 26 年 8 月 29 日に、第 1 回児童虐待防止対策に関する副大臣等会議（以下「副大臣等会議」という。）が開催され、「厚生労働省を中心に、実効的な児童虐待防止対策の構築に向けた検討に着手するとともに、児童虐待防止対策について関係省庁が連携して対策を強化すること」、「居住実態が把握できない児童について、政府一体となって全力で把握に努めること」とされ、年内を目途として一定のとりまとめを行うこととされた。

これを受けて厚生労働省においては、社会保障審議会児童部会の下に児童虐待防止対策のあり方に関する専門委員会（以下「専門委員会」という。）を設置し、副大臣等会議に示した児童虐待防止に係る「当面の課題・施策の方向について」の 5 つの課題を中心として 5 回にわたる議論を行ってきたところである。

- この度、副大臣等会議への報告を念頭に、これまでの議論についてとりまとめを行うこととした。子どもの虐待を未然に防ぐとともに、虐待を受けたとしても重篤化する前に迅速に発見し、的確に対応できるよう、本とりまとめが有効に活用されることを期待する。

## 2. 専門委員会の検討経過

本専門委員会は、平成26年9月19日に第1回会合を開催し、以後、同年11月28日までに5回の会合を開催してとりまとめを行った。

第3回（平成26年10月31日）には、4人の有識者からヒアリングを行った。

なお、本専門委員会で検討した「当面の課題・施策の方向について」の5つの課題は以下のとおりである。

- (1) 妊娠期からの切れ目ない支援のあり方について
- (2) 初期対応の迅速化や的確な対応のための関係機関の連携強化について
- (3) 要保護児童対策地域協議会の機能強化について
- (4) 児童相談所が虐待通告や子育ての悩み相談に対して確実に対応できる体制整備について
- (5) 緊急時における安全確認、安全確保の迅速な実施について



### 3. 児童虐待防止対策のあり方（提言）

#### （1）妊娠期からの切れ目ない支援のあり方について

虐待による死亡事例における0歳児の割合は44.0%（心中を除いた死亡事例）を占め、とりわけ0日児死亡事例は17.2%を占める。また、その0日児死亡事例では、望まない妊娠の占める割合が71.3%となっている。（※）

死亡事例の背景としては、母親が妊娠期から一人で悩みを抱えていたり、産前産後の心身の不調や家庭環境の問題が指摘されている。

（※）「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」（社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会）  
第1次報告から第10次報告の集計

#### ① 妊娠期からの相談しやすい体制の整備

##### ア 特定妊婦情報の連絡

- 虐待を予防するためには、虐待のリスクについて妊娠期から着目して支援につなぐことが肝要。

産科医療機関は妊婦健康診査の機会等を通じて、妊婦と接点を持ちやすいことから、特定妊婦（※）を把握した場合に、市町村へ情報をつなげるための工夫が必要。

（※）特定妊婦：出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦（児童福祉法第6条の3第5項）

- 日本産婦人科医会では、既に妊娠経過各期における対応チェックリストを提示しており、また産科等医療機関において「安心母と子の委員会」を設置して対応するように奨励している。こうした手法の活用により、産科等医療機関にあっては、特定妊婦の情報を確実に把握し、その情報を市町村につなげて支援していくことが必要。

##### イ 妊娠や出産の情報・乳幼児の健康状態の把握

- 虐待の未然防止や子どもの健全育成のためには、ただちに手厚い支援が必要とまでは言えないが見守りなどが必要な妊産婦や乳幼児について、その情報を市町村の保健師や地域の支援機関につなぐことも必要。

- こうした取組が有効に機能するためには、例えば、医療機関からの情報が市町村に提供され、妊娠期から養育支援訪問事業などにつなげる、あるいは乳児家庭全戸訪問事業で把握された情報を子育て支援機関につなげるなど、医療・保健・福祉が連携した体制が必要。

ウ 妊娠等に関する相談窓口の周知と相談しやすい場の設置

- 妊娠をしても医療機関を受診せず誰にも相談しないなど、支援機関との接点を持たない事例について、どのように把握し支援につなげるかが課題。

こうした事例の中には、妊娠に関する相談窓口があること自体を知らない場合があることから、そうした情報の周知に努めることが重要。

なお、相談窓口の周知に当たっては、多くの人の目にとまりやすい場所や方法で実施するなどの効果的な手法を工夫することが必要。

- また、相談しやすさという点では、NPOなどの民間機関を活用することが有効。

エ 思春期からの生と性に関する啓発と研究

- 望まない妊娠を減らし、望まれる妊娠へと転換していくためには、思春期の子どもたちに対し、命の尊さや妊娠・出産や避妊に関する内容に加え、妊娠した場合の対応や相談機関に関する情報等についても啓発することが大切。併せて、生と性に関する啓発について研究することも必要。

② 妊娠を抱え込まず出産しやすい環境づくり

ア 妊婦健康診査や分娩費用の費用負担軽減の周知

- 妊娠確認のための診察・妊婦健康診査・分娩に要する費用負担を懸念して、医療機関での受診をためらう事例がある。妊婦健康診査にかかる費用は、地方財政措置が講じられていること、また、分娩費用については入院助産制度などが設けられていることを積極的に周知し、費用負担が重荷である場合であっても医療機関との接点を持てるように配慮。

(※) 入院助産制度(助産施設):「保健上必要があるにもかかわらず、

経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦を入所させ、助産を受けさせることを目的とする」施設。(児童福祉法第36条)

イ 家族・友人等の周囲の者の妊婦への支援

- 行政が把握しにくい妊婦の場合は、本人に自発的に行政との接点を持つよう求めていくばかりではなく、周囲のサポートが重要。例えば、家族や友人、地域の人たちなど周囲の人が妊娠を積極的に受けとめ、妊婦健康診査の受診を勧めたり、相談窓口の存在を本人に伝え相談することを促すといった協力を求めていく取組も必要。

③ 妊娠から出産・子育てに至る切れ目ない支援の仕組み

ア 家庭での養育状況を把握するために行政との接点を増やす取組

- 家庭の養育状況を把握できる場となり得る乳幼児健康診査を有効活用するなど、よりの確に虐待リスクを発見できるよう工夫するとともに、必要に応じて継続的にフォローすることを確実に実施。

- 乳幼児健康診査を未受診の家庭に対しては、市町村は地域の実情に応じた様々な手法により、接点を設けるための取組を継続的に実施。

- 接点を持ちにくい家庭に対する支援のあり方として、地域での訪問型支援は有効。但し、そのための専門職員の確保と質の向上が必要。

- 乳幼児健康診査が実施されない年齢の場合、保育所・幼稚園・認定こども園を通じて養育状況の把握が可能であるが、中には保育所・幼稚園・認定こども園に就園していない場合など行政との接点を持ちにくい家庭もあることから、行政との接点を増やす取組を検討。

イ 妊娠期から子育て期にわたる総合的相談や継続的支援

- 保健師や子育てケアマネージャーが担当者となって、妊娠期からの支援プランを作成し、継続的に支援するといった取組を実施している自治体があり、継続した見守りは虐待予防に効果があると評価されている。

こうした事例を参考に、地域の実情に応じた妊娠期から子育て期にわたり継続的に支援する体制を整備。

- 保護者に対して身近に寄り添って支援できる子育て支援拠点としては、乳児期早期から関わっている地域の小児科医の協力を得ることも重要。

ウ 養育者の精神的な問題に対する精神科医療機関との連携

- 重篤な虐待事例の中には、養育者が精神面での問題を抱えている事例が見られるため、産科、小児科医療機関等においては、これまで以上に養育者の精神面についても留意して診ていくことが必要。  
その上で、市町村の保健・福祉担当と産科医療機関、小児科医療機関、精神科医療機関との連携が必要。また、要保護児童対策地域協議会に精神科医療機関の参加を求めていくことも検討。

④ 支援が必要な家庭の情報を共有して支援につなぐ仕組み

ア 保育所・幼稚園・認定こども園から小学校、小学校から中学校へ必要な情報が引き継がれる取組

- 保育所、幼稚園、認定こども園が虐待リスク等、家庭の養育環境に関する情報を把握した場合には、当該情報が小学校に、小学校が当該情報を把握した場合には、中学校に引き継がれる工夫が必要。  
このため、保育所や幼稚園、認定こども園から小学校、小学校から中学校へ学習の状況や健康の状況等に関する情報が、引き継ぎ等されるよう、学校等の間の連携の一層の推進が必要。

イ 学校や保育所等が支援の必要な子どもを発見して関係機関と連携する取組

- 学校や保育所等の職員に、虐待を発見するポイント・発見後の対応の仕方などの研修等の取組が必要である。その中で、要保護児童対策地域協議会を活用する意義を理解してもらうことが重要。

ウ スクールソーシャルワーカー等の積極的活用

- 学齢児においては、保健部門や福祉部門と学校との連携により、支援が必要な子どもを早期に発見して関係機関につなぐために、スクールソーシャルワーカーの役割が重要であり、スクール

ソーシャルワーカーの活用と配置の充実が必要。また、家庭に課題を抱えた子どもの心のケアにはスクールカウンセラーの役割が重要であり、スクールカウンセラーの積極的な活用が必要。

⑤ 学校、病院等の組織としての通告の周知徹底

- 虐待通告は、虐待を受けたと思われる児童を発見した者の義務として規定されている（児童虐待防止法第6条）。一方、学校、児童福祉施設、病院等の児童の福祉に業務上関係のある団体は早期発見に努めることとされているが、組織としての通告となると必ずしもうまく機能していない場合がある。

確実な通告が行われるためには、職員等に委ねるのではなく、組織としても虐待防止に取り組むことが重要。

(2) 初期対応の迅速化や的確な対応のための関係機関の連携強化について

「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」の報告書では、市町村と児童相談所の双方が相手方の支援を期待してしまい、対応が後手に回ってしまったなど、それぞれの役割を十分に果たし得なかった結果、重大な事態を招いた事例が散見されている。

また、同報告書では、市町村や児童相談所が受けた相談について十分なアセスメントが行われず、虐待の危機感を持たないまま重大事態に至った事例も見られた。こうしたことから迅速、的確に初期対応が行われるような取組が求められる。

一方、市町村や児童相談所の体制については、一人の職員が対応できるケースには限界がある中で、そもそも相談件数に比して、十分な人員体制が整っていないことや専門性の高い職員が不足していること、さらには、研修の機会が少ないことなどが指摘されている。

① 見落としや初期対応の遅れをなくするための関係機関の連携

ア アセスメントの共有

- 関係機関は共通の方針を持って支援を実施することが重要である

が、初期対応を確実に実施するためには、家庭の養育状況に関する情報を関係機関が共有した上で、共通で利用できるアセスメントツールを開発・共有し、関係機関が相互に納得して適切な対応方針を策定することが有効。

イ 支援方針の共有と関係機関の役割分担の明確化

- 関係機関はそれぞれの役割に応じて支援を実施することとなるが、その内容は重なる部分があり、方針を共有しどの機関がどう対応するかを明確にすることで、より効率よく効果的に支援を実施することが必要。

また、各機関が行っている支援の方向性については、定期的に再評価することで、家庭の養育状況の変化を踏まえた適切な支援を行えるようにすることが必要。

ウ 専門的知見に基づく相談・助言の実施

- 相談や支援を行う過程で判断に迷う場合があるが、そのような場合、児童相談所に弁護士や警察官OB等から専門的知見に基づく相談・助言が受けられる体制があれば有効。
- 同様の観点から市町村が支援方針について適切な判断を行えるよう、定期的に市町村を巡回して専門的に助言する者を児童相談所等に配置するなどの体制整備の工夫も必要。

② 市町村と児童相談所との役割分担の明確化と必要な支援を実施できる体制強化

ア 市町村が果たす役割

- 市町村が通告先とされたことから、市町村も介入的な機能を果たす機会が増加している。一方で、市町村は住民に近い存在として継続的な支援を行う中核的な役割を担っている。この両方の役割を果たすには、市町村と児童相談所とで役割分担を明確にした上で、支援方針等の調整など連携を十分に行うことが必要。

イ 市町村と児童相談所の体制強化

- 複雑な事情を抱えたケースも多く、市町村職員の専門性を高めることが必要。また、特に相談対応をする家庭相談員の人材確保に

ついて、専門的人材が得られるような工夫が必要。

- 児童相談所が初期対応に追われて、各事例のフォローアップが十分にできない状況を改善することが必要であり、児童相談所の業務に見合う職員配置が重要。
- 民間団体の活用や民間団体職員の柔軟な任用等を行うなど、外部の専門家を活用する工夫も重要。また、地域の人材が不足しているのであれば、こうした分野で活躍してもらえる人材や機関を育成していくことも必要。
- 都道府県職員と市町村職員の人事交流や、市町村職員の児童相談所への派遣などにより、様々な経験を積むことは有効。

### (3) 要保護児童対策地域協議会の機能強化について

要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）は、支援が必要な子どもの状況や対応について、地域の関係機関間で情報を共有し、支援の内容を協議することを目的としている。

「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」の報告書によると、死亡事例の中には協議会に要保護児童として登録されていなかったり、登録されていても関係機関間での情報共有や役割分担が十分に行われていない事例が見受けられた。

一方、市町村によっては協議会の実務者会議において進行管理する事例数が年々増加し、個々の事例について十分な検討を行う余裕がない状況にあることが指摘されている。

- ① 協議会参加機関が役割分担による支援を迅速かつ確実に実施するための工夫
  - ア 協議会参加機関に情報が届く仕組み
    - 協議会で把握された各事例の情報が、参加各機関に迅速かつ確実に届く仕組みや、協議会に登録された事例の状況や支援状況等の情報を収集・蓄積できる仕組みが必要。
  - イ 関係機関が情報提供を行いやすい仕組み

- 個人情報保護にとられるあまり、子どもの安全がないがしろになってはならない。一方で、どこまで情報提供をしてよいのか判断に迷うケースもある。このため、関係機関が情報提供を行いやすくなるよう、どこまでなら情報提供が認められるのかといったことを具体的に例示することが有効。

その際、個人情報保護との関係をどう整理するかも併せて検討。

#### ウ 協議会の運営方法の見直し

- 協議会の登録ケースが増加したことにより、実務者会議における関係機関間での十分な情報共有が困難な場合がある。このため、例えば、部会方式や参加者を限定した機関での連絡会の実施などの運営方法の工夫が必要。

#### エ 協議会の対象とされている特定妊婦、要支援児童を確実に把握する工夫

- 特定妊婦や要支援児童について、その定義、把握方法、支援方法について整理し、関係機関で共有することが重要。

また、医療機関が把握した特定妊婦や要支援児童の情報を共有して支援につなげるため、医療機関が積極的に協議会に参加することが必要。

(※) 要支援児童：「保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童」（児童福祉法第6条の3第5項）

#### オ 養育者の精神的な問題に対応するための機関連携

- 養育者に精神面での問題がみられることがあるため、精神保健分野との連携の強化が必要。

### ② 協議会調整機関の専門性強化と支援の役割分担の明確化

#### ア 支援内容が重複したり、複数の判断がある場合の調整

- 各機関が特色や専門性を活かして、重層的に効果的な支援を行うことが必要。そのためには、調整機関が主たる援助機関を定めたり、支援内容の集約と支援方針を一本化する役割を明確に付与することも必要。



#### イ 協議会調整機関の専門性

- 調整機関が、各機関の支援の調整を行うマネジメントと進行管理の役割を円滑に果たすためには、職員の高い専門性が必須。協議会の中軸となる調整機関への専門職員配置の拡充が必要。  
また、専門職員については一定の期間継続して勤務することや、異動時の引継ぎが十分に行われるような配慮が必要。

#### ウ 専門性強化のための研修

- 虐待対応に関する知識を深め、それぞれの機関の役割を認識するために、例えば具体的な事例の検証を通じて相互の役割を確認し合うなど、協議会の関係機関で構成される多機関多職種による合同研修の実施が有効。

#### エ 協議会への児童相談所の積極的関与

- 児童相談所の事例を協議会へ確実に登録、市町村へのスーパーバイズ、市町村の子育て支援サービスを把握し、所管市町村間の連携を図るなど、児童相談所の協議会への主体的な関与が必要。
- 児童相談所は協議会の助言者としての役割を持つ一方で、同時に構成員でもあり、自らが対応方針を判断して必要な介入を行うことが求められる。したがって、児童相談所は助言者の役割と支援者としての役割をそれぞれ積極的に果たすことが重要。

#### オ 子育て支援事業の活用

- 協議会がその機能を十分に発揮するためには、協議会の登録の際に要保護児童と特定妊婦・要支援児童とを分けて位置づけることも有効。
- 要支援児童については、子ども・子育て支援法の施行に伴い創設される利用者支援事業や、養育支援訪問事業、あるいは地域子育て支援拠点における相談や居場所づくりといった多様な育児支援を積極的に活用し、地域全体で支えるとともに虐待予防につなげる。そのことが結果的に協議会や児童相談所の負担軽減にもつながる。
- このような子育て支援事業に携わる者に対しては、虐待対応の知識に関する研修を実施することが必要。

#### (4) 児童相談所が、虐待通告や子育ての悩み相談に対して確実に対応できる体制整備について

平成 25 年度における児童相談所の児童虐待相談対応件数は、平成 11 年度に比べて約 6.3 倍であるのに対して、児童福祉司の配置人数は同期間に約 2.3 倍となっている。また、児童心理司の配置人数は児童福祉司の配置人数の 44.5%（平成 26 年 4 月 1 日現在）となっている。

厚生労働省は、より相談しやすくするため、児童相談所全国共通ダイヤルの 3 桁化を検討しており、こうした動きも踏まえた夜間休日を含む対応体制を強化することが課題。

また、児童相談所が介入によって保護者と対立した後では、長期にわたる継続的な支援に移行する際に、保護者が支援を受け入れにくいという課題がある。

##### ① 児童相談所が専門的な支援を確実にけるための体制強化

###### ア 児童相談所職員の配置

- 一人の職員が担当するケース数には限界があるため、児童相談所の児童福祉司の人員増やスーパーバイザー、児童心理司、医師、保健師等の専門職の配置を充実。

###### イ 児童相談所職員の専門性確保のための専門研修を充実

- 児童福祉司は高い専門性と経験が求められる職種であり、とりわけ虐待対応には専門の知識や技術を必要とすることから、高い専門性を持った職員を養成するための教育・学習システムが必要。

###### ウ 夜間休日の相談・通告への対応

- 児童相談所共通ダイヤルの 3 桁化が導入されれば、相談・通告件数のさらなる増加が予想される。こうした状況にあつて、初動の重要性を考えれば、夜間休日対応も含め、的確なアセスメントができるように、児童相談所を含む地域の関係機関でどのような工夫ができるのか検討が必要。

###### エ 警察とのさらなる連携強化

- 児童相談所と警察の相互の協力を図るため、平素からの情報交換や合同の研修の実施が重要。また、警察官の出向や警察官 O B が

配置されることで警察署との連携や、専門的助言も得られることから、配置は効果的。

また、現に子どもが虐待されているおそれがあり、緊急の対応が必要と判断され、かつ、児童相談所だけでは職務の執行が困難な場合等に行う警察への援助要請が円滑に進むよう、事前に相互理解を図っておくことが重要。

## ② 専門的な支援を効果的に行うための役割分担の明確化

### ア 介入機能と支援機能の分離

- 通告・調査・アセスメント・法による介入を行う機能と、虐待予防・親子再統合・保護者支援（在宅支援を含む）・子どもの支援（心理的治療を含む）を行う機能に分けることについて検討。
- さらに、支援やケアを担当する職員と介入する職員を別にするのみならず、長期的な視野で現在のシステムそのもののあり方を見直し、虐待対応と相談支援を分割して別機関とすることを検討。

### イ 市町村や民間団体との役割分担

- 児童相談所が、泣き声通告等を受けたとしても、その後の対応を市町村や NPO などの児童相談所以外の団体において実施することをどう考えるのかなど、業務の再整理についてどのような考えがあり得るか、また、それぞれのメリット・デメリットについて検討。
- 親子再統合事業やペアレントトレーニングあるいは安全確認に実績を有する団体がある場合には、それらを民間団体に委託することが考えられる。但し、児童相談所が一定の関わりを持ちつつ、判断の責任は児童相談所が負う形での実施が適当。

### ウ 児童相談所等が行う調査に対する回答の義務化

- 児童相談所等が必要な情報を確実に得られるようにするためには、児童相談所等が行う調査に対する関係機関の回答義務化が有効。

### エ 児童家庭支援センターの相談体制を強化

- 地域の子育て支援拠点などと児童家庭支援センターが連携して、地域の中での相談・居場所づくりが行えるようにすることが必要。

オ 社会的養護と一体での検討

- 児童相談所のあり方は、その後の受け皿としての一時保護所の充実や、児童養護施設等の施設や里親等のあり方と一体で検討。

## (5) 緊急時における安全確認、安全確保の迅速な実施について

出頭要求から臨検・捜索に至る手続きの実施数は、平成20年度から平成25年度までの6年間で、出頭要求が187事例、再出頭要求が19事例、臨検・捜索は7事例となっている。

また、臨検・捜索事例7件の、出頭要求から臨検・捜索までの所要日数は1～70日と様々であった。

### ① 臨検・捜索の実施件数が少ない理由等の実態の把握

- 臨検・捜索のあり方を議論する前提として、これまでの臨検・捜索実施件数が少ない理由、迅速に行われないことで弊害が生じているのかを確認することが必要。

### ② 臨検・捜索を迅速に執行するための工夫

- 手続きの全体像や標準的な流れを簡潔に示したマニュアルと標準的な進行スケジュールを策定して示すことが有効。

また、既存のものよりさらに詳しい必要な書式の整備やQ&Aの作成も有効。

- 事例によっては、例えば、立ち入り調査等のステップを踏まずに、直ちに臨検・捜索をすることが可能となることを検討。

## (6) その他

- 本専門委員会は、「児童虐待防止対策に関する副大臣等会議」と相互に関連させて議論を行っており、副大臣等会議が、年内を目途に一定のとりまとめを行う方針であることや、本専門委員会でのこれまでの議論を踏まえた取組についても具体化した上で、都道府県、市町村や関係機関の理解を得て実施に至るものであることと考え、本専門委員会におけるこれまでの議論を一旦、とりまとめることとした。

- 一方で、専門委員会での発言の中には、「児童相談所のあり方を考えるのであれば、その後の受け皿としての一時保護所や児童養護施設、里親等のあり方と一体で考えるべき」との意見もあったところ。
- これまでの議論に加え、自立に向けた支援のあり方や初期対応についても、一時保護所や児童養護施設、里親等のあり方と一体で考えるという視点も必要である。
- このため、さらに児童虐待防止の取組について、予防から支援までの全体を見通して、引き続き議論することが必要。

## 参考資料

### 1. 開催経過

第1回 日時：平成26年9月19日（金）

議題：・委員長の選任

- ・今後の進め方について
- ・当面の課題・施策の方向について
- ・児童虐待防止対策に関する副大臣等会議の開催について
- ・児童虐待防止対策について
- ・子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について  
（第10次報告）の概要について

第2回 日時：平成26年10月9日（木）

議題：・児童虐待防止対策に関する副大臣等会議（第2回）について

- ・「当面の課題・施策の方向について」課題（1）及び（2）について

第3回 日時：平成26年10月31日（金）

議題：・有識者からのヒアリング

- ・「当面の課題・施策の方向について」課題（3）～（5）について

第4回 日時：平成26年11月14日（金）

議題：「当面の課題・施策の方向について」課題（1）～（5）について

第5回 日時：平成26年11月28日（金）

議題：これまでの議論のとりまとめ（案）について

## 児童虐待防止対策のあり方に関する専門委員会の設置について

### 1. 趣旨

児童虐待相談の対応件数の増加や多数の重篤な児童虐待事例があることに鑑み、効果的な児童虐待防止対策を検討するため専門委員会を設置する。

### 2. 構成等

- (1) 専門委員会委員は別紙のとおりとする。
- (2) 専門委員会には委員長を置く。
- (3) 専門委員会は、委員長が必要があると認めるときは、関係者の参加を求めることができる。
- (4) 専門委員会の庶務は、雇用均等・児童家庭局総務課虐待防止対策室が行う。

### 3. 検討事項

- (1) 妊娠期からの切れ目ない支援のあり方について
- (2) 初期対応の迅速化や的確な対応のための関係機関の連携強化について
- (3) 要保護児童対策地域協議会の機能強化について
- (4) 児童相談所が虐待通告や子育ての悩み相談に対して確実に対応できる体制整備について
- (5) 緊急時における安全確認、安全確保の迅速な実施について

### 4. その他

委員会は原則公開とする。

(別紙)

児童虐待防止対策のあり方に関する専門委員会 委員名簿

(五十音順、敬称略、◎委員長)

○委員

秋山 千枝子 医療法人社団千実会あきやま子どもクリニック理事長

泉谷 朋子 目白大学人間学部 助教

磯谷 文明 くれたけ法律事務所 弁護士

岡井 崇 社会福祉法人恩賜財団母子愛育会  
総合母子保健センター愛育病院 病院長

加藤 曜子 流通科学大学サービス産業学部 教授

笹井 康治 沼津市市民福祉部福祉事務所子育て支援課長

佐藤 拓代 地方独立行政法人大阪府立病院機構  
大阪府立母子保健総合医療センター母子保健情報センター長

菅野 道英 滋賀県彦根子ども家庭相談センター 所長

辰田 雄一 東京都八王子児童相談所 所長

浜田 真樹 浜田・木村法律事務所 弁護士

藤平 達三 浦安市こども家庭支援センター 所長

◎ 松原 康雄 明治学院大学社会学部教授

○オブザーバー

内閣府

総務省

法務省

文部科学省

警察庁



## 児童虐待防止対策等について（案）

## 1. 児童虐待防止対策について

- 児童虐待の問題は、平成25年度における児童相談所の相談対応件数が、73,802件と過去最高となっており、また虐待により死亡に至る事例も100件前後で推移している等、依然として深刻な状況にあり、また、居住実態が把握できない児童への対応も喫緊の課題となっていたところである。
- このような状況を踏まえ、本年8月29日に児童虐待防止対策に関する副大臣等会議を開催し、
  1. 厚生労働省を中心に、実効的な児童虐待防止対策の構築に向けた検討に着手するとともに、児童虐待防止対策について関係省庁が連携して対策を強化すること。
  2. 居住実態が把握できない児童について、政府一体となって全力で把握に努めること。
  3. 年内を目途に一定のとりまとめを行うこと。の対応方針を申し合わせた。
- これを受けて、居住実態が把握できない児童への取組みと併せて、児童虐待を未然に防ぐとともに、虐待を受けたとしても重篤化する前に迅速に発見し、的確に対応するための対応策について、関係省庁で連携して検討を行うとともに、厚生労働省において、同年9月19日に社会保障審議会児童部会の下に設置した児童虐待防止対策のあり方に関する専門委員会においても、関係省庁の参加のもと、5回にわたる議論を行い、同年11月28日に「これまでの議論のとりまとめ」(参考)を行ったところである。
- 今般、当副大臣等会議においては、厚生労働省が設置した社会保障審議会児童部会児童虐待防止対策のあり方に関する専門委員会による「これまでの議論のとりまとめ」を踏まえ、下記の5項目を中心に、関係省庁で連携して速やかな実施に向けて取り組むべき対応策について、別添1のとおりとりまとめた。
  - I. 妊娠期からの切れ目ない支援のあり方
  - II. 初期対応の迅速化や的確な対応のための関係機関の連携強化
  - III. 要保護児童対策地域協議会の機能強化
  - IV. 児童相談所が、虐待通告や子育ての悩み相談に対して確実に対応できる体制整備
  - V. 緊急時における安全確認、安全確保の迅速な実施

## 2. 「居住実態が把握できない児童」への対応について

- 「居住実態が把握できない児童」への対応については、児童や児童の属する家庭が、特に支援を必要としている場合もあることから、早急に児童の所在を明らかにし、その状況等を把握する必要があるため、同年11月13日の当副大臣等会議において、厚生労働省が実施した調査結果を公表するとともにその結果を踏まえ、関係省庁が連携して取り組むべき対応策をとりまとめた。(別添2)。

## ＜速やかな実施に向けて取り組む主な対応策＞

【別添1】

### 妊娠期からの切れ目ない支援

虐待による死亡事例における0歳児の割合は44.0%（心中を除いた死亡事例）を占め、とりわけ0日児死亡事例は17.2%を占める。また、その0日児死亡事例では、望まない妊娠の占める割合が71.3%となっている。（※）

死亡事例の背景としては、母親が妊娠期から一人で悩みを抱えていたり、産前産後の心身の不調や家庭環境の問題が指摘されている。これらを踏まえ、妊娠期からの切れ目ない支援のため、以下の取組を実施する。

（※）「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」（社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会）第1次報告から第10次報告の集計

#### ① 妊娠から出産・子育てに至る切れ目ない支援の仕組み

- ◇ 妊娠期から子育て期にわたる総合相談や継続的支援を実施するため、妊娠・出産包括支援事業の充実（※1）及び利用者支援事業の活用を促進【厚生労働省】
- ◇ 精神科医療機関と産科医療機関や小児科医療機関との間の情報共有を促進【厚生労働省】

#### ② 妊娠期からの相談しやすい体制の整備

- ◇ 行政がこれまで以上に医療機関から特定妊婦（※2）に関する情報を入手し、支援につなげることを可能とするため、医療機関による特定妊婦に関する情報提供を市区町村へ行うことが、刑法第134条（秘密漏示）や個人情報保護法第23条（第三者提供の制限）等に抵触しないこと及び特定人に関する情報の医療機関から行政への積極的な提供について周知【厚生労働省】
- ◇ 特定妊婦のみならず、見守りなど一定の支援が必要な妊婦についても、妊婦本人の同意を得た上で、医療機関が、直接妊婦に関する情報を自治体へ提供し、また、自治体から支援の状況について医療機関へフィードバックする双方向の仕組みを推進【厚生労働省】
- ◇ 学習指導要領に基づき、児童生徒の発達の段階を踏まえた性に関する指導を充実【文部科学省】

#### ③ 支援が必要な家庭の情報を共有して支援につなぐ仕組み

- ◇ スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー配置の充実【文部科学省】
- ◇ 保育指針において、保育所から就学先となる小学校へ送付されることとなっている保育所児童保育要録における「養護（生命の保持及び情緒の安定）に関する事項」欄に、児童虐待に関する情報が確実に記載されるよう徹底【厚生労働省】
- ◇ 進学・転学等の際の学校等との間の情報共有や、学校と児童相談所等関係機関の連携の促進、適切な通告の実施などについて改めて周知徹底【文部科学省】

（※1）平成26年度中に着手

（※2）出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦

## 初期対応の迅速化や的確な対応のための関係機関の連携強化

「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」の報告書では、市町村と児童相談所の双方が相手方の支援を期待してしまい、対応が後手に回ってしまったなど、それぞれの役割を十分に果たし得なかった結果、重大な事態を招いた事例が散見されている。また、同報告書では、市町村や児童相談所が受けた相談について十分なアセスメントが行われず、虐待の危機感を持たないまま重大事態に至った事例も見られた。こうしたことから迅速、的確に初期対応が行われるような取組が求められる。

一方、市町村や児童相談所の体制については、一人の職員が対応できるケースには限界がある中で、そもそも相談件数に比して、十分な人員体制が整っていないことや専門性の高い職員が不足していること、さらには、研修の機会が少ないことなどが指摘されている。これらを踏まえ、初期対応の迅速化や的確な対応のための関係機関の連携強化のため、以下の取組を実施する。

### ① 見落としや初期対応の遅れをなくするための関係機関の連携

- ◇ 遅延なく初期対応を実施するために、共通アセスメントツールを整備  
(児童相談所と市町村において、児童虐待の内容や世帯の状態、緊急度等を表す共有ランク表を整備)【厚生労働省】
- ◇ 見落としや抜け落ちを防止するため、職種別、介入時点別に応じた、子どもの安全確認や安全確保、児相・市町村・警察の連携、協力体制の要点等を整理したマニュアルを作成【厚生労働省】
- ◇ 子どもや家庭に関する最新情報を確実に把握できるようにするため、要保護児童対策地域協議会の情報共有モデル事業を創設【厚生労働省】
- ◇ 切迫性、危険性の判断能力向上に資するための警察官OB等の配置については、自治体からの相談や要望に応じて、積極的に対応【警察庁】

### ② 市町村と児童相談所との役割分担の明確化と必要な支援を実施できる体制強化

- ◇ 市町村と児童相談所の役割分担を明確化するため、マニュアルを整備【厚生労働省】

## 要保護児童対策地域協議会の機能強化

要保護児童対策地域協議会(以下「協議会」という。)は、支援が必要な子どもの状況や対応について、地域の関係機関間で情報を共有し、支援の内容を協議することを目的としている。

「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」の報告書によると、死亡事例の中には協議会に要保護児童として登録されていなかったり、登録されていても関係機関間での情報共有や役割分担が十分に行われていない事例が見受けられた。一方、市町村によっては協議会の実務者会議において進行管理する事例数が年々増加し、個々の事例について十分な検討を行う余裕がない状況にあることが指摘されている。これらを踏まえ、要保護児童対策地域協議会の機能強化のため、以下の取組を実施する。

### ① 要保護児童対策地域協議会参加機関が役割分担による支援を迅速かつ確実に実施するための工夫

- ◇ 要保護児童対策地域協議会の好事例集の作成【厚生労働省】

### ② 協議会調整機関の専門性強化と支援の役割分担の明確化

- ◇ 支援内容が重複する場合等に要保護児童対策地域協議会調整機関が優先して対応すべき支援機関を選定する際の判断がより円滑に行えるよう機能を強化【厚生労働省】
- ◇ 支援に関する一定の判断をする際の外部有識者の活用を促進【厚生労働省】

## 児童相談所が、虐待通告や子育ての悩み相談に対して確実に対応できる体制整備

平成25年度における児童相談所の児童虐待相談対応件数は、平成11年度に比べて約6.3倍であるのに対して、児童福祉司の配置人数は同期間に約2.3倍となっている。また、児童心理司の配置人数は児童福祉司の配置人数の44.5%（平成26年4月1日現在）となっている。

厚生労働省は、より相談しやすくするため、児童相談所全国共通ダイヤルの3桁化を検討しており、こうした動きも踏まえた夜間休日を含む対応体制を強化することが課題。

また、児童相談所が介入によって保護者と対立した後では、長期にわたる継続的な支援に移行する際に、保護者が支援を受け入れにくいという課題がある。これらを踏まえ、児童相談所が、虐待通告や子育ての悩み相談に対して確実に対応できる体制整備のため、以下の取組を実施する。

### ① 児童相談所が専門的な支援を確実にけるための体制強化

- ◇ 児童相談所への相談をよりしやすくするための児童相談所全国共通ダイヤルの3桁化  
(※)【厚生労働省】
- ◇ 児童相談所の夜間休日対応のための体制強化【厚生労働省】
- ◇ 児童相談所の業務について、例えば夜間休日対応を民間団体に委託する等、民間団体等への委託を積極的に進めるよう、事例集等を作成【厚生労働省】
- ◇ 児童相談所や市町村の人員体制の強化【厚生労働省】
- ◇ 緊急時の援助要請に基づく執行力を向上するために、児童相談所と警察の一層の相互理解と連携強化を促進【厚生労働省・警察庁】

### ② 専門的な支援を効果的に行うための役割分担の明確化

- ◇ 要支援の事例では、利用者支援事業のケース会議に確実に引き継ぎ、分担して対応することを促進【厚生労働省】  
(見守りや相談、助言等により対応が可能な事例については、利用者支援事業のケース会議により支援等をフォロー)
- ◇ 児童相談所が、より困難ケースを受け止められるよう、予防や軽度な支援が必要なケースについては地域子育て支援拠点事業や利用者支援事業の積極的な活用を促進【厚生労働省】

(※)平成26年度中に着手



## 緊急時における安全確認、安全確保の迅速な実施

出頭要求から臨検・捜索に至る手続きの実施数は、平成20年度から平成25年度までの6年間で、出頭要求が187事例、再出頭要求が19事例、臨検・捜索は7事例となっている。また、臨検・捜索事例7件の、出頭要求から臨検・捜索までの所要日数は1～70日と様々であった。

これらを踏まえ、緊急時における安全確認、安全確保の迅速な実施のため、以下の取組を実施する。

### ○ 臨検・捜索を迅速に執行するための工夫

- ◇ 児童相談所が立入調査、一時保護等を実施する際、必要と認める場合には、警察に同行等の援助要請を行うほか、警察では、児童の安全が疑われる場合には、その権限を行使できる限りの措置を講ずるなど、相互に連携して、児童の安全確認・安全確保を最優先とした対応を徹底【厚生労働省、警察庁】
- ◇ 短期間で臨検・捜索を実施している実例を踏まえ、臨検・捜索の執行を円滑に実施するための取り組みの周知や実施のためのQ&Aを作成【厚生労働省】
- ◇ 警察職員や児童相談所に配置されている警察官OB等が、児童相談所職員に対して臨検・捜索等を迅速に執行するために必要な裁判所への許可状請求手続き等の知識、書類作成、職務執行等について指導・助言を行い、更にはロールプレイ方式の実践的訓練を実施するなどによる児童相談所職員の能力向上への協力、更なる連携強化の促進【警察庁】

## 子どもの人権

- ◇ 全国の法務局において、人権相談所を引き続き開設し、児童虐待を含む、あらゆる人権問題について相談に応じる。子どもたちからのアクセスがしやすいように引き続き以下の取組を実施【法務省】
  - ・子どもの人権110番
  - ・子どもの人権SOSミニレター
  - ・インターネット人権相談受付窓口(SOS-eメール)
- ◇ 引き続き、児童虐待などの情報をいち早く把握し、人権侵害の疑いのある事案については、調査を行い、児童相談所や学校と連携をとりつつ、事案に応じた適切な措置を実施【法務省】
- ◇ 21世紀の社会を担う子どもたちの人権を守るため、「子どもの人権を守ろう」を啓発活動の年間強調事項の一つとして掲げて、積極的に様々な取組を実施【法務省】

## ○ 下記の事項についても、「社会保障審議会児童部会児童虐待防止対策のあり方に関する専門委員会」におけるとりまとめを踏まえ、取り組む【厚生労働省】

### 妊娠期からの切れ目ない支援

- ◇ 取組の好事例集作成(産科医療機関とのネットワークを構築し、特定妊婦等に関する情報提供を受け、その後の継続支援へつなげている自治体の実践例等)
- ◇ 妊娠に関する相談を促したり、相談窓口に関する広報・啓発を実施
- ◇ 取組の好事例集作成(妊娠SOS相談等)
- ◇ 命の尊さや妊娠・出産や避妊に関する内容に加えて「妊娠した場合の対応等について」の広報・啓発を促進
- ◇ 助産施設(入院助産制度)の更なる周知
- ◇ 特定妊婦と同居している保護者(特定妊婦の親)等が、特定妊婦に対して健診を促したり、保健センターや市区町村の児童福祉担当部署に連絡や相談を行うよう広報・啓発を実施
- ◇ 乳幼児健康診査で把握された「経過観察が必要な子ども」については今後ともフォローアップを確実に実施
- ◇ 取組の好事例集作成(乳幼児健康診査の未受診者フォローに関する取組の実践例等)
- ◇ 乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業の着実な実施
- ◇ 子育て支援員研修制度の創設
- ◇ インターネットや動画を活用し、最新の知見に基づく研修教材を配信する等の工夫
- ◇ 医師・助産師・看護師等が、特定妊婦に関する情報を行政に提供することを努力義務とすることを検討(※)
- ◇ 特定妊婦と同居している保護者等に対し、特定妊婦が健診の受診、保健センターや市区町村の児童福祉担当部署に対して相談することを促すこと、更には保護者等自らが相談、情報提供を行う責務を明確化することを検討(※)

### 初期対応の迅速化や的確な対応のための関係機関の連携強化

- ◇ 虐待の重篤化を防ぐポイント等を分析整理し、具体的改善策を自治体に提示(施設退所後の一定期間に必要な面接頻度や安全確認方法、保護者が約束に違反した場合の対応等)
- ◇ 死亡事例の検証において、発生要因の分析を深め、発生予防に向けた効果的な手法を開発
- ◇ 児童相談所への民間からの人材活用を促進

### 要保護児童対策地域協議会の機能強化

- ◇ 自治体間や公的機関同士での情報共有の促進について、個人情報保護法等の関係と併せて周知
- ◇ 要支援事例について、利用者支援事業や妊娠・出産包括支援事業を積極的に活用することを促進
- ◇ 調整機関が関係機関に対して必要な措置をとるよう求めることができることを明確化することを検討(※)

## 児童相談所が、虐待通告や子育ての悩み相談に対して確実に対応できる体制整備

- ◇ 児童相談所への保健師等の配置について、有効事例をマニュアルに明記し積極的な配置を促進
- ◇ 児童家庭支援センターの設置促進
- ◇ 児童相談所の調査に対する回答義務を検討(※)
- ◇ 安全確認や家族支援等、機能面から児童相談所の業務を分離する仕組みを検討(※)

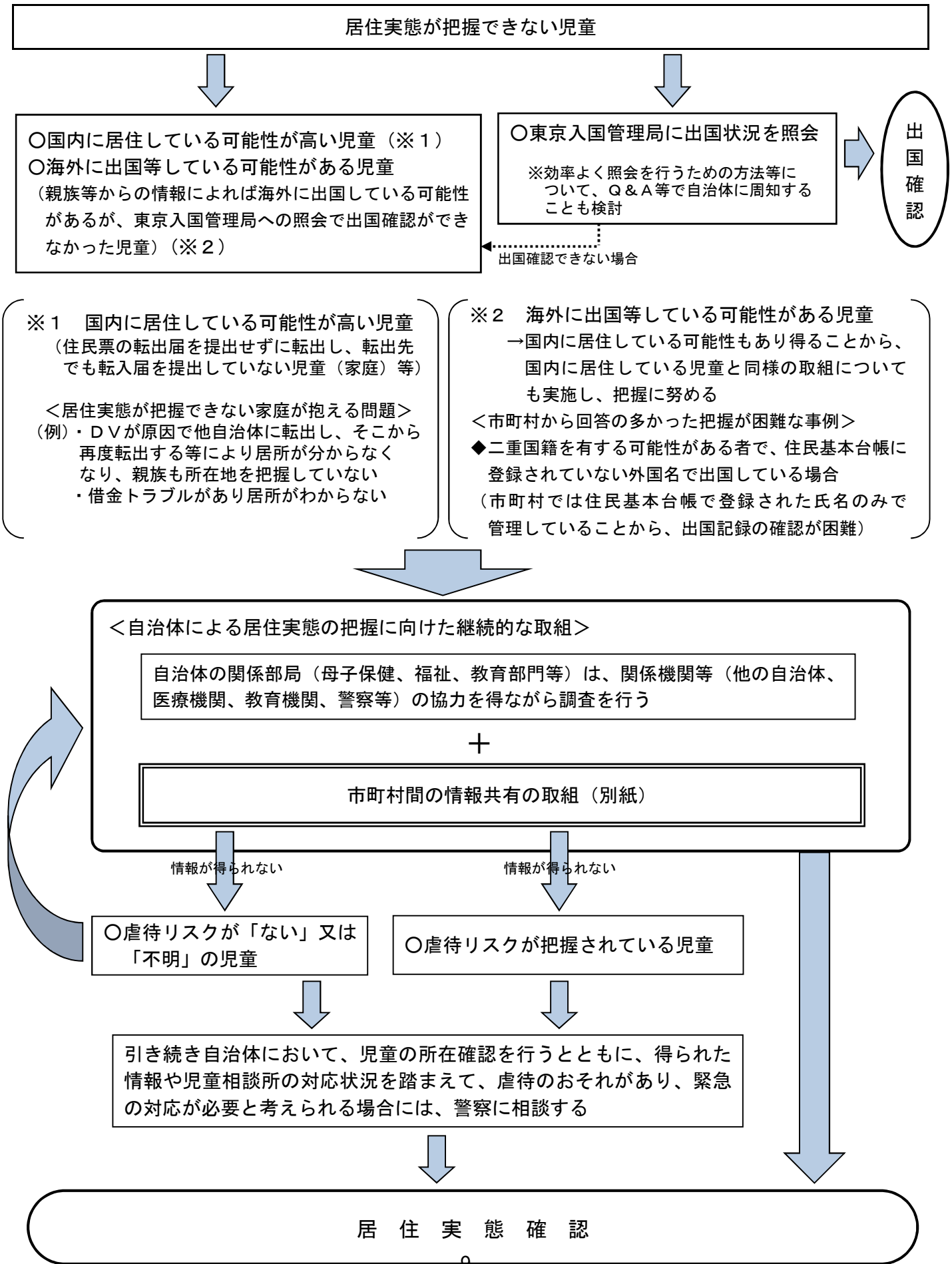
## 緊急時における安全確認、安全確保の迅速な実施

- ◇ 臨検・捜索の実施状況等について調査を実施
- ◇ 臨検・捜索手続を見直し、立入調査や再出頭要請を経ずとも、裁判官の許可状に基づき臨検・捜索を可能とすることを検討(※)

(※)については、厚生労働省の社会保障審議会児童部会児童虐待防止対策のあり方に関する専門委員会において、被虐待児の自立に向けた支援策と併せて、引き続き議論



「居住実態が把握できない児童」に関する調査の結果を踏まえた今後の対応方策について

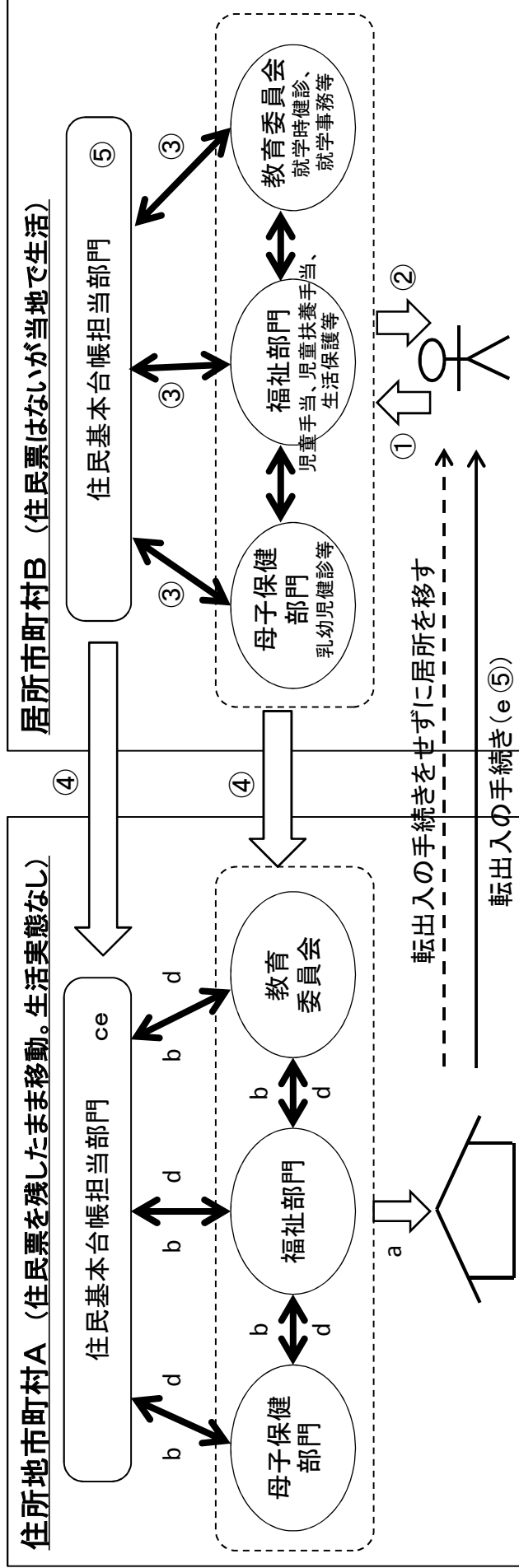


# 「居住実態が把握できない児童」の市町村間の情報共有の取組について

【総務省・文科省・厚労省】

- 居住実態が把握できない児童であって、市町村内での関係部門による情報共有、調査等を行ったにもかかわらず所在が把握できない場合は、海外に出国している場合を除き、転出入の手続きをしないまま別の市町村に居所を移している可能性が高いと考えられる。
- この場合、居所市町村において、母子保健や児童福祉等のサービスを受けていたり、学校に通っていること等が考えられる。このため、その居住実態を把握した場合には、居所市町村と住所市町村と住所市町村が情報共有するなどして、居住実態の把握に努める。

<イメージ図>



- a 居住実態が把握できない児童(家庭)の存在を確認
- b 市町村内の関係部門間で情報を共有し、居住実態把握のための調査を実施
- c 居所市町村より④の連絡を受け、住民基本台帳と突合
- d 居住実態が把握できた旨を関係部門間で情報共有
- e 本人からの届出等に基づき、住民票を削除



報道関係者 各位

平成 27 年 3 月 2 日

【照会先】

雇用均等・児童家庭局 総務課虐待防止対策室

室長補佐 小松 秀夫 (内線 7797)

調整係長 山口 真司 (内線 7800)

主 査 林 由香 (内線 7898)

(代表電話) 03-5253-1111

(直通電話) 03-3595-2166

## 子どもを守る地域ネットワーク等調査の結果を公表します(平成 25 年度調査)

厚生労働省では、全国の 1,742 市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対して、児童虐待の発生予防の取り組みである子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の設置状況等に関する調査を行いました。調査内容と調査結果の概要は、以下のとおりです。

なお、調査結果については全国の自治体に対しても情報提供するとともに、厚生労働省ホームページにも掲載します。

### 調査内容

- I 要保護児童対策地域協議会の設置・運営状況〔平成 25 年 4 月 1 日現在、平成 24 年度実績〕  
要保護児童対策地域協議会の設置状況・構成メンバー、調整機関の担当職員の配置状況、会議の開催状況 など
- II 乳児家庭全戸訪問事業の実施状況〔平成 25 年 4 月 1 日現在、平成 24 年度実績〕  
実施市町村数、訪問の実績、訪問の結果何らかの支援が必要とされた家庭への対応 など
- III 養育支援訪問事業の実施状況〔平成 25 年 4 月 1 日現在、平成 24 年度実績〕  
実施市町村数、訪問した家庭数と支援した内容、訪問した家庭の把握経路 など

### 調査結果（概要）

- I 要保護児童対策地域協議会の設置・運営状況（詳細は別添 1）
  - 設置状況（平成 25 年 4 月 1 日現在）  
要保護児童対策地域協議会を設置している市町村は、1,722 か所（98.9%）であった。
  - 要保護児童対策地域協議会の調整機関担当職員数（平成 25 年 4 月 1 日現在）  
調整機関の担当職員は、全国で 8,233 名であり、このうち一定の専門資格を有する職員は 4,677 名（56.8%）であった。
  - 要保護児童対策地域協議会におけるケース登録数（平成 24 年度実績）  
要保護児童対策地域協議会におけるケース登録数は、全体で 178,610 件であり、1 か所あたりの平均ケース登録数は、要保護児童ケース登録数が 70.6 件、要支援児童ケース登録数が 31.3 件、特定妊婦ケース登録数が 1.9 件であった。  
また、要保護児童ケース登録数のうち、児童虐待にかかるケース登録数が 84,917 件（47.5%）と最も多く、1 か所あたりの平均ケース登録数は、49.4 件であった。

## II 乳児家庭全戸訪問事業の実施状況（詳細は別添2）

### ○ 実施有無（平成25年4月1日現在）

乳児家庭全戸訪問事業を実施している市町村は1,660か所（95.3%）であった。

### ○ 実施状況（平成24年度実績）

各市町村における対象者（家庭）に対する訪問率は、全国平均で90.6%であった。

また、すべての対象者（家庭）を訪問できなかった市町村は1,219か所（74.1%）であり、このうち1,201か所（98.5%）の市町村では、乳幼児健康診査の実施機会や電話などにより状況把握を行っていたが、18か所（1.5%）の市町村では、状況把握を行っていなかった。

## III 養育支援訪問事業の実施状況（詳細は別添3）

### ○ 実施有無（平成25年4月1日現在）

養育支援訪問事業を実施している市町村は1,225所（70.3%）であった。

### ○ 実施状況（平成24年度実績）

養育支援訪問事業で訪問した実家庭は、71,665戸であり、訪問した契機は、乳児家庭全戸訪問事業や保健師の活動によるものが多かった。

また、これらの家庭に対する支援内容は、専門的相談支援が59,302戸（82.7%）、育児・家事援助が6,674戸（9.3%）、専門的相談支援と育児・家事援助の両方を実施が5,689戸（7.9%）であった。

---

※別添1～3の資料については、厚生労働省HPに掲載しますのでご参照下さい。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000075220.html>

# I 要保護児童対策地域協議会の設置・運営状況について

【別添 1】

## 1. 設置状況について

### (1) 要保護児童対策地域協議会又は児童虐待防止ネットワークの設置状況（平成 25 年 4 月 1 日現在）

児童福祉法第 25 条の 2 に規定する要保護児童対策地域協議会（以下「地域協議会」という。）を設置済みの市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、全国 1,742 の市町村のうち、1,722 か所（98.9%）であった。

また、地域協議会を未設置の市町村のうち、市町村が任意で設置する児童虐待防止ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）を設置済みの市町村は、14 か所（0.8%）であった。

表 I-1 地域協議会及びネットワークの設置状況（平成25年4月1日現在）

| 区分     | 市町村数  | 比率     |
|--------|-------|--------|
| 市町村数   | 1,742 | 100.0% |
| 地域協議会  | 1,722 | 98.9%  |
| ネットワーク | 14    | 0.8%   |
| 計      | 1,736 | 99.7%  |

| 参考（平成24年4月1日） |        |
|---------------|--------|
| 市町村数          | 比率     |
| 1,742         | 100.0% |
| 1,714         | 98.4%  |
| 22            | 1.3%   |
| 1,736         | 99.7%  |

※参考の数値は、市区町村児童家庭相談業務の実施状況等の調査結果（平成 24 年度調査）。以下同じ。

(2) 都道府県ごとの地域協議会又はネットワークの設置状況（平成25年4月1日現在）

地域協議会の設置率が100%の都道府県は、39か所（83.0%）であった。

また、地域協議会又はネットワークの設置率が100%の都道府県でみると、43か所（91.5%）となっている。

表1-2 都道府県ごとの地域協議会又はネットワークの設置状況

（平成25年4月1日現在）

|      | 地域協議会設置 |        | ネットワーク設置 |       | 合計    |        |
|------|---------|--------|----------|-------|-------|--------|
|      | 市町村数    | 比率     | 市町村数     | 比率    | 市町村数  | 比率     |
| 北海道  | 179     | 100.0% | —        | —     | 179   | 100.0% |
| 青森県  | 40      | 100.0% | —        | —     | 40    | 100.0% |
| 岩手県  | 33      | 100.0% | —        | —     | 33    | 100.0% |
| 宮城県  | 35      | 100.0% | —        | —     | 35    | 100.0% |
| 秋田県  | 25      | 100.0% | —        | —     | 25    | 100.0% |
| 山形県  | 35      | 100.0% | —        | —     | 35    | 100.0% |
| 福島県  | 52      | 88.1%  | 7        | 11.9% | 59    | 100.0% |
| 茨城県  | 44      | 100.0% | —        | —     | 44    | 100.0% |
| 栃木県  | 26      | 100.0% | —        | —     | 26    | 100.0% |
| 群馬県  | 35      | 100.0% | —        | —     | 35    | 100.0% |
| 埼玉県  | 63      | 100.0% | —        | —     | 63    | 100.0% |
| 千葉県  | 52      | 96.3%  | 2        | 3.7%  | 54    | 100.0% |
| 東京都  | 61      | 98.4%  | 1        | 1.6%  | 62    | 100.0% |
| 神奈川県 | 33      | 100.0% | —        | —     | 33    | 100.0% |
| 新潟県  | 29      | 96.7%  | —        | —     | 29    | 96.7%  |
| 富山県  | 14      | 93.3%  | —        | —     | 14    | 93.3%  |
| 石川県  | 19      | 100.0% | —        | —     | 19    | 100.0% |
| 福井県  | 17      | 100.0% | —        | —     | 17    | 100.0% |
| 山梨県  | 27      | 100.0% | —        | —     | 27    | 100.0% |
| 長野県  | 77      | 100.0% | —        | —     | 77    | 100.0% |
| 岐阜県  | 42      | 100.0% | —        | —     | 42    | 100.0% |
| 静岡県  | 35      | 100.0% | —        | —     | 35    | 100.0% |
| 愛知県  | 54      | 100.0% | —        | —     | 54    | 100.0% |
| 三重県  | 29      | 100.0% | —        | —     | 29    | 100.0% |
| 滋賀県  | 19      | 100.0% | —        | —     | 19    | 100.0% |
| 京都府  | 26      | 100.0% | —        | —     | 26    | 100.0% |
| 大阪府  | 43      | 100.0% | —        | —     | 43    | 100.0% |
| 兵庫県  | 41      | 100.0% | —        | —     | 41    | 100.0% |
| 奈良県  | 39      | 100.0% | —        | —     | 39    | 100.0% |
| 和歌山県 | 30      | 100.0% | —        | —     | 30    | 100.0% |
| 鳥取県  | 19      | 100.0% | —        | —     | 19    | 100.0% |
| 島根県  | 19      | 100.0% | —        | —     | 19    | 100.0% |
| 岡山県  | 27      | 100.0% | —        | —     | 27    | 100.0% |
| 広島県  | 23      | 100.0% | —        | —     | 23    | 100.0% |
| 山口県  | 19      | 100.0% | —        | —     | 19    | 100.0% |
| 徳島県  | 24      | 100.0% | —        | —     | 24    | 100.0% |
| 香川県  | 15      | 88.2%  | 1        | 5.9%  | 16    | 94.1%  |
| 愛媛県  | 20      | 100.0% | —        | —     | 20    | 100.0% |
| 高知県  | 34      | 100.0% | —        | —     | 34    | 100.0% |
| 福岡県  | 57      | 95.0%  | 3        | 5.0%  | 60    | 100.0% |
| 佐賀県  | 20      | 100.0% | —        | —     | 20    | 100.0% |
| 長崎県  | 21      | 100.0% | —        | —     | 21    | 100.0% |
| 熊本県  | 45      | 100.0% | —        | —     | 45    | 100.0% |
| 大分県  | 18      | 100.0% | —        | —     | 18    | 100.0% |
| 宮崎県  | 26      | 100.0% | —        | —     | 26    | 100.0% |
| 鹿児島県 | 43      | 100.0% | —        | —     | 43    | 100.0% |
| 沖縄県  | 38      | 92.7%  | —        | —     | 38    | 92.7%  |
| 全国計  | 1722    | 98.9%  | 14       | 0.8%  | 1,736 | 99.7%  |

|               |       |       |    |      |       |       |
|---------------|-------|-------|----|------|-------|-------|
| 参考(平成24年4月1日) | 1,714 | 98.4% | 22 | 1.3% | 1,736 | 99.7% |
|---------------|-------|-------|----|------|-------|-------|

| 地域協議会が設置済みの市町村の割合 | 都道府県数 | 比率    |
|-------------------|-------|-------|
| 100%              | 39    | 83.0% |
| 95%～99%           | 4     | 8.5%  |
| 90%～94%           | 2     | 4.3%  |
| 89%以下             | 2     | 4.3%  |

| 地域協議会又はネットワークが設置済みの市町村の割合 | 都道府県数 | 比率    |
|---------------------------|-------|-------|
| 100%                      | 43    | 91.5% |
| 95%～99%                   | 1     | 2.1%  |
| 90%～94%                   | 3     | 6.4%  |
| 89%以下                     | 0     | 0.0%  |

※各都道府県には政令指定都市・中核市を含む。

## 2. 構成する関係機関等の状況（平成25年4月1日現在）

以下の機関を地域協議会の構成メンバー（複数回答）としている市町村が多かった。

（行政機関）教育委員会（97.3%）、警察署（96.1%）、児童相談所（95.8%）

（関係機関）小学校（89.8%）、保育所（89.0%）、中学校（87.5%）、幼稚園（69.2%）

（関係団体）民生児童委員協議会（92.9%）、医師会（産科医会・小児科医会以外）（60.5%）、  
社会福祉協議会（56.0%）

表 I-3 構成する関係機関等

（平成25年4月1日現在）

| 区分          |                   | 市町村数    | 比率     |       |
|-------------|-------------------|---------|--------|-------|
| 地域協議会設置数    |                   | 1,722   | 100.0% |       |
| 行政機関        | 児童福祉主管課           | 1,221   | 70.9%  |       |
|             | 母子保健主管課           | 1,098   | 63.8%  |       |
|             | 児童福祉・母子保健統合主管課    | 634     | 36.8%  |       |
|             | 福祉事務所(家庭児童相談室)    | 822     | 47.7%  |       |
|             | 保健センター            | 791     | 45.9%  |       |
|             | 教育委員会             | 1,675   | 97.3%  |       |
|             | 保健所               | 1,311   | 76.1%  |       |
|             | 児童相談所             | 1,650   | 95.8%  |       |
|             | 障害福祉主管課           | 1,090   | 63.3%  |       |
|             | 警察署               | 1,654   | 96.1%  |       |
|             | 法務局               | 755     | 43.8%  |       |
|             | 家庭裁判所             | 58      | 3.4%   |       |
|             | その他               | 590     | 34.3%  |       |
|             | 関係機関              | 病院・診療所  | 846    | 49.1% |
| 診療科(内数)     |                   | 小児科     | 509    | 29.6% |
|             |                   | 産科・産婦人科 | 172    | 10.0% |
|             |                   | 精神科     | 166    | 9.6%  |
|             |                   | 歯科      | 270    | 15.7% |
|             |                   | その他診療科  | 467    | 27.1% |
| 保育所         |                   | 1,533   | 89.0%  |       |
| 幼稚園         |                   | 1,192   | 69.2%  |       |
| 小学校         |                   | 1,546   | 89.8%  |       |
| 中学校         |                   | 1,507   | 87.5%  |       |
| 特別支援学校      |                   | 329     | 19.1%  |       |
| 児童館         |                   | 345     | 20.0%  |       |
| 乳児院         |                   | 89      | 5.2%   |       |
| 児童養護施設      |                   | 321     | 18.6%  |       |
| 情緒障害児短期治療施設 |                   | 24      | 1.4%   |       |
| 児童自立支援施設    |                   | 37      | 2.1%   |       |
| 児童家庭支援センター  |                   | 218     | 12.7%  |       |
| 関係機関        | 障害児施設             | 142     | 8.2%   |       |
|             | 配偶者暴力相談支援センター     | 128     | 7.4%   |       |
|             | その他               | 264     | 15.3%  |       |
|             | 医師会(産科医会・小児科医会以外) | 1,041   | 60.5%  |       |
| 関係団体        | 産科医会              | 46      | 2.7%   |       |
|             | 小児科医会             | 58      | 3.4%   |       |
|             | 歯科医師会             | 405     | 23.5%  |       |
|             | 看護協会              | 20      | 1.2%   |       |
|             | 弁護士会              | 133     | 7.7%   |       |
|             | 社会福祉協議会           | 965     | 56.0%  |       |
|             | 民生児童委員協議会         | 1,600   | 92.9%  |       |
|             | NPO法人             | 205     | 11.9%  |       |
|             | 里親会               | 54      | 3.1%   |       |
|             | その他               | 643     | 37.3%  |       |

| 参考(平成24年4月1日) |        |
|---------------|--------|
| 市町村数          | 比率     |
| 1,714         | 100.0% |
| 1,180         | 68.8%  |
| 1,073         | 62.6%  |
| 603           | 35.2%  |
| 839           | 48.9%  |
| 779           | 45.4%  |
| 1,676         | 97.8%  |
| 1,247         | 72.8%  |
| 1,609         | 93.9%  |
| 952           | 55.5%  |
| 1,623         | 94.7%  |
| 733           | 42.8%  |
| 69            | 4.0%   |
| 726           | 42.4%  |
| 831           | 48.5%  |
| 492           | 28.7%  |
| 174           | 10.2%  |
| 178           | 10.4%  |
| 262           | 15.3%  |
| 523           | 30.5%  |
| 1,557         | 90.8%  |
| 1,190         | 69.4%  |
| 1,545         | 90.1%  |
| 1,508         | 88.0%  |
| 320           | 18.7%  |
| 355           | 20.7%  |
| 89            | 5.2%   |
| 313           | 18.3%  |
| 26            | 1.5%   |
| 29            | 1.7%   |
| 173           | 10.1%  |
| 111           | 6.5%   |
| 134           | 7.8%   |
| 275           | 16.0%  |
| 1,041         | 60.7%  |
| 50            | 2.9%   |
| 71            | 4.1%   |
| 397           | 23.2%  |
| 16            | 0.9%   |
| 114           | 6.7%   |
| 948           | 55.3%  |
| 1,587         | 92.6%  |
| 201           | 11.7%  |
| 52            | 3.0%   |
| 666           | 38.9%  |

### 3. 要保護児童対策調整機関について

#### (1) 要保護児童対策調整機関の指定状況（平成25年4月1日現在）

児童福祉法第25条の2第4項に規定する要保護児童対策調整機関（以下、「調整機関」という。以下同じ。）は、「児童福祉主管課」が1,025か所（59.5%）で最も多く、次いで「児童福祉・母子保健統合主管課」が457か所（26.5%）、「福祉事務所（家庭児童相談室）」が95か所（5.5%）であった。

表 I-4 要保護児童対策調整機関の指定

（平成25年4月1日現在）

| 区分             | 市町村数  | 比率     |
|----------------|-------|--------|
| 地域協議会設置数       | 1,722 | 100.0% |
| 児童福祉主管課        | 1,025 | 59.5%  |
| 母子保健主管課        | 23    | 1.3%   |
| 児童福祉・母子保健統合主管課 | 457   | 26.5%  |
| 福祉事務所（家庭児童相談室） | 95    | 5.5%   |
| 保健センター         | 7     | 0.4%   |
| 教育委員会          | 61    | 3.5%   |
| 児童相談所          | 3     | 0.2%   |
| 障害福祉主管課        | 18    | 1.0%   |
| その他            | 33    | 1.9%   |

参考（平成24年4月1日）

| 市町村数  | 比率     |
|-------|--------|
| 1,714 | 100.0% |
| 963   | 56.2%  |
| 30    | 1.8%   |
| 435   | 25.4%  |
| 150   | 8.8%   |
| 9     | 0.5%   |
| 62    | 3.6%   |
| 7     | 0.4%   |
| 15    | 0.9%   |
| 24    | 1.4%   |



(2) 調整機関の担当職員の状況（平成25年4月1日現在）

調整機関の担当職員は、全国で8,233名の配置であった。

そのうち「児童福祉司と同様の資格を有する者（①～④の計）」が1,586名（19.3%）であり、児童福祉司と同様の資格を有する者を含む「一定の専門資格を有する者（①～⑧の計）」は4,677名（56.8%）であった。

表I-5 要保護児童対策調整機関の担当職員

（平成25年4月1日現在）

| 区分           |                  |   | 職員数<br>(市町村数) | 比率     | 参考(平成24年4月1日) |        |
|--------------|------------------|---|---------------|--------|---------------|--------|
|              |                  |   |               |        | 職員数<br>(市町村数) | 比率     |
| 地域協議会設置数     |                  |   | (1,722)       | —      | (1,714)       | —      |
| 一定の専門資格を有する者 | 児童福祉司と同様の資格を有する者 | ①児童福祉司と同様の資格を有する者<br>(児童福祉司たる資格を有する者)<br>(②、③又は④に該当する者を除く。) | 1,012         | 12.3%  | 744           | 12.2%  |
|              |                  | ②医師   | 11            | 0.1%   | 9             | 0.1%   |
|              |                  | ③社会福祉士  | 492           | 6.0%   | 344           | 5.7%   |
|              |                  | ④精神保健福祉士  | 71            | 0.9%   | 59            | 1.0%   |
|              |                  | 小計<br>【児童福祉司と同様の資格を有する者】<br>(①～④の計)                         | 1,586         | 19.3%  | 1,156         | 19.0%  |
|              | その他専門資格を有する者     | ⑤保健師・助産師・看護師<br>(①に該当する者を除く。)                               | 1,112         | 13.5%  | 879           | 14.5%  |
|              |                  | ⑥教員免許を有する者<br>(①に該当する者を除く。)                                 | 763           | 9.3%   | 575           | 9.5%   |
|              |                  | ⑦保育士<br>(①に該当する者を除く。)                                       | 729           | 8.9%   | 513           | 8.4%   |
|              |                  | ⑧①から⑦に該当しない社会福祉主事   | 487           | 5.9%   | 337           | 5.5%   |
|              |                  | 小計<br>【一定の専門資格を有する者】<br>(①～⑧の計)                             | 4,677         | 56.8%  | 3,460         | 56.9%  |
| 専門資格を有しない者   | ⑨①から⑧に該当しない一般事務職 | 3,032   | 36.8%         | 2,296  | 37.8%         |        |
|              | ⑩その他             | 524   | 6.4%          | 321    | 5.3%          |        |
| 合計           |                  |   | 8,233         | 100.0% | 6,077         | 100.0% |

※「児童福祉司と同様の資格」とは、医師、社会福祉士、精神保健福祉士を含む。「一定の専門資格」とは、「児童福祉司と同様の資格」に加え、保健師・助産師・看護師、保育士、社会福祉主事を含む。

(3) 都道府県ごとの調整機関担当職員の状況（平成25年4月1日現在）

都道府県ごとの調整機関の担当職員について、「児童福祉司と同様の資格を有する者」を配置している市町村の割合は、東京都が55か所（90.2%）と最も多く、次いで滋賀県が16か所（84.2%）であった。

また、「一定の専門資格を有する者」を配置している市町村の割合は、滋賀県が19か所（100.0%）と最も多く、次いで東京都が59か所（96.7%）であった。

表 I-6 都道府県ごとの要保護児童対策調整機関の担当職員

（平成25年4月1日現在）

|      | 地域協議<br>会設置数 | 児童福祉司と<br>同様の資格 |       | 一定の専門資格    |       |
|------|--------------|-----------------|-------|------------|-------|
|      |              | 配置<br>市町村数      | 配置率   | 配置<br>市町村数 | 配置率   |
| 北海道  | 179          | 34              | 19.0% | 113        | 63.1% |
| 青森県  | 40           | 6               | 15.0% | 23         | 57.5% |
| 岩手県  | 33           | 5               | 15.2% | 20         | 60.6% |
| 宮城県  | 35           | 8               | 22.9% | 29         | 82.9% |
| 秋田県  | 25           | 3               | 12.0% | 17         | 68.0% |
| 山形県  | 35           | 4               | 11.4% | 23         | 65.7% |
| 福島県  | 52           | 4               | 7.7%  | 30         | 57.7% |
| 茨城県  | 44           | 10              | 22.7% | 33         | 75.0% |
| 栃木県  | 26           | 11              | 42.3% | 24         | 92.3% |
| 群馬県  | 35           | 3               | 8.6%  | 25         | 71.4% |
| 埼玉県  | 63           | 27              | 42.9% | 49         | 77.8% |
| 千葉県  | 52           | 19              | 36.5% | 39         | 75.0% |
| 東京都  | 61           | 55              | 90.2% | 59         | 96.7% |
| 神奈川県 | 33           | 19              | 57.6% | 30         | 90.9% |
| 新潟県  | 29           | 14              | 48.3% | 26         | 89.7% |
| 富山県  | 14           | 8               | 57.1% | 12         | 85.7% |
| 石川県  | 19           | 9               | 47.4% | 17         | 89.5% |
| 福井県  | 17           | 7               | 41.2% | 14         | 82.4% |
| 山梨県  | 27           | 6               | 22.2% | 19         | 70.4% |
| 長野県  | 77           | 11              | 14.3% | 55         | 71.4% |
| 岐阜県  | 42           | 12              | 28.6% | 29         | 69.0% |
| 静岡県  | 35           | 16              | 45.7% | 31         | 88.6% |
| 愛知県  | 54           | 21              | 38.9% | 44         | 81.5% |
| 三重県  | 29           | 18              | 62.1% | 26         | 89.7% |

|      | 地域協議<br>会設置数 | 児童福祉司と<br>同様の資格 |       | 一定の専門資格    |        |
|------|--------------|-----------------|-------|------------|--------|
|      |              | 配置<br>市町村数      | 配置率   | 配置<br>市町村数 | 配置率    |
| 滋賀県  | 19           | 16              | 84.2% | 19         | 100.0% |
| 京都府  | 26           | 11              | 42.3% | 19         | 73.1%  |
| 大阪府  | 43           | 34              | 79.1% | 38         | 88.4%  |
| 兵庫県  | 41           | 27              | 65.9% | 36         | 87.8%  |
| 奈良県  | 39           | 8               | 20.5% | 27         | 69.2%  |
| 和歌山県 | 30           | 8               | 26.7% | 19         | 63.3%  |
| 鳥取県  | 19           | 10              | 52.6% | 16         | 84.2%  |
| 島根県  | 19           | 10              | 52.6% | 18         | 94.7%  |
| 岡山県  | 27           | 16              | 59.3% | 23         | 85.2%  |
| 広島県  | 23           | 17              | 73.9% | 21         | 91.3%  |
| 山口県  | 19           | 10              | 52.6% | 18         | 94.7%  |
| 徳島県  | 24           | 4               | 16.7% | 14         | 58.3%  |
| 香川県  | 15           | 4               | 26.7% | 10         | 66.7%  |
| 愛媛県  | 20           | 2               | 10.0% | 14         | 70.0%  |
| 高知県  | 34           | 9               | 26.5% | 26         | 76.5%  |
| 福岡県  | 57           | 19              | 33.3% | 38         | 66.7%  |
| 佐賀県  | 20           | 3               | 15.0% | 10         | 50.0%  |
| 長崎県  | 21           | 11              | 52.4% | 14         | 66.7%  |
| 熊本県  | 45           | 6               | 13.3% | 24         | 53.3%  |
| 大分県  | 18           | 4               | 22.2% | 14         | 77.8%  |
| 宮崎県  | 26           | 3               | 11.5% | 13         | 50.0%  |
| 鹿児島県 | 43           | 5               | 11.6% | 27         | 62.8%  |
| 沖縄県  | 38           | 12              | 31.6% | 31         | 81.6%  |
| 全国計  | 1,722        | 579             | 33.6% | 1,276      | 74.1%  |

|                       |       |     |       |       |       |
|-----------------------|-------|-----|-------|-------|-------|
| 参考<br>（平成24年4月<br>1日） | 1,714 | 547 | 31.9% | 1,186 | 69.2% |
|-----------------------|-------|-----|-------|-------|-------|

※各都道府県には政令指定都市・中核市を含む。

※「児童福祉司と同様の資格」とは、医師、社会福祉士、精神保健福祉士を含む。

※「一定の専門資格」とは、「児童福祉司と同様の資格」に加え、保健師・助産師・看護師、保育士、社会福祉主事を含む。

(4) 調整機関担当職員の詳細 (平成 25 年 4 月 1 日現在)

調整機関の担当職員 (8,233 名) の正規職員・正規職員以外の状況は、「正規職員」が 5,860 名 (71.2%) であり、「正規職員以外」が 2,373 名 (28.8%) であった。

専任・兼任の状況は、「専任」が 3,989 名 (48.5%) であり、「兼任」が 4,244 名 (51.5%) であった。

また、調整機関担当職員の業務経験年数の状況は、正規職員では「1 年～2 年未満」が 1,324 名 (22.6%) と最も多く、次いで「6 か月未満」が 1,310 名 (22.4%) であった。正規職員以外では「5 年～10 年未満」が 451 名 (19.0%) と最も多く、次いで「6 か月未満」が 435 名 (18.3%) であった。

表 I-7 要保護児童対策調整機関の担当職員の雇用形態 (平成25年4月1日現在)

| 区分                 |        | 職員数<br>(市町村数) | 比率    |
|--------------------|--------|---------------|-------|
| 地域協議会設置数           |        | (1,722)       | —     |
| 正規職員・<br>正規職員以外の状況 | 正規職員   | 5,860         | 71.2% |
|                    | 正規職員以外 | 2,373         | 28.8% |
| 専任・兼任の状況           | 専任     | 3,989         | 48.5% |
|                    | 兼任     | 4,244         | 51.5% |

| 参考(平成24年4月1日) |       |
|---------------|-------|
| 職員数<br>(市町村数) | 比率    |
| (1,714)       | —     |
| 4,506         | 74.1% |
| 1,571         | 25.9% |
| 2,700         | 44.4% |
| 3,377         | 55.6% |

表 I-8 要保護児童対策調整機関の担当職員の業務経験年数 (上段:職員数、下段:該当区分での割合) (平成25年4月1日現在)

| 区分     | 6か月未満 | 6か月～1年未満 | 1年～2年未満 | 2年～3年未満 | 3年～5年未満 | 5年～10年未満 | 10年以上 | 合計     |
|--------|-------|----------|---------|---------|---------|----------|-------|--------|
| 正規職員   | 1,310 | 462      | 1,324   | 931     | 1,035   | 577      | 221   | 5,860  |
|        | 22.4% | 7.9%     | 22.6%   | 15.9%   | 17.7%   | 9.8%     | 3.8%  | 100.0% |
| 正規職員以外 | 435   | 157      | 404     | 346     | 426     | 451      | 154   | 2,373  |
|        | 18.3% | 6.6%     | 17.0%   | 14.6%   | 18.0%   | 19.0%    | 6.5%  | 100.0% |
| 合計     | 1,745 | 619      | 1,728   | 1,277   | 1,461   | 1,028    | 375   | 8,233  |
|        | 21.2% | 7.5%     | 21.0%   | 15.5%   | 17.7%   | 12.5%    | 4.6%  | 100.0% |

#### 4. 活動状況等について

##### (1) 各会議の開催実績（平成24年度実績）

平成24年度中の地域協議会における代表者会議等の開催実績（複数回答）は、

- ・ 代表者会議 1,567回（平均1.03回）
- ・ 実務者会議 7,697回（平均5.88回）
- ・ 個別ケース検討会議 39,807回（平均26.50回）

であった。

また、複数の会議の機能を併せもった各会議の開催実績（複数回答）は、

- ・ 代表者会議と実務者会議の機能を併せ持った会議  
93回（平均1.08回）
- ・ 代表者会議と個別ケース検討会議の機能を併せ持った会議  
15回（平均0.58回）
- ・ 実務者会議と個別ケース検討会議の機能を併せ持った会議  
1,419回（平均6.96回）
- ・ 代表者会議、実務者会議及び個別ケース検討会議のすべての機能を併せ持った会議  
78回（平均1.47回）

であった。

表I-9 各会議の開催回数 (平成24年度実績)

| 区分  |        | 市町村数   | 比率    |
|---|--------|--------|-------|
| 地域協議会設置数                                  |        | 1,720  | —     |
| 代表者会議                                     | 設置市町村数 | 1,516  | 88.1% |
|   | 開催実績数  | 1,567  | —     |
|   | 平均     | 1.03   | —     |
| 実務者会議                                     | 設置市町村数 | 1,309  | 76.1% |
|   | 開催実績数  | 7,697  | —     |
|   | 平均     | 5.88   | —     |
| 個別ケース検討会議                                 | 設置市町村数 | 1,502  | 87.3% |
|   | 開催実績数  | 39,807 | —     |
|   | 平均     | 26.50  | —     |
| 代表者会議と実務者会議<br>の機能を併せ持った会議                | 設置市町村数 | 86     | 5.0%  |
|   | 開催実績数  | 93     | —     |
|   | 平均     | 1.08   | —     |
| 代表者会議と個別ケース検討会議の機能を<br>併せ持った会議            | 設置市町村数 | 26     | 1.5%  |
|   | 開催実績数  | 15     | —     |
|   | 平均     | 0.58   | —     |
| 実務者会議と個別ケース検討会議の機能を<br>併せ持った会議            | 設置市町村数 | 204    | 11.9% |
|   | 開催実績数  | 1,419  | —     |
|   | 平均     | 6.96   | —     |
| 代表者会議、実務者会議及び個別ケース<br>検討会議のすべての機能を併せ持った会議 | 設置市町村数 | 53     | 3.1%  |
|   | 開催実績数  | 78     | —     |
|   | 平均     | 1.47   | —     |

※同一地域協議会において、例えば「実務者会議」と「実務者会議と個別ケース検討会議の機能を併せ持った会議」を併せて設置しているなど、重複している場合がある。

(2) 実務者会議の実施形態（平成24年度実績）

地域協議会における実務者会議（代表者会議等の機能を併せ持った会議を含む）は、231 か所（15.4%）で分割又は実務者会議の下に複数の会議を設けていた。

実務者会議の分割等の状況は、「管内の地域別に区分（地域別部会）」が85 か所（36.8%）と最も多く、次いで「相談種別ごとに区分（虐待分科会、非行分科会、障害分科会など）」が72 か所（31.2%）であった。「その他」の区分内容としては、「ケースの事案内容ごとに区分」や「関係機関ごとに区分」が多くあった。

表 I-10 実務者会議の実施形態（平成24年度実績）

| 区分                              |                                | 市町村数  | 比率     |
|---------------------------------|--------------------------------|-------|--------|
| 設置市町村数                          |                                | 1,503 | 100.0% |
| 実務者会議を分割または実務者会議の下に複数の会議を設けている  |                                | 231   | 15.4%  |
| （複数回答）                          | 管内の地域別に区分（地域別部会）               | 85    | 36.8%  |
|                                 | 相談種別ごとに区分（虐待分科会、非行分科会、障害分科会など） | 72    | 31.2%  |
|                                 | 児童の年齢で区分                       | 32    | 13.9%  |
|                                 | その他                            | 73    | 31.6%  |
| 実務者会議を分割または実務者会議の下に複数の会議を設けていない |                                | 1,272 | 84.6%  |

(3) 各会議の開催実績が0回だった市町村の理由（平成24年度実績）

代表者会議の開催実績が0回だった市町村は298 か所で、その理由としては「対象となる議題（ケース）がなかった」が145 か所（48.7%）と最も多く、次いで「調整機関の事情による（業務多忙など）」が71 か所（23.8%）であった。

実務者会議の開催実績が0回だった自治体は189 か所で、その理由としては「対象となる議題（ケース）がなかった」が106 か所（56.1%）と最も多く、次いで「調整機関の事情による（業務多忙など）」が32 か所（16.9%）であった。

個別ケース検討会議の開催実績が0回だった自治体は125 か所で、その理由としては「対象となる議題（ケース）がなかった」が111 か所（88.8%）と最も多かった。

また、複数の会議の機能を併せもった各会議の開催実績が0回だった理由としては、対象となる議題（ケース）がなかった」がそれぞれ最も多かった。

表 I-11 各会議の開催実績が0回だった理由（上段：市町村数、下段：該当区分での割合）（平成24年度実績）

| 区分                 | 代表者会議        | 実務者会議        | 個別ケース検討会議    | 代表者会議と実務者会議の機能を併せ持った会議 | 代表者会議と個別ケース検討会議の機能を併せ持った会議 | 実務者会議と個別ケース検討会議の機能を併せ持った会議 | 代表者会議、実務者会議及び個別ケース検討会議のすべての機能を併せ持った会議 |
|--------------------|--------------|--------------|--------------|------------------------|----------------------------|----------------------------|---------------------------------------|
| 該当市町村数             | 298          | 189          | 125          | 25                     | 16                         | 32                         | 24                                    |
| 対象となる議題（ケース）がなかった  | 145<br>48.7% | 106<br>56.1% | 111<br>88.8% | 18<br>72.0%            | 11<br>68.8%                | 26<br>81.3%                | 21<br>87.5%                           |
| 開催のための調整が困難であった    | 38<br>12.8%  | 21<br>11.1%  | 0<br>0.0%    | 1<br>4.0%              | 0<br>0.0%                  | 2<br>6.3%                  | 1<br>4.2%                             |
| 調整機関の事情による（業務多忙など） | 71<br>23.8%  | 32<br>16.9%  | 5<br>4.0%    | 4<br>16.0%             | 1<br>6.3%                  | 0<br>0.0%                  | 0<br>0.0%                             |
| 会議の開催・運営のノウハウがない   | 28<br>9.4%   | 13<br>6.9%   | 2<br>1.6%    | 0<br>0.0%              | 1<br>6.3%                  | 1<br>3.1%                  | 0<br>0.0%                             |
| その他                | 16<br>5.4%   | 17<br>9.0%   | 7<br>5.6%    | 2<br>8.0%              | 3<br>18.8%                 | 3<br>9.4%                  | 2<br>8.3%                             |

(4) 地域協議会におけるケース登録数（児童等の人数）の状況（平成24年度実績）

地域協議会におけるケースの登録数は全体で 178,610 件であり、1か所あたりの平均ケース登録数は、

- ・ 要保護児童ケース登録数 70.6 件
- ・ 要支援児童ケース登録数 31.3 件
- ・ 特定妊婦ケースの登録数 1.9 件

であった。

また、要保護児童ケースのうち、児童虐待にかかるケース登録数は84,917件（47.5%）と最も多く、1か所あたりの平均ケース登録数は、49.4件であった。

表 I-12 ケースの登録数

(平成24年度実績)

| 区分                          | 登録数<br>(市町村数) | 比率     |
|-----------------------------|---------------|--------|
| 地域協議会設置数                    | (1,720)       | —      |
| 要保護児童ケース                    | 121,441       | 68.0%  |
| 1地域協議会あたりの<br>要保護児童ケース登録数   | 70.6          | —      |
| うち児童虐待                      | 84,917        | 47.5%  |
| 1地域協議会あたりの<br>児童虐待ケース登録数    | 49.4          | —      |
| うち非行                        | 2,387         | 1.3%   |
| 1地域協議会あたりの<br>非行ケース登録数      | 1.4           | —      |
| うち不登校・いじめ                   | 4,425         | 2.5%   |
| 1地域協議会あたりの<br>不登校・いじめケース登録数 | 2.6           | —      |
| その他                         | 29,712        | 16.6%  |
| 1地域協議会あたりの<br>その他ケース登録数     | 17.3          | —      |
| 要支援児童ケース                    | 53,821        | 30.1%  |
| 1地域協議会あたりの<br>要支援児童ケース登録数   | 31.3          | —      |
| 特定妊婦ケース                     | 3,348         | 1.9%   |
| 1地域協議会あたりの<br>特定妊婦ケース登録数    | 1.9           | —      |
| 合計                          | 178,610       | 100.0% |

| 参考(平成23年度実績)  |        |
|---------------|--------|
| 登録数<br>(市町村数) | 比率     |
| (1,714)       | —      |
| 102,237       | 72.5%  |
| 59.6          | —      |
| 74,657        | 52.9%  |
| 43.6          | —      |
| 1,730         | 1.2%   |
| 1.0           | —      |
| 3,707         | 2.6%   |
| 2.2           | —      |
| 22,143        | 15.7%  |
| 12.9          | —      |
| 37,283        | 26.4%  |
| 21.8          | —      |
| 1,538         | 1.1%   |
| 0.9           | —      |
| 141,058       | 100.0% |

(5) 地域協議会の進行管理台帳の作成（平成 24 年度実績）

ケースの進行管理台帳を作成している地域協議会は 1,349 か所（78.4%）であり、作成している場合の見直しの頻度は、「3 か月以内に 1 回」が 604 か所（44.8%）と最も多く、次いで「4～6 か月以内に 1 回」が 349 か所（25.9%）であった。一方、「定期的に見直しはしていない」は 296 か所（21.9%）であった。

また、進行管理台帳を作成していない地域協議会は 371 か所（21.6%）であり、作成していない理由としては、「個別ケース記録で代替」が 262 か所（70.6%）と最も多かった。

表 I-13 ケース進行管理台帳の作成

（平成24年度実績）

| 区分             |               | 市町村数  | 比率     |
|----------------|---------------|-------|--------|
| 地域協議会設置数       |               | 1,720 | 100.0% |
| 作成している         |               | 1,349 | 78.4%  |
| 作成している場合の見直し頻度 | 3か月以内に1回      | 604   | 44.8%  |
|                | 4～6か月以内に1回    | 349   | 25.9%  |
|                | 6か月以上で1回      | 100   | 7.4%   |
|                | 定期的に見直しはしていない | 296   | 21.9%  |
| 作成していない        |               | 371   | 21.6%  |
| 作成していない場合の理由   | 個別ケース記録で代替    | 262   | 70.6%  |
|                | 管理すべきケースがない   | 99    | 26.7%  |
|                | その他           | 10    | 2.7%   |

| 参考（平成23年度実績） |        |
|--------------|--------|
| 市町村数         | 比率     |
| 1,714        | 100.0% |
| 1,309        | 76.4%  |
| —            | —      |
| —            | —      |
| —            | —      |
| —            | —      |
| 405          | 23.6%  |
| —            | —      |
| —            | —      |
| —            | —      |

(6) ケースの進行管理を行う会議を構成するメンバー (平成 24 年度実績)

ケースの進行管理を行う会議の構成メンバー (複数回答) については、  
 児童相談所 (77.9%)、教育委員会 (76.9%)、児童福祉主管課 (66.2%)、母子保健主管課  
 (51.3%) の順に多かった。

表 I-14 ケース進行管理を行う会議のメンバー

(平成24年度実績)

| 区分                | 市町村数  | 比率     |
|-------------------|-------|--------|
| 地域協議会設置数          | 1,720 | 100.0% |
| 児童福祉主管課           | 1,139 | 66.2%  |
| 母子保健主管課           | 883   | 51.3%  |
| 児童福祉・母子保健統合主管課    | 538   | 31.3%  |
| 福祉事務所(家庭児童相談室)    | 652   | 37.9%  |
| 保健センター            | 627   | 36.5%  |
| 教育委員会             | 1,323 | 76.9%  |
| 保健所               | 713   | 41.5%  |
| 児童相談所             | 1,340 | 77.9%  |
| 障害福祉主管課           | 646   | 37.6%  |
| 警察署               | 710   | 41.3%  |
| 保育所               | 757   | 44.0%  |
| 幼稚園               | 450   | 26.2%  |
| 小学校               | 729   | 42.4%  |
| 中学校               | 693   | 40.3%  |
| 医師会(産科医会・小児科医会以外) | 178   | 10.3%  |
| 産科医会              | 12    | 0.7%   |
| 小児科医会             | 19    | 1.1%   |
| 歯科医師会             | 44    | 2.6%   |
| 民生児童委員協議会         | 685   | 39.8%  |
| その他               | 457   | 26.6%  |

参考(平成23年度実績)

| 市町村数  | 比率     |
|-------|--------|
| 1,714 | 100.0% |
| 1,049 | 61.2%  |
| 876   | 51.1%  |
| 485   | 28.3%  |
| 647   | 37.7%  |
| 597   | 34.8%  |
| 1,323 | 77.2%  |
| 695   | 40.5%  |
| 1,316 | 76.8%  |
| 563   | 32.8%  |
| 728   | 42.5%  |
| 781   | 45.6%  |
| 451   | 26.3%  |
| 683   | 39.8%  |
| 659   | 38.4%  |
| 187   | 10.9%  |
| 14    | 0.8%   |
| 17    | 1.0%   |
| 49    | 2.9%   |
| 707   | 41.2%  |
| 420   | 24.5%  |



## 5. 地域協議会の運営上の課題

地域協議会の運営上の課題（複数回答）としては、「専門資格を有する職員を十分に配置できない」が1,015か所（59.0%）、「職員が不足している」が944か所（54.9%）、「会議運営のノウハウが十分ではない」が915か所（53.2%）、「職員への研修機会が十分ではない」799か所（46.5%）と多くなっている。

表 I - 15 地域協議会の運営上の課題

| 区分                              | 市町村数  | 比率     |
|---------------------------------|-------|--------|
| 地域協議会設置数                        | 1,720 | 100.0% |
| 調整機関において専門資格を有する職員が十分に配置できていない  | 1,015 | 59.0%  |
| 調整機関の業務量に対して職員数が不足している          | 944   | 54.9%  |
| 会議運営のノウハウが十分ではない                | 915   | 53.2%  |
| 構成機関職員への研修機会が十分ではない             | 799   | 46.5%  |
| ケースの進行管理が十分できていない               | 596   | 34.7%  |
| ケースの危険度や緊急度の判断(アセスメント)の方法がわからない | 510   | 29.7%  |
| 構成機関に地域協議会の意義が浸透していない           | 502   | 29.2%  |
| 構成機関との情報交換・情報共有が十分できていない        | 397   | 23.1%  |
| 地域協議会運営のための予算が足りない              | 158   | 9.2%   |

## Ⅱ 乳児家庭全戸訪問事業の実施状況について

【別添2】

### 1. 実施の有無（平成25年4月1日現在）

乳児家庭全戸訪問事業を実施している市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、全国1,742市町村のうち、1,660か所（95.3%）であった。

表Ⅱ-1 都道府県ごとの乳児家庭全戸訪問事業の実施状況

|      | 市町村数 | 乳児家庭全戸訪問事業 |        |
|------|------|------------|--------|
|      |      | 実施市町村数     | 実施率    |
| 北海道  | 179  | 165        | 92.2%  |
| 青森県  | 40   | 33         | 82.5%  |
| 岩手県  | 33   | 33         | 100.0% |
| 宮城県  | 35   | 35         | 100.0% |
| 秋田県  | 25   | 22         | 88.0%  |
| 山形県  | 35   | 35         | 100.0% |
| 福島県  | 59   | 55         | 93.2%  |
| 茨城県  | 44   | 44         | 100.0% |
| 栃木県  | 26   | 26         | 100.0% |
| 群馬県  | 35   | 34         | 97.1%  |
| 埼玉県  | 63   | 63         | 100.0% |
| 千葉県  | 54   | 48         | 88.9%  |
| 東京都  | 62   | 55         | 88.7%  |
| 神奈川県 | 33   | 33         | 100.0% |
| 新潟県  | 30   | 30         | 100.0% |
| 富山県  | 15   | 15         | 100.0% |
| 石川県  | 19   | 19         | 100.0% |
| 福井県  | 17   | 17         | 100.0% |
| 山梨県  | 27   | 27         | 100.0% |
| 長野県  | 77   | 65         | 84.4%  |
| 岐阜県  | 42   | 42         | 100.0% |
| 静岡県  | 35   | 35         | 100.0% |
| 愛知県  | 54   | 54         | 100.0% |
| 三重県  | 29   | 29         | 100.0% |

（平成25年4月1日現在）

|      | 市町村数  | 乳児家庭全戸訪問事業 |        |
|------|-------|------------|--------|
|      |       | 実施市町村数     | 実施率    |
| 滋賀県  | 19    | 19         | 100.0% |
| 京都府  | 26    | 24         | 92.3%  |
| 大阪府  | 43    | 43         | 100.0% |
| 兵庫県  | 41    | 41         | 100.0% |
| 奈良県  | 39    | 38         | 97.4%  |
| 和歌山県 | 30    | 30         | 100.0% |
| 鳥取県  | 19    | 19         | 100.0% |
| 島根県  | 19    | 19         | 100.0% |
| 岡山県  | 27    | 27         | 100.0% |
| 広島県  | 23    | 23         | 100.0% |
| 山口県  | 19    | 19         | 100.0% |
| 徳島県  | 24    | 24         | 100.0% |
| 香川県  | 17    | 17         | 100.0% |
| 愛媛県  | 20    | 19         | 95.0%  |
| 高知県  | 34    | 24         | 70.6%  |
| 福岡県  | 60    | 60         | 100.0% |
| 佐賀県  | 20    | 20         | 100.0% |
| 長崎県  | 21    | 21         | 100.0% |
| 熊本県  | 45    | 44         | 97.8%  |
| 大分県  | 18    | 17         | 94.4%  |
| 宮崎県  | 26    | 20         | 76.9%  |
| 鹿児島県 | 43    | 37         | 86.0%  |
| 沖縄県  | 41    | 41         | 100.0% |
| 全国計  | 1,742 | 1,660      | 95.3%  |

|               |       |       |       |
|---------------|-------|-------|-------|
| 参考（平成24年7月1日） | 1,742 | 1,639 | 94.1% |
|---------------|-------|-------|-------|

※各都道府県には政令指定都市・中核市を含む。

## 2. 未実施の状況（平成25年4月1日現在）

### (1) 実施していない理由

乳児家庭全戸訪問事業を実施していない82か所の市町村について、実施していない理由（複数回答）としては、「母子保健法に基づく事業で対応可能である」が65か所（79.3%）と最も多く、次いで「乳児家庭全戸訪問事業以外の同様の事業を既に実施している」が18か所（22.0%）、「訪問できる人材がない」及び「対象者（家庭）が少ない」が8か所（9.8%）であった。

表Ⅱ-2 乳児家庭全戸訪問事業を実施していない理由（平成25年4月1日現在）

| 区分                          | 市町村数 | 比率     |
|-----------------------------|------|--------|
| 該当市町村数                      | 82   | 100.0% |
| 母子保健法に基づく事業で対応可能である         | 65   | 79.3%  |
| 乳児家庭全戸訪問事業以外の同様の事業を既に実施している | 18   | 22.0%  |
| 訪問できる人材がない                  | 8    | 9.8%   |
| 対象者（家庭）が少ない                 | 8    | 9.8%   |
| 事業を実施する予算がない                | 6    | 7.3%   |
| 対象者（家庭）がない                  | 1    | 1.2%   |
| その他                         | 10   | 12.2%  |

### (2) 今後の実施予定

乳児家庭全戸訪問事業を実施していない市町村については、71か所（86.6%）で今後も実施する予定がなく、残りの11か所（13.4%）は「平成25年4月2日以降に実施」あるいは「平成26年度から実施予定」であった。

表Ⅱ-3 乳児家庭全戸訪問事業の今後の予定（平成25年4月1日現在）

| 区分             | 市町村数 | 比率     |
|----------------|------|--------|
| 該当市町村数         | 82   | 100.0% |
| 平成25年4月2日以降に実施 | 2    | 2.4%   |
| 平成26年度から実施予定   | 9    | 11.0%  |
| 実施する予定はない      | 71   | 86.6%  |

## 3. 所管している部署の状況（平成25年4月1日現在）

乳児家庭全戸訪問事業を所管している部署は、「母子保健主管課」が1,090か所（65.7%）と最も多かった。

表Ⅱ-4 所管している部署の状況（平成25年4月1日現在）

| 区分             | 市町村数  | 比率     |
|----------------|-------|--------|
| 実施市町村数         | 1,660 | 100.0% |
| 児童福祉主管課        | 156   | 9.4%   |
| 母子保健主管課        | 1,090 | 65.7%  |
| 児童福祉・母子保健統合主管課 | 376   | 22.7%  |
| その他            | 38    | 2.3%   |

#### 4. 平成24年度の実施状況

##### (1) 生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を対象としているかどうか

平成24年度に実施した1,645か所の市町村のうち、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を対象としている市町村は、1,627か所(98.9%)であった。

また、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を対象としていない市町村における訪問の対象範囲(複数回答)としては、「生後4ヶ月までの乳児がいる家庭のうち訪問を希望する家庭」が11か所(61.1%)と最も多かった。

表Ⅱ-5 対象を生後4か月までの乳児のいるすべての家庭としているか (平成24年度実績)

| 区分                         |                             | 市町村数  | 比率     |
|----------------------------|-----------------------------|-------|--------|
| 実施市町村数                     |                             | 1,645 | 100.0% |
| 対象としている市町村数                |                             | 1,627 | 98.9%  |
| 対象としていない市町村数               |                             | 18    | 1.1%   |
| 回<br>(<br>答<br>複<br>数<br>) | 生後4ヶ月までの乳児が第1子である家庭         | 6     | 33.3%  |
|                            | 生後4ヶ月までの乳児がいる家庭のうち訪問を希望する家庭 | 11    | 61.1%  |
|                            | その他                         | 10    | 55.6%  |

##### (2) すべての家庭を訪問対象としていない理由

すべての家庭を訪問対象としていない18か所の市町村のうち、訪問対象としていない理由(複数回答)としては、「母子保健法の事業でカバーできている」が10か所(55.6%)と最も多かった。

表Ⅱ-6 すべての家庭を訪問対象としていない理由 (平成24年度実績)

| 区分                         | 市町村数 | 比率     |
|----------------------------|------|--------|
| 該当市町村数                     | 18   | 100.0% |
| 母子保健法の事業でカバーできている          | 10   | 55.6%  |
| 訪問できる人材が少ない                | 7    | 38.9%  |
| 予防接種等の他の手段で生後4ヶ月までに確認できている | 7    | 38.9%  |
| 予算が足りない                    | 4    | 22.2%  |
| その他                        | 12   | 66.7%  |

##### (3) 訪問実績

###### ① 訪問した対象者(家庭)

###### ア) 訪問率

対象者(家庭)に対する訪問率は、全国平均で90.6%であり、都道府県別でみると、最も高い都道府県は98.8%、最も低い都道府県は81.3%であった。

表Ⅱ-7 訪問率 (平成24年度実績)

| 区分   | 比率    |
|------|-------|
| 全国平均 | 90.6% |
| 最大   | 98.8% |
| 最小   | 81.3% |

イ) 標準的な訪問時期

標準的な訪問時期は、「生後1ヶ月過ぎ～生後2ヶ月まで」が780か所(47.4%)と最も多く、次いで「生後2ヶ月過ぎ～生後3ヶ月まで」が467か所(28.4%)であった。

表Ⅱ-8 標準的な訪問時期 (平成24年度実績)

| 区分              | 市町村数  | 比率     |
|-----------------|-------|--------|
| 実施市町村数          | 1,645 | 100.0% |
| 生後1ヶ月まで         | 277   | 16.8%  |
| 生後1ヶ月過ぎ～生後2ヶ月まで | 780   | 47.4%  |
| 生後2ヶ月過ぎ～生後3ヶ月まで | 467   | 28.4%  |
| 生後3ヶ月過ぎ～生後4ヶ月まで | 121   | 7.4%   |

ウ) 新生児訪問と併せて実施<sup>\*</sup>した市町村

乳児家庭全戸訪問事業を新生児訪問と併せて実施した市町村は、1,324か所(80.5%)であった。

表Ⅱ-9 乳児家庭全戸訪問事業と新生児訪問を併せて実施した数<sup>\*</sup> (平成24年度実績)

| 区分               | 市町村数  | 比率     |
|------------------|-------|--------|
| 実施市町村数           | 1,645 | 100.0% |
| 新生児訪問と併せて実施した    | 1,324 | 80.5%  |
| 新生児訪問と併せて実施していない | 321   | 19.5%  |

② 訪問できなかった家庭

ア) 訪問できなかった理由

乳児家庭全戸訪問事業の対象であったにもかかわらず全ての対象者(家庭)を訪問できなかった1,219か所の市町村について、訪問できなかった理由(複数回答)としては、「里帰り等で生後4ヶ月を迎えるまでに当該市町村の住居に乳児がいなかった」が936か所(76.8%)で最も多く、次いで「訪問の同意が得られなかった」が750か所(61.5%)であった。

表Ⅱ-10 対象者(家庭)であったが訪問できなかった理由 (平成24年度実績)

| 区分                                | 市町村数  | 比率     |
|-----------------------------------|-------|--------|
| 全ての対象者(家庭)を訪問できなかった市町村数           | 1,219 | 100.0% |
| 里帰り等で生後4ヶ月を迎えるまで当該市町村の住居に乳児がいなかった | 936   | 76.8%  |
| 訪問の同意が得られなかった                     | 750   | 61.5%  |
| 転居していた                            | 642   | 52.7%  |
| 訪問したが不在だった                        | 508   | 41.7%  |
| 既に対象者(家庭)状況の把握ができていた              | 338   | 27.7%  |
| その他                               | 419   | 34.4%  |

<sup>\*</sup>母子保健法第11条に基づく訪問と併せて、乳児家庭全戸訪問事業を行うことができる。(児童福祉法第21条の10の2第2項)

イ) 訪問できなかった対象者(家庭)の状況把握

乳児家庭全戸訪問事業の対象であったにもかかわらず訪問できなかった対象者(家庭)について、その状況を把握している市町村は1,201か所(98.5%)であり、状況把握の機会(複数回答)としては、「乳幼児健康診査や予防接種等の保健事業の実施時」が1,011か所(84.2%)で最も多く、次いで「電話」が987か所(82.2%)であった。

表Ⅱ-11 訪問できなかった対象者(家庭)に対する状況把握 (平成24年度実績)

| 区分                      |                         | 市町村数  | 比率     |
|-------------------------|-------------------------|-------|--------|
| 全ての対象者(家庭)を訪問できなかった市町村数 |                         | 1,219 | 100.0% |
| 把握していない                 |                         | 18    | 1.5%   |
| 把握している                  |                         | 1,201 | 98.5%  |
| (複数回答)                  | 乳幼児健康診査や、予防接種等の保健事業の実施時 | 1,011 | 84.2%  |
|                         | 電話                      | 987   | 82.2%  |
|                         | 里帰り出産した自治体からの情報提供       | 585   | 48.7%  |
|                         | 医療機関からの情報提供             | 480   | 40.0%  |
|                         | 近隣住民からの情報提供             | 126   | 10.5%  |
|                         | その他                     | 258   | 21.5%  |

(4) 乳児家庭全戸訪問事業の主たる訪問者

乳児家庭全戸訪問事業の主たる訪問者(複数回答)としては、「保健師」が1,544か所(93.9%)で最も多く、次いで「助産師」が700か所(42.6%)であった。

表Ⅱ-12 乳児家庭全戸訪問事業の訪問者 (平成24年度実績)

| 区分                | 市町村数  | 比率     |
|-------------------|-------|--------|
| 実施市町村数            | 1,645 | 100.0% |
| 保健師               | 1,544 | 93.9%  |
| 助産師               | 700   | 42.6%  |
| 看護師               | 262   | 15.9%  |
| 母子保健推進員           | 252   | 15.3%  |
| 保育士               | 165   | 10.0%  |
| 児童委員・民生委員         | 148   | 9.0%   |
| 子育て経験者            | 49    | 3.0%   |
| 愛育班員              | 16    | 1.0%   |
| 子育て支援を行う民間団体のスタッフ | 9     | 0.5%   |
| その他               | 100   | 6.1%   |

(5) 何らかの支援が必要とされた家庭に対する主たる対応

乳児家庭全戸訪問事業で実際に訪問した家庭のうち、何らかの支援が必要とされた家庭がいた市町村は 1,360 か所 (82.7%) であり、その後の主たる対応 (複数回答) としては、「保健師の訪問」が 1,217 か所 (89.5%) で最も多く、次いで「養育支援訪問事業」が 773 か所 (56.8%) であった。

表Ⅱ-13 何らかの支援が必要とされた家庭に対する主たる対応 (平成24年度実績)

| 区分                       |                      | 市町村数  | 比率     |
|--------------------------|----------------------|-------|--------|
| 実施市町村数                   |                      | 1,645 | 100.0% |
| 何らかの支援が必要とされた家庭がなかった市町村数 |                      | 285   | 17.3%  |
| 何らかの支援が必要とされた家庭がいた市町村数   |                      | 1,360 | 82.7%  |
| (複数回答)                   | 保健師の訪問               | 1,217 | 89.5%  |
|                          | 養育支援訪問事業             | 773   | 56.8%  |
|                          | 要保護児童対策地域協議会で支援方針を協議 | 500   | 36.8%  |
|                          | 自治体独自の子育て支援事業        | 343   | 25.2%  |
|                          | 地域子育て支援拠点事業          | 311   | 22.9%  |
|                          | ファミリー・サポート・センター事業    | 301   | 22.1%  |
|                          | 障害者自立支援法に基づく事業       | 129   | 9.5%   |
|                          | 家庭的保育事業              | 38    | 2.8%   |
|                          | その他                  | 310   | 22.8%  |

5. 乳児家庭全戸訪問事業の課題

乳児家庭全戸訪問事業の課題 (複数回答) としては、「訪問者の資質の確保」が 844 か所 (51.3%)、「訪問拒否家庭への対応」が 815 か所 (49.5%)、「訪問者の人材確保」が 794 か所 (48.3%) と多くなっている。

表Ⅱ-14 乳児家庭全戸訪問事業の課題

| 区分                 | 市町村数  | 比率     |
|--------------------|-------|--------|
| 実施市町村数             | 1,645 | 100.0% |
| 訪問者の資質の確保          | 844   | 51.3%  |
| 訪問拒否家庭への対応         | 815   | 49.5%  |
| 訪問者の人材確保           | 794   | 48.3%  |
| 訪問対象者(家庭)の把握が困難    | 206   | 12.5%  |
| 事業実施のための予算が不足している  | 164   | 10.0%  |
| 事業を実施したいが適切な委託先がない | 96    | 5.8%   |
| その他                | 89    | 5.4%   |

### Ⅲ 養育支援訪問事業の実施状況について

【別添3】

#### 1. 実施の有無（平成25年4月1日現在）

養育支援訪問事業を実施している市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、全国1,742市町村のうち、1,225か所（70.3%）であった。

表Ⅲ-1 都道府県ごとの養育支援訪問事業の実施状況

|      | 市町村数 | 養育支援訪問事業 |        |
|------|------|----------|--------|
|      |      | 実施市町村数   | 実施率    |
| 北海道  | 179  | 123      | 68.7%  |
| 青森県  | 40   | 17       | 42.5%  |
| 岩手県  | 33   | 31       | 93.9%  |
| 宮城県  | 35   | 34       | 97.1%  |
| 秋田県  | 25   | 12       | 48.0%  |
| 山形県  | 35   | 33       | 94.3%  |
| 福島県  | 59   | 37       | 62.7%  |
| 茨城県  | 44   | 34       | 77.3%  |
| 栃木県  | 26   | 23       | 88.5%  |
| 群馬県  | 35   | 21       | 60.0%  |
| 埼玉県  | 63   | 44       | 69.8%  |
| 千葉県  | 54   | 26       | 48.1%  |
| 東京都  | 62   | 53       | 85.5%  |
| 神奈川県 | 33   | 22       | 66.7%  |
| 新潟県  | 30   | 19       | 63.3%  |
| 富山県  | 15   | 9        | 60.0%  |
| 石川県  | 19   | 19       | 100.0% |
| 福井県  | 17   | 11       | 64.7%  |
| 山梨県  | 27   | 24       | 88.9%  |
| 長野県  | 77   | 45       | 58.4%  |
| 岐阜県  | 42   | 24       | 57.1%  |
| 静岡県  | 35   | 23       | 65.7%  |
| 愛知県  | 54   | 42       | 77.8%  |
| 三重県  | 29   | 23       | 79.3%  |

（平成25年4月1日現在）

|      | 市町村数  | 養育支援訪問事業 |        |
|------|-------|----------|--------|
|      |       | 実施市町村数   | 実施率    |
| 滋賀県  | 19    | 18       | 94.7%  |
| 京都府  | 26    | 19       | 73.1%  |
| 大阪府  | 43    | 41       | 95.3%  |
| 兵庫県  | 41    | 35       | 85.4%  |
| 奈良県  | 39    | 31       | 79.5%  |
| 和歌山県 | 30    | 18       | 60.0%  |
| 鳥取県  | 19    | 16       | 84.2%  |
| 島根県  | 19    | 15       | 78.9%  |
| 岡山県  | 27    | 27       | 100.0% |
| 広島県  | 23    | 15       | 65.2%  |
| 山口県  | 19    | 14       | 73.7%  |
| 徳島県  | 24    | 24       | 100.0% |
| 香川県  | 17    | 11       | 64.7%  |
| 愛媛県  | 20    | 10       | 50.0%  |
| 高知県  | 34    | 16       | 47.1%  |
| 福岡県  | 60    | 55       | 91.7%  |
| 佐賀県  | 20    | 15       | 75.0%  |
| 長崎県  | 21    | 18       | 85.7%  |
| 熊本県  | 45    | 23       | 51.1%  |
| 大分県  | 18    | 12       | 66.7%  |
| 宮崎県  | 26    | 9        | 34.6%  |
| 鹿児島県 | 43    | 18       | 41.9%  |
| 沖縄県  | 41    | 16       | 39.0%  |
| 合計   | 1,742 | 1,225    | 70.3%  |

|               |       |       |       |
|---------------|-------|-------|-------|
| 参考（平成24年7月1日） | 1,742 | 1,172 | 67.3% |
|---------------|-------|-------|-------|

※各都道府県には政令指定都市・中核市を含む。



## 2. 未実施の状況（平成25年4月1日現在）

### (1) 実施していない理由

養育支援訪問事業を実施していない517か所の市町村について、実施していない理由（複数回答）としては、「母子保健法に基づく事業で対応可能である」が377か所（72.9%）で最も多く、次いで「訪問できる人材がいない」が118か所（22.8%）、「対象者（家庭）が少ない」が105か所（20.3%）であった。

表Ⅲ-2 養育支援訪問事業を実施していない理由（平成25年4月1日現在）

| 区分                  | 市町村数 | 比率     |
|---------------------|------|--------|
| 該当市町村数              | 517  | 100.0% |
| 母子保健法に基づく事業で対応可能である | 377  | 72.9%  |
| 訪問できる人材がいない         | 118  | 22.8%  |
| 対象者(家庭)が少ない         | 105  | 20.3%  |
| 事業を実施する予算がない        | 101  | 19.5%  |
| 同様の事業を実施している        | 81   | 15.7%  |
| 対象者(家庭)がいない         | 43   | 8.3%   |
| 事業の実施方法がわからない       | 35   | 6.8%   |
| その他                 | 47   | 9.1%   |

### (2) 今後の実施予定

養育支援訪問事業を実施していない市町村については、466か所（90.1%）で今後も実施する予定がなく、残りの51か所（9.9%）は、「平成25年4月2日以降に実施」あるいは「平成26年度から実施予定」であった。

表Ⅲ-3 養育支援訪問事業の今後の予定（平成25年4月1日現在）

| 区分             | 市町村数 | 比率     |
|----------------|------|--------|
| 該当市町村数         | 517  | 100.0% |
| 平成25年4月2日以降に実施 | 16   | 3.1%   |
| 平成26年度から実施予定   | 35   | 6.8%   |
| 実施する予定はない      | 466  | 90.1%  |

## 3. 所管している部署の状況（平成25年4月1日現在）

養育支援訪問事業を所管している部署は、「母子保健主管課」が518か所（42.3%）と最も多かった。

表Ⅲ-4 所管している部署の状況（平成25年4月1日現在）

| 区分             | 市町村数  | 比率     |
|----------------|-------|--------|
| 実施市町村数         | 1,225 | 100.0% |
| 児童福祉主管課        | 338   | 27.6%  |
| 母子保健主管課        | 518   | 42.3%  |
| 児童福祉・母子保健統合主管課 | 300   | 24.5%  |
| その他            | 69    | 5.6%   |

#### 4. 平成24年度の実施状況

##### (1) 養育支援訪問事業の委託状況

- ・ 養育支援訪問事業における専門的相談支援の委託状況については、「委託していない」が1,081か所(90.8%)と最も多く、「一部委託」が68か所(5.7%)、「全部委託」が41か所(3.4%)となっている。また、「全部」又は「一部」委託している場合の計109か所(9.2%)の委託先としては、「社会福祉協議会」が14か所(12.8%)と最も多く、「その他」の委託先としては、「在宅の保健師又は助産師」や「助産師会」が多くあった。
- ・ 育児・家事援助の委託状況については、「委託していない」が935か所(78.6%)と最も多く、「一部委託」が57か所(4.8%)、「全部委託」が198か所(16.6%)となっている。また、「全部」又は「一部」委託している場合の計255か所(21.4%)の委託先としては、「社会福祉協議会」と「ベビーシッターやヘルパーの派遣事業者」が95か所(37.3%)と最も多く、「その他」の委託先としては、「シルバー人材センター」や「母子寡婦福祉連合会」が多くあった。

表Ⅲ-5 養育支援訪問事業の委託状況 (平成24年度実績)

| 区分      |         | 市町村数  | 比率     |
|---------|---------|-------|--------|
| 実施市町村数  |         | 1,190 | 100.0% |
| 専門的相談支援 | 全部委託    | 41    | 3.4%   |
|         | 一部委託    | 68    | 5.7%   |
|         | 委託していない | 1,081 | 90.8%  |
| 育児・家事援助 | 全部委託    | 198   | 16.6%  |
|         | 一部委託    | 57    | 4.8%   |
|         | 委託していない | 935   | 78.6%  |

表Ⅲ-6 専門的相談支援の委託状況 (上段:市町村数、下段:該当区分での割合) (平成24年度実績)

|        | 専門的相談支援を委託している市町村数 | 区分                   |         |          |                    |       |
|--------|--------------------|----------------------|---------|----------|--------------------|-------|
|        |                    | 子育て支援を行っているNPOなど民間団体 | 社会福祉協議会 | ボランティア団体 | ベビーシッターやヘルパーの派遣事業者 | その他   |
| 該当市町村数 | 109                | 13                   | 14      | 1        | 8                  | 74    |
|        | 100.0%             | 11.9%                | 12.8%   | 0.9%     | 7.3%               | 67.9% |
| 全部委託   | 41                 | 7                    | 8       | 0        | 0                  | 24    |
|        | 37.6%              | 17.1%                | 19.5%   | 0.0%     | 0.0%               | 58.5% |
| 一部委託   | 68                 | 6                    | 6       | 1        | 8                  | 50    |
|        | 62.4%              | 8.8%                 | 8.8%    | 1.5%     | 11.8%              | 73.5% |

表Ⅲ-7 育児・家事援助の委託状況 (上段:市町村数、下段:該当区分での割合) (平成24年度実績)

|        | 育児・家事援助を委託している市町村数 | 区分                   |         |          |                    |       |
|--------|--------------------|----------------------|---------|----------|--------------------|-------|
|        |                    | 子育て支援を行っているNPOなど民間団体 | 社会福祉協議会 | ボランティア団体 | ベビーシッターやヘルパーの派遣事業者 | その他   |
| 該当市町村数 | 255                | 60                   | 95      | 4        | 95                 | 46    |
|        | 100.0%             | 23.5%                | 37.3%   | 1.6%     | 37.3%              | 18.0% |
| 全部委託   | 198                | 49                   | 75      | 1        | 74                 | 30    |
|        | 77.6%              | 24.7%                | 37.9%   | 0.5%     | 37.4%              | 15.2% |
| 一部委託   | 57                 | 11                   | 20      | 3        | 21                 | 16    |
|        | 22.4%              | 19.3%                | 35.1%   | 5.3%     | 36.8%              | 28.1% |

(2) 訪問した実家庭数と支援内容

養育支援訪問事業で訪問し、支援した実家庭数は 71,665 戸であった。そのうち、「特定妊婦」として支援したのは 8,783 人 (12.3%) であった。

また、訪問した際の支援内容としては、「専門的相談支援」のみが 59,302 戸 (82.7%) と最も多かった。

表Ⅲ-8 養育支援訪問事業で訪問した実家庭数と支援内容 (平成24年度実績)

| 区分       |                    | 訪問実家庭数 | 比率     |
|----------|--------------------|--------|--------|
| 訪問実家庭数   |                    | 71,665 | 100.0% |
| 特定妊婦(再掲) |                    | 8,783  | 12.3%  |
| 支援内容     | 専門的相談支援            | 59,302 | 82.7%  |
|          | 育児・家事援助            | 6,674  | 9.3%   |
|          | 専門的相談支援と育児・家事援助の両方 | 5,689  | 7.9%   |

(3) 育児・家事援助を実施しなかった理由

養育支援訪問事業における育児・家事援助を実施しなかった市町村は 779 か所で、実施しなかった理由(複数回答)としては、「必要がなかったため」が 376 か所 (48.3%) で最も多く、次いで「訪問者の確保ができなかったため」が 164 か所 (21.1%) であった。

表Ⅲ-9 育児・家事援助を実施しなかった理由 (平成24年度実績)

| 区分              | 市町村数 | 比率     |
|-----------------|------|--------|
| 該当市町村数          | 779  | 100.0% |
| 必要がなかったため       | 376  | 48.3%  |
| 訪問者の確保ができなかったため | 164  | 21.1%  |
| 予算が足りないため       | 102  | 13.1%  |
| その他             | 152  | 19.5%  |

(4) 訪問した家庭の把握経路

養育支援訪問事業を実施した家庭について、訪問した契機(複数回答)としては、「乳児家庭全戸訪問事業」が 805 か所 (67.6%) で最も多く、次いで「保健師の活動」が 739 か所 (62.1%) であった。

表Ⅲ-10 訪問した家庭の主たる把握した経路 (平成24年度実績)

| 区分                 | 市町村数  | 比率     |
|--------------------|-------|--------|
| 実施市町村数             | 1,190 | 100.0% |
| 乳児家庭全戸訪問事業         | 805   | 67.6%  |
| 保健師の活動             | 739   | 62.1%  |
| 妊娠届出・母子健康手帳交付時     | 587   | 49.3%  |
| 医療機関からの情報提供        | 572   | 48.1%  |
| 要保護児童対策地域協議会の支援ケース | 565   | 47.5%  |
| 他の自治体からの情報提供       | 330   | 27.7%  |
| 保育所・幼稚園・学校からの情報提供  | 328   | 27.6%  |
| 児童相談所からの情報提供       | 288   | 24.2%  |
| その他                | 136   | 11.4%  |

(5) 訪問した家庭の特徴

養育支援訪問事業を実施した家庭の特徴（複数回答）としては、「育児不安がある」が 968 か所（81.3%）、「養育者の育児技術がない又は未熟である」が 950 か所（79.8%）、「養育者が精神疾患を抱えている又は精神的問題がある」が 828 か所（69.6%）と多くなっている。

表Ⅲ-11 訪問した家庭の特徴 (平成24年度実績)

| 区分                             | 市町村数  | 比率     |
|--------------------------------|-------|--------|
| 実施市町村数                         | 1,190 | 100.0% |
| 育児不安がある                        | 968   | 81.3%  |
| 養育者の育児技術がない又は未熟である             | 950   | 79.8%  |
| 養育者が精神疾患を抱えている又は精神的問題がある       | 828   | 69.6%  |
| 要保護児童対策地域協議会の対象ケースである          | 705   | 59.2%  |
| ひとり親である                        | 703   | 59.1%  |
| 子どもが発達障害を抱えている又は発達障害の疑いがある     | 600   | 50.4%  |
| 養育者が10代である                     | 504   | 42.4%  |
| 子どもが身体的疾患を抱えている                | 490   | 41.2%  |
| 養育者が知的障害を抱えている                 | 470   | 39.5%  |
| 養育する子どもの人数が多い                  | 449   | 37.7%  |
| DVを受けている又はDVを受けている可能性がある       | 400   | 33.6%  |
| 養育者が外国籍である又は日本語でのコミュニケーションが難しい | 306   | 25.7%  |
| 養育者が身体的疾患を抱えている                | 298   | 25.0%  |
| 入所措置解除後である                     | 179   | 15.0%  |
| その他                            | 107   | 9.0%   |

(6) 要保護児童対策地域協議会への登録有無

養育支援訪問事業を実施した家庭のうち、要保護児童対策地域協議会へのケース登録の有無については、「一部を登録ケースとしている」が 571 か所（48.0%）と最も多かった。

表Ⅲ-12 要保護児童対策地域協議会への登録有無 (平成24年度実績)

| 区分            | 市町村数  | 比率     |
|---------------|-------|--------|
| 実施市町村数        | 1,190 | 100.0% |
| すべて登録ケースとしている | 190   | 16.0%  |
| 一部を登録ケースとしている | 571   | 48.0%  |
| 登録ケースとはしていない  | 429   | 36.1%  |

(7) 養育支援訪問事業の訪問者

養育支援訪問事業における専門的相談支援の主たる訪問者（複数回答）としては、「保健師」が942か所（79.2%）で最も多く、次いで「助産師」が293か所（24.6%）であった。

また、育児・家事援助の主たる訪問者（複数回答）としては、「保健師」が198か所（16.6%）で最も多く、次いで「ベビーシッターやヘルパーの派遣事業所のスタッフ」が143か所（12.0%）であった。

表Ⅲ-13 養育支援訪問事業の訪問者 (平成24年度実績)

| 区分          |                         | 市町村数  | 比率     |
|-------------|-------------------------|-------|--------|
| 実施市町村数      |                         | 1,190 | 100.0% |
| 専門的<br>相談支援 | 保健師                     | 942   | 79.2%  |
|             | 助産師                     | 293   | 24.6%  |
|             | 看護師                     | 106   | 8.9%   |
|             | 母子保健推進員                 | 31    | 2.6%   |
|             | 保育士                     | 212   | 17.8%  |
|             | 児童委員・民生委員               | 55    | 4.6%   |
|             | 子育て経験者                  | 40    | 3.4%   |
|             | 愛育班員                    | 2     | 0.2%   |
|             | ベビーシッターやヘルパーの派遣事業所のスタッフ | 19    | 1.6%   |
|             | 子育て支援を行う民間団体のスタッフ       | 10    | 0.8%   |
|             | その他                     | 230   | 19.3%  |
| 育児・家事<br>援助 | 保健師                     | 198   | 16.6%  |
|             | 助産師                     | 47    | 3.9%   |
|             | 看護師                     | 35    | 2.9%   |
|             | 母子保健推進員                 | 23    | 1.9%   |
|             | 保育士                     | 108   | 9.1%   |
|             | 児童委員・民生委員               | 33    | 2.8%   |
|             | 子育て経験者                  | 81    | 6.8%   |
|             | 愛育班員                    | 3     | 0.3%   |
|             | ベビーシッターやヘルパーの派遣事業所のスタッフ | 143   | 12.0%  |
|             | 子育て支援を行う民間団体のスタッフ       | 50    | 4.2%   |
|             | その他                     | 100   | 8.4%   |

## (8) 養育支援訪問事業の終了後の対応

養育支援訪問事業を実施し、終了した場合のその後の主たる対応（複数回答）としては、「保健師が訪問している」が761か所（63.9%）と最も多く、次いで「他の子育て支援事業へつないでいる」が698か所（58.7%）であった。

表Ⅲ－14 養育支援訪問事業の終了後の対応（平成24年度実績）

| 区分                  | 市町村数  | 比率     |
|---------------------|-------|--------|
| 実施市町村数              | 1,190 | 100.0% |
| 保健師が訪問している          | 761   | 63.9%  |
| 他の子育て支援事業へつないでいる    | 698   | 58.7%  |
| 障害者自立支援法に基づく支援をしている | 238   | 20.0%  |
| 特に支援はしていない          | 52    | 4.4%   |
| その他                 | 286   | 24.0%  |

## 5. 養育支援訪問事業の課題

養育支援訪問事業の課題（複数回答）としては、「訪問者の人材確保」が702か所（59.0%）、「訪問者の資質の確保」が685か所（57.6%）、「訪問拒否家庭への対応」が585か所（49.2%）、「支援終了の判断が困難」が502か所（42.2%）と多くなっている。

表Ⅲ－15 養育支援訪問事業の課題

| 区分                 | 市町村数  | 比率     |
|--------------------|-------|--------|
| 実施市町村数             | 1,190 | 100.0% |
| 訪問者の人材確保           | 702   | 59.0%  |
| 訪問者の資質の確保          | 685   | 57.6%  |
| 訪問拒否家庭への対応         | 585   | 49.2%  |
| 支援終了の判断が困難         | 502   | 42.2%  |
| 効果的な支援方法がわからない     | 352   | 29.6%  |
| 支援目標の設定が困難         | 340   | 28.6%  |
| 事業実施のための予算が不足している  | 225   | 18.9%  |
| 事業を委託したいが適切な委託先がない | 202   | 17.0%  |
| その他                | 42    | 3.5%   |

**社会保障審議会児童部会**  
**第7回 児童虐待防止対策のあり方に関する専門委員会**

**議 事 次 第**

平成27年4月6日  
18:00～20:00  
場所：中央合同庁舎5号館6階専用第23会議室

1. 開 会

2. 議 事

自立に向けた支援のあり方に関する現状・課題について

議事1 課題（1）について

議事2 課題（2）について

3. 閉 会

< 配付資料 >

資料1 自立に向けた支援のあり方に関する現状・課題について

資料2 菅野委員提出資料

資料3 辰田委員提出資料

資料4 平田委員提出資料

資料5 武藤委員提出資料

資料6 平井委員提出資料

平成27年4月6日  
事務局作成資料

資料 1

(第7回)児童虐待防止対策のあり方に関する検討委員会  
自立支援検討チーム

自立に向けた支援のあり方に関する現状・課題について

厚生労働省雇用均等・児童家庭局  
総務課、家庭福祉課



## 課題・検討の方向

課題(1) 児童の安全確保を最優先にした一時保護の実施について

課題(2) 親子関係再構築支援のための取組

課題(3) 措置児童の確実な自立につなげていくため、施設、里親等に養育されている間に必要な取組について

課題(4) 施設退所児童等の円滑な自立のための居場所づくりの取組と工夫

## 課題(1) 児童の安全確保を最優先にした一時保護の実施について

### ○迅速、確実な一時保護の実施と一時保護中の支援のあり方

#### 現状(第6回委員会資料より)

- 平成25年度の実績
  - 所内一時保護: 21, 281件(内、児童虐待10, 105件(47. 5%))
  - 一時保護委託: 12, 016件(内、児童虐待5, 382件(44. 8%))
  - 所内一時保護の平均保護日数: 29.0日
  - ※以上、平成25年度福祉行政報告例から
- 年間平均入所率が100%を越える一時保護所は6か所  
また、81~100%の一時保護所は24か所  
(平成25年1~12月の間の一時保護所(132か所)の平均入所率)
- \* 平成26年4月の一時保護所数 134カ所  
※厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課調べ
- 一時保護の判断基準として、子ども虐待対応の手引きでは「一時保護決定に向けてのアセスメントシート」を示している。
- 一時保護解除の判断基準として、子ども虐待対応の手引きでは「家庭復帰の適否を判断するためのチェックリスト」を示している。
- 児童虐待を主訴として一時保護した件数の内、施設入所または里親等委託した件数は28.1%であり、一時保護所から帰宅等の件数は67.3%となっている。 ※平成25年度福祉行政報告例から
- 一時保護所の設置主体は、都道府県、指定都市等

#### 課題

- 子どもの安全に迷いがある場合は、積極的に一時保護を実施するという方向性についてどう考えるか。
- 迅速、確実な一時保護の実施のために有効な方策についてどう考えるか。
  - ・ 年齢や課題、期間等、様々な児童を保護するに当たり、望ましい環境を得るための工夫
  - ・ その後の親子関係再構築を念頭に、いかに親の理解を得るかの工夫 等
- 一時保護所の運営を児童福祉施設等を運営する社会福祉法人等に委託することについてどう考えるか。

## 課題(2) 親子関係再構築支援のための取組

### ○児童相談所と施設、児童家庭支援センターの役割と機能

#### 現状(第6回委員会資料より)

- 児童相談所と施設、児童家庭支援センターにおいて親子関係再構築の支援を実施。
- 施設においては、①施設に家庭支援専門相談員(ファミリーソーシャルワーカー)の配置の義務化や心理療法担当職員の配置、②平成24年3月に施設種別ごとの施設運営指針及び里親養育指針を定め、その指針の中で家族への支援について規定、③平成25年3月に施設種別ごとの親子関係再構築支援事例集を作成し、平成26年3月に親子関係再構築支援ガイドラインを策定するなどにより親子再構築支援の充実を推進。
- 児童家庭支援センターにおいても、親子関係再構築支援を行うことが可能とされている。
- 児童相談所と施設が連携の上、親子関係の調整を行う必要があるが、児童相談所においては虐待の初期対応等に時間をとられるため十分な対応ができていない場合がある。
- 入所児童は必ずしも家庭復帰できる児童だけではない。(児童の今後の見通し「保護者のもとへ復帰」乳児院:23.4%、児童養護施設27.8%(H25.2))
- 児童家庭支援センターを有効に活用している自治体がある一方、設置していない自治体(22自治体/全69自治体)もある。

#### 課題

- 親子関係再構築を効果的に実施するための技術や手法の向上についてどのように進めていくか。
- 親子関係再構築支援について児童相談所の役割、児童養護施設等施設の役割、児童家庭支援センターの役割をどう考えるか。
- 親子関係再構築支援を行ったが、家庭復帰の見込みが立たない(又は長期間家庭復帰できない)児童に対する支援をどう考えるか。  
例えば、原則里親委託又はファミリーホームへの委託とすることについてどのように考えるか。
- 里親やファミリーホームに委託されている児童にかかる親子関係再構築をどう考えるか。

第 7 回 社会保障審議会 児童部会  
児童虐待防止対策のあり方に関する専門委員会

菅野委員提出資料

## 第7回虐待防止対策のあり方に関する専門委員会資料

滋賀県彦根子ども家庭相談センター 菅野道英

### 課題（1）児童の安全確保を最優先にした一時保護の実施について

○迅速、確実な一時保護の実施と一時保護中の支援のあり方

#### ☆一時保護所の役割…年齢、課題に関係なく対応しなくてはならない

- (1) 緊急保護…虐待以外に保護者の逮捕や入院、非行児の身柄付き通告にも対応
- (2) 行動観察…具体的な援助指針を定めるため
- (3) 短期入所指導…集中的な治療的関わりのため

#### ☆一時保護所の現状（速報値）

管内(5市6町)人口55万人程の地方の児相の現実。

定員12名、6室、調理室や食堂は隣接の母子生活支援施設、学習室は児相本館。

一時保護：101件、延べ3,172日…1日8.7人 平均在所日数31.4日（虐待37.3日、非行35.7日）

一時保護委託：56件、延べ1,881日…乳児院、児童養護施設、ファミリーホーム、里親、病院など

#### ☆迅速・確実な判断をするために

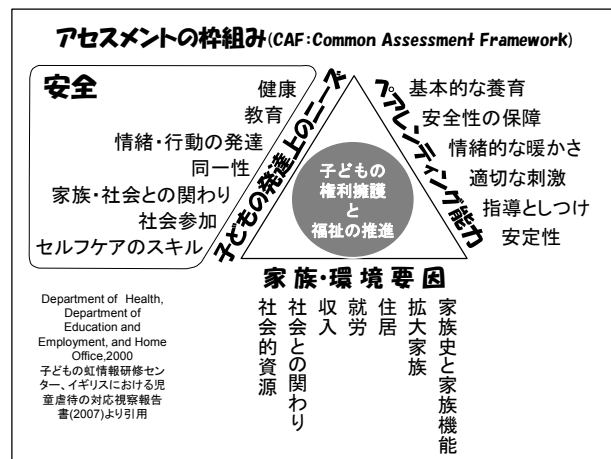
虐待対応は、子どもの発達上のニーズが保障されず、放置できない状態との判断から、介入的にかかわっていくことになる。したがって、どのような危険があるのかをある程度の精度で判断できる情報が必要になる。介入後、子どもの具体的な被害や危険な状況が、子ども本人の特性や保護者の養育能力、家族や環境要因などのどこと関連しているのかを明らかにして支援計画を立てることになる。

現状が重大な事態であったり、さらなる被害が予測される場合は速やかに一時保護を行うのだが、疑いのレベルであっても一時保護を行うこともある。強制的な分離はさまざまな影響を多方面に及ぼすので、その決定のためにはできるだけ速やかで精度の高い情報が必要になる。

したがって調査に素早く取り組める職員の配置と調査への素早い協力が必要となる。

#### ☆一時保護は、目的ではなく手段

現在の安全の確保と未来の安全を確保するための支援過程の手段の一つである。保護すれば解決ではなく、その後の支援が効果的に進むためのきっかけに過ぎない。調査目的のための保護であれ、安全確保のための保護であり、介入するということは、これまでの生活を良くないものと評価されることになり、保護者にとっても子どもにとってもアイデンティティの危機となる。また、保護者の権限を制限し、子どもの自由も制限することになるので、保護の判断には高い精度が必要と考える。さらにできるだけ短期間で援助方針を立てられるような調査・診断が必要と考えるが、介入による対立関係が解消できなかつたり、担当者が並行して多くの案件を抱えていたり、保護解除後の生活のプランニングも難しかつたりするため、保護が長期化する傾向がある。



☆一時保護所に必要なもの

子ども一人ひとりが安全で安心に生活するということが、どのようなものなのかを体験できることが大切になる。そのためには、濃厚な心理的なサポートと個別性に対応できる関わりが必要であり、設備、人間的にも全く足りていない。

☆なんでも児相では解決しない

モデルとしたチャイルド・ガイダンス・センターは機能分化し、独立していった。

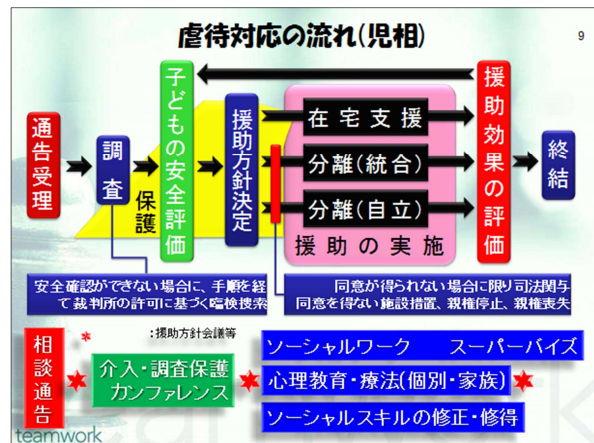
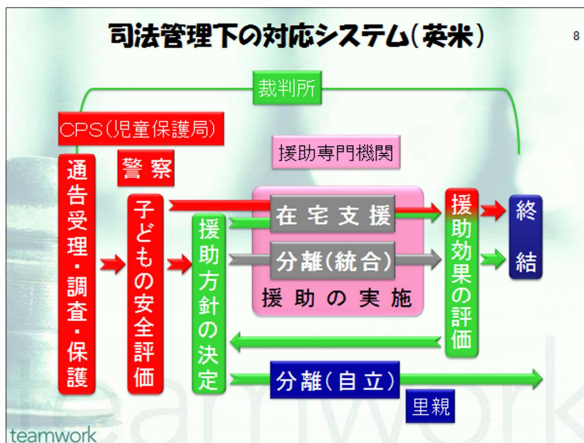
**スタートは一緒だったのだが** <sup>9</sup>

●児童相談所業務に対応する米国の機関

|      |                                       |
|------|---------------------------------------|
| 児相業務 | 対応する米国の機関                             |
| 養護相談 | 児童保護局 Child Protection Service        |
| 虐待相談 | 児童権利擁護センター Children's Advocacy Center |
| 非行相談 | 少年裁判所 Juvenile Court                  |
| 保健相談 | 小児病院 Children's Hospital              |
|      | 地域保健センター Community Health Center      |
| 障害相談 | 精神遅滞/発達障害委員会 Board of MR/DR           |
|      | 教育委員会 Board of Education              |
| 育成相談 | Child Guidance Clinic                 |

小野善郎2003「児童相談所と精神科医療との連携・協力に関する研究」

☆児相が大半のことを決めてしまうシステムで良いのだろうか？



親子が別々に暮らすことになった場合、子どもは愛着のある環境や人間関係を破棄し、新たな生活を送ることになり、新たな適応や関係づくりに取り組まなければならない。そのために理想的な環境や支援が用意できているわけではなく、新たなリスクを抱えた線路に乗り換えることになる。

社会は、これらの体験以上の良好な体験を子どもだけでなく、保護者にも提供することが必要になる。

対応機関や対応人員など、対応システムを既存の形にとらわれずにデザインし直すことが必要になっているのではないだろうか。

**課題（2）親子関係の調整のための取組**

○児童相談所と施設、児童家庭支援センターの役割と機能

**☆社会的養護の状況**

対人口比で施設定員の少ない滋賀県の現状…人口140万人余り、児童養護施設4、乳児院1、空きがなく、近隣府県の施設にも措置や一時保護委託を受けてもらっている。

昨年11月の時点で、措置や委託をしている児童数が301名、施設措置は203名、家庭的養護（里親やファミリーホーム）に98名となっている。里親等委託率は32.6%だが、もともとの分母が小さいので、リスクの高い子どもたちが保護者のもとで市町の支援を受けながら生活している。

**☆親子関係再構築支援ガイドライン**

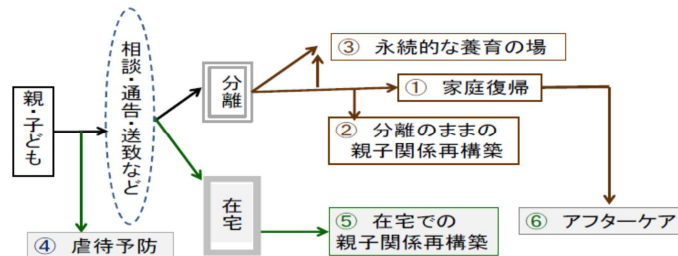
**親子関係再構築支援の種類**

○ 分離となった家族に対して

- ① 親の養育行動と親子関係の改善を図り、子どもが家庭に復帰するための支援
- ② 家庭復帰が困難な場合は、親子が一定の距離をとった交流を続けながら、納得してお互いを受け入れ認めあう親子の関係を構築するための支援
- ③ 現実の親子の交流が望ましくない場合、あるいは親子の交流がない場合は、子どもが生き立ちや親との関係の心の整理をしつつ、永続的な養育を受けることのできる場の提供

○ ともに暮らす親子に対して

- ④ 虐待リスクを軽減し、虐待を予防するための支援
- ⑤ 不適切な養育を改善し、親子関係を再構築し維持するための支援
- ⑥ 家庭復帰後等における虐待の再発を防止し良好な親子関係を維持する



**☆通告(相談)から介入・施設入所・家庭復帰までのフローチャート**

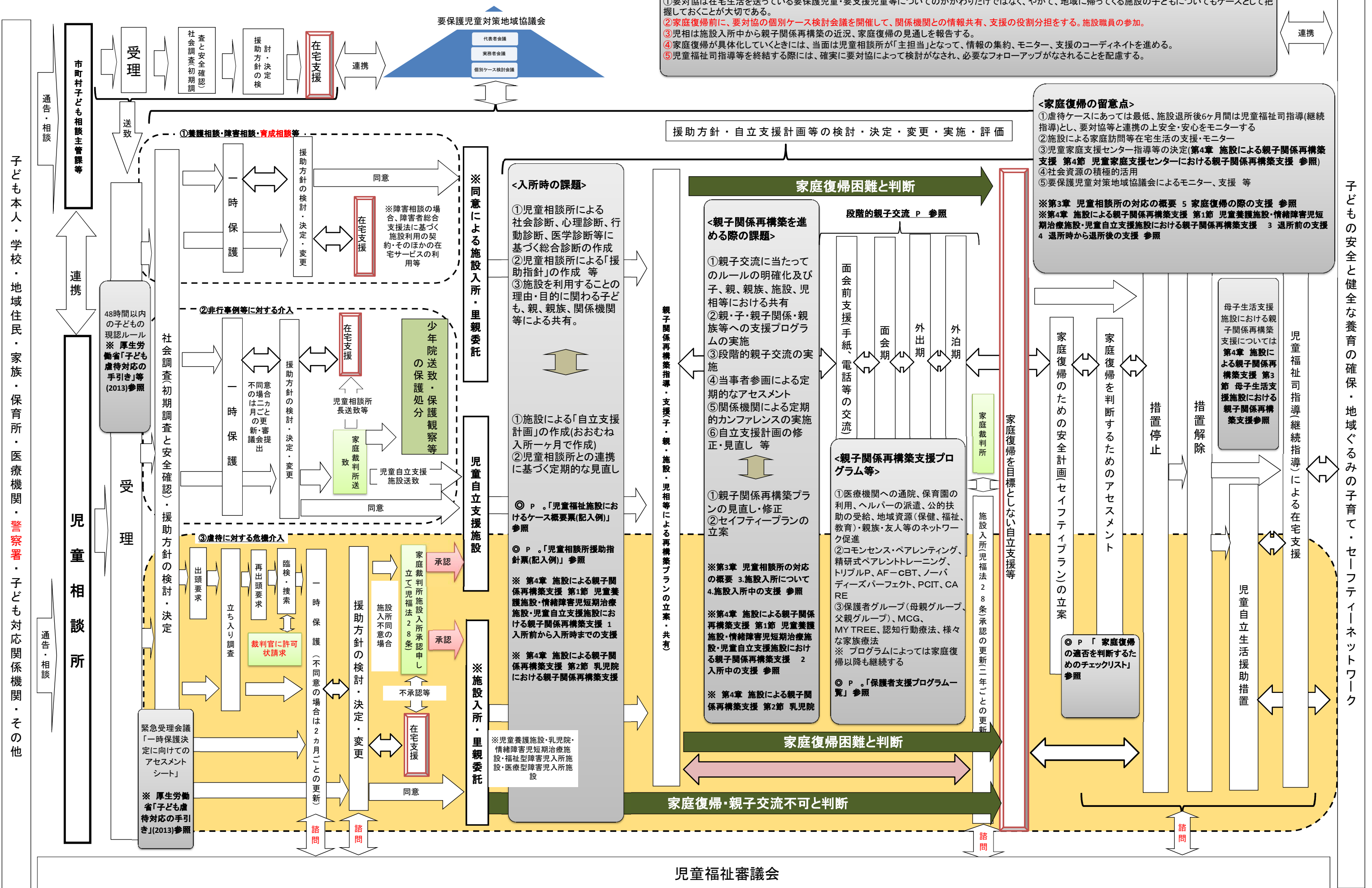
別添：社会的養護関係施設における親子関係再構築支援ガイドライン P24~25

児童相談所業務の大半は、在宅の支援が中心で虐待以外にも非行や障害など多岐にわたる相談に対応することが求められている。児童虐待対応の専管組織を置いている児相は半数であるが、初期対応チーム(援助方針を定めるまでの調査と診断)をおくものと、相談種別別で受理から終結まで担当するなど、形態、人員ともにさまざまである。

親子再統合に関わる専管組織(担当者)を置く児相は、全体の2割程度で、通常の業務の一環として取り組んでいるところが大半となっている。後述するように、専門的な知識やスキルが必要な業務であり、他職種による専任チームとケース担当チームが協働で業務にあたるのが望ましい。



# 通告(相談)から介入・施設入所・家庭復帰までのフローチャート

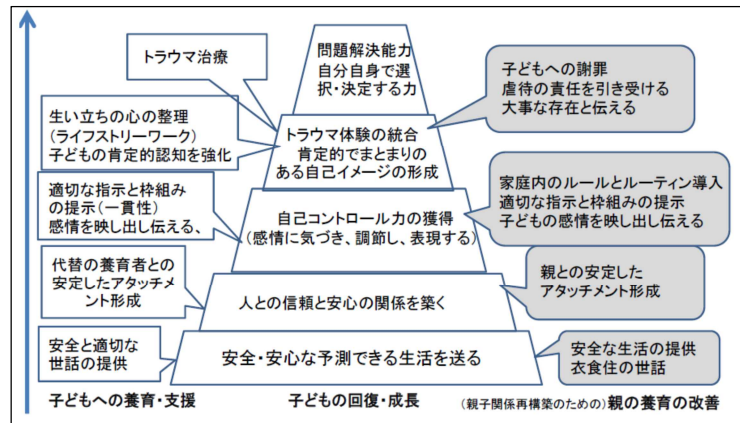




## ☆親子関係再構築のプロセス

具体的な支援のプロセスは次ページの図にあるように親、子どもそれぞれに対する支援(治療)と関係性に対する支援(治療)を行いながら、家族の問題が虐待の再発につながらないような支援体制を準備していくことで、家庭復帰となっていく。

子どもの育ちを軸に捉えると、右の図のようなものとなり、親、子のそれぞれに丁寧な関わりを行っていく必要があり、高い専門性を持って取り組んでいく必要がある。



### ○ベースになるソーシャルワークの技法

サインズ・オブ・セイフティ (SoS)、パートナリング・フォア・セイフティ (PFS) などのストレングス(強み)・ベースド・アプローチ

### ○プログラムやツール

養育能力の向上のためのペアレントトレーニング (コモン・センス・ペアレンティング (CSP) 、精研式ペアレントトレーニング、トリプルPなど)。保護者の内的課題を解決していくプログラム(マイ・ツリーなど)。保護者と子ども関係性を再構築する (PCIT、CARE、CRCプログラム)。当事者やプライベートな支援者をセイフティプランの実行に参画してもらうための合同ミーティング(ファミリー・グループ・カンファレンス (FGC))。三つの家・安全の家・ワーズ&ピクチャーズなどのツール。

専門プログラムは、トレーナーの養成課程などがあり、実施には資格取得が必要。

## ☆支援と管理のバランス

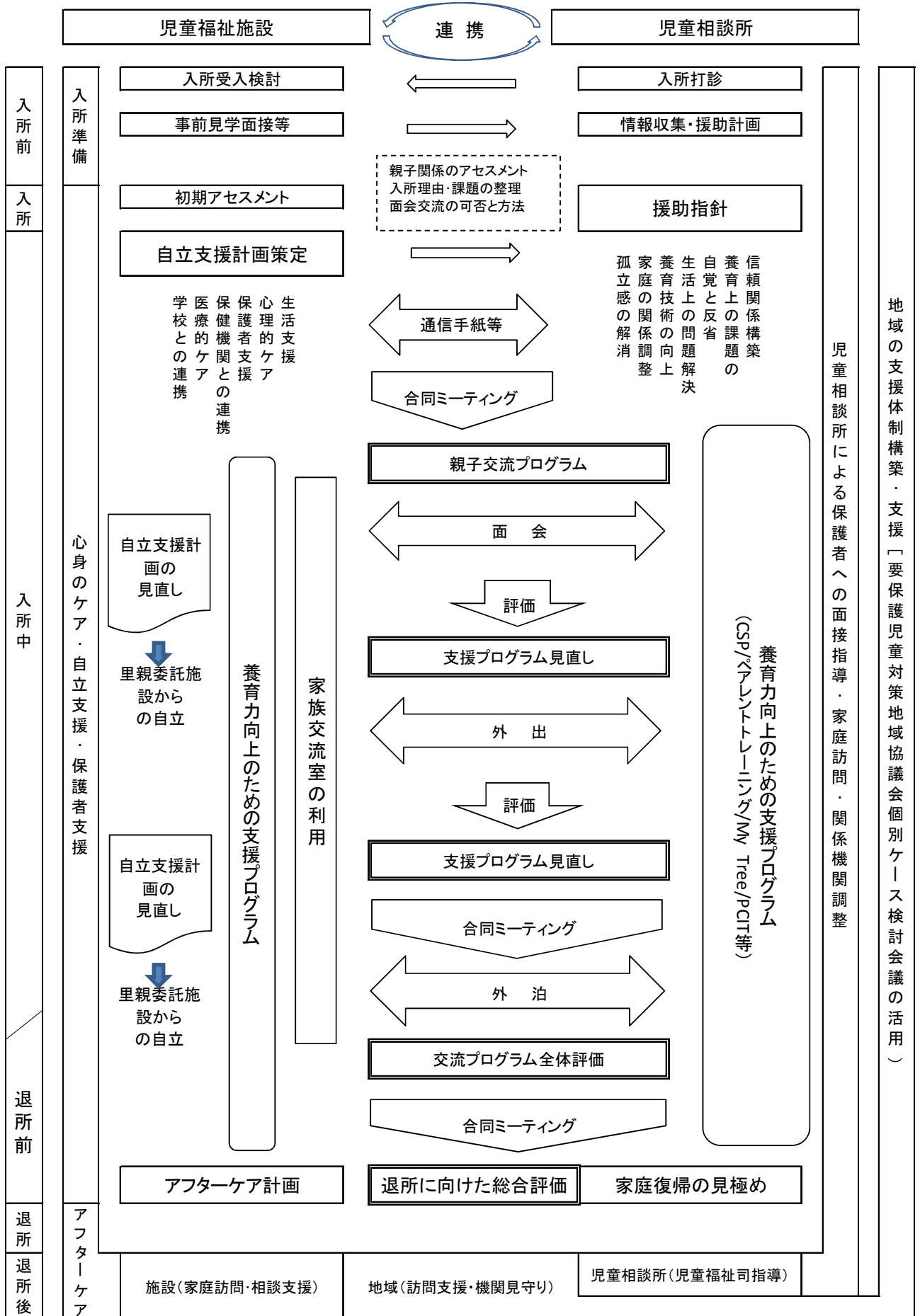
家庭復帰の取り組みを行うときにリスクの捉え方による齟齬が生じることがある。

○家族が抱える問題・課題が解決しないことには虐待の再発の可能性があり、家庭復帰はできないとする管理的な立場 (理想的対応)

○リスクが子どもの発達上にニーズを極端に妨げないようなプラン(保護者にできなければ支援者がニーズの保障をする)を立て、支援をしつつモニタリングしていく。子どもの発達保障が一番で、家族問題の解決や保護者の成長はその次とする支援者 (現実対応)

社会が最後まで責任を持って子どもの育ちをサポートできる保障 (人、時間、空間、お金など) ができないので現実路線で対応していくことになる。

# 親子関係再構築に向けた児童福祉施設と児童相談所との連携フロー図



第7回社会保障審議会児童部会  
児童虐待防止対策のあり方に関する専門委員会

辰田委員提出資料

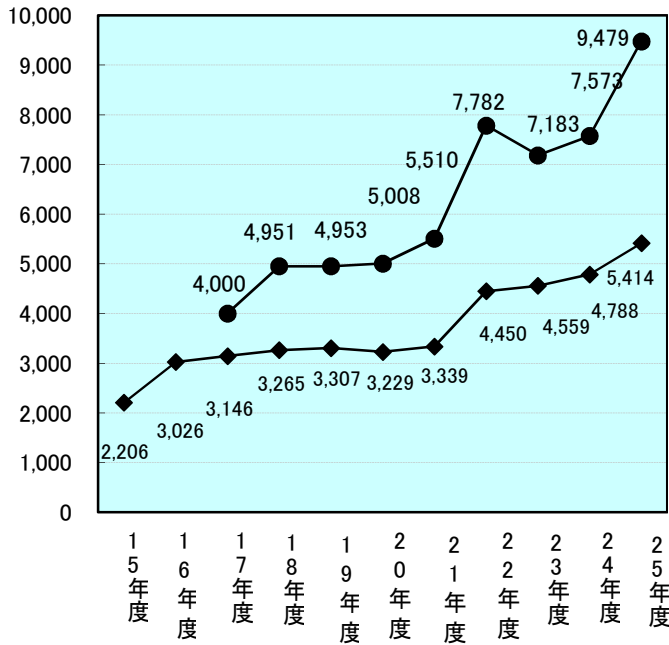
# 課題(1) 児童の安全確保を優先した一時保護の実施について

## ○迅速、確実な一時保護の実施と一時保護中の支援のあり方

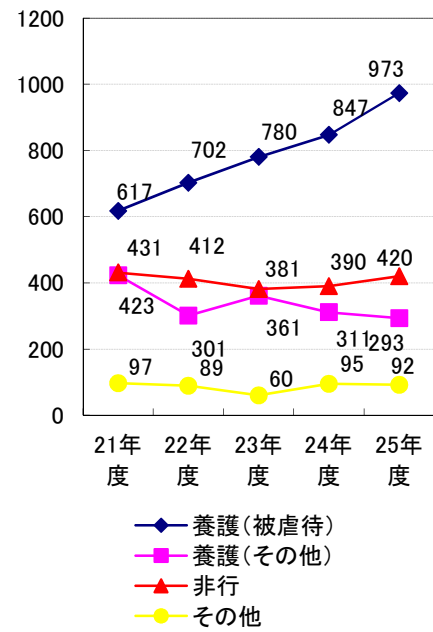
東京都八王子児童相談所 辰田雄一

### 東京の状況

虐待対応状況（都、区市町村）表 1

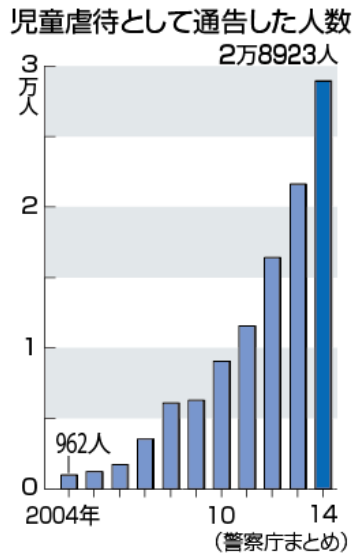


一時保護新規入所（相談別）表 2



### 全国の状況

警察庁児童通告件数【表 3】



児相での虐待相談対応件数【都道府県別】表 4

(出典:平成 26 年度 全国児童福祉主管課長会資料)

| 順位            | 都道府県・政令指定都市・児相設置市 | 24年度虐待対応件数 | 25年度虐待対応件数 | 増減    |
|---------------|-------------------|------------|------------|-------|
| 1             | 大阪府               | 6,079      | 6,509      | 430   |
| 2             | 東京都               | 4,788      | 5,414      | 626   |
| 3             | 千葉県               | 3,961      | 4,561      | 600   |
| 4             | 埼玉県               | 3,767      | 4,119      | 352   |
| 5             | 横浜市               | 3,265      | 3,724      | 459   |
| 6             | 大阪市               | 2,823      | 3,193      | 370   |
| 7             | 神奈川県              | 2,648      | 2,946      | 298   |
| 8             | 愛知県               | 1,730      | 2,344      | 614   |
| 9             | 兵庫県               | 1,817      | 1,837      | 20    |
| 10            | 川崎市               | 1,134      | 1,696      | 562   |
| 11            | 北海道               | 1,276      | 1,687      | 411   |
| ...           | ...               | ...        | ...        | ...   |
| 69            | ...               | ...        | ...        | ...   |
| 総合計           |                   | 66,701     | 73,765     | 7,064 |
| 上位11都市の合計     |                   | 33,288     | 38,030     | 4,742 |
| 総合計のうち11都市の割合 |                   | 49.9%      | 51.6%      | 67.1% |

## 1 一時保護所及び一時保護委託の状況

東京都における 26 年度の受理件数は、過去最高の 25 年度の約 1.4 倍になる見込み【表 1】。

児童虐待の相談件数増に伴い一時保護件数が増加するとともに、保護者対応等に時間を要する場合も多く、保護日数が増加している。2 歳未満の子供については、原則、乳児院に一時保護委託をしているが、近年は一時保護委託の児童数や一時保護の委託期間 1 か月以上の割合も増えている状況である【表 2】。

重篤な事件の報道があると、一気に通告数が増えたと同時に、児童相談所の権限の強化や確認事項等が増えている。最近では、親権一時停止制度の創設、「虐待対応の手引き」改正に伴うきょうだい受対応、DV 目撃による心理的虐待の警察からの通告の増が挙げられる【表 3】。

東京では、児童福祉司、児童心理司の増員。その他、警察 O B や保健師の配置等々様々な手立てを講じている。

しかし、警察からの子供の面前 DV による虐待通告の増がとどまることのないことや、先日発表された 27 年 7 月からの児童相談所共通ダイヤル 3 ケタ化により更なる相談や虐待通告の増が予測されること。また、川崎市中学男児の事件を受けての学校、警察等との連携強化等々、毎年人員措置等を講じているが、事件等により新たな対応策を講じる必要が生じるため、現場としてはその対応に追いまくられている状態となっている。

地方交付税措置による児童福祉司の配置の算定については、厚労省、総務省にご尽力をいただいているが、更なるご配慮をお願いしたい。

## 2 都市部の児童相談所の状況

24 年度、25 年度とも、全国の児童虐待数の半数以上の割合が、11 都道府県、政令指定都市に集中。

24 年度から 25 年度の、全国の増加件数の約 7 割弱が、上位 11 都道府県、政令指定都市に集中している【表 4】。

虐待通告の内容は、軽重さまざまであるが、虐待に該当しない、軽微なケースで助言して終了となったケースであっても、住基や戸籍等の確認、48 時間以内の現認、各種関係機関への調査、アセスメント、進行管理等、ケースワークの過程は、重篤なケースと同様に行う必要がある。

大都市圏では、オートロックマンションの林立による家庭訪問の難しさ、大型マンションが増えて居住者も多く、ケースの家庭が特定できない場合も増えている。その場合、それらしい児童がいる家庭をしらみ潰しに訪問し、児童を特定していかねばならず、住環境の変化や、住民同士の関係の希薄さが、虐待の増加に加え、都市部の児相対応の難しさに拍車をかけている状況にある。

### 3 市区町村との役割分担

逼迫した一時保護需要に対し、的確に対応するために、児童相談所と市区町村の役割を明確にする必要がある。

児童相談所の一時保護所は、被虐待、非行及び育成の児童を中心に保護を行う。市区町村は、保護者の傷病、出産など養育困難の児童は、ショートステイ事業を拡充（年齢、期間）して受け入れ、その後の在宅支援を展開していく役割分担を厚生労働省からも働きかけ願いたい。

### 4 3 ケタ化に伴う夜間の相談体制

3 ケタ化の開始に伴い、夜間の相談体制をどうするかが、全国の児童相談所で大きな課題となるが、現在の児童福祉司で3交代制等により調査・現認を行うことは警察組織と違い、児童相談所の数は少なく、かえって迅速性に欠けて、昼間帯の相談体制をも手薄になる等の課題がある。

現に子供が虐待されている恐れがあり、緊急の対応が必要と判断され、かつ児童相談所だけでは職務の執行が困難な場合などに、警察への援助要請が円滑に行えるよう、厚生労働省には、警察庁との連携強化を図って頂くよう、引き続き対応願いたい。 【警察署 1, 270 署(交番 6, 312 所) > 児相 207 所】

### 5 迅速な一時保護の遂行する上での協力体制

虐待防止法 5-2 「・・・児童虐待の予防その他の児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援に関する国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならない。」となっているが、幼稚園・学校等からの一時保護や、園・校内での子供の面接について非協力的な状況が散見される。保護者から離れた場所で、子供の本意を聞ける場面であり、安全な一時保護を遂行するうえで、重ねて協力をお願いしたい。

子供の安全と安心を守るために、夜間・休日を問わず速やかに一時保護(委託)をすることが必要であるが、同時に子供の健康状態などが不明のまま受け入れなければならないリスクを抱えている。

緊急での一時保護の場合には、特にアレルギー疾患等に係る情報が不足している。食物アレルギーに関する情報不足は、時に「アナフィラキシーショック」を引き起こして生命にかかわることもある。児童相談所から、医療機関等への情報提供依頼については、迅速に対応願いたい。

## 6 児童虐待への調査権の法制化

虐待防止法では、第13条の3において「地方公共団体の機関」に対し、「資料・情報を求めることができる」と、限定的な規定となっている。

児童の安全確保をはじめ、児童虐待防止に関する業務を円滑に実施するために必要な情報等を迅速に入手できるよう、虐待防止法の規定に、区市町村または児童相談所が「児童虐待の調査について、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。」という内容を明文化する必要がある。

## 7 精神科病院への一時保護委託

平成26年施行の改正精神保健福祉法においては、医療保護入院における保護者同意要件が外され、家族等のいずれかの者の同意を要件とする見直しが図られたが、依然として、親権者の同意が得られない場合は、親権停止制度の活用が必要である。

重篤な虐待ケースが増加する中で、子供への治療や医療的ケアを、迅速かつ適切に行う必要があることから、親権者の同意が得られない場合には、児童相談所長、施設長の同意による医療保護入院及び円滑な一時保護委託が可能となるよう、引き続き精神保健福祉法との整合性を図り、取扱いを定める必要がある。

## 8 一時保護機能の充実

一時保護所は、子供の受け入れに24時間対応し、子供の心理的・肉体的状況を早期に把握しなければならない。また、児童の年齢構成は、幼児から思春期と幅広く、また、一時保護を要する背景も非行、虐待あるいは発達障害など様々である。

一時保護に際して、一時保護所の特性を踏まえ、子供の支援内容及び職員の支援力の向上が不可欠であり、こうしたひとり一人の児童の状況に応じた適切な援助を確保する必要がある。

適切な一時保護所運営が確保できるよう、職員配置について現行の児童養護施設準拠を改め、学習機会の保障を含めた一時保護所独自の最低基準を制定するとともに、施設整備や事業に要する経費、一時保護委託費等の改善が求められる。

### (1)生活指導職員の配置

生活指導にあたる職員は、当面の措置として、3歳以上の幼児は児童3名につき1名、学齢児は児童5名につき1名を最低限の配置人員とする必要がある。

個別援助の必要となる児童や触法少年への対応など、夜間の緊急事態に即応するため小規模の保護所であっても2名以上の夜勤者を確保できるよう加算する必要がある。

## **(2)保健師、看護師の配置**

平成23年6月に施行された児童福祉施設最低基準等の一部改正により、乳児が入所している場合は看護師を配置することとされたが、服薬を要する児童が増加していることや、発達障害、知的障害、被虐待児童への対応や感染症対策に適切に取り組むため、一時保護所の規模及び年齢構成に応じ、保健師または看護師を複数配置できるようにする必要がある。

## **(3)一時保護委託費の充実**

児童相談所の一時保護所での保護が適当でない乳児、障害児、医療的ケアを必要とする児童等、生命の安全確保や専門的な対応を要する児童の一時保護委託費の充実を図る必要がある。

## **(4)学習機会の確保**

一時保護児童の平均在所日数は、増加傾向にあり、通学ができない期間が長期化している。このことに伴う学習の遅れは、児童の将来に大きな影響を及ぼしかねない。

一時保護児童の教育を受ける権利を保障するため、学習指導を担当する職員や教員を配置するなど、保護児童の年齢や学力に応じた学習機会が確保できるよう、文部科学省から教育委員会に教員派遣について検討も必要と考える。



## 課題(2) 親子関係の調整のための取組

### ○児童相談所と施設、児童家庭支援センターの役割と機能

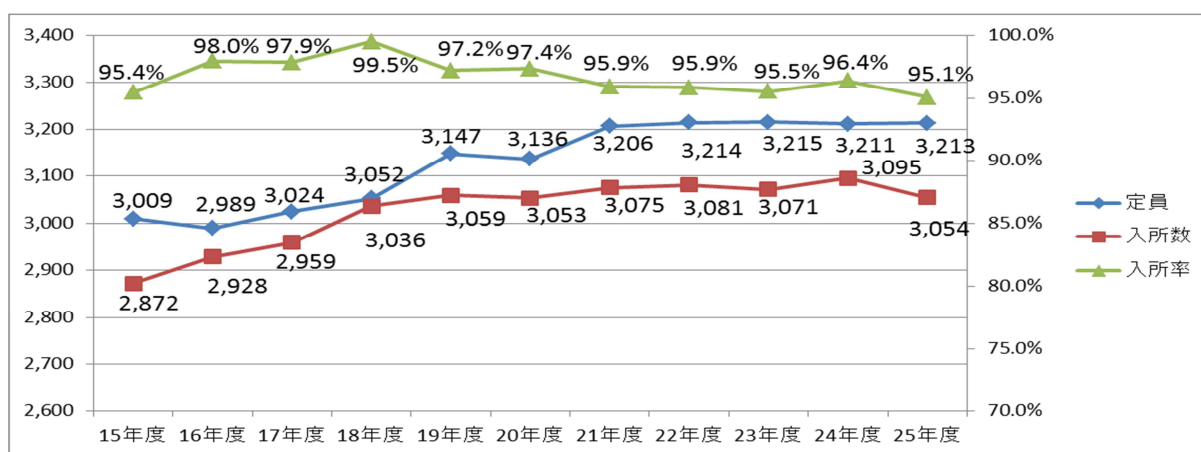
東京都八王子児童相談所 辰田雄一

## 1 児童福祉施設の状況

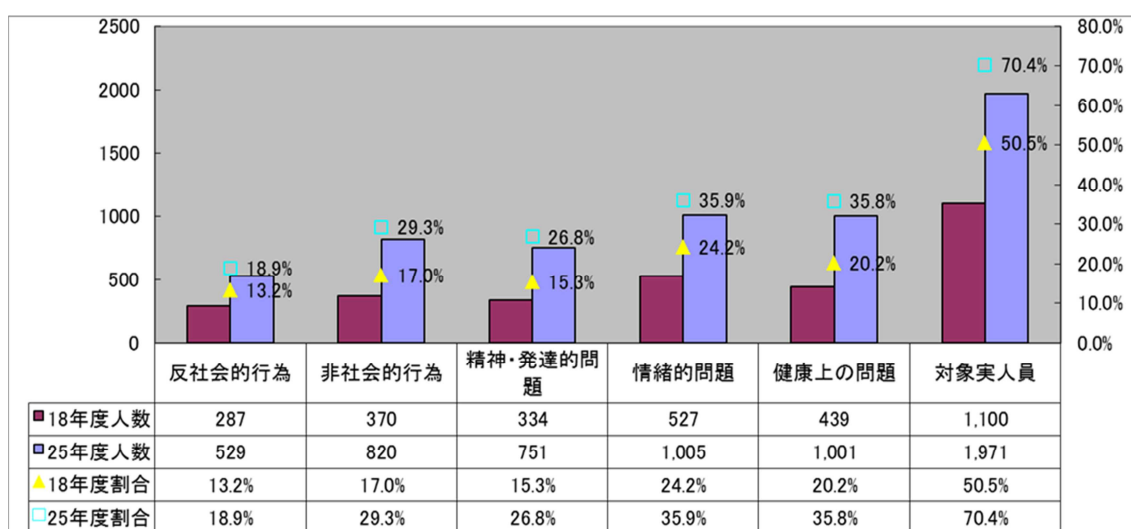
児童養護施設の入所状況は、この10年間、各年度末には95%を超える高い数値で推移している。

入所する子供は、虐待により心に深い傷を受け情緒的な課題を抱えているなど支援の難しい子供が増加しており、個別的なケアを必要とする子供は、平成18年度の5割から平成25年度には7割に増加している。

児童養護施設の入所状況(都) 表1



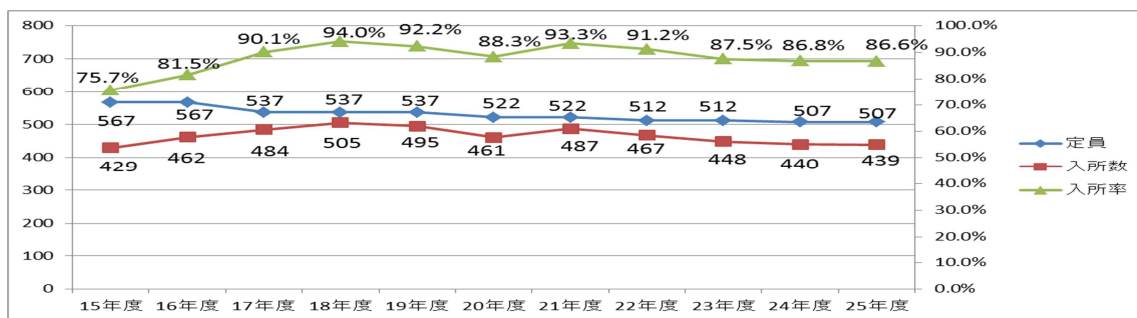
児童養護施設入所児童の状況(都) 表2



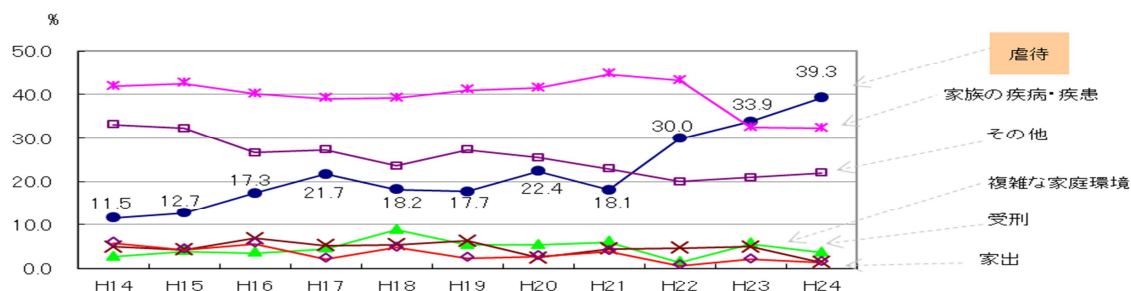
乳児院の入所状況は同水準で推移しており、入所率は概ね9割を超えている。  
 入所理由は、虐待によるものが39%、家族の疾病・疾患が32%を占めており、  
 近年は虐待を理由とする入所の増加傾向がある。

在院期間は6か月未満が約半数で、退所先は家庭引取りが約6割と最も多い。

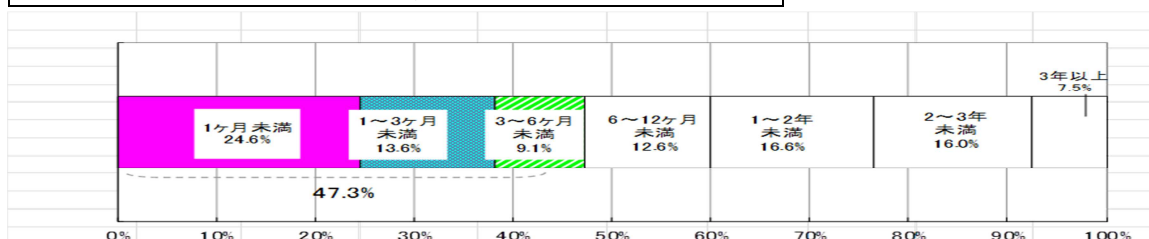
乳児院の入所状況(都) 表3



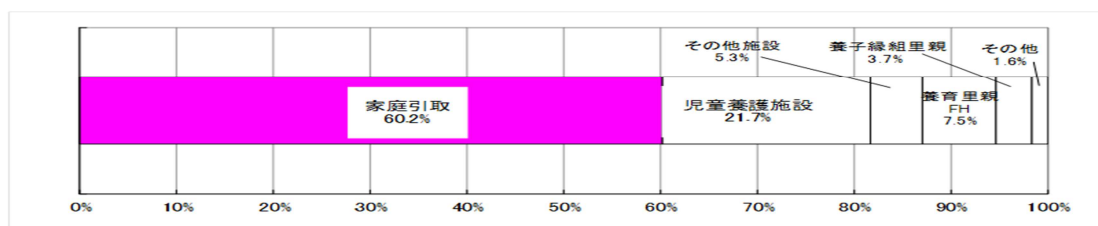
乳児院新規入所児童の入所理由(都) 表4 (東京都社会福祉協議会乳児部会年報)



在院期間別退所状況(24年度措置と一時保護の合計) 表5 (東京都社会福祉協議会乳児部会年報)



乳児院退所理由(24年度措置と一時保護の合計) 表6 (東京都社会福祉協議会乳児部会年報)



## 2 家庭復帰・家族再統合の支援

家族再統合を考えるにあたっては、①施設等から保護者などの家庭に戻る家庭復帰支援、②家庭に戻れない子供を家庭養護で受け入れる支援、③その際に家族との分離から現在に至るまでのプロセスを子ども自身が心の中で整理と理解ができるようにする支援、という3つの視点でとらえる必要がある。

家庭復帰にあたっては、保護者に対する支援が大きな課題であり、虐待した保護者が自己の振り返りを行う児童相談所による保護者支援プログラムの一層の活用や、関係機関が連携して保護者支援を行うための児童相談所の体制強化が求められる。

子供が入所している施設で行う親子宿泊による支援は、職員が親子の生活を見守りながら親子関係などの課題を整理し、それに基づき支援ができることから効果が期待できる。また、施設において、子供の入所時から退所後のアフターケアまで、保護者へ切れ目のない支援体制を強化することも必要である。

児童自立支援計画の作成において、子供の年齢等に応じて子供自身の意見・保護者の意向を聞き、児童相談所と施設等は、その意見を反映させながら、家庭復帰の計画を作成していくことが必要である。その過程の中で、生い立ちや施設等に入所した理由の整理、現在の自分自身の状況等について十分理解できるような支援が必要である。

家庭復帰や家族再統合に当たり、虐待の再発を防止したり、親子での安定的な生活を継続するためには、児童相談所や施設が行う親への直接的・間接的な支援の更なる充実が必要である。

市区町村の子育て支援サービスを活用することが有効であるが、取り組み状況は市区町村ごとに異なっており、活用すべきサービス資源の整備状況が不十分な市区町村によっては、家庭復帰後の支援が効果的に行われていない。取り組みの強化が求められる。

## 3 児童心理司の業務内容と配置基準

児童心理司は、様々なケースのアセスメント、ケア、コンサルテーションの部分で重要な役目を負っている。保護者対応や、関係者会議にも心理司の子供や保護者の心理的面での所見を説明する事によって、ケースワークもより専門的かつスムーズに運ぶことができる。

今や児童心理司の業務は、従来、担ってきた育成相談、療育手帳の判定等に加えて、増加する虐待への対応や、虐待をした保護者へのカウンセリング、家族再統合等々の要となっている。

児童心理司の配置基準を、児童福祉司と同様に児童福祉法施行令において明確に定め、地方交付税対象とすることが求められる。

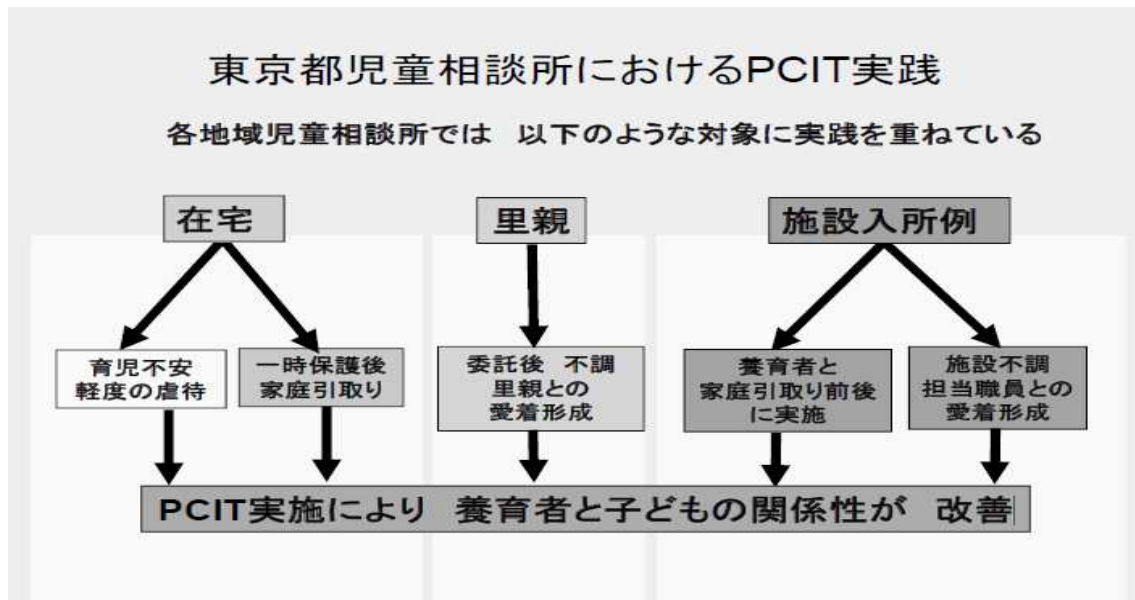
少なくとも児童福祉司3名に対し、児童心理司2名の割合で配置すること。

#### 4 PCIT、CARE の有効性

虐待事例におけるPCITの場合、他の治療的介入に抵抗を示す養育者でも、トランシーバーを介した助言は受け入れやすく、PCITの構造が効果的であるほか、養育者がライブコーチングで治療者に褒められる経験を重ねることが治療的である。

児童相談所において、ビデオで多職種が、親子の関係性の変化を確認できるPCITの利点を生かし、ケースワークとの連携が可能と思われる。

今後の課題として、人手や時間、場所を要する治療法であるため、適応事例や導入時期、PCITの簡易版であるCAREの併用などを検討していく必要があると考える。



#### 5 保護者指導への司法等の関与

虐待を行った保護者に対する援助の効果をあげ、虐待の再発を防ぐためには、保護者が虐待の事実を認知し、かつ児童相談所の援助を受ける動機付けが認められるかによる。しかし、虐待を行った保護者が虐待の事実を認めず、児童相談所の援助を拒むことがある。特に、児童相談所が強制的介入を実施した場合については、将来の家族再統合に向けた援助活動に支障をきたしている。

保護者指導に保護者が応じない場合、裁判所から保護者への勧告等がなされ、保護者指導の動機付けや実効性を高める仕組みの検討を進める必要がある。

第 7 回 社会保障審議会 児童部会  
児童虐待防止対策のあり方に関する専門委員会

平田委員提出資料

## 課題(1)児童の安全確保を最優先した一時保護の実施について

### ○乳児院での一時保護

児童相談所に付設されている一時保護所は、乳児に必要な設備や職員配置がなされておらず、乳児の場合は、緊急の医療的手立てが必要な場合を除き、乳児院に一時保護を行うことが通例となっている。他の施設種別と大きく異なる点の一つであり、乳児院で一時保護を行うということは、一連の手立てが行われないうまま乳児院の生活が始まることを意味しており、同時に一時保護期間に行うべき本来の手立てを、乳児院は児童相談所と協働して行うことが求められている。

乳児院の一時保護の主要な目的は、①子どもの安全確保 ②ケースのアセスメント ③子どもや家族が抱えた課題や解決や乳児の健全な育ちを支えること。

(乳児院運営ハンドブック 厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 家庭福祉課より)

### ○「社会的養護の課題と将来像」で示されている乳児院の役割

○乳幼児の生命を守り、心身及び社会性の健全な発達を促進する養育機能

○被虐待児・病児・障害児等への対応ができる乳幼児の専門的養育機能

○早期家庭復帰を視野に入れた保護者支援とアフターケア機能

(在所期間は1か月未満が26%、6か月未満を含めると48%)

○児童相談所から乳児院に一時保護委託を受けることが多く、乳児の一時保護機能

○子育て支援機能(育児相談、ショートステイ等)

### ○「乳児院の将来ビジョン検討会報告書」(平成24年9月 全国乳児福祉協議会)

社会的養護全体並びに乳児院における現状と課題を受け、乳児院は今後どのような役割を社会から求められるのか。また、それをどのようにすれば果たすことができるのかを、改めて専門的機能を具体的に整理再編し、平成24年9月に「乳児院将来ビジョン検討委員会報告書」として示した。

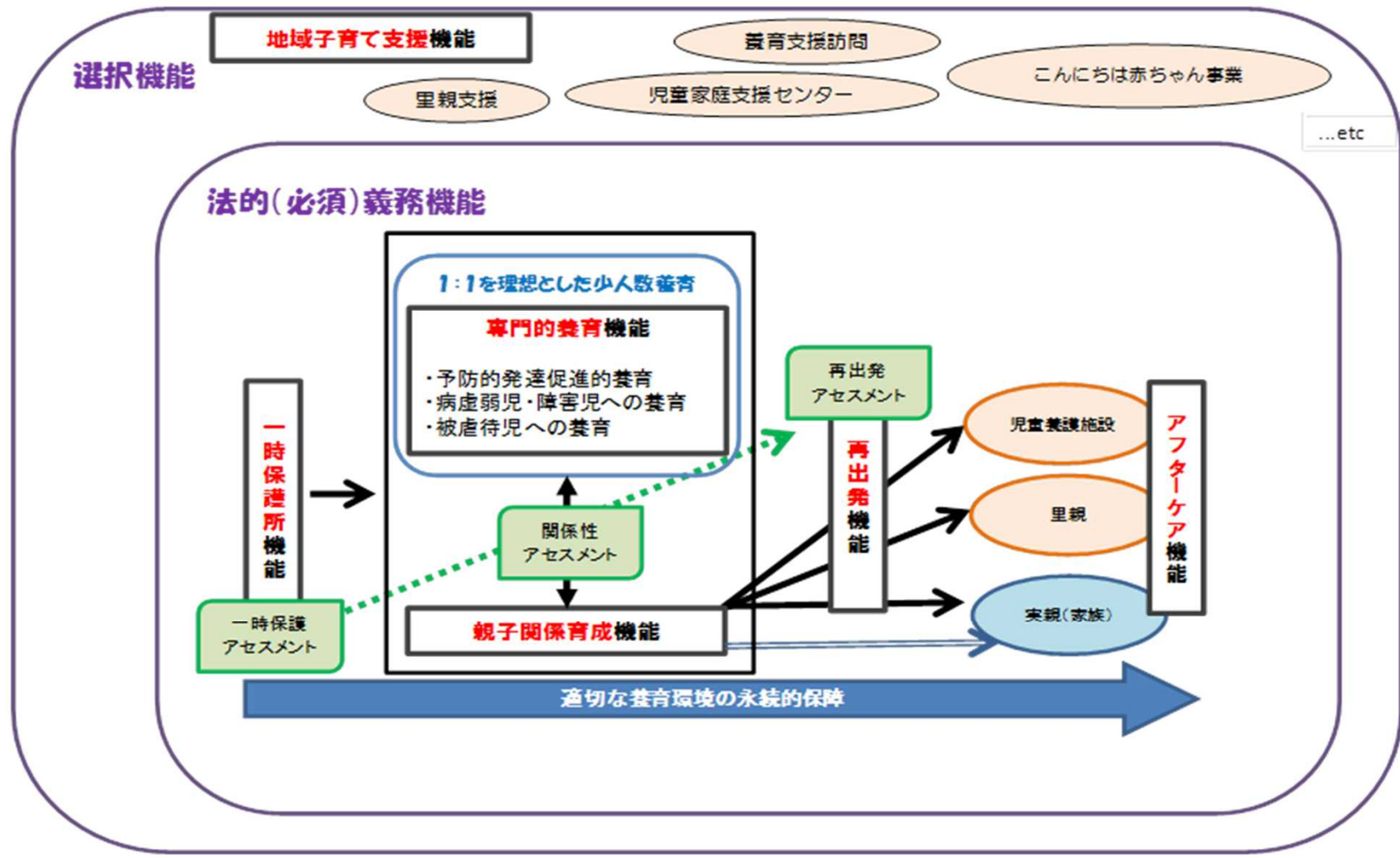
(1) 必須機能と選択的な機能

必須機能→①一時保護所機能 ②専門的養育機能 ③親子関係育成機能 ④再出発支援機能 ⑤アフターケア機能

選択機能→地域子育て支援機能

(2) 展開過程に即したアセスメントの充実

# 乳児院の将来ビジョンフロー



→ : 養育の流れ      → : アセスメントの連続性

## ○一時保護の現状と課題(対応)

≪平成25年度 全国乳児院の一時保護実態調査(集計中のデータ)全国乳児福祉協議会≫より抜粋

一時保護委託日数: 2か月以上 約16%

保護解除後の行先: 家庭49% 施設39%(内、同乳児院に措置入所89%)

一時保護前の場所: 家庭70% 病院14% 警察3%

### ①乳幼児の安全を守るには早期の適切な介入

- ・要支援児童と要保護児童が混在して一時保護委託され、要支援ケース対応が手薄
- ・とくに要支援の乳幼児やその家族への早期支援は、これまでも乳児院で実施
- ・児童相談所が現在の機能を果たすには絶対的に人員不足であり、市町村と児童相談所の連携も課題

### ②「子どものアセスメント」と「家族のアセスメント」「親子の関係性アセスメント」

- ・乳幼児は言葉で表現できず児童相談所の一時保護所を介さぬことから、援助指針に子どもの状態像が反映されにくく、保護者の申請理由が中心となる。アセスメントの共有方法は検討必要
- ・委託時のリスクアセスメントが、解除時の可否判断を左右するので重要。乳児院では一時保護後にネグレクトが判明

### ③一時保護委託時の情報提供や入所前健康診断等は、各児童相談所でバラつき

- ・調査で、アセスメントに必要な情報提供が「不十分と感じている」乳児院は、「提供されていない」を加えると60%超
- ・委託される子どもはもちろん、すでに生活している子どもの安全を保障するためにも感染症や疾病や障害、アレルギー等の委託前健康診断や医学情報は喫緊に必要で、統一の情報提供シートを検討したい
- ・乳児院の入所児の約60%が心身に何らかの課題を持っている現状がある

### ④乳児院に通例化されている一時保護機能

- ・夜間緊急一時保護などの待機と対応、通院や入院などへの対応
- ・アセスメント機能強化への手立て



## 課題(2)親子関係調整のための取組について

### ○乳児院における親子関係再構築支援

入所中のケアとともに乳児院にとって大切な役割の一つが、家族(親)支援である。親と離れて乳児院で生活する子どもたちが再び親元と一緒に暮らせることを目指し、乳児院はこれまで親子調整に力を注いできた。親に代わり子どもとの愛着関係を結ぶとともに家族(親)との信頼関係を深め、また親子の絆を断ち切らぬよう十分配慮した支援を行ってきた。とりわけ1999年には、家庭支援専門相談員がいち早く乳児院に配置され、親対応や児童相談所との連携がより一層図られてきた経緯がある。2011年度に心理療法担当職員が配置され、子どもの心身の発達状況を心理的なケアを行い、担当養育職員へのコンサルテーションや家族支援の一旦を担うなど、乳児院の持つ「親子関係を育成する機能」がより専門的に強化された。

(乳児院運営ハンドブック 厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 家庭福祉課より)

### ○「社会的養護の課題と将来像」で示されている乳児院の役割

- 乳幼児の生命を守り、心身及び社会性の健全な発達を促進する養育機能
- 被虐待児・病児・障害児等への対応ができる乳幼児の専門的養育機能
- 早期家庭復帰を視野に入れた保護者支援とアフターケア機能  
(在所期間は1か月未満が26%、6か月未満を含めると48%)
- 児童相談所から乳児院に一時保護委託を受けることが多く、乳児の一時保護機能
- 子育て支援機能(育児相談、ショートステイ等)

### ○「乳児院の将来ビジョン検討会報告書」(平成24年9月 全国乳児福祉協議会)

#### 3. 親子関係育成機能(家族支援、家族の再構築支援)

家族の再構築を行うにあたり、入所時に保護者を含めた家族へのアセスメントを十分に行っておく必要がある。保護者は様々な課題を抱えている。これらは日々の生活を困難にすると同時に、虐待に通じるリスク要因にもなり得るものである。そのためこれらのリスク要因の有無や程度を評価し、具体的な手立てを講じる必要がある。また虐待ケースは家庭復帰や外泊時に再び虐待を受けることがないよう、検討の際には児童相談所との協働によるリスクアセスメントが必須である。面会や家庭復帰や外泊が可能なケースは、親子関係に注目した「保護者と子どもの関係性アセスメント」が重要となる。

アプローチは、次の段階で進めることが重要である。①家族との関係を構築し、子どもと家族の安全なかかわりの場が継続できるよう支える ②家族の負担の低減や消去に向けた支援 ③保護者自身への治療教育的な支援 ④保護者と子どもの関係改善に向けたアプローチ ⑤家庭復帰に向けた支援

## ○乳児院の家庭復帰率

≪平成25年度 全国乳児院入所状況実態調査/全国乳児院充足調査(全国乳児福祉協議会)≫より抜粋

退所先 家庭復帰 50% 他施設 33%(児童養護、知的障害児、肢体不自由児、医療型障害児入所等)  
里親委託・養子縁組 15%

在所期間 1か月未満 13%、6か月未満を含めると34%、1年未満では半数(50%)

入所理由 新規入所児童数2,159人中 虐待35% 父母の精神疾患18%(内、母の精神疾患17%)

入所児童の心身の状況 健全39% 病虚弱児29% 障害児3% 被虐待児

## ○家族再構築支援の現状と課題

### ①入所前の説明に始まり、入所中、退所時、アフターケアまでアセスメントをもとに家族支援に取り組む

- ・保護者の意向、子どもの状態を含めた児童相談所との協議
- ・保護者の困りごとに届く支援とアセスメント力の向上

### ②家庭復帰率が低下(平成元年70%→H25年度50%)

- ・保護者の精神疾患等の要因の複雑さと子どもの要因(病虚弱児や障害児)の増加は、復帰時期の見極め必要
- ・頻回な面会と気分障害、不安に付き合う相談員への支援と児童相談所との役割分担の検討

### ③担当養育者との愛着関係を保護者につなぐ

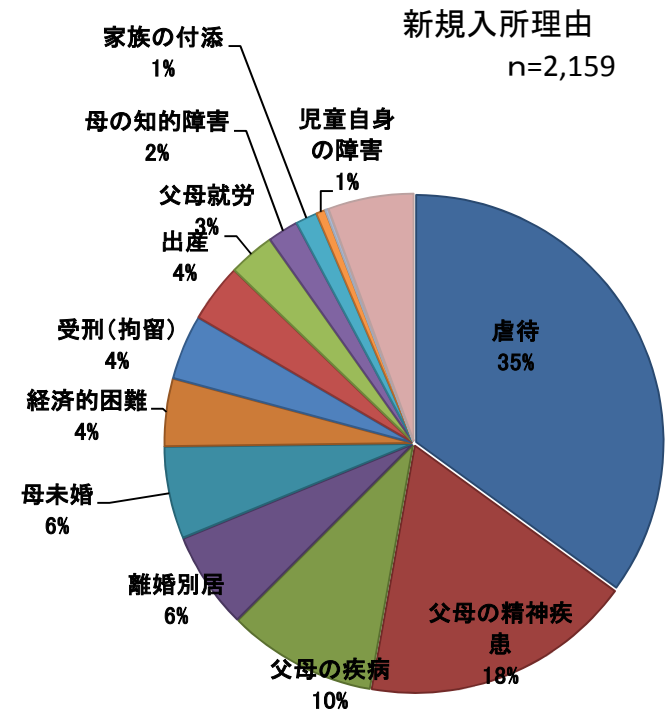
- ・子どもへの気持ちや養育意欲の形成を支援
- ・医療、療育、体調悪化の際の対応支援

### ④家庭引取りに向けての支援

- ・24時間365日単体家族での養育になることを前提に支援
- ・児童相談所(きずな事業や親子支援チーム)との連携
- ・地域の支援ネットワークづくりへの関係者会議はまだ弱い

### ⑤アフターケアが大切

- ・実家機能
- ・行政やあらゆる支援を申請できる力と支援



乳 児 院  
運営ハンドブック

厚生労働省  
雇用均等・児童家庭局  
家庭福祉課

## (5) 事例に学ぶ1

### 事例に 学ぶ1

#### ① 入所同意が得られない一時保護

##### i. 事例の概要

- 一時保護委託時年齢 : 2歳0か月
- 一時保護委託解除時年齢 : 2歳8か月
- 一時保護委託理由 : 母からの虐待のため
- 家族構成 : 母、祖父、子A

##### ii. 経過

###### (a) 一時保護から退所までの経緯

母からの虐待による骨折のため、子Aが入院し、母は拘留となりました。母が自身に対する祖父からの虐待を訴えたため、子Aは一時保護となりました。病院に1週間児相職員が付添った後、入所同意が得られないまま一時保護委託となり、約3週間職員が付添いました。退院後も入所同意に至らず一時保護が約3か月継続されました。入所同意に至らなかった理由には、母や親族の施設入所への漠然とした嫌悪感や、警察による聴取や審理への影響を鑑み、児相職員と母がよく話し合いを持てなかったことがあげられます。親族らの乳児院での面会などを経て母から入所同意を得、措置入所となりました。

入所当初の情報は主に骨折に至る経緯やそれまでの通告の有無で、生活の様子や親族との関係などに関する情報は少なく、不確かなものも多くありました。祖父から母に対する虐待に関しては真偽不明のままでしたが、後に母自身が虐待はなかったと釈明しましたので、祖父母宅への引取りが決定となりました。そこで、引取りを望む祖父母に、リハビリやセラピーの必要性の理解を得たうえで面会が実施されました。引取り予定間近に母が元夫との関係で退所が一旦延びましたが、初めての外泊をきっかけに引取りが具体化しました。本乳児院から要望していた祖父母と母との関係修復や、母と、子Aらの関係のアセスメントなどが十分でないままの退所となりました。

###### (b) 子Aの様子

骨折による病院入院中は、ギプスで腰から下を固定され足をつられた状態で不自由なうえ、付添い職員の顔ぶれが毎回変わり不安だったでしょうが、よく喋り、自ら「ママ

どうしたの」など話していました。食事の促しや遊びの中では「これがいい」など要求を出しつつ「ハイ」と受け入れていましたが、顔なじみの職員ができると、自分の思いが通じずイライラして激しい口調になったり職員をひっかいたりするようになり、上手に自分の思いを伝えられない様子が見られました。そのため、子Aの担当養育者が、子Aと過ごす時間を増やしコミュニケーションの機会を増やすことで、できる限り子Aの思いを受け止めることを、子Aに伝えていきました。

病院退院後、乳児院に入所した際には、初めての場所や職員に対して緊張しつつ笑顔を見せていました。当初はギプスも取れず、自由に動けない状態でしたが、不安や苛立ちを感じながらも、泣くことや言いたいことをぐっところえている様子でした。生活に慣れてくると、職員や他児に対しての強い言動が見られるようになり、その頃から、昼夜を問わず股間への自体愛的行動が増えてきました。初めはギプスの当たる感覚だったのかもしれませんが、ギプスが取れてからも続きました。また些細なことで怒号を飛ばし、思い通りにならず泣き続けることも多くなっていました。

###### (c) 職員の養育の様子と退所まで

職員は、子Aの「ママどうしたの」「じいじどうしたの」などの発言を重く受け止め、子Aの被虐待体験を日常の中で必要以上に想起させてしまわないよう、話す際に強い口調や否定的な言葉にならないよう気をつけました。また、生活の中で起こる様々な思いを激しくではなく落ち着いて安心して表現できるよう、日頃から小さな自信を積み重ねていけるようサポートしていきました。

また、日常の養育と並行して心理療法担当職員による週2回のプレイセラピーを実施しました。セラピーでは、母や祖父との間で起こった恐ろしいできごとを繰り返し表現して体験の整理を行ったり、本乳児院での穏やかな生活の再現をして職員の優しく養育する姿を自分自身の心に定着させたりしていました。

本乳児院で安定した生活が続いていき、やがて他児をリードして遊んだり、年少児を気遣ったりする姿も見せ始めました。以前ほど気分の切り替えに時間がかかることも少なくなり、日中に股間を触ることもほとんどなくなっていきました。

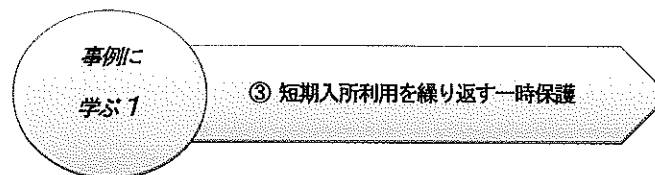
裁判で母が祖父からの虐待はなかったと述べたため、結審後に祖父母宅への引取りが決定されました。子Aは初回の面会では緊張して泣くこともできないほどでしたが、繰り返すうちに面会后に祖父母を求めて泣く様子が見られるなど、子Aにとって祖父母が大きな存在となっていったように見られました。

また、面会で祖父母らも乳児院を知り、職員と関係を築いていきました。母と元夫との関係で祖父母も翻弄され面会が途切れることもありましたが、祖父母宅への短期外泊・長期外泊の段階を経て、引取りとなりました。

### iii. まとめ

一時保護委託時のアセスメントが不十分なままの入所でした。児相で日常の母子の様子や親族との関係などの情報収集が十分にはなされないままでしたので、乳児院内で観察しながら情報の共有や見立てを繰り返し、手探りで関わっていました。一時保護期間中、全職員が子Aを丁寧にアセスメントし対応を考えていた経過やセラピーの実施が、乳児院での子Aの安定につながったと感じています。児相の情報のみに頼るのではなく、乳児院が独自に関係性を見立てる力や発達状況の理解力を養っていくことが大切であると感じています。

また、関係機関との連携の必要性は高く、情報交換だけでなくカンファレンスで課題となったことを一つずつ確認して次のカンファレンスや処遇決定につなげていくことが重要であると感じます。この事例では一時保護期間が長くなりましたが、祖父母と職員が信頼関係を築くことで入所同意を得られました。保護者との信頼関係が子どもの処遇にとって大きな要素となることを再確認した事例でもあります。



#### i. 事例の概要

一時保護委託時の年齢：0歳0か月（初回）

一時保護委託解除時の年齢：0歳3か月（最終回）

一時保護委託の理由：新生児期等の養育が困難

（父母共に知的障害、生活保護世帯）

家族構成：父、母、子C

#### ii. 経過

##### (a) 父母の成育歴・現状および本児の入所経緯

父は知的障害であり、幼少期から要保護児童として児童養護施設および知的障害児施設に入所していました。支援を受けられる親族等もなく、義務教育終了後に就職して自立を目指したものの、長続きせず経済的に困難な状況となり、福祉事務所の支援を受けながら転々とアルバイトをして過ごしていました。

母も知的障害者であり、以前から親族と不仲で支援は受けられない状況で、いわゆる家出状態で転々と友人宅等に居候して過ごし、就業経験もありませんでした。

結婚後も生活は安定せず、生活保護世帯でした。

子Cを出産後も生活の安定が見込めなかったため、新生児期は乳児院に一時保護することが保健上の最善策という観点から、一時保護されることになりました。なお、配慮する事項として、「面会時の育児練習」、「一度の一時保護期間を数週間に設定し、繰り返し一時保護を行う（一時保護解除中は家庭へ帰省のイメージ）」、「生活保護の扶助費等が減額とならない一時保護期間の設定」の三点が関係機関の申し合わせ事項となりました。

##### (b) 入所直後の様子

父は、新生児期の子どもは未熟なので、丁寧かつ慎重に身辺ケアが必要であることは理解していましたが、実際にどのように子どもに関わればよいのかは自信がなく、見ていただけでした。それにもかかわらず、母に対して強い口調で世話することを求めている

ました。母は子どもを可愛がるものの、子どもの保健衛生を保つための生活や、調乳の分量計算等をはじめとする育児に必要な知識や方法については、きめ細かく支援する必要がありました。また、産後の母体の回復も順調ではなかったので無理のない範囲での面会ペースを設定しながら、育児技術を少しずつ習得しました。

#### (c) 初回の一時保護解除時の様子

初回の一時保護解除時、児童福祉司と保健師が新生児の養育環境の適否を判定するために、事前に家庭訪問を行いました。おおむね良好の結果により一度目の一時保護解除となりました。保健上、子どもに過度な負担が掛からないように3泊4日を設定しました。なお、子どもの急病時に備えて平日休日夜間等の医療機関のシミュレーションを行いました。また、非常時は予定を返上して乳児院に戻ってくることを約束しました。

#### (d) 関係機関との連携の様子

関係機関との連携として、児相・保健所・福祉事務所・出生病院および乳児院が、支援の方向性と情報共有と役割分担を行いました。子どもの身辺ケア等については、きめ細やかな支援を段階的に根気よく進めることで一致することができましたが、経済的な支援に対する課題として、父が生活保護の扶助費等への影響に強いこだわりと生活保護担当者への不満が大きく、特に慎重な対応と連携が必要でした。

#### (e) 数か月後の様子

母の産後の回復は順調で、一時保護中の面会も定期的になされました。計画のとおり一時保護は短期間を繰り返し行い、二度目の一時保護解除は5泊6日の設定、三度目の一時保護解除は6泊7日の設定としました。また、この頃になっても調乳量と授乳回数が乱れてしまうときがありましたが、その都度、担当養育者が母に丁寧に説明をし、方法を確認しました。

#### (f) 家庭における養育の様子

家庭における養育の様子と子どもの保健確認をするため、一時保護解除中は児童福祉司と保健師が家庭訪問を行いました。良好とは言えないながら、最低限の育児は行われていると判断されていました。

また、乳児院に再一時保護するときに、身体測定・スキンケアの様子・生活リズムの様子・調乳量と授乳量と授乳回数の様子・検温記録の確認・便尿の状態回数様子等の、子Cの状態も確認しました。若干の心配はありましたが、大きな発達上の課題等は見られませんでした。父母が家庭での出来事をたくさん楽しそうに話されるので、具体的に様子をうかがうことができ、父は育児にはあまり協力的ではない様子が分かりました。

#### (g) 保護の意義と保健の確保

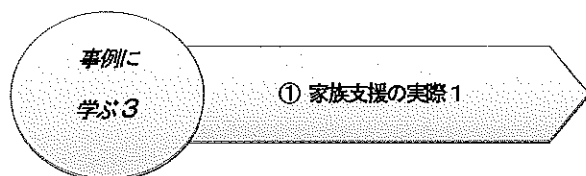
本事例については、父母の養育知識や方法に課題があったため、高いリスクの時期である生後3か月頃までを、乳児院で繰り返し4回の一時保護することにより、子どもの保健上の最善策をとることができました。1か月健診および3～4か月健診で順調な発育が確認されたことは幸いでした。児相や関係機関との協議により、今後も父母に急病等の不慮の事態が生じた場合は乳児院に一時保護を行い、平時は保育所の子育て支援を利用しながら健康に過ごすことを確認しました。

#### iii. まとめ

乳児期の不安の状況と父母の実態を考慮して、乳児院を活用して「面会時の養育支援」「父母の見守り」などを続けて、父母の地域での子どもを置いた家族としての生活の維持を支えた事例として、乳児院の存在意義としてもよい事例と思います。

父母の状況から考えて、子Cのいない生活は考えられず、母子分離による母の不安を考えると生活施設の乳児院の活用は適切であったと考えます。関係機関との密な関係性の維持は、子C家族を支える上でも関係性の薄さなどであれば、繰り返しの利用により、保育士や看護師、家庭支援専門相談員など乳児院の職員との関係も深まることで、より良いものになったとケースから伺えました。乳児院が子どもを預かっている場として、措置入所だけでなく、このケースのように「一時保護委託」を繰り返し、父母を支えて、子育てを支えて関係機関との地域で進めていくことがこれからも望まれると思います。

#### (4) 事例に学ぶ3



##### i. 事例の概要

入所時月齢：子R（1歳11か月）、子S（3か月）

退所時月齢：子R（3歳11か月）、子S（2歳3か月）

入所理由：母の精神科入院

家族状況：

父（療育手帳、生活保護世帯、障害者作業所通所）

母（療育手帳、無職）

子R、子S（きょうだい）

入所までの経緯：夫婦間のトラブルが絶えず、地域の関係機関で見守りを続けていた事例です。父から母への暴力があり、家族を保護する名目で母は精神科へ、子R、子Sは乳児院への一時保護としました。母には「母子を守るため」と伝えて同意入所に切り換える予定でしたが、「お前が入院したせいで家族がバラバラになった（きょうだいとも一緒に生活できなくなった）」と父が母を責める言葉を発するようになりました。そのため、母はこれまで関係を保ってきた行政や保健師に対し、自分入院を勧めることで家族を離そうとしたのではないかと話すようになりました。きょうだいと再び家庭で生活できれば、父も自分を認め受け入れてくれるだろうと考えた母は、きょうだいの乳児院入所への同意を拒否しました。

##### ii. 経過（面会・外出-3〜9回/月 外泊-1泊2日〜最長8泊9日まで）

###### (a) アセスメント～入所時の支援～

きょうだいの発育は標準でしたが、乳児院のアセスメントで子Rは軽度の発達遅滞（主に経験不足によるもの）があるように見られました。また、子Sは頭側が極端に低くなる抱き方でないと泣き止まず、授乳も出来ない状態であったことから、両親の普段の抱き方が非常に不安定であったのだろうと判断しました。

入院中の母は行政への反感は残しつつも、児童福祉司の説得で入所に同意しました。

行政からの情報でDVは日常的なものでなく、母と口論になった際に上手く言い返せない父が最終的に手を上げてしまうことが原因であると分かりました。

母は育児に自信がなく、父は前妻との子どもや子Rを育ててきた経験から自信を持っており、自分たちの養育によって、子どもの心身や発達に良くない影響がでていることには気づいていないようでした。母は他県出身のため、周囲に父以外の知り合いがなく、家庭の中での人間関係でしか生活していませんでした。

家計は両親の障害年金、作業所の給与、児童手当、生活保護。手当関係が支給される偶数月とその狭間の奇数月では生活バランスがよくない状態でした。

###### (b) 見えてきた課題～入所中の支援～

寡黙な母へ、父の口調が乱暴になる場面が多いことに気付きました。両親とも知的障害があると認定されており、移動手段であるバスに乗る際にも、ヘルパーと乳児院職員が同乗してバスへの乗り方や料金の支払い方等を、その都度、説明する必要がありました。

両親ともに、子どもへの思いは強いものの、育児に関する知識や方法に不安定な部分があるため、親支援における当面の目標はあやし方・抱き方・授乳などの指導としました。

外出開始後、しばらくは乳児院職員が付添い、授乳やオムツ交換場所の確保を一緒に覚えました。また、両親が子Rと子Sのどちらかだけの世話を取られて、もう一人から目が離れてしまうことなどへの対応方法を一緒に考えました。

母の社会化を図るべく、行政や児相との連携で母の作業所への通所を勧めました。このことで母の世界観が広がり、父にも自分の思いを伝えることができるようになりました。少しずつですが、母から職員に、子どもや父のことを話してくれるようになりました。

曜日や時間帯によってバスが不便なこともあり、自宅～乳児院間でタクシーを利用する機会が増えました。しかし、週2回ペースだと8往復にもなり、家計にも影響があるため、外出の回数を減らし、その分、次回の交流時にはそれまでの養育の様子を丁寧に伝えるようにしました。

###### (c) 家庭生活の課題と支援方法の検討

外出時のトラブルはなく、親子・夫婦関係とも安定していたものの、面談の中で父がゲームセンターや携帯電話にお金を使い過ぎて、時には収入の半分以上を注ぎ込んでしまっていることが分かりました。また、外出時に家事支援で入ったヘルパーより、父が子Rを叱る際に大声を上げる、物を投げる、椅子を蹴るなど不適切な関わりがあったと

情報提供がありました。

そのため、家庭訪問で自宅の環境をチェックし、指導を行いました。父からの不適切なかかわりをなくすため、乱暴な怒り方ではなく、話をするなどで叱る方法等を伝えました。その後、不適切なかかわりがなくなってきたことを確認したところで、外泊を開始しました。

外泊時には、お昼寝をさせられず、帰院後の子ども達の機嫌が悪いことがありました。そのため、再度乳児院での面会の機会を設け、子R・子Sの生活や時間の流れを一緒に体験し覚えてもらうことにしました。

外泊時に父方祖父が毎回訪れることで、家族4人以外の食費が高むと母の不満が高まり、行政や児相と協議して年末年始の外泊を中止しました。母の立場を考慮して、父へは子R・子Sの体調不良によるものと伝えました。その後、母の負担を減らすために「外泊は家族4人だけで問題なく過ごすことが目標」と父に伝えますが状況は変わらず、母が家を出て（作業所と同法人内の）グループホームでの生活を開始しました。年度末での引き取りも見えてきてただけに、関係機関共々に落胆の色が濃くなりました。

その頃、父の電話代がまた相当高額になっていることが判明しました。また、母はグループホーム入所者と探めて自宅へ帰ってしまいました。そのことで、入所当初から修復の方向に向かっていた保健師や、最近では母の支えとなってきた作業所との関係が最悪となり、関係機関との調整も含めた冷却期間としてしばらく家庭復帰にむけた動きを止め、現状の課題の整理と再調整にむけて進めることとしました。

父と母は着いたり離れたりを繰り返す、共依存の関係であるように見えました。関係機関による検討によって、お互いを切り離して個別の支援だけでは、また課題が出てくるのが想定されたため、2人そろって支援等を受けることを支援の方針に置きました。

数か月間、親に会えないことで不安定になった子Rのことも考え、面会を挟み、外泊を再開しました。

#### (d) 家庭引き取りに向けて～退所前から退所後の支援～

子Sの離乳食開始、離乳食調理や提供温度、介助のレクチャーを行いました。

職員が聞き取り記入していた外出記録を両親に書いてもらうようにしました。両親が自分達を振り返る作業、子どものことを夫婦で話す機会が増えました。

両親の金銭的な負担を考慮し、なるべく両親の休みに合わせて外泊を組み、1泊2日でなく、数日間を家族4人だけで問題なく過ごすことで課題も見えて来たように思います。

半年間ほどはこれまで通りの小さなトラブルはあるものの大きく崩れることはありませんでした。しかし、やはり奇数月には金銭的に苦しい場面がありました。引き取り

直前の長期外泊を前に、これまでも幾度となく重ねてきた関係機関とのケース会議を行いました。父の支援は行政と乳児院、母の支援は保健師と作業所、子どもへの支援は入所前も通っていた保育所と児相、家族全体の支援をヘルパーと障害者総合相談支援センター、新たに社協による金銭管理サービス部門も加えて、それぞれの役割分担を徹底させました。

#### (e) その後～退所後～

児相の定期的な家庭訪問やトラブルになりそうな時は必ず第三者に入ってもらうことを徹底したため、金銭管理をする社協と少し揉めた以外は両親とも安定し、子ども達も元気に保育所に通っています。

決して完璧な両親ではありませんが、その不足している部分をそれぞれの機関が専門性を活かして地域全体で多角的に支える体制を用意できたと考えます。

#### iii. まとめ（考察）

本事例は、乳児院でよくある事例です。両親とも療育手帳を持参し、また生活保護を受給するなど経済的にも苦しく、父（離婚経験あり）から母へのDVがあったとの母の訴えが発端で、きょうだいを乳児院に一時保護されたことが乳児院との関わりのスタートです。

乳児院では子どもをアセスメントするとともに、父母との関係を深めるなかで、育児スキルの相違が見られたため、適切な育児スキル獲得に向けトレーニングを実施するとともに、定期的な面会を繰り返し、また一時帰宅を実施するなど家庭帰宅を目指した支援を行っていたが…

他方家庭では、母の就労問題や父の浪費、またヘルパーからの情報で一時帰宅の際に、父が子どもに対し不適切な関わりをしていることなど、夫婦関係や親子関係の課題が複雑に見えてきました。その後母の就労により生活保護が切られ生計が成り立たなくなったことで、母が家を出たり、また仕事を辞めて帰ってきたりと父と母の共存関係が確認されたため、一時冷却期間を取り、子どもの長期帰宅の前に関係機関が集いケース会議を開催し、父への支援、母への支援、子どもの支援、家族全体への支援、さらに金銭管理の支援などをそれぞれ関係機関で役割分担をし、地域の関係機関複数でサポートする方策を取ったことで、「退所後も4人家族の生活が継続・維持された」という事例です。



第7回社会保障審議会児童部会  
児童虐待防止対策のあり方に関する専門委員会

**武藤委員提出資料**

---

社保審児童部会 児童虐待防止対策のあり方に関する専門委員会

## 課題（１）「児童の安全確保を最優先にした一時保護の実施について」 ～ 迅速、確実な一時保護の実施と一時保護中の支援のあり方 ～

二葉学園 統括施設長 武藤 素明（むとうそめい）

---

### 1. 一時保護の徹底と強化策を（基本的方向性について）

（１）児童福祉法３３条の一時保護はもっと「虐待の恐れがある段階」「虐待の疑いの段階から」職権で行うべきと考える。子どもから聞き取り調査をするにしても親から離れたところで、安心が確保された中でないと子どもは話せない。一時保護の目的は「子どもの安全確保」と保護者や子ども自身のことの「調査、調整」の役割がある。

（２）子どもや保護者に見れば「いきなりの保護」であって、当座は混乱するが、虐待が疑われるのでその疑いの真偽等調査のために、また、子どものより良い育成の方途を探るために職権で「一時保護」を行うことを十分に説明し、「通告」等により虐待の疑いがあれば「児童福祉法３３条により保護することになっている」ことを周知すべきです。

（３）保護者との関係悪化を恐れるために、また、保護者が子どもに愛情を持っていることを理由に（どんな親でも子どもに愛情を持っている。その愛情のかけ方が結果として虐待になる場合がある。）一時保護をせず、「見守り」の期間を長期化させるのは良くない。その後の親子分離から親子再統合や子どもの健全育成にも悪影響を及ぼすことになる。

（４）そもそも、児童相談所が対応すべき課題が多いにもかかわらず、少ない人員での対応に追われている。ひとり一人丁寧な調査、介入、措置、支援をしようとするれば現在の職員配置では困難であろう。そこへの抜本的対応が求められる。

### 2. 「一時保護」の規定や目的について

#### （１）児童福祉法等の規定について

児童福祉法３３条にて「児童相談所長又は都道府県知事が必要と認める場合は子どもを一時保護し・・・」とあるが、現状はとくに都市部においては一時保護所が常に満床状態にあり、必要と認める場合でも緊急性や程度の重篤なケースから先に一時保護し、必要と認める児童が一時保護されていない実態にあるのではないのでしょうか。

児童相談所運営指針においては「緊急保護」を基本としており、「行動観察」や「短期入所指導」等について、子どもの最善の養育保障を考えると、その要件を現状から拡充していくことが必要である。

また、子の福祉よりも親権が強い我が国の実態からすると、一時保護、入所措置についても親がそれらの措置に納得せずに長期にわたって訴訟になっているケースもあり、3年前に「民法」や「児童福祉法」の改正をしたものの、現状の実態を検証しながら、児童虐待防止法も含めた改正論議をすべきではないかと提案する。

## (2) 市町村レベルでの利用型一時保護機能の創設を

要保護に至る前の要支援児童や家庭は多く存在する。虐待も起こってからではその対応が後手後手になってしまうことが多々ある。児童虐待の防止や予防の観点から、家庭での養育が困難な場合、一時的に保護できる場所を、より地域に密接な場所で子どもが生活できる場（通学や通園を継続しながら）を作ることが必要である。また、ショートステイ利用を義務付けるシステムも必要である。

現在、ショートステイ事業を活用しての一時保護を行っている区市もあるが、利用型一時保護所の創設も必要である。ただし、ショートステイ事業は利用料について利用者負担や区市町村負担が大きくなるので、ここに対しても国庫補助制度にて拡充策を国から提案すべきである。ショートステイ事業やトワイライトステイ事業等は現状からすればやればやるほど事務費等赤字になってしまう現状にある。

国全体としてみると、児童家庭支援センター機能の充実とこの利用型一時保護機能の充実を図るべきである。

## 3. 一時保護所の充実を

### (1) 一時保護所の量的充実策

一時保護所が常に満床であれば、一時保護所の機能を果たしていないということになる。常に90%~100%以上になっている児童相談所（都道府県）へは改善計画を提出してもらう必要がある。

### (2) 一時保護所の質的拡充策

虐待を受けて入所する子どもたちや発達に障害がある児童等配慮が必要な児童が多く、その支援に苦慮するケースが多い。管理的になりすぎではないか、子どもの人権の尊重や意向や要望等が十分に尊重されているかなど、つねに第三者チェックが利くシステムを作る必要がある。一時保護中の子どもの権利擁護や支援の質の向上を図るために第三者委員の配置や外部評価の導入を検討すべきである。

### (3) 一時保護委託について

都市部では一時保護所の入所率が高いために、里親や施設等の一時保護委託が多くなっている。しかし、一時保護委託はケースのアセスメントが十分でない（とくにアレルギーやこれまでの育成経過等情報不足）ケースも多くみられ、重大な事故につながる事態も想定され

る。また、その支援に苦慮している場合が少なからずある。一時保護委託の入所から入所中の支援のあり方等についての支援方針や対応方針が十分確立されていないので、その改善が急務の課題である。

また、親権と措置をめぐって訴訟になるケース等は一時保護が長期にわたるケースが多くなるので。一時保護委託として受け入れた場合に生活費や教育費、進学費等生活に支障を来さない様に事務費、事業費の支弁の配慮が必要である。

#### (4) 児童養護施設、乳児院と一時保護委託

今後、長期的視点で見ると、児童養護施設、里親等も含めて地域分散化の家庭的養護を追求していくことになることから、児童養護施設等の地域の拠点としての本園機能の充実が求められることになるであろう。家庭的養護における不調ケースや一時避難機能として児童養護施設等がその役割を果たすべきだと考える。そのために本園での専門職配置や児童家庭支援センター機能を附置した地域拠点児童養護施設が必要になる。そこにおいては一時保護機能の役割を果たす児童養護施設のあり方を検討していく必要がある。

その際、施設定員の緩和策や暫定定員の見直しなども含めて検討すべきだと提案する。

#### (5) 乳児院の一時保護機能の充実

乳児院は各所轄の児童相談所単位ごとに、小児科を持つ病院で緊急保護できるような協力的体制を行っていけるとよい。又、母子手帳などが手に入らない場合もあるので、過去の病歴などが分かるとよい。関係機関で一時保護とはいえ、情報を共通のものにできるようにして置くことが望ましい。一度児の健康チェックができるような流れがあると乳児院は助かる。

(過去にインフルエンザやRSウイルスなどをり患した経緯あり)

一時保護所として考えると、様々なケースや年齢の子が来る中で一律の時間のプログラムに乗せての生活は、かなり無理がある。乱れた生活時間を正す意味でも生活時間の一律が正しいのか、論議は必要。年齢に応じた生活を確保できるようなスペースも必要と考える。

社保審児童部会 児童虐待防止対策のあり方に関する専門委員会

## 課題（２）「親子関係の調整のための取組みについて」

### ～ 児童相談所と施設、児童家庭支援センターの役割と機能 ～

二葉学園 統括施設長 武藤 素明（むとうそめい）

#### 1. 「親子関係の調整」の規定や目的について

##### （１）児童福祉法等の規定について

児童福祉法第41条では「児童養護施設は、保護者のない児童（乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。以下この条において同じ。）、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設とする。」となっていますが、時代の変化に伴い、保護者のない児童は極減し、ほとんどの入所児童には親が存在するケースが多くなっている。その現状においては親子間調整は児童養護施設の重要な目的のひとつであるので、次回法律改正においては目的として法律明記をするべきである。

「児童福祉施設の設備及び運営の基準」の中に「保護者との連絡」として若干位置付けられているが制度的位置づけがそのものが弱い現状にある。

#### 2. 親子関係調整を主務とする家庭支援専門相談員について

##### （１）役割と業務内容について

家庭支援専門相談員の配置が最低基準に位置づけられたが、施設や地域によってその役割等に格差や不徹底が生じている可能性がある。現在の家庭支援専門相談員の業務内容に「里親委託促進」や「養子縁組推進」等も入っていて、里親支援専門相談員との役割分担を明確にすべきであろう。「施設運営指針」「施設ハンドブック」「社会的養護関係施設における親子関係再構築支援ガイドライン」等も参考にしながら、現代的に求められる家庭支援専門相談員の業務内容を現場の意見も十分に聞きながら再構築すべきである。

##### （２）機能のチェックと振り返り

行政監査や第三者評価において、家庭支援専門相談員が求められる業務内容等を十分に果たしているか把握する必要がある。親子調整方針や個別の自立支援方針等に沿って適切な業務が行われているか点検する作業を行うべきである。

##### （３）資質の向上と研修の充実

全国児童養護施設協議会が毎年開催するファミリーソーシャルワーク研修について重要な位置

づけとしてその運営等について国としても支援すべきである。

親によってはうつ病や境界性人格障害を抱える親もいて、親支援も大変な状況にある。家庭支援専門相談員自身のスーパーバイザーを外部や内部にもってスーパーバイズを受けながら親支援をしていく必要もある。

#### (4) 家庭支援専門相談員の配置について

現在、一施設につき一名の家庭支援専門相談員の配置がなされているが、児童もさることながら親の支援について困難なケースも増えて、現在の配置では十分な親子支援が出来ない現状にある。児童虐待ケースが多くなり直接的な親支援を施設が担うケースも多くなっている。

児童相談所の福祉司や心理司の配置も扱う分担ケース数に応じた配置が必要な状況でもあるが、施設における親支援も同様であり、一専門職として最低20～30ケースに一人の配置が必要であろう。配置基準の改定が必要である。

### 3. 児童家庭支援センターについて

#### (1) 設置促進について

平成26年度までに120カ所設置をめざしたが、104カ所設置に現状になっている。施設の小規模化や里親化等の施策は進んでいるものの、全体的にその実施は進んでいない。将来的には児童養護施設や乳児院に標準装備するとしたが、その促進計画やプロセスなど明確なものがない。具体的な促進計画や制度改善、予算増等の改善策を提示していく必要がある。

#### (2) 児童家庭支援センターの児童相談所や市区町村との連携等の強化策を

児童家庭支援センターの児童相談所や市区町村との連携等の強化策を打ち出すべきであろう。「社会的養護の課題と将来像の実現に向けて」を見ても「児童家庭支援センターの課題と将来像」は平成23年7月に発出してから、具体的促進策等が提案出来ていない。一定他のワーキングチームが終了すれば、児童家庭支援センター推進ワーキングチームを作り、具体的促進策を現場の意見も参考にしながら確立していくことが必要である。

#### (3) 地域のネットワークについて

親子分離の職権を行使した児相とその後の親子再統合等の親子のケアとは施設や市町村「要保護児童地域対策協議会」等の他の機関とのネットワークによる分業体制をとるべきである。この場合も、施設等からの退所等の措置権は児相が持っていることは勿論である。

### 4. 児童相談所、と施設、児童家庭支援センターとの機関連携について

(1) 親子関係調整や家庭再統合に向けて、児童相談所と施設、児童家庭支援センターとの共同連携が不可欠であるのは以前からも最重要課題とされた。しかし、親支援や親子再統合やアフタ

一ケア等をめぐり意見と相違や対立状況になる場合がある。たとえば「家庭復帰の可否を判断するためのチェックリスト」を通じて、家庭復帰への見立てを共有することなど具体的なツールを使い共有することが重要であろう。また、機関連携が十分できているかの機関連携チェックリストなども作成し、どこが、どんな理由で連携できていないのかを双方にチェックする必要がある。場合によってはケースカンファレンスを行うなどケースの共有を図ることが重要である。

(2) 被虐待児等の対応で、施設入所等で社会的養護に措置されている子どもはまだ恵まれている。ちまたに放置されている被虐待児や要保護児童は、極めて悲惨な状況があり、3日にひとりの割合で死者が出ている。児童相談所はパンク状態で、「子どもの相談の第一義的窓口」として、分業体制をとった市町村はまだ未成熟である。公だけでは対応できないのが現状だと思う。

(3) 市町村への設置が義務化された「要保護児童対策地域協議会(要対協)」の活性化が必要であり、その地域における拠点として社会的養護が再編されるべきである。このことは「社会的養護の課題と将来像」の重要な柱である。

そのためにも、「児童家庭支援センター」の施設への標準装備を実現すべきである。今の「児童家庭支援センター」は、補助金事業であり、その事業をやればやるほど経営的には赤字となる制度設計となっている。地域における子どもたちのセーフティーネットのかなめとして施設に付置された「児童家庭支援センター」は極めて有効なシステムであり、措置権を持った児相や市町村、要対協等との公と民との協働体制のかなめを担える組織である。制度改革をお願いしたい。

## 5. 家庭復帰後の支援や対応について

### (1) 再措置配慮について

保護者のもとへ復帰した家庭において、虐待の再現やさまざまな問題が生じる場合があり、元の施設へ再措置をしようとしても、施設が定員満員状況で戻れないケースが生じる場合がある。親子関係を調整し、被虐待ケースでも数年間かけて家庭復帰できるようにすることは重要な事である。したがって家庭復帰をする場合は最低一年間はまた、戻ってくる事が出来るように空き定員を認めるべきではないかと考える。また、元施設が適切な養護の場であれば、一時的に定員オーバーになっても措置を認可すべきである。

### (2) 家庭復帰後の支援

施設入所中の親子関係調整はさまざまな支援が出来るものの、家庭復帰後の支援が重要にも名変わらず介入が困難なケースが多い。入所中から退所後まで一貫して関わる人を明確にするとともにその後の支援についても退所時に明らかにし、また、退所後の地域や学校等の連携等も確認しながらアフターケアを行っていくことが重要である。

第7回社会保障審議会児童部会  
児童虐待防止対策のあり方に関する専門委員会

平井委員提出資料



## 児童家庭支援センターの位置付けと役割から見た親子支援

全国児童家庭支援センター協議会

会長 平井誠敏

### 児童家庭支援センターの位置付け

児童福祉法第44条の2による、地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うほか、第26条第1項第2号及び第27条第1項第2号の規定による指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整その他厚生労働省令の定める援助を総合的に行うことを目的とする施設とする。

※児童相談所の補完的役割の拠点として制度化された。

### 児童家庭支援センターの実施要綱による事業内容（役割）

- ①地域・家庭からの相談に応ずる事業
- ②市町村からの求めに応ずる事業
- ③都道府県または児童相談所からの受託による指導（指導委託）
- ④里親・ファミリーホームへの支援
- ⑤関係機関等との連携連絡調整

※施設入所には至らない段階で、家庭に対する専門性の高い支援が必要な場合や、施設退所後の家族再統合への支援や見守り、アフターケアをその施設に代わって行う必要がある場合など、継続的な支援が必要な児童と家庭について、児童相談所や市町村から委託を受けて支援を行う役割を担う。

※在宅の子どもや保護者の虐待等に関する相談支援体制を強化するために設置促進されている。

### 児童家庭支援センターとして行える親子支援・親子調整

- ・総合的な子育て支援＝親子支援＝虐待予防
- ・保護や施設入所に至る以前のケースへの関わりと世帯支援
- ・施設退所後の見守りと親子関係調整、継続的な親子支援
- ・要保護児童対策地域協議会における家庭訪問等による相談援助支援
- ・児童相談所からの在宅指導委託による親子調整
- ・関係機関等からの調整依頼に応じた親子支援

## 児童家庭支援センター職員アンケートから

### 強み

- ・ 児童相談所とは違った柔軟な対応ができる（つなぐ・つなげる・つながる）
- ・ 地域における地域に合った対応ができる
- ・ 気軽に電話対応が可能であり、心理職員も様々なケースに対応できる（多種多様な対応）
- ・ 情報の共有がなされやすい
- ・ 24 時間対応が可能

### 弱み

- ・ 様々な相談援助や子ども家庭への支援を行っているが、人も経費も足りない
- ・ 数字だけ示しても認知度が上がってこない
- ・ ある意味公的な業務を行っているが、位置付けの理解がしにくい
- ・ 児童相談所との連携があまり上手くいかない
- ・ 費用もなく雇用形態が難しいため、設置が進まず、認知度がない

# 社会保障審議会児童部会 第8回 児童虐待防止対策のあり方に関する専門委員会

## 議事次第

平成27年4月20日  
18:00～20:00  
場所：中央合同庁舎5号館17階専用第21会議室

### 1. 開会

### 2. 議事

自立に向けた支援のあり方に関する現状・課題について

議事1 課題(3)について

議事2 課題(4)について

### 3. 閉会

#### <配付資料>

資料1 自立に向けた支援のあり方に関する現状・課題について

資料2 木ノ内委員提出資料

資料3 ト蔵委員提出資料

資料4 武藤委員提出資料

資料5 秋山委員提出資料

資料6 泉谷委員提出資料

資料7 草間委員提出資料

資料8 平井委員提出資料

資料9 藤川委員提出資料

資料10 磯谷委員提出資料

資料11 浜田委員提出資料

平成27年4月20日  
事務局作成資料

資料 1

(第8回)児童虐待防止対策のあり方に関する検討委員会  
自立支援検討チーム

自立に向けた支援のあり方に関する現状・課題の方向について

厚生労働省雇用均等・児童家庭局  
総務課、家庭福祉課

## 課題・検討の方向

課題(1) 児童の安全確保を最優先にした一時保護の実施について

課題(2) 親子関係再構築支援のための取組

課題(3) 措置児童の確実な自立につなげていくため、施設、里親等に養育されている間に必要な取組について

課題(4) 施設退所児童等の円滑な自立のための居場所づくりの取組と工夫

## 課題(3)措置児童の確実な自立につなげていくため、施設、里親等に養育されている間に必要な取組について

### ①施設として取り組むべき職業指導等のあり方と方法

#### 現状(第6回委員会資料より)

- 施設職員が学校と連携し入所児童の進路指導を実施。職業指導員配置施設では、職業指導員が実習指導や就職活動を支援。
- 就職支援以外の自立に向けた支援(ビジネスマナー・金銭管理等)についても、施設職員が指導する中で支援。
- 支援が必要な場合には20歳に達するまで措置延長が可能。
  
- 職業指導が直ちに就労に結びつかない場合がある。また、職業指導員の配置施設数も多くない。  
(H26:44か所(児童養護施設等))
- 大学等進学する入所児童が少ない。
  - ・平成25年度末に高等学校等を卒業した児童養護施設入所児童のうち、平成26年5月1日現在の進路の割合:  
大学等11.4% 専修学校等・・・11.2%
- 就職又は大学等進学したが、1年以内で離職又は退学する児童等が多い。
  - ・就職したが1年以内で離職した児童等の割合:  
43.0%(中学卒業児童)、26.6%(高校卒業児童等)  
(H24全国児童養護施設協議会)  
※全国の中学(高校)卒業後就職者1年目離職者の割合:  
40.4%(中学卒業)、19.9%(高校卒業)(厚生労働省HP「新規学卒者の離職状況に関する資料一覧」)

#### 課題

- 施設としての職業指導のあり方をどう考えるか。
- 職業指導員の役割についてどう考えるか。  
例えば、実技実習だけでなく、就労支援機関との連携等による児童に対する付添型支援や、職場開拓等の実施についてどう考えるか。
- 福祉施策だけでなく、ハローワークの積極的な活用等、労働施策と連携した社会的養護の自立支援についてどう考えるか。
- 将来的な目標を持ちにくい児童について、自立支援へ結びつける試みとして、地方における就労体験等を提供することについてどう考えるか。
- 自立に向けた支援の充実の観点から、現行の自立支援計画及び子ども自立支援計画ガイドラインの見直しについてどう考えるか。

## 現状(第6回委員会資料より)

・大学等進学したが中途退学した施設入所児童等の割合:年平均6.2%(H24全国児童養護施設協議会)  
※全国の大学等中途退学者の割合:2.65%(H24文部科学省)

- 一時保護中に児童が18歳に到達した場合、一時保護の継続及び施設入所措置を行うことができない取扱いとしている。
- 措置延長後(18歳以上)に措置変更ができない取扱いとしている。

## 課題

- 自立支援に貢献する企業の取組の紹介や人材不足の業界との連携など、民間企業の取組と連携して児童の自立に向けた選択肢を増やしていくことについてどう考えるか。
- 施設退所児童等の離職防止や中途退学しない(させない)ための施設の取組状況をどのように評価するか。
- 進学を目指す児童等に対する支援をどう考えるか。
- 一時保護中の児童について18歳にいたる前に、児童相談所が施設入所等の援助内容を決定した場合は、18歳を超えても措置できるという取扱いについてどう考えるか。
- 措置延長後の児童に対し施設を変更するための措置変更を行うことについてどう考えるか。

## 課題(3)措置児童の確実な自立につなげていくため、施設、里親等に養育されている間に必要な取組について

### ②里親や里親に委託している児童に対する支援

#### 現状(第6回専門委員会資料より)

- 里親支援について児童相談所や施設等の里親支援機関が担っている。
- 里親委託児に係る自立支援計画は児童相談所が作成することとなっている。
- 里親は、委託解除されることを心配して児童相談所への相談を躊躇してしまうとの声がある。
- 里親委託児は大学等への進学割合が比較的高く、里親の持ち出しによる金銭的負担が大きいとの声がある。  
また、委託解除後も関係を持ち実家的役割を担うが、公費負担制度がないため、さらに金銭面等の負担が大きくなるという声がある。
- ・平成25年度末に高等学校等を卒業した児童のうち、平成26年5月1日現在の進路:  
里親・・・大学等23.3% 専修学校等・・・20.0%  
児童養護施設・・・大学等11.4% 専修学校等・・・11.2%  
※全高卒者・・・大学等53.8% 専修学校等・・・23.1%(学校基本調査)

#### 課題

- 里親支援にかかる児童相談所の役割、児童家庭支援センター等里親支援機関の役割についてどう考えるか。
- 里親支援を充実させるために、里子の自立支援計画策定を里親支援機関に委託することについてどう考えるか。
- 進学を目指す児童等に対する支援をどう考えるか。【再掲】



## 課題(4)施設退所児童等の円滑な自立のための居場所づくりの取組と工夫

### ①自立援助ホームの機能や施設における居場所づくりの取組と工夫

#### 現状(第6回専門委員会資料より)

- 自立援助ホームは、義務教育終了後の児童が20歳に達するまで入居できる事業であり、就労しながら自立に向けた支援を行うもの。(H26. 10現在:118か所)
- 児童養護施設入所児童等の場合、20歳に達するまで措置延長することは可能。
- 自立援助ホーム、児童養護施設等の措置延長の仕組みは、20歳に達するまでの制度であり、20歳以上になると児童福祉での支援は生活・就労の相談支援のみであり、取組みが十分ではないとの声がある。
- 児童養護施設退所児童等の支援の一つに自立援助ホーム(就労を前提)があるが、就労している児童等がいる一方、離職等により就労していない児童等もいる。
- 【再掲】就職又は大学等進学したが、施設退所後1年未満で離職又は退学する児童等が多い。

#### 課題

- 自立援助ホームについてこれまでの役割(就労を前提)に加え、例えば、大学進学者向け等の新たな類型を設けることについてどう考えるか。
- 施設退所児童の居場所作りや施設の実家的機能についてどう考えるか。

## 課題(4)施設退所児童等の円滑な自立のための居場所づくりの取組と工夫

### ②施設退所児童のアフターケア

#### 現状(第6回専門委員会資料より)

- 児童福祉法の児童福祉施設の各施設の定義の中で、退所児童等に対する相談その他の援助について規定。
- 退所児童等アフターケア事業(社会福祉法人、NPO等へ委託可)による退所児童等に対する生活及び就労に関する相談支援を実施。(H26. 10:20か所)
- 退所後も引き続き見守り支援等が必要な児童については、児童家庭支援センター等に対する指導委託(行政処分)が可能。
  
- 施設では入所児童の支援が中心であるため、本来行うことになっている退所児童等に対する相談支援が必ずしも十分に機能していない。
- 退所児童は全国にいる一方、退所児童等アフターケア事業を実施している事業者は限られている。
- 児童家庭支援センターに対する指導委託に地域差があり、全体としては低調。(年0~19人(H25全国児童家庭支援センター協議会))
- 【再掲】20歳以上になると児童福祉での支援が退所児童等アフターケア事業などの生活・就労の相談支援はあるが、日常生活支援は手薄になる。

#### 課題

- 施設退所児童のアフターケアの充実に当たり、都道府県の役割をどう考えるか。
- 施設退所後の見守り支援をどう考えるか。
- 自立の見込みが立たない児童等に対する支援をどう考えるか。

第 8 回 社会保障審議会 児童部会  
児童虐待防止対策のあり方に関する専門委員会

木ノ内委員提出資料

課題3「措置児童の確実な自立につなげていくため、施設、里親等に養育されている間に必要な取り組みについて」

◆被虐待児童の特徴

- ・自己肯定感、自尊感情が低いことにより、勉強やクラブ活動などに積極的に取り組もうとしない。
- ・発達遅滞がみられる。
- ・発達障害に似た症状を起こす。虐待の度合いがひどいと解離性障害のような症状をもつ。
- ・里親がやさしく接すると命令口調になる。
- ・思春期に暴力的な言動、非行が目立つ。大人社会への反抗が根底にある。

◆里親の対応

- ・大人への信頼感醸成のためには、気長に普通の暮らしをしていくことが大事である。里親だけではなく、里親仲間、地域社会、里親の友人など多くの人間が子どもを見守り、養育することが大事。現在は非公式的な関わりであるが、役割を定めた“チーム養育”的な取り組みが必要と思われる。
- ・普通の暮らしは長期にわたって安定的に行われる必要がある。安心、安全以外に安定を重要視した里親委託が必要である。虐待を受けた影響は子ども期だけでなく本人の人生に影響を及ぼすと思われるので、長期にわたる配慮が必要である。
- ・養育者から暴力を引き出すような言動がみられ、経験の浅い里親はその言動にのせられてしまうことがある。一般的な子育てと違う面がある。実子の子育てで自信のある里親ほど養育が困難である。被虐待児童のための養育スキルを学ぶ必要がある。現在そうした子どものために専門里親が用意されているが、被虐待児童が多く養育里親に委託されているケースが非常に多い。専門里親の仕組みが活かされていない。
- ・とくに気をつけるべきは、なにがあろうと養育者は子どもに対して信頼感を失うような言動はしないことである。
- ・ときには専門的なアドバイスを必要とするが、そうした環境が里親にはない。治療的養育環境を整備する必要がある。
- ・子育てについて時に迷うことがあるので、スーパーバイズしてくれる態勢があるとよい。また、養育に疲れた時のレスパイト・ケアも制度としてはあるが利用しづらい。

◆自立に向けた取り組み

- ・自尊感情を高め、何事にも自信を持って取り組むように働きかける（そうしたプログラムがあるといい）。

- ・生活スキルを身につけさせる（生活スキルは基本となる能力である。時間を守る、約束を守る、言葉遣いなど）。意識して日頃の生活で身につけさせる。
- ・自己選択の能力を身につけさせる（能動的に自分の希望する方向に具体的なアクションを起こすことができる能力。最初は3つの選択肢を示して選ばせるようにする、など）。
- ・折に触れて職業概念（どんな職業があるのか、社会の仕組みはどうなっているのか）を教えていく。
- ・たとえばアメリカでは16歳になると里親でもソーシャルワーカーでもない、自立のための担当者が子どもにつけられる。自立に向けた意識を醸成する。

#### ◆自立のフォロー

- ・必ずしも18歳では自立できず、20歳でも難しいと言える。できるだけ大学や専門学校に進学させ、助走の期間を長くしたい。
- ・現在、高校以上への進学は4割を超えているが、里親の経済的負担が大きいと言える。
- ・進学、就職した後、1年以内にドロップアウトする者が多い。措置解除後の動向調査を実施するとともに、見守りと支援の仕組みが必要である。
- ・「里親及びファミリーホーム養育指針」では、措置解除後も帰ることのできる実家のような役割が里親に求められるとあるが、制度としては未整備である。
- ・アメリカではILP（インデペンデント・リビング・プログラム）があり、社会的養護から離れて自立するユースのために特別予算が付けられている（2010年の総額予算は1億4千ドル）。当事者のなかからリーダーを養成して社会的養護の改善に当事者の声を反映させており、参考にしてほしい。

以上

第 8 回 社会保障審議会 児童部会  
児童虐待防止対策のあり方に関する専門委員会

ト 蔵委員提出資料

課題（3）措置児童の確実な自立につなげていくため、施設、里親等に養育されている間に必要な取り組みについて

日本ファミリーホーム協議会会長 ト蔵康行

ファミリーホームとは

平成21年4月に法定化 小規模住居型児童養育事業（第2種社会福祉事業）  
 里親ファミリーホームを原型とし5～6名の児童を養育（里親は4人まで）  
 養育者+補助者 3名以上で養育（措置費は、常勤1+非常勤2）

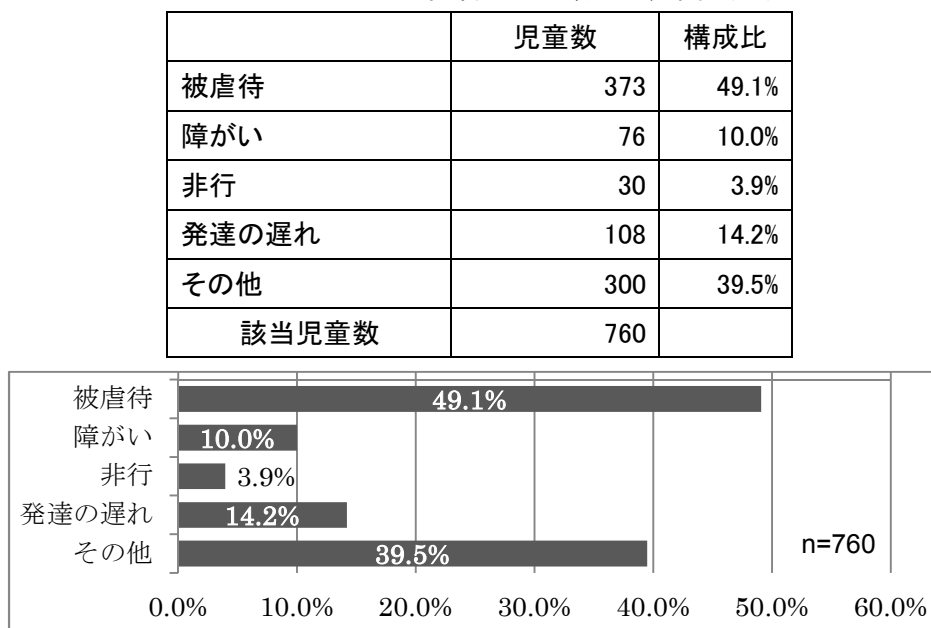
ファミリーホームの子どもたち（家庭福祉課 ファミリーホーム事例集 実態調査から）

平成25年10月に委託されている子どもの状況

委託されている子どもの状況をみると、「被虐待」49.1%、「障がい」10.0%、「非行」3.9%、「発達の遅れ」14.2%、「その他」39.5%であった（図表Ⅲ-16）。

図表Ⅲ-16 委託されている子どもの状況

回答ホーム数:165, 単位(人)



平成24年度における委託児童の構成割合

| 就学前児童 | 小学生   | 中学生   | 高校生以上 | 計    |
|-------|-------|-------|-------|------|
| 19.5% | 35.5% | 21.3% | 23.6% | 100% |

- ・事業化されたことにより、ファミリーホームにおいてより子どもの養育と支援に、時間的、物理的に手をかけられるようになった
- ・年数の経過とともに、次から次へと子どもを社会に送り出していくことになる
- ・ファミリーホームや里親は、措置解除後も子どもたちの「帰れる家」として存在する

## 必要な取り組み

- ・高学齢児でも施設から家庭養護への移行を進められるようにするために、高校生の措置費の充実を
  - 関係機関の連携がより重要になる
  - 今年度から学習支援費が新設されたが、交通費、部活動費など中学生と同様に
- ・資格取得費の弾力的な運用
  - 自治体によって運用に格差がある
  - 例えば、運転免許取得には使用できないなど
- ・措置延長の改善 活用の徹底
  - 自治体によって運用に格差が大きい
  - いまだになかなか認めない自治体がある
  - 自宅通学以外でも認められるように
  - 20歳の誕生日前日までではなく、年度終わりまでの延長を
  - 子どもの誕生日によって差がでてくる
  - \*ファミリーホームにおける現状
    - 措置延長を終えても、子どもが生活の場を変えるわけではない。新たな子どもの委託により、ホームで生活する子どもの数は7人、場合によって8人と増えることになる。
- ・進学する児童のための支援
  - 措置延長をする児童にも進学支度費を
  - 一般生活費だけでなく特別育成費に準じた措置費を
  - \*社会的養護の枠の中だけでのことではないが
  - 給付型奨学金、学費の減免などの社会的な支援が必要
- ・障がいのある子どもの自立・解除後の生活についても考える必要がある
  - 将来を見通せないことに不安を感じる
  - 地方では、社会資源が乏しい 支援先につなげること



前述の実態調査報告書から

\* 開設後に気づいた悩み

### ■ 自立支援

- 委託児童は、10代が多い。18歳以降どのように自立していくのかがなかなか決まらない。自立できない子ども達をどのように養育していくのが大きな課題となっている。自立援助ホームは既に定員一杯であり、入ることができない状況にある。
- 次々に自立する年齢が近づいていく子ども達の将来をどのように支えていくのかは、大きな課題である。進学の実現させていきたい。一方、障害のある子どもやボーダーラインの子ども達にもそれぞれ自立に向けて取り組むべき課題は大きい。ファミリーホームだけでは対応することに限りがあると感じている。
- 措置解除後に自立した生活に失敗した場合の対応に苦慮する。
- 委託児童は、高校進学までが想定されており、大学・専門学校への進学は経済的に難しい状況にある。

\* 制度の改善に望むこと

### ■ 高齢児の教育費の支援

- 高齢児に対する教育費等の補助拡充。
- 措置費について、大学等の進学の実現がかなうよう支度金の増額を希望する。

### ■ 自立、措置解除後の支援の強化

- 18歳で経済的支援が途切れてしまうことは実態として厳しい。措置解除後の児童は、里親委託であれば、現住所を里親宅とすることができるが、ファミリーホームは、実親の住所とすることが多い実態にある。こうした場合、金融機関で口座開設すること一つをとっても不便な点がある。措置延長もしくは、解除後の支援の継続を求める。
- 学力に課題があり、情緒的に課題を抱えている子ども達の進路について悩むことが多い。こうした子ども達の自立についての支援を希望する。
- 委託解除後も児童がファミリーホームに帰省した際の生活費、相談支援に関する交通費などについては支援の道を拓いてほしい。

### ■ 措置延長の必要性、措置解除後のフォロー強化

- 委託されている児童が20才まで措置延長になったが、専門学校あるいは短大へ入学した場合、4月生まれの子どもの誕生日がくると在学中に委託解除となってしまう。そのため、大学、専門学校等に通学している子どもに対しては、卒業まで(3月)を措置延長できる仕組みを検討する必要があると考える。
- 措置解除後の児童の支援が、里親任せとなっている。継続的な支援の仕組みづくりが必要である。

第 8 回 社会保障審議会 児童部会  
児童虐待防止対策のあり方に関する専門委員会

**武藤委員提出資料**

## 課題（3）「措置児童の確実な自立につなげていくため、施設、里親等に養育されている間に必要な取組について」

二葉学園 統括施設長 武藤 素明（むとうそめい）

### はじめに

NPO法人「ふたばふらっとホーム」で行った「社会的養護施設等および里親出身者実態調査」から、約950名の回答から（平成23年度実施）※厚生労働省のホームページに掲載しているので参照していただきたい。

#### ①施設や里親に対して思うこと、言いたいこと

○全般的に「親身になってよく聞いてくれた」と施設生活等に対して肯定的にとらえている人86%と非常に高い。

○その一方で「職員・里親から怒鳴ったり叩いたりされたことがある」と答えた人全体の39%、4割程度の人が回答している。昨今では虐待され入所する児童が多い中、怒鳴る・叩くは再虐待体験にあたり、あってはならないことである。

#### ②社会に出て困ったこととして

①アパートの保証人 ②寂しさ、孤独さ ③施設出身ということ話すこと ④家族とうまく話が出来ない ⑤自分の気持ちを話せる人がいない ⑥職場の友人関係 ⑦相談相手が近くにいない と続いている。いずれにせよ①から⑦までのすべてに共通するテーマとして「心の問題」や「人間関係の問題」が主たる課題なのである。この調査より先に行った、東京都の退所者調査においても共通する結果が出ている。

#### ③施設や里親から社会に出るために必要なこととして

①社会生活資金のためのアルバイト ②社会で必要とされる資格取得 ③アパートなどの保証人 ④専門学校や大学などへの進学 ⑤塾など進学準備 ⑥施設里親出身者が集まれいつでも語り合える場と続いている。

#### ④措置解除後の施設とのかかわりや自立支援のあり方についての要望に関する設問においては

①保証人になってくれる制度が欲しい(64%) ②専門学校や大学などに通えるようにしてほしい(58%) ③施設や里親出身者がいつでも集まれ、いつでも語り合える場がほしい(57%) ④病気や離職、住むところに困った時に施設や里親のところで一時的に住めるようにしてほしい。(56%) ⑤施設や里親のところにいつでも泊まったり出来るようにして帰れるようにしてほしい(55%)

#### ⑤この調査においても最後に自由記述欄があり、そこに大変貴重な意見が寄せられている。

「そこで働く職員の人材、里親もこの人で大丈夫かの見極めが必要」「施設を卒園する前にひとり暮らし体験をする必要あり」「お金の使い方管理の仕方を教えるべき」「施設や支援内容（サービス）を選択出来るようにしてほしい」「バイト体験は貴重」「心のケアは絶対必要」「施設内で甘やかしすぎ」「年金、税金、保険、公共料金手続きや等教えるべき」「大規模施設で無く、小規模で一般家庭と同じような生活が送れるようにすべき」「進学のための奨学金制度を充実させるべき」「パソコン技術、車の運転免許は絶対必要」「人としての思いやりや優しさがあれば社会はやっていける」「社会に出て行ってからも時々『元気でやっているか』『頑張れよ』との一言が助けになる」「冠婚葬祭について分からない」「ご飯が食べられるところがほしい(10代女性)」「性について、体のしくみ等のサポートが欲しい(20代女性)」「職員にとっては『仕事』、もっと卒園してからも何でも相談できるような仲になりたかった」「自分らの視野を広げるためには職員さん

自身がいろいろな事を学んでもらう必要がある」「子どもには些細な事でもほめて欲しい」「一度傷ついた心を修復するには長い年月のサポート（相談しやすい環境）をつくってほしい」「里親家庭の方が生活面などきめ細かく教えてもらえるので良かった」「児童自立支援施設出身ですが退園した今でも連絡を取っていて心強い」等々の貴重な意見をいただいた。

## 1. 自立支援策として重要なこと

### (1) 自立についての合意形成が重要

自立の概念や具体的指標等を児童と家族、職員、施設として、また措置する側の都道府県・児童相談所、国や関わる行政機関等が十分に意見交換する中で、共有すべきである。（たとえば金銭的自立？納税者？ 職業人？自己に責任を持ち他への配慮が出来る人？・・・）

現在、取り組みとしては、施設ごとの工夫や特色を持った取り組み、都道府県ごとに工夫や特色を持った取り組み等が行われているが、国全体として社会的養護の下で育つ子どもたちの自立支援のために、具体的に何を取り組みれば良いかを立案すべきである。（今回はそういう趣旨で検討されていると認識している。）

また、どんな親元で生まれても、どんな家庭で育っても最良な教育や養育を受けることが出来る場を設け、社会的自立が出来るようにすることが重要であることを、すべての人が再認識すべきであろう。（子どもの未来応援国民運動の取り組み方針参照のこと）

### (2) そのうえで、今何について取り組むべきかを明確化することが必要

「社会的養護の下で巣立つ子どもたちは自己肯定感が低く、自立意欲や将来に対する目標や希望を持つ事が苦手な児童が多い。」「18歳での社会的自立が困難な児童が多くなっている。」「そのためには長期的かつ切れ目のない支援が必要になっている。」「在園中の自立支援は以前からすると充実してきている。（高校進学支援や通塾や習い事等）」「しかし、現状として遅れているのは自立支援を行う人材（質、量とも）、将来展望を持つ策等々。

夢や目標を持てと言ってもそれを実現できる手段や方法がある程度準備できていなくてはチャレンジする意欲も湧かない。また、それらを実現出来ているモデルが無ければ真実性に欠ける。

## 2. 施設と都道府県（主管と児相）が行うべきこと

### (1) 自立支援計画書の立案と実行、振り返りと再プラン化のプロセスの点検を

児童の自立支援計画書が児童のケースアセスメントにそって立案されているか、また、児童の希望に沿った計画書になっているか、また、立てた計画が着実に実行できているかを常に施設としても、また、措置した児童相談所や都道府県としてもチェックしているかが重要である。また、十分な支援が出来てない場合は出来るように改善作業が必要である。そのために、施設での自己チェック、第三者委員等による第三者チェック、担当児相福祉司チェック、担当主管及び都道府県単位の児童福祉審議会等の行政チェックの徹底を図るべきである。

また、退園後1年目で困っている事、3年後で困っている事、5年後で困っている事、10年後で困っている事など退園後の児童（者）の状況把握に努め、退園後の支援をするとともに、それらを参考にしながら在園中に必要な自立支援策について明確にし、それをもとに在園中の自立支援がなされることが重要である。

(2) 自己肯定感を育む取組みと自立のイメージ化が図れる取組み（各施設での具体的取組みについて）

①措置後の日常生活において、一人ひとりが大切にされた生活が保障されているか。（衣食住から個のスペース、関わり、教育等すべてにわたって・・・） 今回あえて言うまでもないが自立する力は「愛着関係」や「守られ感」「支えられ感」の中で養われるものであり、一定の依存関係の中で育つものである。自立性と依存性はともすると相反する関係のようであるが、この両輪の関係が常に保障された中で自立性が育まれなければならない。

②施設生活を通じて大切にされていることを実感する中で、これまでの生活や親との関係性などを振り返り、自分のこれからの生活や将来を展望する作業を、職員や暮らす仲間と共に行う。また、そのためには担当職員のみでなく、児童養護施設等での進路指導や自立支援を専門に行う専門職（東京は自立支援コーディネーターを各施設に配置、その他山形県や広島県で配置している。）と具体的に将来の自分像を描く作業を行うことも必要であろう。社会的自立に向けたアセスメント指標、シート、支援計画、進路シートなどを用いて、子どもと共に行うことなど実施されている施設もある。

③子ども自身が自己の強みや弱みを認識するとともに、先輩たちの進路選択や生きざまを見ながらも、進路を考える機会や職業等に触れる機会を多く取ること（就労のイメージ化）。また、先輩からの多くの苦悩や困難を乗り越えての体験等を聞きく機会や触れる機会を多く作ること。また、在園中からアルバイトなど就労の機会を保障する。夏休み、春休み、年末年始等に職業体験、実習の実施（インターン）も有効である。

④社会に出るには最低限必要なこと、身に付けておくべきことなどを知っていくことも大切である。（各種チェックリスト等を参照しながら）

⑤現状として、このような自立支援の取組みにおいて、充分取り組んでいる施設とまだ取り組めていない施設との施設間格差が生じている状況である。すべての施設が取組みを行えるような指標やシステムづくりが必要であり、そのチェックを行うべきである。

⑥卒業や卒園真近の取組みでなく、出来るだけ小学生の段階からの取組みを行うこと

○学習支援の取組み（学習の遅れを取り戻し意欲と自信を回復する）

※児童の個別事情や発達に応じた学習支援プログラムを

○学習支援だけでなく習い事、趣味、スポーツ等への取組み

※自信や自己肯定感を育む

○未体験へのチャレンジの機会を（国内体験、海外体験、その他）

○進路指導の取組み（将来への展望をもつ）

○年上の子どもからのよき影響（施設生活をよき体験とする）

(3) 都道府県単位として取り組むべき課題

①各施設や里親で取り組んでいる自立支援策を十分に都道府県が把握すること。

②自立支援の取組みについて各施設間格差等が無いように十分なチェックをすべきである。

③そのうえで各都道府県ごとに特色をもつての自立支援策を豊富に実施すること（企業や団体等の支援も得ながら）

たとえば、もっておいの方が良い、有したほうが良い、また必要な資格や能力と思うことなど。

- 運転免許証
- パソコン技術
- 読み書き計算（義務教育程度）
- 将来的な仕事への資格
- 大学や専門学校へ行き資格等を取得すること
- 国際化に向けての英会話力等

※それらへの助成金制度用を実施すること

④児童養護施設等の就業支援事業の取組み状況把握と効果測定を

(4) 施設の取組みだけでは自立支援は困難

社会資源の活用とネットワーク、児童が進路選択や将来展望を持てるように、施設内の取組みだけでなく、就労支援や社会的自立のために必要なことを、ボランティアや企業やNPO 団体などの協力による取組みも始まっている。「職業実習体験」「マナー講習」「ソーシャルスキルトレーニング」等、広範な資源を活用し、施設入所中から社会的自立が少しでも可能になるような取組みを行う必要がある。

自立や支援が困難な児童ほど、さまざまな施設や諸機関が関わることになり、施設、児童相談所、学校、病院、区市町村の福祉事務所、企業、その他との調整能力が児童を担当する職員には求められる。そのためには諸機関連携能力、学校や企業の特色、刻一刻と変わる社会状況の変化や制度についても注視し広範な知識やネットワークを有する職員が必要になる。

3. 国として行うべき自立支援策

(1) 「社会的養護の課題と将来像」の実現に向けて

①子ども・子育て支援事業計画として保育制度の充実と共に、児童虐待防止策の充実と社会的養護体制の充実について計画するよう国から通知し、その中で社会的養護体制の充実については家庭的養護推進計画及び都道府県推進計画を平成26年度末までに立案し、国へ報告するように求めている。

そこでは家庭的養護の推進策として里親委託等の推進、施設の小規模化及び地域分散化の推進の計画を中心として、それらを進めるためにも「専門的ケアの充実及び人材の確保・育成の対策」「自立支援の充実」「家族支援及び地域支援の充実」「子どもの権利擁護の推進」を都道府県単位で進めるように求めている。

それらにもあるように「自立支援の充実策」は国としても、また、都道府県単位でも取り組むべき課題として社会的認知がなされていると考えるか、現実的にはその認識や具体的取組み計画には格差が生じているものと察する。したがって、国としても各都道府県単位でどのような取組みをしていて、今後どのような取組みを計画しているのかを調査集約し、その促進のための材料をもっと示すべきである。

(2) 都道府県単位としてさまざまな独自の取組みをするのは、財源の保障や認識の差からすると困難も予想される。したがって、今後国全体としても取り組むべき対策を明らかにしながら進める事が必要である。

<社会的養護の課題と将来像や子ども子育て支援制度の拡充策としてすでに明らかにしている事項>

- ①自立生活能力を高めるためのさまざまな施設や里親での取組みの充実、促進策
- ②特別育成費、大学等進学支度費、就職支度費の増額と充実



※大学等進学率向上の目標数値を立案すること

③奨学金の情報を各施設へ情報提供

④措置延長や自立援助ホームの積極的活用と充実

⑤アフターケアの推進策として児童養護施設には自立支援担当職員を配置する。（平成27年度から5年間かけて全施設に配置をめざすとした。）

⑥退所者等アフターケア事業の拡充と推進

⑦身元保証人制度の内容充実（退所者からの要望は強い）

※但し、全体的には以前（10年ほど前）と比較すると充実はしてきているものの、その推進策が十分でなく中途半端な取り組みになっている部分（大学進学助成制度や措置延長の積極的活用、自立援助ホームや退所者等アフターケア事業の開設の促進策等）や未実施事業（自立支援担当職員の配置）等がある。

今後の実施促進を図ることが急務の課題である。

<今後新たに国全体として行うべき自立支援策についての提案>

①施設や都道府県単位で行う、独自で行う特徴をもった自立支援策へ「安心こども基金」のように拠出・保障できるようなプログラムと予算保障制度をつくり、自立支援策の強化促進を行う。（予算は国が保障し、中身は地方（都道府県）で行うようにする。）

②大学等の進学支度金の支出の根拠として在園（在籍）する間支払うべき入学金や前期授業料などは上限は設けることとしながら措置費から支出して良いものとする。また、その財源的保障につとめること。

③大学等の進学を支援するための施設や里親から「大学等進学支援を支えるための仕送りが出来る制度（金額上限は設け）」を認めること。また、大学等の進学促進のためその財源保障に努めること。

また、全国児童養護施設協議会や各支援団体、企業等の協力をもとに給付型奨学金制度の設置促進等に努めること。

④今年から充実させた通塾、学習支援費の更なる充実策と自信をつけるための習い事への拡充策

⑤措置延長規定は20歳までであり、有無も言わず20歳でどの児童も支援が切られてしまう。児童によってはせめて22歳くらいまでの自立支援を経て社会的自立をすべきと思われる児童が多くなっている現状から、児童福祉法の改正や児童福祉法以外の対象としての措置継続について検討するべきである。また、最低限の配慮として、措置延長は20歳までであり、大学や短大等、また、就職等で年度の中で20歳になった児童を年度末まで施設や里親で支援できるように改善すべきである。

⑥職員が長く務めることが出来るような社会的養護の現場とすること（自立支援策の充実と職員の定着性確保）

○長期的に在職する職員の確保策（職員が定着できないようでは自立支援は出来ない。）

○自立支援や進路（進学や就職）指導が出来てさまざまな情報を有し、様々な資源やネットワークを有している職員が必要（自立支援担当職員の早期実現を！）

○民間給与改善費のさらなる充実を！

平成23年度 セーフティネット支援対策等事業費補助金

社会福祉推進事業

社会的養護施設等および里親出身者実態調査研究事業

団体名 特定非営利活動法人 ふたばふらっとホーム

平成24年（2012年）3月

社会的養護施設等および里親出身者実態調査概要報告書



## 目次

|                                      |    |
|--------------------------------------|----|
| はじめに.....                            | 3  |
| 今回の調査の目的 .....                       | 4  |
| 調査対象.....                            | 4  |
| 調査の実施方法 .....                        | 4  |
| 調査結果.....                            | 5  |
| 【対象者の属性・性別】 .....                    | 5  |
| 【回答者の施設種別】 .....                     | 5  |
| 【年齢階級】 .....                         | 6  |
| 【婚姻状況】 .....                         | 6  |
| 【措置期間・措置解除時期・最終学歴】 .....             | 7  |
| 【施設職員や里親についてどのように感じていますか】 .....      | 8  |
| 【施設や里親での生活についてどのように感じていますか】 .....    | 10 |
| 【社会生活を送るうえで準備が出来たと思いますか】 .....       | 11 |
| 【施設や里親から社会に出る人のために必要だと思うこと】 .....    | 12 |
| 【困った時に頼った人】 .....                    | 15 |
| 【社会に出て困ったこと】 .....                   | 16 |
| 【措置解除後の施設とのかかわり及び自立支援のあり方について】 ..... | 18 |
| まとめ（考えられる支援の提言） .....                | 20 |
| 付録 .....                             | 22 |
| 個人票自由記述回答抜粋.....                     | 22 |
| 施設等よりの自立支援に関する自由回答抜粋.....            | 26 |

## はじめに

特定非営利活動法人ふたばふらっとホームの設立趣旨は、里親や養護施設などの施設出身者が気軽に立ち寄れ、相談でき自助活動ができる居場所を作るとともに、就労支援などの相談及びコミュニケーションが苦手な出身者に対して、人間関係における信頼を高めるためのプログラムに関する事業を展開することである。

当法人が上記の趣旨に基づいて活動するために、里親や施設出身者が望んでいる自立支援のあり方を厚生労働省の若者支援のためのセフティーネット支援対策等事業費補助金（社会福祉推進事業分）23年度事業としての補助金を受けて実施することになった。

今回の調査では、里親や施設出身者が行う調査として、設問の要旨は、施設出身者も参加をして考えたもので、その思いが強く出ている。

しかし、調査のABCも分からない人間の集まりであることから、児童養護施設・児童自立支援施設・里親会・児童援助ホーム・社会的養護施設出身者の当事者団体などの関係者にご参加いただき、専門委員会を設置して、委員の方々からのご意見と、調査に当たっては各種別協議団体のご協力得て調査票の配布を行った。また、日本大学文理学部教授の井上先生のご尽力によって実施することが出来た。ここにご協力いただきました皆様方へ心からの感謝をいたします。

今回の調査結果は、あくまでも各設問項目を単純集計したものを中心として関係者で協議をした中間発表である。

いずれ、色々なクロス集計を基にした考察や23年8月に出された東京都における児童養護施設等退所者へのアンケート調査などとの比較研究もしたいと思っている。

NPO法人 ふたばふらっとホーム  
理事長 園武友

## 今回の調査の目的

社会的養護施設等の出身者が自立することの困難さおよび、自立支援に対する要望を調査することによって、出身者への社会的支援のあり方を探るための基礎資料とすることを目的として調査を行った。

児童福祉法改正により、里親や施設の目的が自立支援とされましたが、18歳以降の自立支援サービスは、アフターケアの一環として行われているが、しかし、実際には18歳以降の福祉的サービスが行われないなかで多くの里親や施設出身者は、家族支援がない限り一人で頑張っているのが現状である。

孤立する若者たちを社会がどう支えるかが大きな課題とされているが、こと里親や施設出身者においてはなおさらその必要性は高いものであると考えている。一時的な居場所はもちろん、相談支援や具体的サービスの必要性の高さは、関係者の指摘を待たなくても高いものであると思うが、今回の調査でさらに具体的な数字として提示できればと考えた。

## 調査対象

今回の調査の対象は、里親や施設などの出身者で、里親や施設の関係者が連絡をすることができ、里親や施設からの調査の依頼にこたえていただいた方々である。

施設出身者でも里親や施設との関係を保っている方々ということになる。このことが今回の調査結果の分析に大きく影響する条件となった。

## 調査の実施方法

今回の調査は、全国の里親や施設などに調査票を送付し、里親や施設から調査対象者に依頼をしていただく方法をとった。

調査票の回収については、調査対象者の方から直接お送りいただく方法を取り、1405票が調査対象者へと配布され、回収された有効回答票は949票であった。配布された調査票に対しての回収率は約67%となり、郵送アンケート調査としては非常に高い回収率となっており、今回の調査の大きな特徴となっている。

この調査の対象者の方々は、里親や施設関係者からの依頼に対して回収率からもわかるように誠実に対応をしていただいた。施設や里親との信頼関係が存在していることは、この結果からも見ることができる。

このような結果から、今回の調査結果については、里親や施設との信頼関係が継続されている方々で、連絡が取れるという意味では社会的にある程度安定をしている方々ではないかと推測される。

## 調査結果

### 【対象者の属性・性別】

今回の調査対象者の男女比については大きな偏りはなく図1のグラフのとおりほぼ半々の状態である。

### 【回答者の施設種別】

今回の調査に回答した方々の施設種別結果は、図2のグラフとなっている。もともと対象者が多い児童養護施設が全体の77%を占める結果となった。

当初は、施設ごとの調査分析を行う予定であったが、今回の調査では、施設種別ごとの比較検証をできるまでのサンプル数に届いていないために、今回は里親や施設出身者の意識調査として、全体でまとめた。

今後、追跡調査などの必要が生じるかと思うが、その際は比較検証ができるように、各施設種別ごとに一定のサンプル数になるようにしていく必要がある。

また、地域ごとの分析にも同様なことが言えるので、今回は全国の里親や施設出身者で里親や施設との関係を保っている方々の意識調査として分析を進めた。

対象者の属性 性別

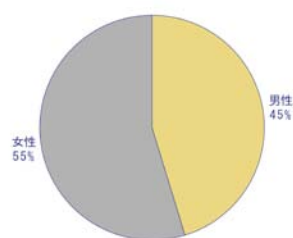


図1:性別

回答者の施設種別

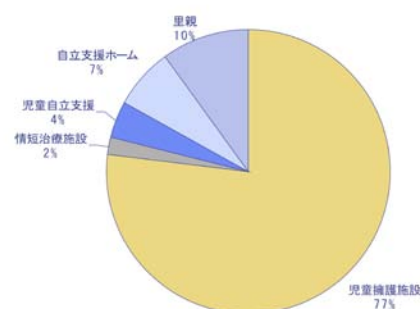


図2:施設種別

## 【年齢階級】

今回の調査は厚生労働省の若者支援のためのセフティーネット支援対策等事業費補助金で行ったので主に35歳までが対象となっている。

調査回答者の年齢別分布は、10代8%、20代73%、合計すると81%になっている。このことからわかるように、今回の調査に回答いただいた方々は、施設を退所してから10年以内の方が多いという結果となった。

青年期の世代の方が、里親や施設から依頼されたと言え、自由回答も含めて非常に誠実に回答を寄せているので、回答態度からも自立支援について非常に関心があることが解った。

## 【婚姻状況】

10代・20代の方が多いのにも関わらず、既婚者が25%を占めていた。男女比での比較では、既婚者の男性は全体の40.2%、女性は59.3%となっており、施設職員としての『経験則から』、早く家庭を持って落ち着きたいという意識があるといわれているが、今回の調査でもそのような傾向が表れていると言える。

さらに、女性の方は比較的早く結婚するケースが多いともいわれているが、今回の調査でも既婚者のうち、20代までの男性が17.2%の比率であることに対して、女性は38.2%の割合となっており、若年年齢での既婚者の割合が高い結果が出た。ちなみに男性は30代が19.1%で一番高い率を示している。

婚約や同棲者の者は全体の3.5%でしかないが、そのうちの10代から20代の男性の比率は31%なのに対して、女性は51.7%の比率で、女性のほうが若年年齢での婚姻関係を望む傾向が今回の調査結果からでも明らかになった。

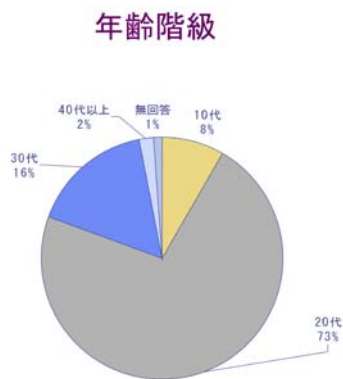


図3:年齢

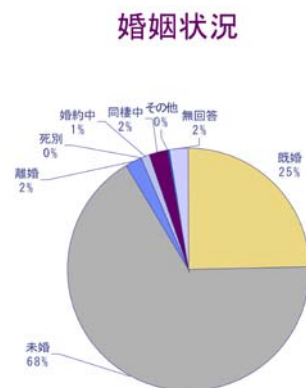


図4:婚姻状況

## 【措置期間・措置解除時期・最終学歴】

里親や施設での在籍期間については、今回の調査では、5年以上在籍した方が全体の56%となっている。

全体に施設等の在籍期間が長い回答者が多い理由として、回答者の措置解除時期・最終学歴を見ると、高等学校卒業者が60%以上占めていること。高等学校の3年間とそれ以前に在籍していた期間を含めると在籍期間が当然ながら長くなり、措置児童の進学状況と比較しても、高等学校卒業者が多いということが今回の回答者の大きな特徴であった。

疾風怒涛の青年期でもある高校時代を里親や施設で過ごした子どもたちが多いということが今回の調査の背景として分析上の大きなポイントとしてとらえている。

長期在籍をしているものが多いということは、施設・里親との関係が長時間にわたるなかで形成され、調査依頼等に応じるという関係が構築されているとみることができ、比較的良好な関係を築いている方々であると推測できる。

調査分析はこの点をしっかり視点に持つ必要がある。いわゆる里親や施設出身者で今現在困難な状況にある対象者ではないということ。一定の安定性と関係性を里親や施設と維持をしている方々が、今回の調査対象者ということ再度確認して、今回の調査分析の結果として考えるべきである。

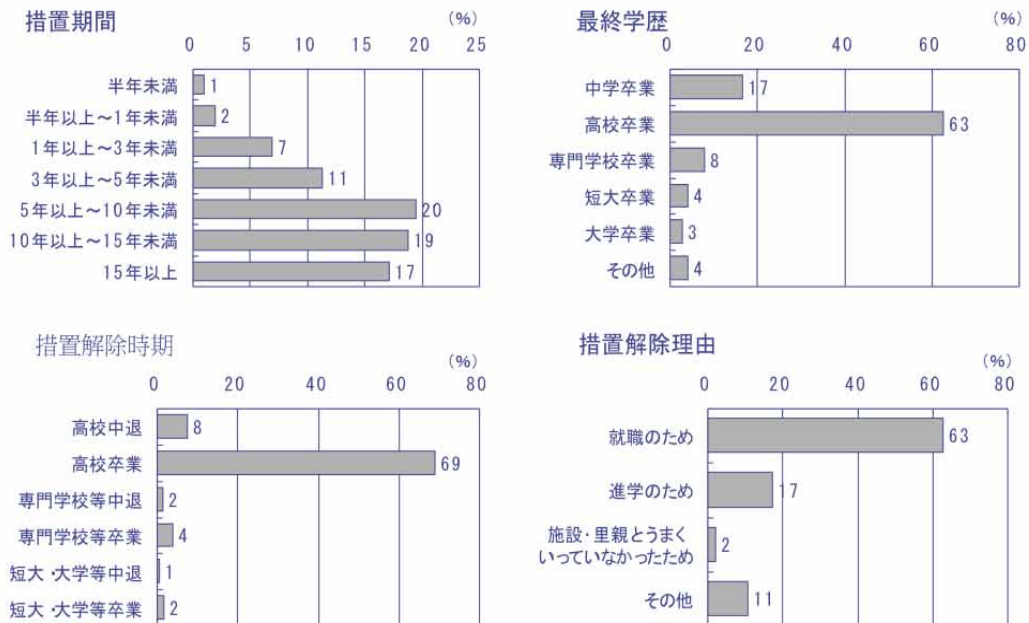


図5:措置期間、措置解除時期、最終学歴、措置解除理由

## 【施設職員や里親についてどのように感じていますか】

「私の話を親身になってよく聞いてくれた」87%など施設・里親に対して肯定的に評価している。このことが、里親や施設出身者全体の意識傾向を表しているとするとは限らない。即ち、今回の調査対象者は施設・里親との関係が維持をされているという条件での調査あり、積極的な回答態度からもわかるように、里親や施設との関係性が良い方々ということを経験しなければならぬ。

今回の調査対象者の特徴から分析をすると、里親や施設職員への評価が高い子どもたちほど、措置解除後も里親や施設との関係を維持していることを示していると言える。

里親や職員などへの評価が信頼関係の構築をしていくことは、今さら申し述べることではないが、里親や職員との関係性をいかに良くしていくかが措置解除後の自立支援の基盤となることは今回の調査でも示されている。

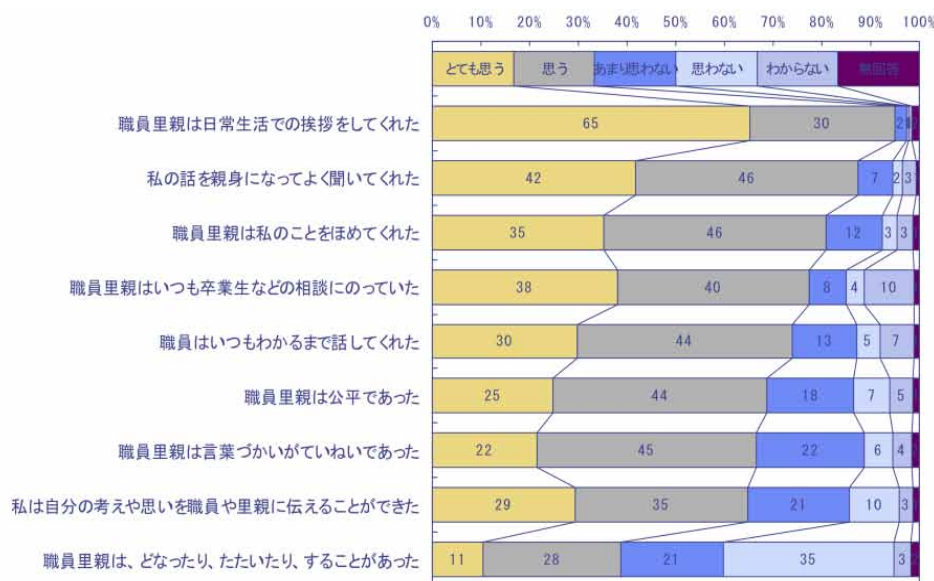


図6:施設職員や里親についてどのように感じていますか

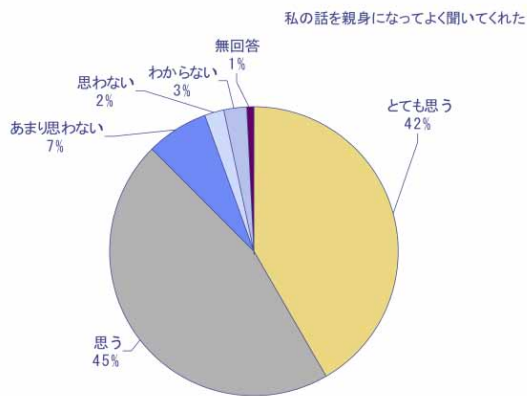


図7:話を親身になってよく聞いてくれた

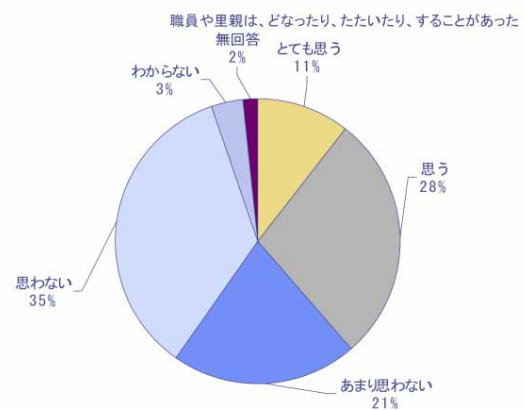


図8:怒鳴ったりたたかれたことがあった

その一方で、「職員・里親は、怒鳴ったり、叩いたりすることがあった」との設問に対して、「とも思う」・「思う」をあわせると39%と比較的高い数値を示していることは重く受け止める必要があると思う。

また、学歴別の結果を見ると、中学校卒業者や職業訓練校卒業者のほうが高等学校卒業者よりも、「思う」と強く感じている傾向が表れており、今回の調査では年齢が低く措置を解除された者の方が、どなったり、たたいたりすることがあったと答えている。若年者ほどこのような処遇には、ある意味で敏感に反応をしているととらえることができ、施設を若くして出た子どもたちがこのような感じを持っているということは、里親や職員との良好な関係性を示していることに対するの評価への対極的な評価でもある。

ただ今回の調査では、体罰という言葉を用いての質問ではないので、しっかり向き合ってくれたという意味での回答も含まれると考えることもでき、里親や施設との関係性が維持されている子どもたちが、このように感じているという事実を職員としては、重く受け止める必要があると思う。一歩間違えれば、体罰になりかねないようなことが、関係性を維持している子どもたちからも厳しい回答があるということを受けとめることが必要である。したがって、子どもたちとの信頼関係を基盤とする処遇の在り方に、これまで以上に努力する必要性がある。



## 【施設や里親での生活についてどのように感じていますか】

「食べることの大切さを知ることが出来た」から「安心して生活が出来た」までの80%を超える高い評価については、施設・里親の処遇の質の高さを示すとともに、施設入所前の生活との比較で評価しているのではないかと思います。

しかし、「一人暮らしに備えた準備（預金など）が十分出来た」について最も低い評価になっている。このことは、経済的面で自立支援は十分ではないことがわかり、今後の課題ではないかと思われる。

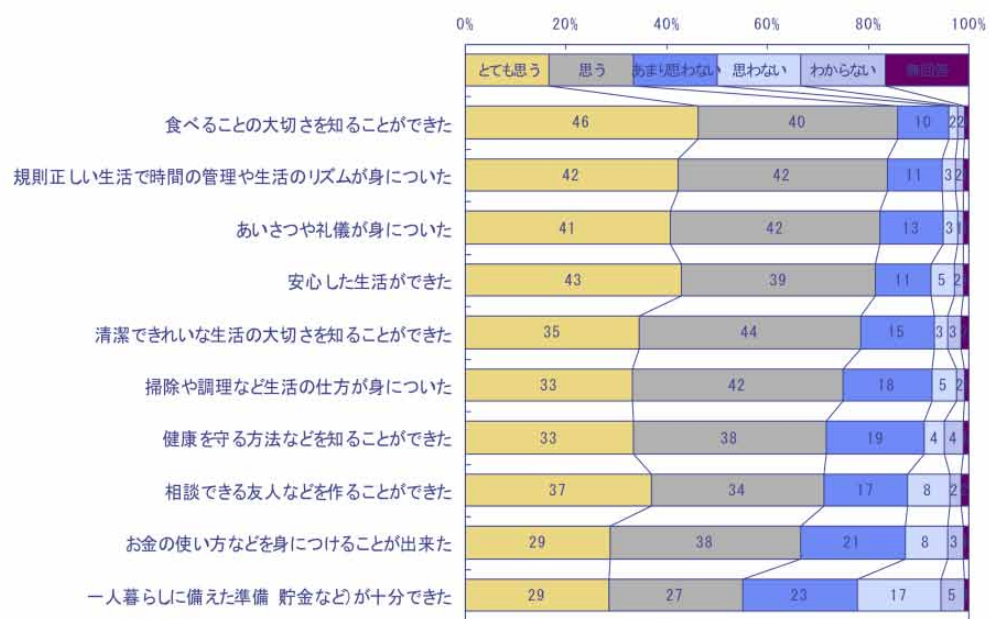


図9：施設や里親での生活についてどのように感じていますか

## 【社会生活を送るうえで準備が出来たと思いますか】

今回の調査結果では、「食事や掃除などの生活の仕方」など実際施設生活で体験できていることは、高い評価が示された一方で、施設処遇では体験することが少ない社会的コミュニケーションの仕方及び住宅の契約の仕方などが低い評価になっている。特に、「失業や生活資金に困窮時の相談の仕方」が最も低く34%で、離職などの緊急時に関して対応できるスキルや知識の獲得が出来ていなかったと回答をしている。

子ども若者ビジョン等が示す青年期の自立をサポートするための就労支援や相談支援などに、里親や施設出身の子どもたちは、訪ねていくことや相談をすることなどはもちろんのこと制度への知識などが十分でなくたどり着きにくいということである。青年期への社会的サービスがただでさえ十分でない中で、さらに施設出身者などが相談という支援関係にたどり着きにくい現状が見えているようである。

現在の社会情勢を考えると、いつ働く場所がなくなるかも知れない社会において、里親や施設を出た子どもたちに対しての自立支援のためのプログラムとして、セフティーネットの利用の仕方をもっと周知させるべきであろう。

日常的な生活のスキルなどのサポートは、できている結果であったが、難しい課題ではあるが、将来のリスクに対応できるスキルやコミュニケーションなどが取れるように、里親や施設の関係者は、子どもたちの先を見越した処遇プログラムをさらに工夫していく必要があると今回の調査を通じて改めて感じた。

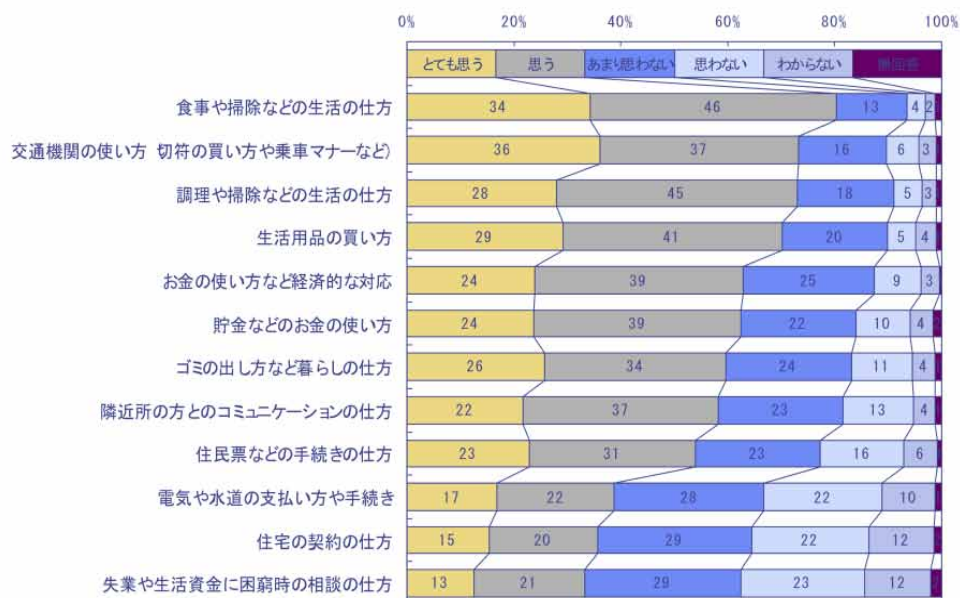


図 10:社会生活を送るうえで準備ができたと思いますか

## 【施設や里親から社会に出る人のために必要だと思うこと】

先ほどの「施設や里親での生活についてどのように感じていますか」の設問の中で、「一人暮らしに備えた準備（預金など）が十分出来た」について最も低い評価になっていることに対することとして「社会生活資金のためのアルバイト」が必要だとする者が71%になっている。

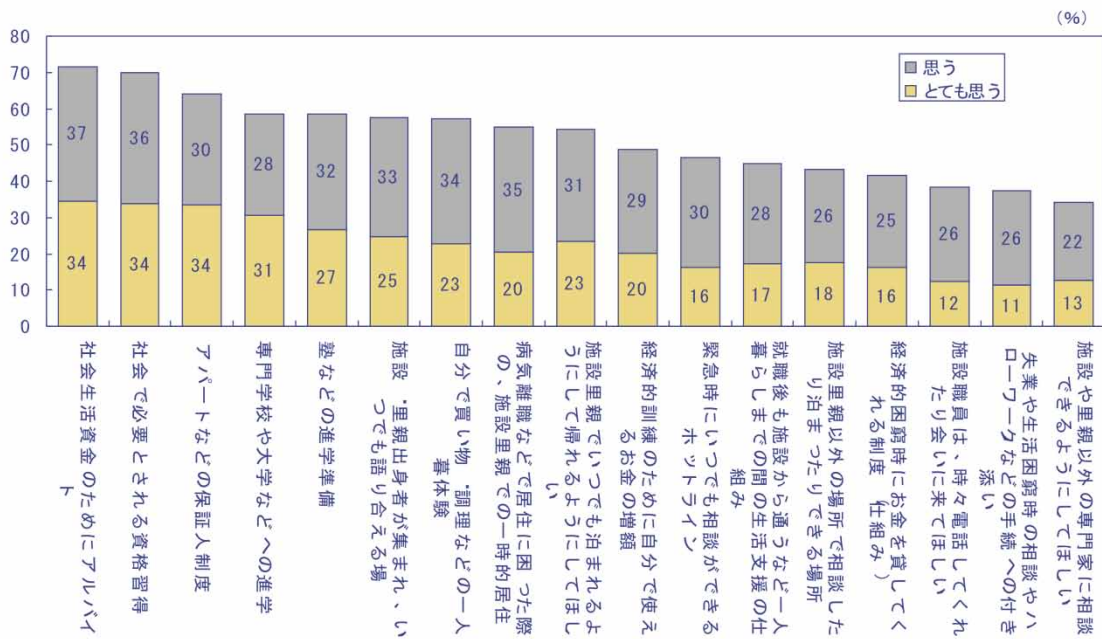


図 11:施設や里親から社会に出る人のために必要だと思うこと

社会に出るとき、また出た後に里親や施設出身者にとっては、現在の制度で支給される就職支度金などでは必ずしも十分ではなく、経済的な困窮がかなりの率で生じたのではないかと推測できる結果となった。

その他に「社会が必要とされる資格の習得」「アパートの保証人制度」「専門学校や大学などへの進学」が高い評価になっている。

特に進学等の選択については、今回の調査では、高等学校卒業者のうち61.1%の者が進学を希望しており、専門学校以上の卒業者も67.2%で、中学校卒業者については39.9%で、学歴が高いほど進学への希望が高いこともわかった。また、塾や資格習得への希望も多くみられ、特に単身者の71.5%が希望しており、専門学校や高等学校卒業者の70%以上が希望している。

進学を希望しないとする割合は、逆に中学校卒業者では44.9%、高等学校卒業者では30.7%、専門学校以上の卒業者では23.2%となっており、進学を望ま

ない層は、学歴的には低い者ほど望まない現状も明らかになっている。

高等学校の進学率が94%を超えているわが国の2010年度の大学進学率は、50.9%である。

施設などを措置解除され大学に進学できない多くの子どもたちを抱える里親や施設の出身者たちの存在を改めて突き付けられた結果でもあり、里親や施設出身者の教育格差が存在していることがわかった。

このような調査結果を受け止め、自立支援としての教育のサポートをどのように行っていくのが課題として明らかになった。

青年期の自立や人材育成という視点から考えていくと、資格などの有効性を当事者も感じており、進学への要求も高いことに応えていない社会の存在を私たちは訴え、そのような観点で青年期の自立をサポートすることが必要である。

そのように考えると、里親や施設などにおける自立支援でも、学習支援の重要性が今回調査結果からも見えてきている。高学歴ほど里親や施設との関係を維持していることなど、今回の調査対象者の特性からも見えていけると言える。

今回の調査では、高等学校卒業者の26.3%が『進学したくてもできなかった』ことを「社会に出て困ったこと」として回答をしている。経済的サポートと共に18歳以降のケアを考えるとときに大学等への進学を支える仕組みについて考えて行く必要がある。

大学等への進学において、現行の制度では、入学時の就学資金はなんとかするにしても、居住や次年度以降の学費、生活費のことを考えて進学を断念せざる得ない状況があり、資金の借りにしても制度があっても生活の安定や返済などの課題もあり、必ずしも有効に作用していないことが見えてくる。

里親や施設出身者が「社会に出て困ったこと」のなかで、一番高い比率で示されたのが、「アパートなどの保証人がいない」ことであった。

社会的に不安定な中で多くの里親や施設出身者は転職をすることが多いと言われているので、転居は大きな問題である、その際に、保証人の問題は、親族に頼れなかったり、親族に収入や後見人としての資格などが無い場合にこのような問題が生じることが多いことが、単身者の67%が望んでいることから示されている。また配偶者を有した者のうち71.6%も望んでいるので、住宅問題での保証人問題が大きいことがわかる。

また、「社会に出て困ったこと」として、「病気などの時に一時的に身を寄せるところがないこと」などでは、特に単身者の31.4%が困ったと回答をしている。

同様な傾向は、措置解除後に「一人になってさびしくつらかった」と回答しているのも単身者の比率が高く、40.3%がつらかったと回答をしている。

里親や施設出身で家族など頼る相手もない中で、単身で暮らす方々の孤立感が今回の調査でも明確に示されている。

特に「職場や友人関係がうまくいなくて困った」と回答している率の高いのも単身者で、34.3%が困ったと回答をしている。

家族や頼る相手がないままに単身で社会に出た、多くの子どもたちは、社会

の中で孤立している。配偶者など家族を持つ方々は、語り合いの場を強く求める傾向にあり、単身者や親族以外と暮らす方々は、「施設や里親のところに泊まったり、帰れるようにしてほしい」と約58%、実に六割近くの方が希望をしている結果である。

また、「施設などから大学などに通えるようにしてほしい」との希望も、単身者の62.5%が希望している。

## 【困った時に頼った人】

1. お金に困った時では、一番相談した人では、施設・里親関係者が37%、親・兄弟・配偶者などが35%であった。

全体傾向と異なるのは、特に単身者の63%は、施設長や施設職員・里親に相談をしたと回答をしている。その一方で親族と暮らす者の76.8%が親族関係に相談をしている。この点に大きな差異がみられる結果となっている。

親族等に頼れる者がいない単身者では、里親や施設が相談相手として非常に大きなウェイトを占めている結果となっている。

2. 人間関係で困った時では、施設・里親関係者が29%、親・兄弟・配偶者などが20%、会社の同僚・上司、社会で知り合った友人が25%と比較的高い率を示している。自分が生活している身近な人に相談しているのではないかと考えられる。

特に単身者ほど困った経験があり、その相談先として70.3%が施設や里親を求めていることが示されている。

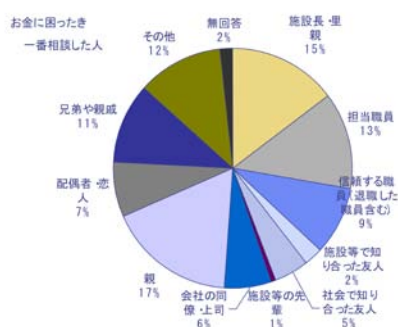


図 12: お金に困ったときに  
相談した人

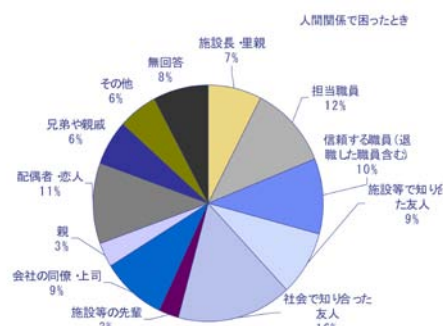


図 13: 人間関係で困ったときに  
相談した人

## 【社会に出て困ったこと】

「アパートの保証人」について以外は、「いきなり一人になり寂しかった」「施設・里親出身者と言えなかった」「家族とうまく話が出来なかった」「自分の気持ちを話せる人がいない」「職場や友人関係」「相談できる相手が身近にいない」など悩みや思いを相談すること、自分をさらけ出して話せる人がいないことなど心の問題やコミュニケーションをうまく図れないことを示した項目が多い。このことは、自立支援施策への大きな課題である。

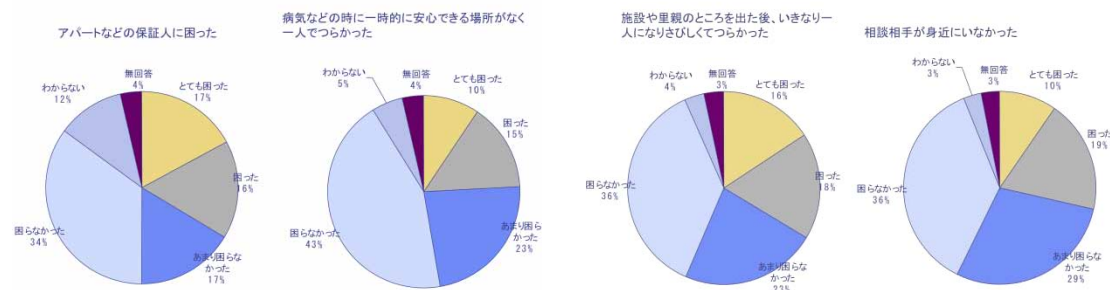
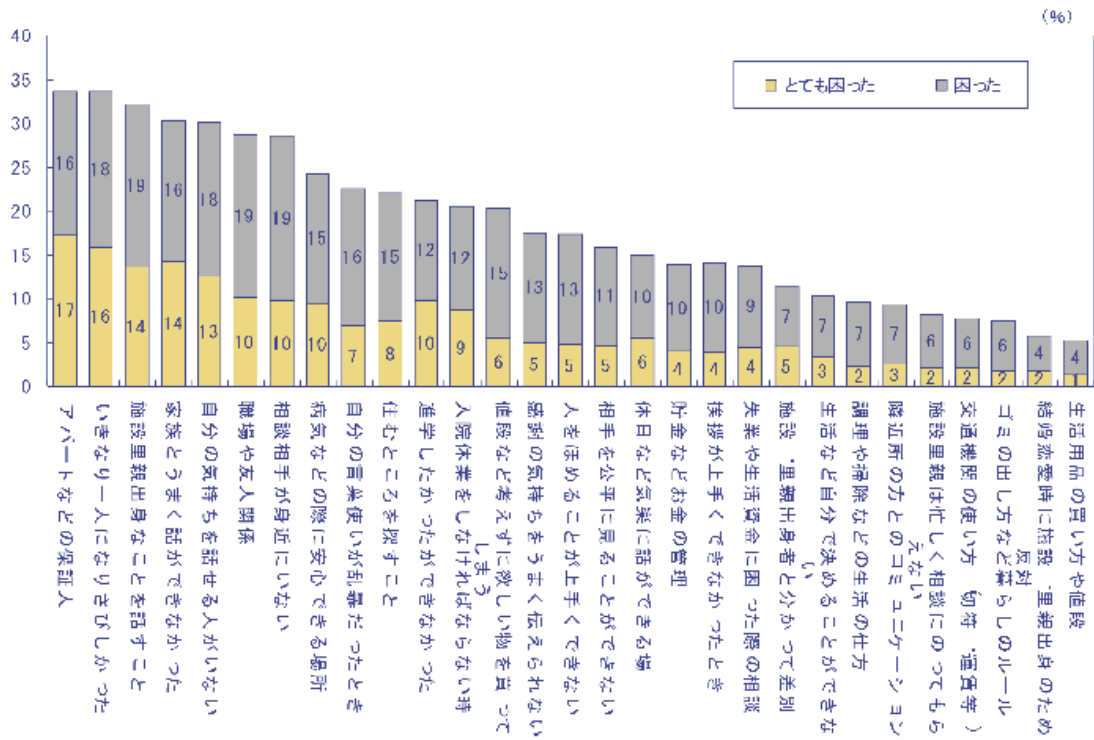


図 14: 社会に出て困ったこと



特に、施設・里親との関係を肯定している人と余り良く思っていない人との比較においては、図15で示すように「施設職員や里親が親身になって話を聞いてくれたと思わない」出身者に「相談できる相手が身近にいない」などの比率が高いことが示されている。又「公平であったかどうか」「自分の考えや思いを伝えられたと思うか」「安心した生活が出来たと思うか」など他の項目でクロス集計した結果でも同様の傾向がでている。

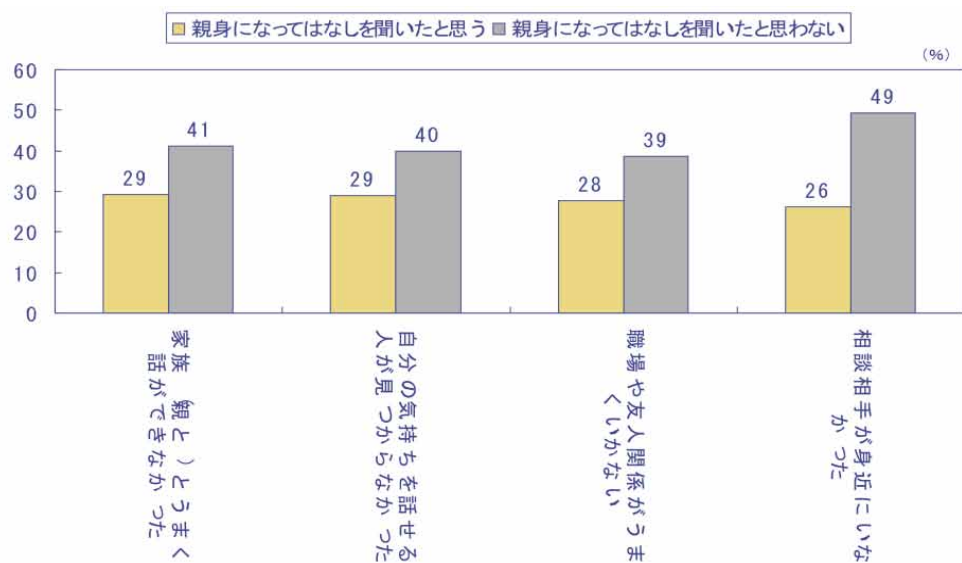


図 15:親身になって話を聞いてくれたかどうかによる、困ったこと



## 【措置解除後の施設とのかかわり及び自立支援のあり方について】

1. 一番多いのが、保証人になってくれるような制度が欲しい 64%
  2. 専門学校や大学などへ通えるようにして欲しい 58%
  3. 施設・里親出身者がいつでも集まれ、いつでも語り合える場が欲しい 57%
  4. 病気や離職などで住むところに困った時に施設や里親のところで一時的に住めるようにして欲しい 56%
  5. 施設や里親のところにいつでも泊まったり出来るようにして帰れるようにして欲しい 55%
- 以上の5項目が要望としては高く示されている。

### 措置解除後の施設とのかかわりへの要求

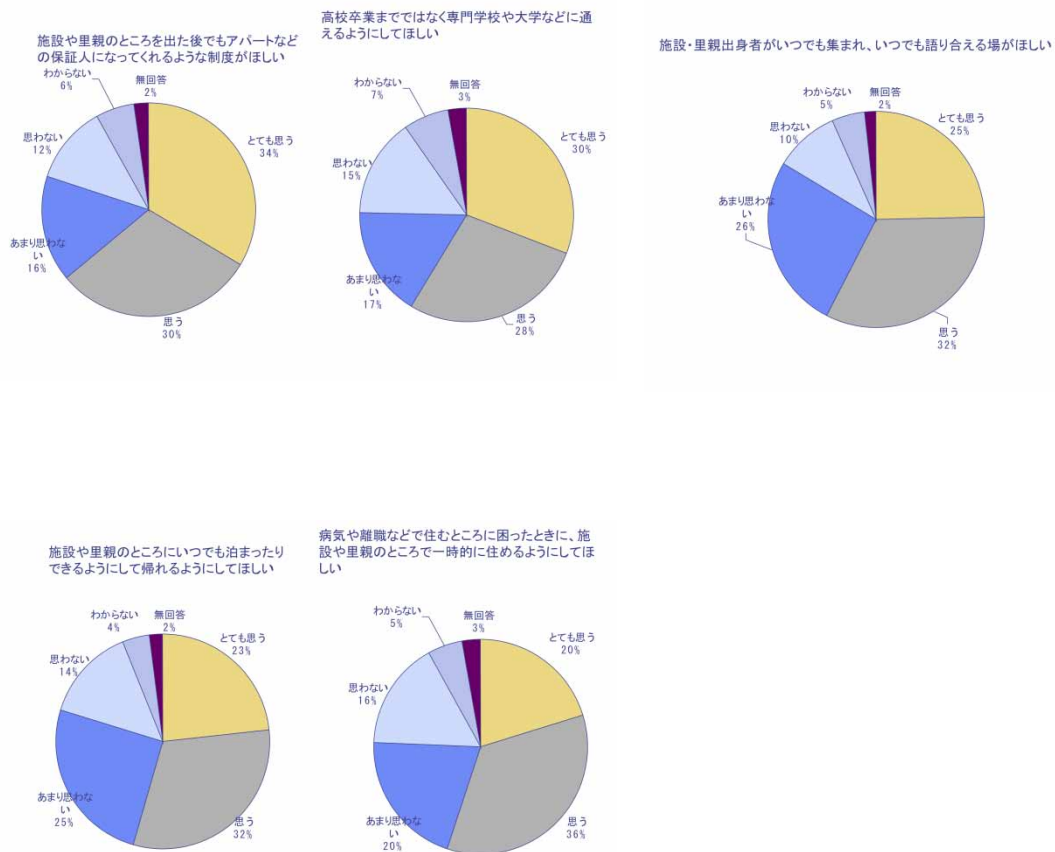


図 16:措置解除後の要求

1の「保証人になってくれるような制度が欲しい」、2の「専門学校や大学などへ通えるようにしてほしい」については、実際に社会生活をした中で、不利益な経験をしたことがこのように高い数値が示されたと考えられる。

3の「施設・里親出身者がいつでも集まれ、いつでも語り合える場が欲しい」は、自分をさらけ出して話せる場を求めているのではないかと考えられる。

4の「病気や離職などで住むところに困った時に施設や里親のところで一時的に住めるようにしてほしい」、5の「施設や里親のところにいつでも泊まったり出来るようにして帰れるようにしてほしい」は、施設・里親は実家としての機能を備えて欲しいということ強く望んでいるのではないかと考えられる。

里親・施設との関係がよく、又社会的にある程度安定している方々の調査であるにもかかわらず、自立支援に対するあり方について、多くの要望が高い率を示している。このことは、社会的養護施設等の出身者が社会生活をする中で、社会的に不利益になる多くの課題を抱えて必死に生きていることが、示されていると思われる。

他の項目としては図17のようになっている。

### 措置解除後の施設とのかかわりへの要求

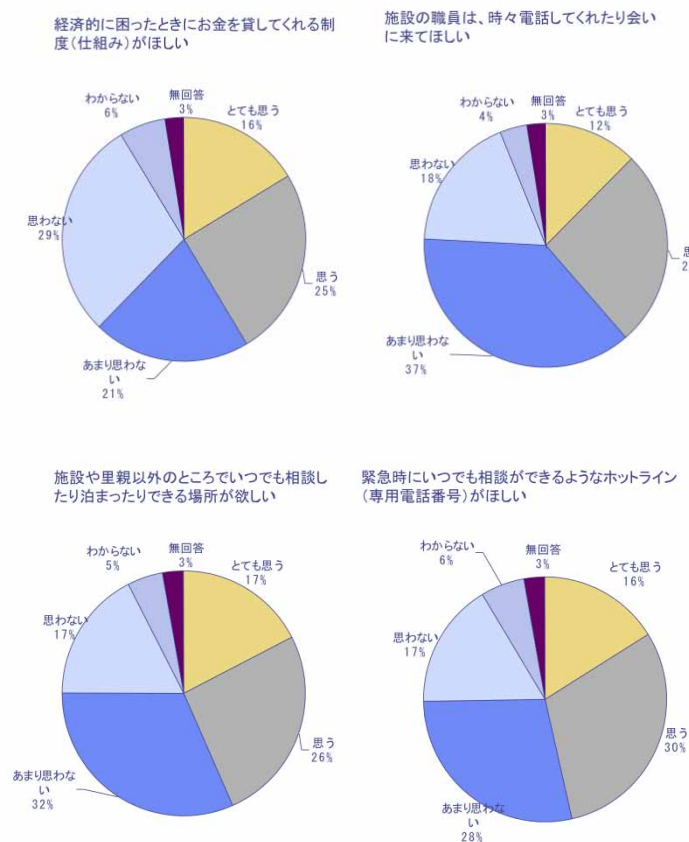


図 17:その他の要求

## まとめ（考えられる支援の提言）

今回の調査結果を見ると、図18に示すように、社会的養護施設の退所後のリスクとしての主なものは、無条件で頼れる人がいない（保証人がいない。即ち親族などとの関係が良くない）、学歴のハンデがある及びコミュニケーションがうまく図れない。であると思われる。

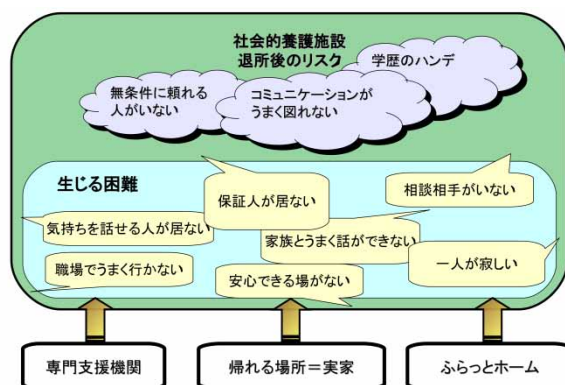


図 18:

第一は、退所後も施設や里親が受け入れる場所として多くの出身者が望んでいるので、施設や里親への財政的援助が必要だと思う。例えば、グループホーム的な受け入れ場所と人員配置。（退職した職員を非常勤で活用することも考えられる）

第二は、施設・里親から離れて生活している人に対して、又、出身施設へ行くことをためらっている人のために、気軽に集まれ、語り合え、相談できるフラットホーム的な居場所の提供。例えば、各県に最低1箇所、電話でも相談できるホットラインを備えた気軽に立ち寄れる居場所づくり。（現在各都道府県で立ち上がっている当事者団体（NPO法人）などへの財政的支援）

第三は、就労支援や心のケアをする専門家が関わる相談事業。例えば、東京の自立援助ホームあすなる荘の（ゆずりは）や「よこはま若者サポートステーション」が行っている就労・生活のことについて相談できる人（ユースアドバイザー）の配置、弁護士などと連携をとり金銭的トラブルを解決していくこと。それに加えて出来れば臨床心理士を配置して心のケアをしていくことである。更に、障害者関係の施設で実施している通勤寮の活用である。

上記の三点を行っていくうえで、制度上の限界として児童福祉法がある。すなわち日本では 児童福祉法の保護対象として原則的に18歳までのケアしか考え

ていないことが障壁となる。したがって、当面は横浜などが行っている子ども・若者育成支援推進法を根拠に実施している若者支援との連携も必要である。

尚、諸外国の現状を見ると、韓国でのチャイルドスポンサーや、オランダ・イギリスでは、退所後数年は、心のケアを専門家が行っているといわれている。

日本にも、こういった継続的な自立支援が最低でも25歳までは必要だと思っている。

## 付録

### 個人票自由記述回答抜粋

| 施設にいる間のサポートや制度に対する要望 |   |
|----------------------|---|
|                      | <p>サポートしすぎるとお金のありがたみがわからなくなると共に、「時間」や「お金」の使い方の自立が難しくなると思います。新たな支援に取り組むなら同時にそれをする事で起こりうる問題も考えなければならぬと思いました。‘全ては本人のやる気次第’施設を出て6年経ちますが、そう感じています。一言に「やる気」と言っても、子供は環境で人柄や性格が全然違うと思います。又、施設を出るまでに関わった人も大きく影響を与えます。いろんな施設、里親がありますが、そこで働く職員にはいい人材の採用、育成、里親に関しては本当にこの里親で大丈夫か？の見極めが大切だと思われます。その人達と多く多く、話す、関わる、遊ぶ、叱られる、褒められることで、自立する為の精神的なサポートが必要だと思います。自立とは？と考えることがあります、自分は「自立しています」とは言い切れません。<br/>(男性/20代)</p> |
|                      | <p>施設を卒園する前に、一人暮らし体験みたいなのをしてから、一人暮らししないと全く生活の仕方が分からず大変困ると思うので、施設のサポートつきでそういった体験を出来るようにしてほしい。(女性/10代)</p>  |
|                      | <p>お金に関する管理の仕方が分からないことばかりだったので、(保険の手続き、貯金や引き出しなど)自立する前にできるだけ教えておくほうがいい。(女性/20代)</p>   |
|                      | <p>施設不適應ということで、外に出されて、つらかったですが、他の施設職員が支援してくれて、私の今日があります。サービスを選択できるようにして下さい。(女性/20代)</p>   |
|                      | <p>高校の時は、学校が許可しないとバイトをする事ができない。(施設を出たときの援助がないから)バイト、もしくは施設を出た後の援助金が出て欲しかった。(親がいない場合などで)(女性/20代)</p>   |
|                      | <p>親に、私は未だに“甘える”ことができません。施設に入る前までに家であったこと(当時はそれがDVだとは思ってなかったんです)を、分かる年齢になった今、親が怖いのです。知らぬが仏とはいえども大学休学してまで学費かせいだりしなければならなかったり、世の中が理不尽すぎると思うこともあった。分かっていたら、おこづかいをもらっていた施設にいたころから、自分のための貯蓄がしたかった。お金をコツコツためられる制度(困ったときのため用)や、心のケアをもっとしたほうが良いと思う。<br/>(女性/20代)</p>  |
|                      | <p>・他人だけど、自分の子にしつける様にした方がいい！！・今のままじゃ社会に出てやっていけないと思う。(甘やかしすぎ)(女性/20代)</p>  |
|                      | <p>社会人として働き始めた頃、年金や市税、保険等国や市で定められているもので手続きの仕方など自分は親が居たから聞けたけど施設から出る前にそのような手続きの方法とか納めなきゃいけないこととかを事前に教えてもらえたら社会に出たときに困らないと思います。(女性/20代)</p>   |

|  |
|--|
| <p>少規模施設での、一般家庭と同じような生活を送れるようにして、生活面でのスキルアップをサポートしていただけたら、施設を出た後に困り事が少なくなくて済むと思います。(女性/20代)</p>  |
| <p><b>進学や資格取得サポートに対する要望</b></p>  |
| <p>進学の為の奨学金制度を充実させていただきたいです。(男性/20代)</p>   |
| <p>現在はアパートなどの保証人など制度があるので、問題ない。夜間大学へ進学しバイトしながら通ったが、資格取得の為、実習などで、収入がなく困った時期もあった。進学時のサポートがあまりないので貸付制度などの充実を図ってほしい。また、保険のこと、契約、税金、年金など、自分で調べていくことが多かったので、そういった身近なことでも気軽に聞ける、サポートコールセンターなどあればと思います。現在は、施設職員として子どもたちの支援をしています。またアンケート結果を送っていただければと思います。(男性/30代)</p> |
| <p>大学進学時の資金の支援の幅を広げてほしい。施設出身者が集まれる場所や機会を設けてほしい。(女性/20代)</p>  |
| <p>親がいるならなるべく施設にサポートしてもらわないほうがいいと思う。金銭面はとくに！今は資格はぜったい必要なのでサポートいると思います。パソコンとか使えないと話しにならないとか言われますしね。車の運転免許もそうですね。4月生の人なら早くから出来るし・卒園してからだとね、就職して車の免許必要になったりとか一自由に資格とれるようになればいいですね。高校卒業してすぐ卒園ではなく半年後とかならよかったのに。新しい生活になじむのに不安だったりとかするわけですよー。<br/>(女性/30代)</p>       |
| <p><b>退所後の相談やサポートに対する要望</b></p>  |
| <p>体験によるものですが、施設を出た人は、自分から相談をする為のエネルギーを持っていません。辛い時こそ、相談できなくなってしまうのです。そんな時、職員の方から連絡をもらえると、やっと相談する事ができます。時々でも、連絡をもらえれば、辛い時、助けになります。(男性/20代)</p>  |
| <p>社会に出てのお金のシステムが解からないので定期時に勉強会などをしてほしいと思う。病院、生活用品、水道、ガス、など…知らない事だらけではずかしいと思います。(男性/20代)</p>   |
| <p>人としての思いやりや、優しささえあれば、後は社会に出て学ぶ事だと思う。個人的な考えだけど、お世話になった職員さんにはなるべく心配をかけたくない。「元気でやってるか?」「頑張れよ」の一言が自分にとっては最大のサポート。(男性/20代)</p>  |
| <p>住居の保証人については保証会社の取扱いが増えて金額を上乗せすることで賃貸契約が、可能だが、同居親族以外の人を緊急連絡先として書類に記載する必要があり、それが困った。冠婚葬祭の経験が皆無なので初めての時にとまどった。社会に出た子どもたちの身元引受人としての役割を成人後も施設は担うべきだと思いますか？頼れる所は他にない。<br/>(男性/30代)</p>  |
| <p>一般社会、地域との交流の場を数多く使って欲しい (男性/30代)</p>  |
| <p>施設で辛かった事など多々ありましたが当事の職員に恵まれて今は生活も安定し幸せな日々を送っています。他では学べない体験をし、厳しい社会でも負けない強さ、知識を得る事が出来ました。今では感識の気持ちでいっぱいです。(男性/30代)</p>   |

|  |
|--|
| ごはんを食べられるところあったらいいな。(女性/10代)   |
| 教育的な面での意見となりますが、体の仕組みや性に関するちょっとした話など、もっと気軽にできるようサポートして頂けたら、と思います。学校では教えてくれない性の知識を子供達に与えてあげること、私達のような子供達が一人でも減るようにと考えて頂ければ幸いです。(女性/20代)   |
| 施設に入所する前の生活がめちゃくちゃ(ごはんが食べられない状況)だったので十分です。今のままでも恵まれています。(女性/20代)   |
| 職員にとっては「仕事」です。例えば、卒園した私が職員の方に相談したら、仕事外のことになるのでその方にとって負担になるのではと不安になります。もっと気軽に相談出来るような仲になりたかったな…。提案とゆうよりは想いですかね。ありがとうございます。(女性/20代)  |
| 里親宅に委託された後も、メールやケータイでいつでも担当の先生やカウンセラーの人と連絡がとれるようにしてほしかった。里親には言えない悩みがたまり辛かった時期が沢山あったため。(女性/20代)   |
| 自分が社会に出て思った事は、施設にいたからかは分かりませんが、就職にしろ進学にしろ、視野が狭かった気がします。もっといろいろな事にチャレンジして将来の幅が広く見られるような環境があると、親がいないハンデをかかえず大きくなれる事もあるんじゃないかと思いました。でもそれにはお金やら労力がたくさんかかってしまいますが、子供には、もっと夢をもたせてほしいと思います。将来後悔して苦しまないようにするためにも考えていただけるとうれしいです。視野を広げるのも職員さんも色々な事を学んでもらうのも手かと。(女性/20代) |
| 私自身里子として育てられました。ふつうの家庭でもあるような生活が良かったと思います。里親・里子ではなくどういう環境でも「ふつう」が望ましいと思います。小なくても私自身は幸せでした。このような体験は他では出来なかったと思います。(女性/30代)  |
| 卒園しても気楽に帰れる様にしてほしい。(女性/20代)  |
| 今は施設出身でよかったと思います。感謝しています(だいぶ問題児やったけど)。今は看護師として働き主人と子供も2人いて毎日、大変だけど充実しています。みんなが安心して生活出来る様サポートして欲しいですね。(女性/30代)  |
| お金や食生活に対する執着心がなくて困った。1ヶ月のお金の使い方や何を作って食べればいいのかすごく困り最初ずっと弁当で月の後半はお金がなくてとほうにくれて毎日100円のおかしでくらしした。(女性/30代)  |
| 出たあとも気にかけているよ、と伝える事が必要。出たあとのサポートがあれば、足をふみはずせる事なく社会にとけこめると思う。あともう1つ。ささいな事でもよくほめてほしい。これは施設にいる子にですが…。私はほめてほしい時にほめてもらえなかったから。(女性/30代)  |
| 両親もしくわその家族のお墓などを調べるor教えて欲しいと思う。人生を歩むのに1番大切な場所だと結婚してから気付きました。(自分ではなかなか調べにくい。)&(知っているのであれば話してほしかった。)(女性/30代)   |
| 一度きずついた心は修復するのに長い年月が必要な為そうならないようサポート(相談しやすい環境)をつくってほしいです!!(女性/30代)   |

|  |
|--|
| <p>施設に入所していると社会に出た時、はじばっかりかきました。現在、支援員をしています。施設でサポートする事は、かぎられている事も十分、わかります。どうゆう所で困ったか、ぐたい的に聞かれ、さんこうにしない限り、かいぜんは無理です。また私のように社会に出たら、みじめな思いをしますよ。今、職員の立場となり、つくづく感じております。(女性/40代)</p>  |
| <p><b>その他の要望</b></p>   |
| <p>養護施設等と里親家庭での生活をしましたが、やはり里親家庭での生活が良くて同じ里親の所に帰って来ました。子どもが育つのは、里親家庭の方が、生活面などいろんな意味で細かいところまで教えてもらえるので良かったと思います。いつでも帰る家があるのもうれしいです。もうすぐ23才になりますが、実子のようにしてもらっています。養護施設で育ち夏休みなどにショートステイで養護施設に帰らないで里親の家に来たり電話がよくくるみたいです。できれば子どもは、里親にお願いしてほしいです。(女性/20代)</p> |
| <p><b>感謝</b></p>   |
| <p>施設生活は、自分にとって、その時は実感する事が出来なかった「感謝の気持ち」の大切さを社会に出た時改めて感じました。卒業生が皆、口をそろえて言っていたのを覚えています。そんなに気にはしていませんでしたが、少なからず僕自身は、本当に感謝の気持ちでいっぱいです。(男性/20代)</p>  |
| <p>自分の場合は、児童自立支援施設出身ですが、退園した今でも当時の寮の先生と連絡とってとても心強いです。(男性/30代)</p>  |
| <p>私がいた施設は、あとから思うと、とても良かったと思います。今でも親のような気持ちで気にしてくれ、本当にいろいろなことでたすけてもらい感謝しています。(女性/30代)</p>  |



## 施設等よりの自立支援に関する自由回答抜粋

|        |  |
|--------|--|
| 施設種別   | Q5. 施設（里親）後の子どもの自立支援にかかわる施設（里親）のあり方や課題など   |
| 児童養護施設 | 山形には22年4月より自立サポート相談員が設置されています。当初より短期の事業になっているのですが、続けていくべき事業だと考えられます。そして全国でもぜひ相談員を設置する事を望み、交流の輪を広げ、退所後も全国につながりがあるということは心強いのではなかと思うのでぜひ皆でがんばりたい。   |
| 児童養護施設 | 自立援助ホーム、寮、下宿、GH（20歳あるいは大学生まで利用可能）などの早急な対応をお願いしたい。  |
| 児童自立支援 | 当所では、退所が近くなると個別にリービングケア、退所後は児童相談所と連携しながらおおむね6ヶ月のアフターケアを行っている。就職して退所する児童に対しては自活訓練などの特別メニューを実施することもあるが、近年はほとんどの児童が高校進学するので行われていない。アフターケアについては、規定の期間が過ぎると公式には行われず、本人が施設に来たり、電話してきたりしたときにのみ対応。職員が個人的に相談や連絡を受けているのが実情。業務の中心はやはり現在在籍している児童の指導であり、現員のままでアフターケアを充実させていくのは難しいと思われる。また、事後指導専門の職員を配置しても、人事異動等で人が変わると継続性がなくなってしまうという問題がある。結局、長い間繋がっていくのは、個人的に当時の職員が付き合っていく他は現状では考えにくい。 |
| 児童養護施設 | (退所時に送り出した担当職員がその子供のアフターケアを請け負うこととしているが、)職員の入替わり(退職)により、親身になれる職員が固定化、集中化してしまうこと。その職員は現場でも必要。また、退職した職員もプライベートで続けて負担となっている現状。退所児の金銭トラブルや保証人の問題。卒園生同士の足の引っ張り合い。定期的も難しく、勤務時間を割くことも困難。理想ですが、施設全体で故郷として気軽に立ち寄れる拠り所になれるといいと思います。  |
| 児童養護施設 | ほんとうに必要だと思いますが、自立できない子供のたまり場になりかねませんし、横のつながりが強くなり、自立できても足の引っ張り合いが心配です。   |
| 児童養護施設 | 出身の施設を母体として様々なサービスが受けられるような団体とつながりがあればと思います。   |
| 児童養護施設 | アフターケア担当職員を配置できればベターだが、現実的にはその人的余裕がない。一番大切なのは卒園後にいつでも相談したり戻ってきて顔を見せたりできる人間関係、信頼関係を施設にいる間につくることだと思っている。   |
| 児童養護施設 | 退所後3年位は（アフターケア加算とは別に）システムとしてもっとかわられる体制が作られればと思います。   |
| 児童養護施設 | 本人からの電話相談、メールでの対応、来園時の対話等。成人式を迎えた児童には個人的にお祝いを包み祝っている。結婚の相談、退所後知りたいのは本人のルーツのこと等。転職も含む。  |

|        |   |
|--------|---|
| 児童養護施設 | 家庭で育った子供でもなかなか自立出来ずフリーターやニートになっている時代に施設でも力を入れ自立支援に向けてケアしているが、虐待などで傷ついた子供達のベースともなる愛着関係が成立しないまま積み残された課題をクリアするのに時間がかかりなかなか自立が追いつかないのが現状である。又、アフターケアにかかわりを持つことが、難しい状況である。自立の意味を根本的に問い直す必要があるかと思われる。 |
| 児童養護施設 | 児童福祉法の改正で、アフターケアについても施設職員の業務として位置づけられましたが、入所児童の対応に追われ、充分に行えていないのが現状です。また、組織としても体制化が成されておらず、個人の力量を判断に任せがちで徹底できていないと思われます。  |
| 児童養護施設 | 子供達の所在の確認の必要性。卒園生が集まれるイベント、同期会のような企画、立案（あくまで卒園生が主体となった活動）。再就職をはじめとする外部機関との連携の必要性。気軽に施設に立ち寄れる設備、受入体制の整備・充実。  |
| 児童自立支援 | 援助ホームの施設が少なく、機能されていない。認知されていないと感じる。   |
| 里親     | 自立後帰る所が無いので、我が家に帰って来ていますが、大学生は夏休みが長くその間子供は休み中我が家にいたいと思っているようだが遠慮があり、2～3週間で学生寮に帰って行きます。何か安心して長い休みの間の生活費を国の支援があれば子供も遠慮なく我が家にいる事が出来ると思います。   |
| 児童養護施設 | 在園児童の対応に日々追われており、卒園児童に関わっていない状況。卒園児童をなんとかしてやりたいという気持ちはあるのだが、なかなか難しい。  |
| 児童養護施設 | 子供の成長過程の中で幼児期どのように育ったか振り返りが必要な時は退園後いつでも協力しています。退職した職員へも連絡が取れる様にしています。   |
| 児童養護施設 | ふらっと施設に立ち寄ってくれたりするとホッとします。施設からは定期に「ふるさと便り」や宅配で季節の物を送り届けたりして励ましています。施設に来たとき退所生用の居住空間や設備の無いのが不自由です。   |
| 児童養護施設 | 各ケースのニーズによって担当棟の職員が中心となって行っている。地域とか年齢とかの制限は設けていないが、施設で対応出来るか検討して支援している。   |
| 児童養護施設 | 自立した後、定期的集まれる行事があるが、参加する子としない子に分かれる。担当した職員が何年か後に退職することも原因の一つだろう。施設にいる間から、自立して必要なスキル（衣食住）や就労は意識して指導できるが、新しい人間関係の中でのふるまい方や困った時のSOSの出し方など、まだまだ個別に必要な支援がある。自立援助ホームや施設など個別につながっておく必要も感じている。          |
| 児童自立支援 | アフターケアについて今よりも見相と協力して強化していく必要を感じる。リービングケアにて生活に実際に役に立つ知識を教える必要を感じる。自立援助ホームや高校生が利用できるグループホームが増えていくことを望む。  |

|        |   |
|--------|---|
| 里親     | 就職やアパート入居の保証人になっています。また、時間のある時、お盆休み、お正月には帰るように話していますし帰ってきます。生活や社会の中で分からない事、都合の悪いことなどがあつた場合は相談に来ます。三日里親で来ていた子ども施設から自立後も相談に来る子ども何人もいますので、御世話させていただいております。保証など公立的な自立援助が必要だと思います。   |
| 児童養護施設 | どこまでが支援が必要なのかと思います。18歳で卒院させて20歳までは施設より積極的に連絡をとるようにしています。しかし、知っている職員がいなくなると連絡がとりづらくなることは正直あります。そうすると、特定職員も必要なのかと思います。  |
| 児童養護施設 | 一般家庭のように、自立後も施設で見てあげたいが、現実には入所中の児童へのケアで手一杯です。なるべく、職員で分担はしていますが、施設では無理でも、近隣の施設でアフターケアの場を作れたら、今より充実したものになるかと思います。   |
| 児童養護施設 | 日常処遇そのものが自立支援につながるよう日々実践をしていますが、虐待児童の入所がほとんどで安全・安心と共に愛着関係、人間関係作りに現場は働きまわっているのが現状である。又、保護者対応に力をいれ、親子関係調整に尽力している。自立支援はスキルのみでなく、子供と保護者をベース（血縁関係）に成り立つ中で精神的自立が養われ、意欲・評価の繰り返しで次のステップにいけるが、現状の保護者のレベルと職員の手の無い中でも必死で対応しています。 |
| 児童養護施設 | 18歳（自立時）では到底、自立（自律）できる事は稀であり。20歳、30歳になっても援助を必要としている子がいる事は事実である。限られた職員定数の中で、結局はマンパワーに頼らざるを得ない。   |
| 児童養護施設 | 以前に比べれば、いろいろな制度が利用出来るようになり助かっています。しかし進学ハードルはまだまだ高いです。いろいろな資格取得にもっと援助して頂ける制度があれば、離職率も下がるように思います。   |
| 児童養護施設 | それぞれ可能な限り高学歴を身につけられる様支援し自立をしているが、皆落ち着いた生活を送れている（大学進学が7割以上）。社会の中で自信をもって生活していくことが、又、他人を信じられることが、一番大切な自立と考えています。   |
| 児童養護施設 | 施設で卒園生が来れる行事（成人式）などを行なっています。退職した職員にも参加を呼びかけています。20歳を過ぎた保証人システムについて困ることも多いですね。   |
| 児童養護施設 | 施設の規模や形態によって施設での取り組みに差が出ていると思う。施設を出てからの厳しい社会で生きていくための素直な気持を育て、自信が持てる子供に育てたいと思いますし、施設がよりどころである存在であることも必要だと思います。  |
|        | 施設は個別対応の必要性が求められる折、それに伴い職員の勤務体制が厳しくなってきました。子供と長く関わっていく為にも職員の長期雇用が大切になると思いますが、家庭を持った職員にはとても厳しい現実があると思う。いつも言われる職員の配置基準の見直し。   |

～ 要保護児童の社会的自立に関する実態調査 ～

**協力**

全国児童養護施設協議会  
全国自立援助ホーム協議会  
全国児童自立支援施設協議会  
公益財団法人全国里親会  
社会的養護の当事者グループ全国ネットワークこどもっと  
特定非営利活動法人こどもサポートネットあいち  
社会的養護の当事者推進団体 なごやかサポートみらい

**専門委員**

【専門委員（敬称略）】

児童養護施設

専門委員長 武藤素明（児童養護施設 二葉学園施設長）  
専門委員 土田秀行（錦華学院 施設長）  
専門委員 清水真一（社会的養護の当事者グループ  
全国ネットワークこどもっと代表）

情緒障害児短期治療施設

専門委員 高田治（横浜いずみ学園 園長）

児童自立支援施設

専門委員 相澤仁（国立武蔵野学院 院長）

母子生活支援施設

専門委員 渋谷行成（新宿区社会福祉事業団新宿区立かしわヴィレッジ  
施設長）

自立援助ホーム

専門委員 星俊彦（自立援助ホーム星の家 ホーム長）

里親（ファミリーホーム）

専門委員 青葉紘宇（特定非営利活動法人東京養育家庭の会 理事長）

【アドバイザー（敬称略）】

アドバイザー 井上仁（日本大学文理学部社会福祉コース教授）

※ 所属及び役職名は2012年3月30日時点のものです。

特定非営利活動法人 ふたばふらっとホーム

第8回社会保障審議会児童部会  
児童虐待防止対策のあり方に関する専門委員会

H27.4.20

あきやま子どもクリニック

秋山千枝子

# 東京都の専門強化型の施設

[http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kodomo/katei/jifukushin/jido\\_24nd/senmon25/senmonbukai.files/25data6.pdf](http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kodomo/katei/jifukushin/jido_24nd/senmon25/senmonbukai.files/25data6.pdf)

平成20年児童福祉審議会提言

- ①家庭的養育環境
- ②虐待を受けた子どもへの治療的ケア体制
- ③親への支援
- ④ケアニーズに対応した人材育成

専門スタッフ

非常勤医師：小児精神科、児童精神科、小児科、精神科

治療指導担当職員：作業療法士、言語聴覚士、心理士等

役割：①職員への事例研修、ケースカンファレンス

②子どもへの面接、心理ケア

③児童指導員等職員へのケア技術等に関する助言・指導

④生活場面での児童の状況観察及び児童指導員等職員への  
コンサルテーション

⑤心理治療プログラム等の検討・実施

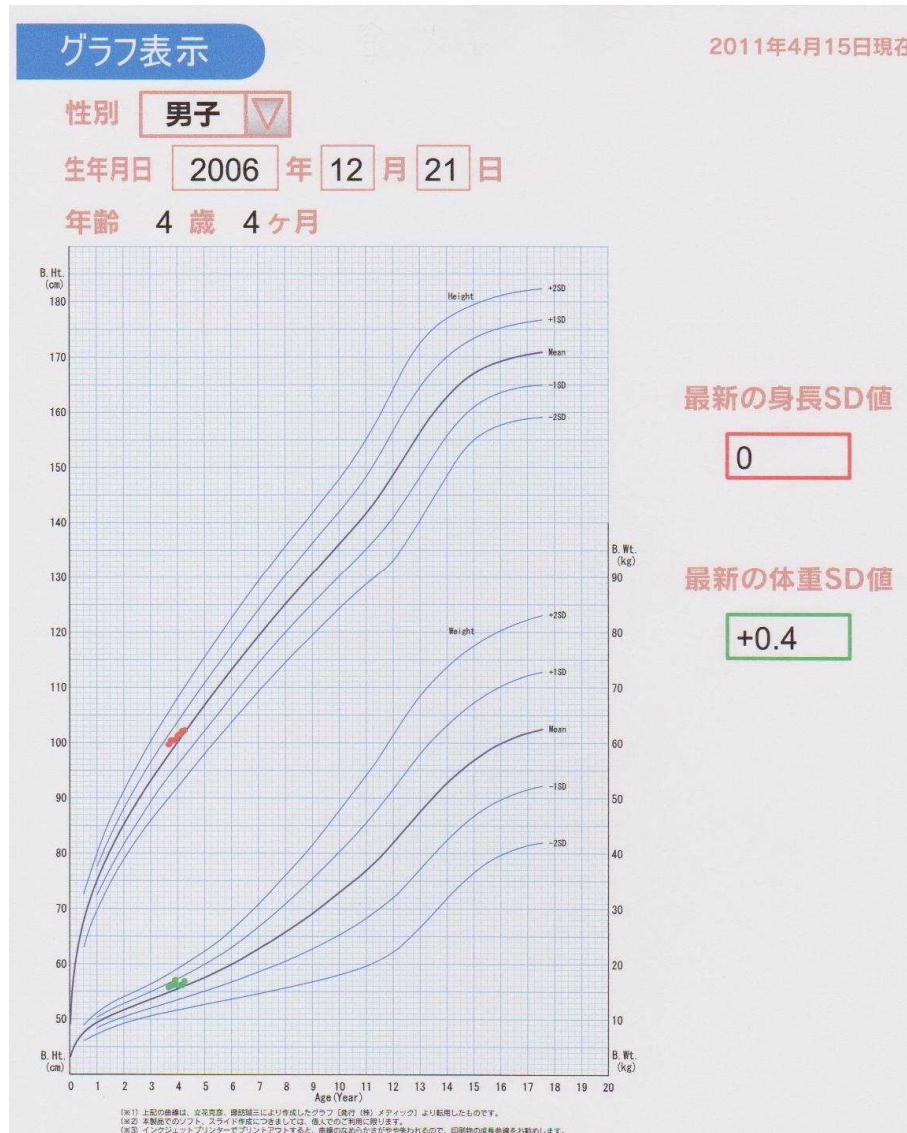
⑥施設内の治療的環境づくり 等

# 成長曲線

(虐待・良くない生育環境に影響を受ける)

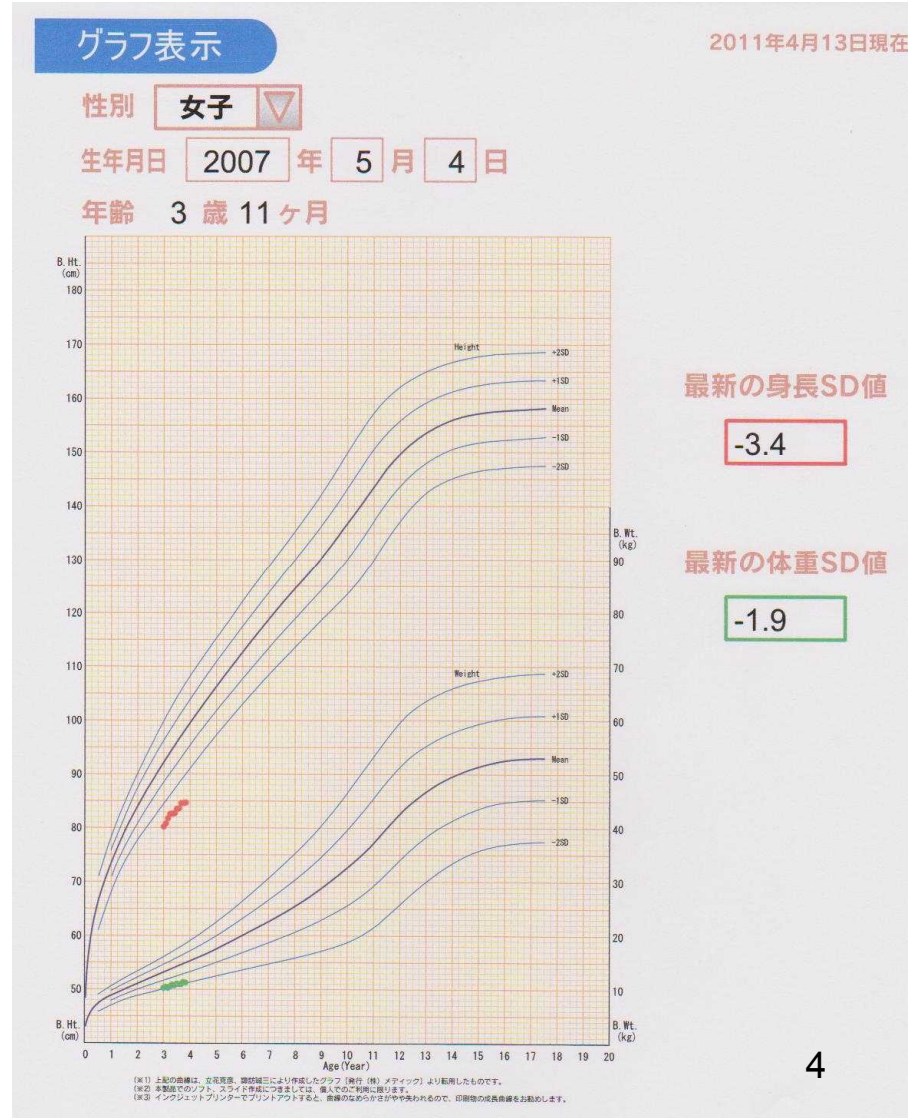
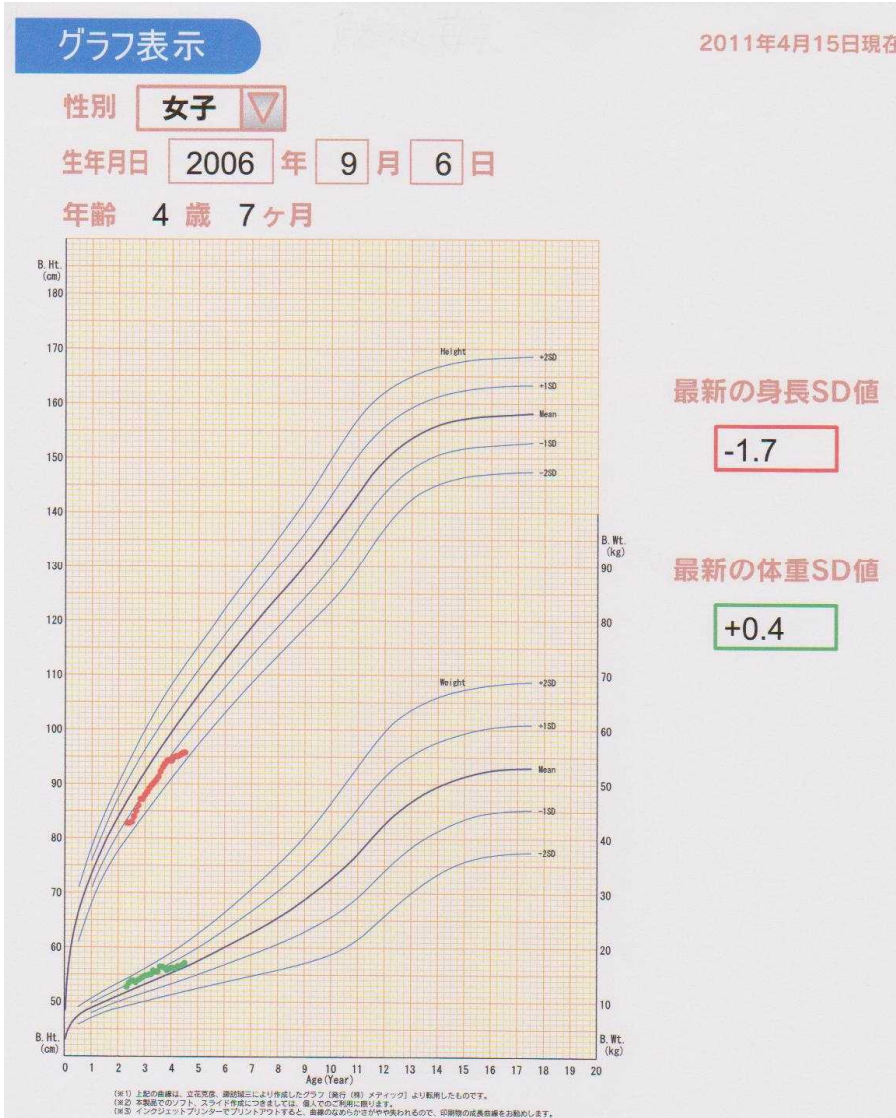
- 体格は普通で身長も伸びている
- 体格小さいけれど身長は伸びている
- 体格は普通だけれど身長が伸びていない
- 体格が小さく身長が伸びていない

# 体格は普通だが身長が伸びていない

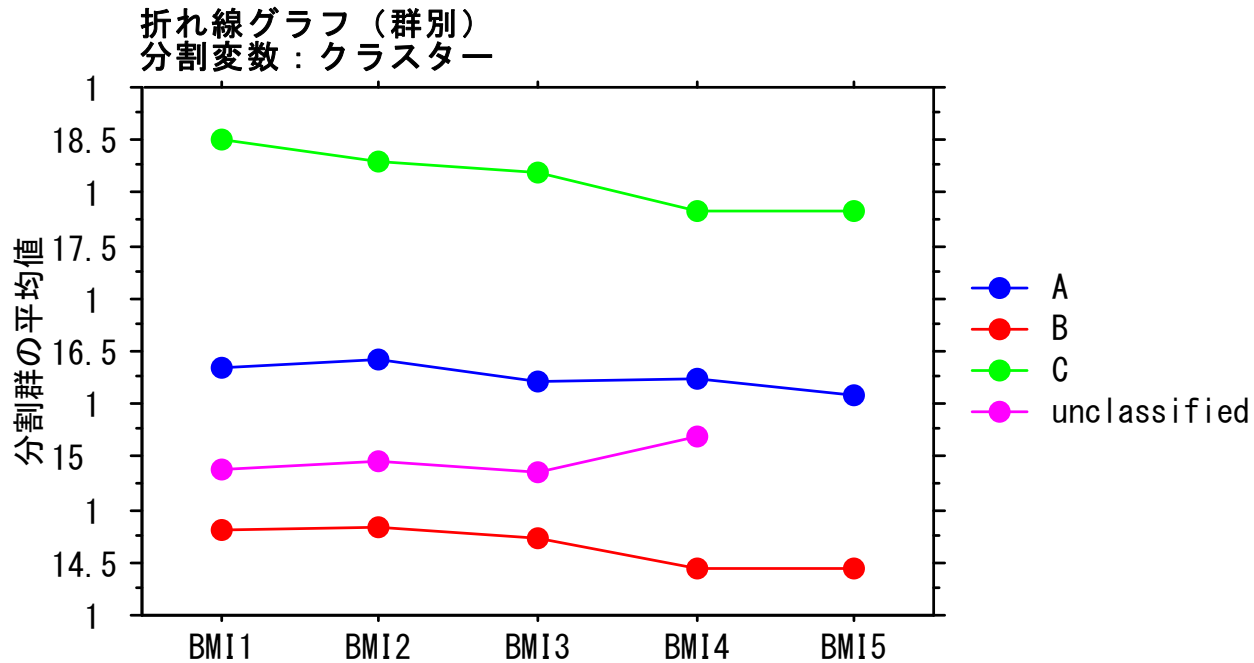




# 体格が小さく身長も伸びていない

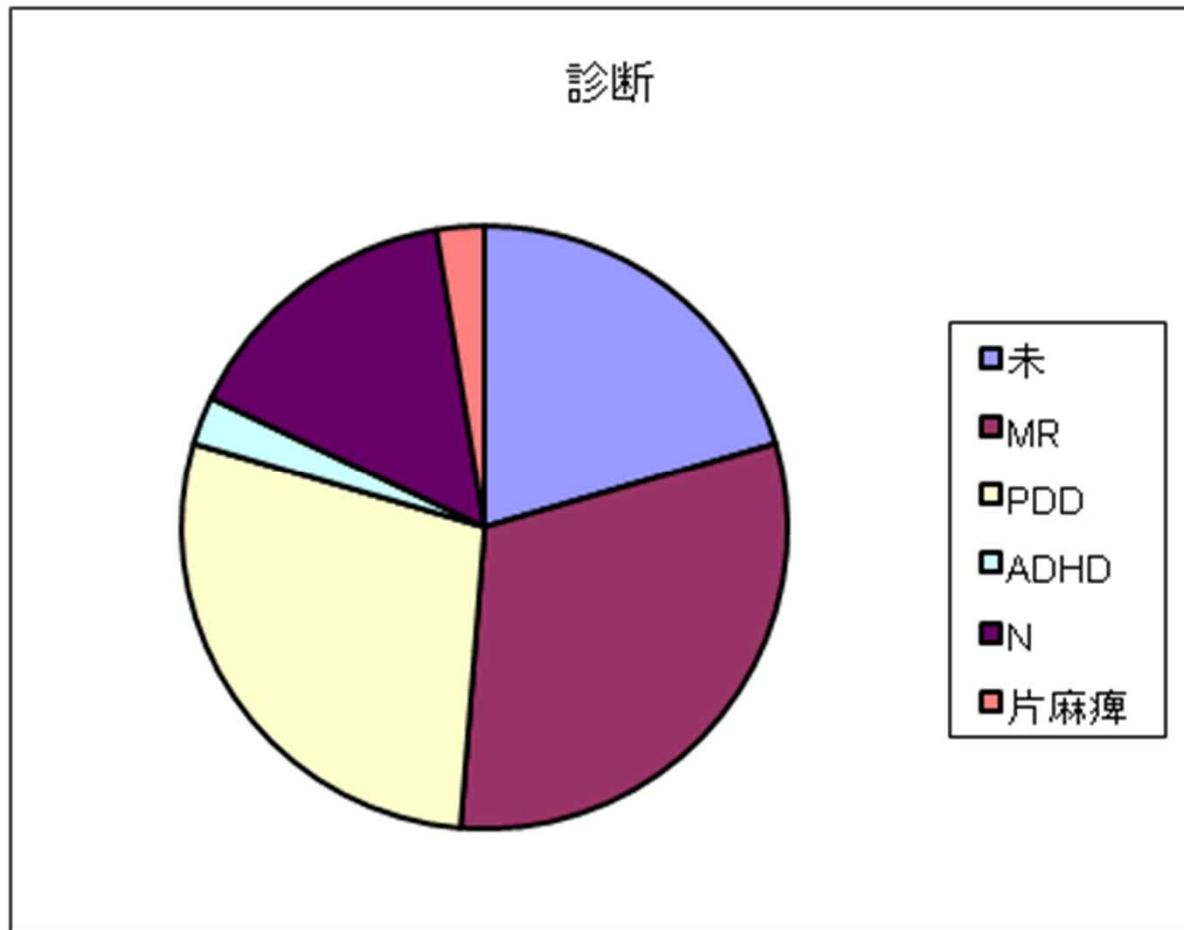


# BMIで検討

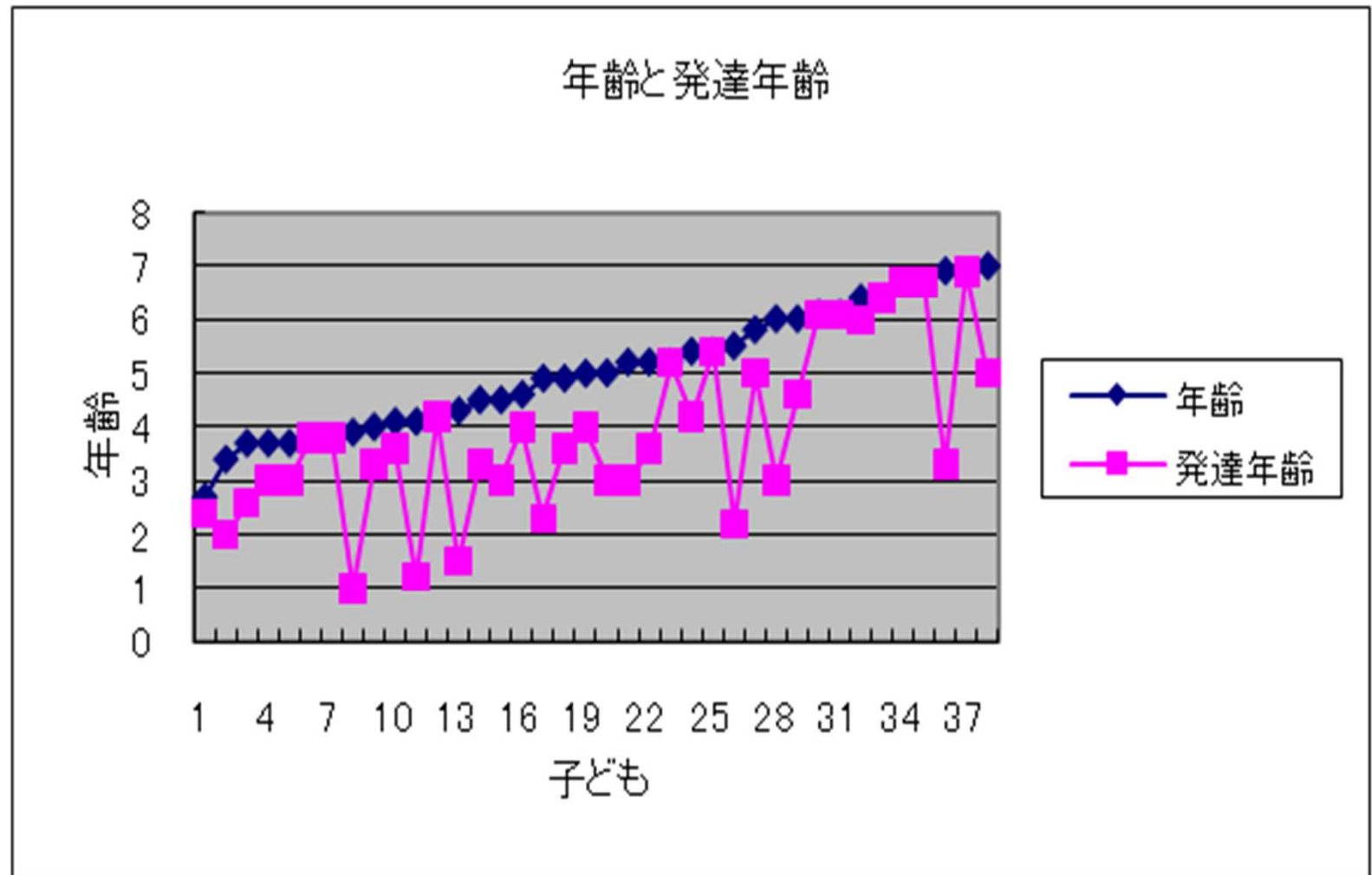


- ・入所時の年齢、DQ(IQ)、性別、診断名、虐待の有無について偏りがあるか調べたが、偏りは見られなかった。
- ・児童の入所後の成長がどのような傾向を示すかについては、それら以外の要因の関与を慎重に探索する必要がある。

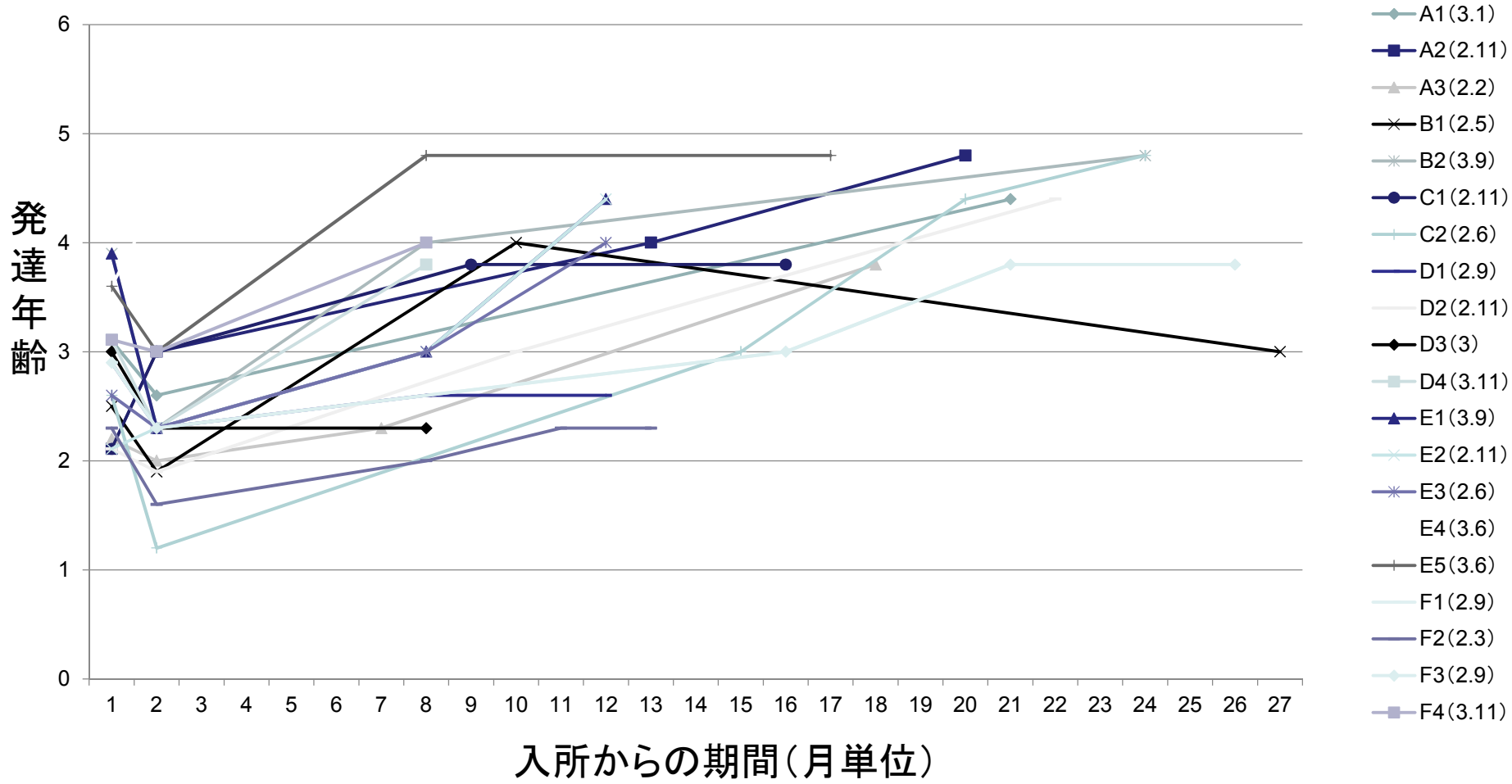
# 子ども達の診断名



# 子どもの達の発達年齢



# 発達年齢の推移



# 保育環境

## 施設内

- 園内保育 (3歳以上週3回 9:00～11:30)
- 園内療育 (3歳以上週2回 9:00～11:30)

## 施設外

- 幼稚園 (3歳以上週5日 9:00～14:00)
- 療育施設 (3歳以上週1～3回 9:00～13:00)
- 学校 (6歳以上週5日 9:00～15:00)

# 保育利用状況

|   | 1歳 | 1歳 | 2歳 | 2歳 | 2歳 | 2歳 | 3歳 | 3歳 | 3歳 | 3歳 | 3歳 | 3歳 | 3歳 | 3歳 | 4歳 | 4歳 | 4歳 | 4歳 | 4歳 | 4歳 | 4歳 | 4歳 | 4歳 | 4歳 | 4歳 | 4歳 | 4歳 | 5歳 | 5歳 | 5歳 | 5歳 | 5歳 | 5歳 | 5歳 | 6歳 | 6歳 |   |   |   |   |   |   |
|---|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|---|---|---|---|---|---|
| 月 |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    | □  | □  |    | ◎  | ◎  | ◎  | ◎  | ◎  | ◎  | ◎  | ◎  | ◎  | ◎  | ◎  | ◎  | ◎  | ◎  | ◎  | ◎  | ◎  | ◎  | ◎  | △ | △ | 学 | 特 |   |   |
| 火 |    |    |    |    |    |    | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  |    |    | ○  |    | ◎  | ◎  | ◎  | ◎  | ◎  | ◎  | ◎  | ◎  | ◎  | ◎  | ◎  | ◎  | ◎  | ◎  | ◎  | ◎  | ◎  | ◎  | ◎  | ◎  | △ | △ | △ | 学 | 特 |   |
| 水 |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    | □  | □  | △  | ◎  | ◎  | ◎  | ◎  | ◎  | ◎  | ◎  | ◎  | ◎  | ◎  | ◎  | ◎  | ◎  | ◎  | ◎  | ◎  | ◎  | ◎  | ◎  | ◎ | △ | △ | △ | 学 | 特 |
| 木 |    |    |    |    |    |    | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  |    |    | ○  | △  | ◎  | ◎  | ◎  | ◎  | ◎  | ◎  | ◎  | ◎  | ◎  | ◎  | ◎  | ◎  | ◎  | ◎  | ◎  | ◎  | ◎  | ◎  | ◎  | ◎  | ◎ | △ | △ | △ | 学 | 特 |
| 金 |    |    |    |    |    |    | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  |    |    | ○  | △  | ◎  | ◎  | ◎  | ◎  | ◎  | ◎  | ◎  | ◎  | ◎  | ◎  | ◎  | ◎  | ◎  | ◎  | ◎  | ◎  | ◎  | ◎  | ◎  | ◎  | ◎ | △ | △ | △ | 学 | 特 |

【○...園内保育 □...園内療育 ◎...幼稚園 △...療育施設 学...学校 特...特別支援学級】

# もし園内保育所や二重措置がなければ

|   | 1歳 | 1歳 | 2歳 | 2歳 | 2歳 | 2歳 | 3歳 | 3歳 | 3歳 | 3歳 | 3歳 | 3歳 | 3歳 | 3歳 | 4歳 | 4歳 | 4歳 | 4歳 | 4歳 | 4歳 | 4歳 | 4歳 | 4歳 | 4歳 | 4歳 | 4歳 | 4歳 | 4歳 | 5歳 | 5歳 | 5歳 | 5歳 | 5歳 | 5歳 | 5歳 | 5歳 | 6歳 | 6歳 |  |  |   |   |   |   |
|---|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|--|--|---|---|---|---|
| 月 |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    | ◎  | ◎  | ◎  | ◎  | ◎  | ◎  | ◎  | ◎  | ◎  | ◎  | ◎  | ◎  | ◎  | ◎  | ◎  | ◎  | ◎  |    |    |    |    |    |    |    |  |  | 学 | 特 |   |   |
| 火 |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    | ◎  | ◎  | ◎  | ◎  | ◎  | ◎  | ◎  | ◎  | ◎  | ◎  | ◎  | ◎  | ◎  | ◎  | ◎  | ◎  | ◎  | ◎  |    |    |    |    |    |    |  |  |   |   | 学 | 特 |
| 水 |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    | ◎  | ◎  | ◎  | ◎  | ◎  | ◎  | ◎  | ◎  | ◎  | ◎  | ◎  | ◎  | ◎  | ◎  | ◎  | ◎  | ◎  | ◎  |    |    |    |    |    |    |  |  |   |   | 学 | 特 |
| 木 |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    | ◎  | ◎  | ◎  | ◎  | ◎  | ◎  | ◎  | ◎  | ◎  | ◎  | ◎  | ◎  | ◎  | ◎  | ◎  | ◎  | ◎  | ◎  |    |    |    |    |    |    |  |  |   |   | 学 | 特 |
| 金 |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    | ◎  | ◎  | ◎  | ◎  | ◎  | ◎  | ◎  | ◎  | ◎  | ◎  | ◎  | ◎  | ◎  | ◎  | ◎  | ◎  | ◎  | ◎  |    |    |    |    |    |    |  |  |   |   | 学 | 特 |

【○...園内保育 □...園内療育 ◎...幼稚園 △...療育施設 学...学校 特...特別支援学級】



# 育 児

- 自分が経験したことが基本となる  
（食事、おやつ、お風呂、しつけ、外出）
- 保育や教育・研修あるいは配偶者・同居者によって変化しうる
- 施設に歴史や文化がある

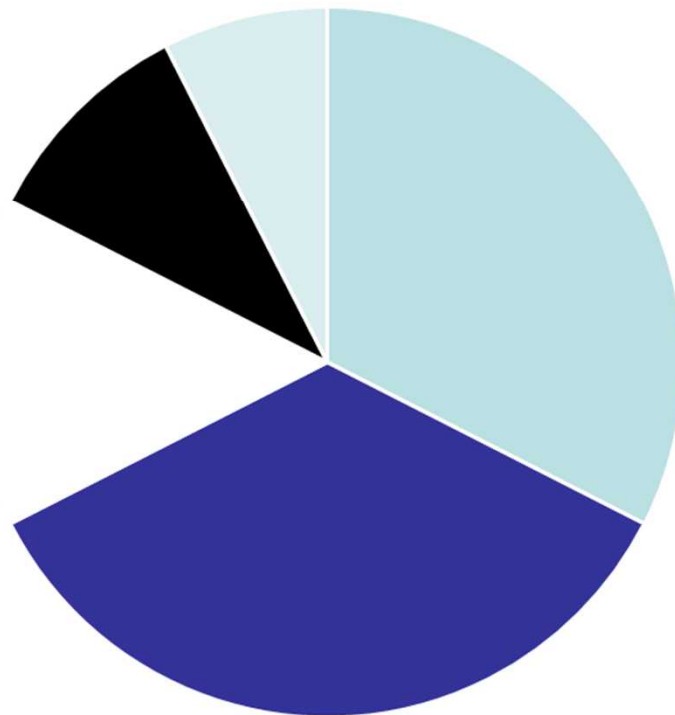
# 職員の経験

(アンケート調査より)

- 【問い1】 幼少の頃、お母さんからやってもらってうれしいことは何ですか？また、お母さんと一緒に楽しかったのはどんな遊びですか？
- 【問い2】 幼少の頃、お父さんからやってもらってうれしかったことは何ですか？また、お父さんと一緒に楽しかったのはどんな遊びですか？
- 【問い3】 幼少の頃、家庭でのしつけで覚えているのはどんなことですか？また、大切だったと思えるしつけはどんなことですか？
- 【問い4】 幼少の頃、幼稚園や保育園などのお友達と一緒に楽しかった遊びは何ですか？

【問い3】幼少の頃、家庭でのしつけで覚えているのは  
どんなことですか？また、大切だったと思えるしつけは  
どんなことですか？

大切だったしつけ



■ 食事マナー ■ あいさつ ■ 相手を思う ■ 片づけ ■ うそをつかない

# 職員の業務

## <担当職員>

生活

支援が必要な子どもへの対応

保護者との関わり

関係機関との連携

記録

# こどもの発達・学習支援のために

1、年間カリキュラム、月案、  
日案の作成し、施設で統一

2、地域・外部機関の活用

（二重措置の問題を解決）

3、専門職の活用

4、施設職員の育成

5、継続した環境

（施設変更は最小限にとどめること）

# 児童養護施設で生活する高校生の声 今、あなたが一番したいこと

私たちのような子どもが差別されることが、少しでもなくなってほしい。普通の家庭で育った子どもにも勝るとも劣らない子どもが施設にもいることを証明するために、私は勉強したい。体も鍛えたい。 そうしないと、毎日、劣等感に押しつぶされそうになる。

出所:「今、施設で暮らす子どもの意識調査:10年を経て一児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設の10年」(大阪市児童福祉施設連盟養育指標研究会、2010年)p159より

第 8 回 社会保障審議会 児童部会  
児童虐待防止対策のあり方に関する専門委員会

泉谷委員提出資料

措置児童の確実な自立につなげていくため、  
施設、里親等に養育されている間に必要な取組について

目白大学 泉谷

### (1) 「子どもの自立」概念の再吟味

自立 (independence) とは、広辞苑では「他の援助や支配を受けず自分の力で身をたてること」とされている。しかし、現代社会では、他者との関わり、支援を受けることなく、自分の力だけで生活することはあり得ない。

社会的養護における「子どもの自立」に関する概念は、様々なものがある。

網野武博 「子どもは、誕生のその時から、自立の歩みを続けるプロセスを辿る。」

「児童福祉学」中央法規 2002

伊藤嘉余子 「『子どもの自立』とは、単なる措置の終了（施設退所や里親家庭からの巣立ち）という状況を意味するのではなく、彼らがその後の人生において、社会的責任を果たしつつ、経済的／心理的／社会的に健全な状態で生活を継続できるようになること。」

「社会福祉学事典」丸善出版 2014

竹中哲夫 ①基本的な生活習慣の習得・自立、②家庭生活の自立（子どもとして）、  
③地域社会・学校生活の自立、④学ぶことの自立（あるいは自己教育力の獲得）、  
⑤社会的な人間関係の自立、⑥労働の自立、⑦経済生活の自立、  
⑧自己意識の形成・自己同一性の確立、⑨性的な自立・性役割の自立、  
⑩家庭生活の自立（大人として）、⑪社会的な主権者としての自立、  
⑫生きがい・自己実現・人生観の形成としての自立

「現代児童養護論第2版」ミネルヴァ書房 1995

自立概念は論者によってポイントとする点、内容が異なる。現代社会において、子どもが自立するために、何を目指すべきか、支援者はどのような支援を展開すべきかを再考する必要がある。

### (2) 自立支援の視点

#### ①子どもの視点にたって「自立」を考える

支援者は子どもが自立するために、何ができるようになればよいか、子どもが失敗しないようにどんな支援を提供すべきか、ということに着目しがちである。子ども・若者は、ひとり立ちするまでにまでに、失敗を繰り返しながら学び、経験を積む中で物事に対応する力を獲得していく。子どもの視点に立って考えると、失敗すること、やり直すことなしに成長すること、



対応力をつけることは難しい。失敗すること、やり直すことを保障されることが子どもには必要である。

#### ②失敗、やり直しを支える体制づくり

一般的に、子ども・若者は、失敗してしても、支えてくれる家族等がおり、やり直すチャンス、やり直すまでの居場所がある。一方、社会的養護の対象児童は、インフォーマル、フォーマル双方において、失敗しても、支えてくれる存在、受け皿、やり直すまでの居場所、機会を得ることが難しい場合が多い。

措置解除した子どもの失敗、やり直しに施設や里親等が対応することには限界がある。しかし、当事者の子どもからすれば、困ったからと言って誰にでも相談できるわけではない。措置開始時期から、施設や里親等と一緒に措置解除を見据えた支援を行う支援者、支援体制を確保することが必要であるが、この支援体制は子どもが18歳になったら終了するものではない。子育て支援関係、引きこもり対策、生活困窮者支援、就労支援、社会保障関連など、子ども・若者の生活支援に関連する分野と連携し、子ども・若者支援というような形で、児童福祉の対象年齢時から18歳以降も対応していく支援体制が必要である。

#### ③当事者による支援の重要性

現在、社会的養護経験者による当事者団体の活動が活発になってきている。社会的養護対象児童にとって、社会的養護経験者からの支援は、当事者として思いを共有できること、ロールモデルとなることなど、専門職による支援とは異なる重要なものである。卒園児がキャンプのリーダーとして卒園した施設のキャンプを手伝ったり、有給のスタッフとして採用され、子ども達と日々関わることもあると聞く。アメリカでは、貧困世帯向け公的支援の一つである貧困家庭一時扶助（Temporary Assistance for Needy Families : TANF）の受給者が、就労、経済的支援を受け、TANFの就労支援機関の職員となり、支援する側になるという事例もある。当事者による支援が継続されるためには、その活動を支援する体制も必要である。

#### ④子どもの将来を見据えた方針の選択とネットワークづくり

社会的養護対象児童に対して学習支援が盛んに行われている。学ぶことの自立も重要であるが、レベルの高い学校への進学を目指すことだけが、子どもの自立につながるわけではない。将来どのような進路を選択するのかによって、進学する高校も変わる。例えば、工業高校、商業高校では資格を取得するだけでなく、一流企業等から求人が来ることもある。一方、一般高校では就労する生徒が多くなければ、求人数も限られ、就職先の確保が難しい場合もある。また、一つランクを落とした高校に進学し、その高校でトップの成績を収めた子どもが、有名企業に就職し、就職後数年経過した現在も就労継続していると聞く。

子どもの将来を見据えた方針を、子どもと家族、関係者と一緒に考えていくためには、地域

の社会資源、教育制度、就労情報等様々な情報を確保しておくこと、またこれらの分野に精通した協力者を得ておくことが必要である。日頃から様々な人たちとネットワークを持つこと、ネットワーク構築を支援する体制づくりが求められる。

### (3) 更なる課題

#### ①社会資源・利用可能なサービスの格差是正

施設・里親等に措置されている子どもだけでなく、家族再統合により家族と生活することになった子どもも社会的養護対象児である。施設等に措置されている間は、子どもへの支援が手厚いが、地域で生活している子ども達への支援が十分でない、との指摘もある。在宅型社会的養護への支援の必要性についても指摘されているが、生活場所によって利用できる社会資源・サービスが異なることで、子どもが不利益を被ることがあってはならない。

#### ②子ども・若者期支援への公的資金導入による費用対効果の検証

欧米では、成人期に様々な問題を抱えた人への、公的支援の費用対効果より、子ども・若者期支援への公的資金導入の方が費用対効果が大きいと指摘されている。平均寿命が 80 歳を超える現代の日本では、人生の 4 分の 1 にあたる 20 歳前後の時期の支援を手厚く充実させる方が、4 分の 3 にあたる 60 年間への公的支援費よりコストを抑えることが出来ると思われる。子ども・若者期支援への公的資金導入の費用対効果について、長期的な調査の実施を含め、検証することが急務である。

#### ③支援の担い手

子どもの自立は措置が終了となる時点で達成できるものではなく、その子どもの人生の中で達成されていくものである。子ども自身が様々なことに対応できる力を養い、必要に応じて他者の支援を受けながら、自分の判断で生活することができるようになるよう、長期間支えていく担い手が必要である。民間機関、当事者の活用、地域住民の参加も検討すべきである。

第 8 回 社会保障審議会 児童部会  
児童虐待防止対策のあり方に関する専門委員会

草間委員提出資料

## 課題（４）施設退所児童の円滑な自立のための居場所づくりの取組と工夫

東北福祉大学・特任教授 草間吉夫

## Ⅰ．現状

○居場所が少ない … 【要因】支援制度の脆弱さ … ヒト・モノ・カネ不足

## 【参考１】

○居場所＝東京２ヶ所、神奈川１ヶ所、奈良県１ヶ所、・・・・・・・・

## 【参考２】当事者による支援団体（清水真一氏調査、2015年2月現在）

| No | 団体名                        | 代表者   | 所在地     | 運営形態   | 補助金の有無 | 設立日   |
|----|----------------------------|-------|---------|--------|--------|---|
| 1  | だいじ家                       | 塩尻真由美 | 栃木県宇都宮市 | NPO 法人 | 無      | 2014.8.29                                     |
| 2  | 日向ぼっこ                      | 渡井隆行  | 東京都文京区  | NPO 法人 | 有      | 2006.3.3                                      |
| 3  | なごやかサポートみらい                | 蝦沢光   | 愛知県名古屋市 | NPO 法人 | 無      | <任意団体><br>2008.9.21<br><NPO 法人化><br>2013.11.8 |
| 4  | Childen's View&Voice (CVV) | 徳廣潤一  | 大阪府大阪市  | 任意団体   | 無      | 2001.6  |
| 5  | ひ・まわり                      | 石川玲子  | 静岡県三島市  | 任意団体   | 無      | 2004.6.15                                     |
| 6  | レインボーズ                     | 池田征人  | 鳥取県鳥取市  | 任意団体   | 無      | 2010.4.1                                      |
| 7  | ふたばふらっとホーム                 | 園武友   | 東京都府中市  | NPO 法人 | 無      | 2011.3.15                                     |
| 8  | こもれび                       | 佐野優   | 千葉県松戸市  | 任意団体   | 無      | 2008.6.4                                      |
| 9  | COLARS                     | 伊達昭   |         | 任意団体   | 無      | 2011.12.7                                     |
| 10 | 明日天気になあれ                   | M     | 奈良県天理市  | 任意団体   | 無      | 2010.9.6                                      |
| 11 | さくらネットワークプロジェクト            | 滝澤正美  | 東京都文京区  | 任意団体   | 無      | 2001.4.21                                     |
| 12 | 白ひげ                        | 三浦宏一郎 | 神奈川県横浜市 | 任意団体   | 無      | 2014.5.5                                      |

## Ⅱ．課題

○ニーズを捕捉出来ない → ニーズ潜在化 → ミスマッチ → 負のスパイラル化

## Ⅲ．対策

○県庁所在地に１ヶ所整備 … 職住接近で気軽に立ち寄れる場の創出

⇨ 子供の未来応援基金活用も一案

- 自立支援員配置 … 自立支援、相談援助、コーディネート、SW
- 連絡会の設置 … 情報交換の場創出、団体の組織化支援  
【事例】 こどもっと（朝日厚生事業団が支援）
- 情報発信 … ウェブサイト、SNS  
第1段階：施設向け、第2段階：退所児童向け

第 8 回 社会保障審議会 児童部会  
児童虐待防止対策のあり方に関する専門委員会

平井委員提出資料

## 自立援助ホームの実践から

### 「施設退所児童等の円滑な自立のための居場所機能・相談・支援について」

#### 自立援助ホームの機能と役割

自立援助ホームは昭和 63 年の児童自立相談援助事業から平成 10 年の児童自立生活援助事業を経て、児童養護施設等を退所した義務教育終了後の自立へ向けた支援が必要な児童等を対象として受け入れを行ってきた。平成 21 年度の児童福祉法一部改正により、補助金体制から児童保護措置費体制に変わり、20 歳未満までの児童等が措置の可能となった。施設退所児童等だけでなく、家庭での親子関係不調や虐待等の理由で年齢の高い子どもたちが児童相談所を通じて直接入居に至るケースや、家庭裁判所や保護観察所から行き場がなく委託される子どもたちの受入れも行っている。

#### 自立援助ホームの入居者の状況

- ・児童養護施設等を退所後、就労するも離職し、行き場を失い入居に至ったケース
- ・年齢が高くなってから性的虐待により、入居に至ったケース
- ・親子関係不調により、家出や非行・犯罪傾向に走り、児童相談所や家庭裁判所を通じて入居に至ったケース
- ・軽度知的障害や精神的疾患、発達障害等を抱えて、なかなか就労に結びつかないケース
- ・自立援助ホームの入居者の内、何らかの虐待を受けていたケースは全体の 6 割強にある
- ・なかなか就労に結びつかずに 20 歳の年齢超過に至ったケースもある

#### 自立援助ホームの課題

- ・自立援助ホーム本来の役割は、自立一歩手前で短期間の援助により社会生活へ向けて移行できるように就労を前提とした支援を行う（子どもシェルターは別）ことになっているが、状況的には様々な家庭の問題や自分自身のハンディを抱えて自立が難しいケースが混在している。
- ・就労まで至らないケースも多くあり、就労支援や中間的就労のシステム強化が必要。
- ・昔ながらの職親の開拓を行い、里親制度と同様に職親制度を構築して就労支援を行う。
- ・社会的養護を必要とする子どもたちの多くは、虐待や貧困、家庭環境の機能不全等から仕事を失うと同時に居所を失い、生活困難に陥る可能性が高いため、次のステップに至るまでの一時的なステップハウス等の整備も必要。
- ・退所者支援事業として、当事者等の団体が相談事業等を行っているが、援助を必要とする者が気軽に相談できる場所や居場所の提供を充実させること。
- ・自立援助ホームは 20 歳未満までの措置が可能であるが、19 歳で入居に至った者が短期で退居することも厳しい状況にもある。
- ・自立援助ホーム退居後の住宅事情も厳しい状況にもあり、公営住宅等の優先入居や定額入居等のシステムを導入できないか。
- ・自立援助ホームへ入居している期間は、ある意味守られているが、退居後の相談やケアの部分が手薄になっている現状から、社会生活支援専門職員（仮称）の配置も検討すべきである。

# 自立援助ホームへの入居対象

2

全国自立援助ホーム協議会

副会長 平井誠敏



# 自立援助ホームへの入居

本人申込委託措置

児童相談所  
委託一時保護

家庭裁判所  
補導委託

私的契約  
(年齢超過等)

保護観察所  
更生保護委託  
自立準備ホーム制度

# 委託措置

(児童自立生活援助の実施)

自立援助ホーム本来の措置。

児童養護施設等を措置解除された児童等で、なお自立の支援が必要な義務教育終了後から20歳未満の児童等や家庭の事情等で行き場を失い、都道府県・政令指定都市が援助が必要と認めた児童等が自らの申し込みにより、児童相談所を通じて入居の措置がとられ、児童自立生活援助の実施がなされる。

## • Aケース

児童養護施設から高校進学したが、問題を起こし退学。就労支援も難しく自立援助ホームへの入居となった。

## • Bケース

児童自立支援施設を中卒後、家庭の調整も難しく行き場がなく就労するにあたり、自立援助ホームへ入居となった。

## • Cケース

児童養護施設から高校卒業と同時に住込み就労するが、トラブルにより離職し行き場を失い、自立援助ホームへ入居となった。

## • Dケース

里親委託されていたが、関係不調により、他の資源がなく、自立援助ホームへの入居となった。

## • Eケース

家庭で性的虐待を受け、警察を通じて児童相談所へ通告があり、年齢的に義務教育終了していたことから、自立援助ホームへ入居となった。

## 児童相談所 委託一時保護

児童相談所の一時保護所が満床の場合や事情により一時保護の委託を必要とする場合に、施設等へ委託一時保護の措置をとるもの。(最大2カ月を限度としている。)

義務教育を終了した18歳未満の児童は、必要に応じて自立援助ホームへの委託一時保護の対象となっている。

- **Fケース**

高校中退ケースであるが、家庭で虐待により児童相談所で一時保護される。就労希望しているが、未だ先が見えないため、自立援助ホームへ委託一時保護して様子を見る。

- **Gケース**

高校生になってから家庭内暴力がひどくなり両親が児童相談所へ相談、高校は中退に至る。高齢児童でもあり、自立援助ホームへ委託一時保護しながら今後のことを検討。

- **Hケース**

児童養護施設を中卒後、母親宅へ帰るも、関係不調により児童相談所で一時保護していたが、無断外泊したりと落ち着かないため、環境を変えて自立援助ホームへ委託一時保護となった。

# 家庭裁判所 補導委託

家庭裁判所の審判で、しばらく少年の生活態度などを見てから最終的な処分を決める試験観察となった少年たちを預かっていただく個人や施設を補導委託先といい、補導委託先の責任者を受託者という。

自立援助ホームも、ほとんどのホームが補導委託先として登録されている。

- Iケース

児童自立支援施設出身。就労するも落ち着かず、車上盗などを行い鑑別所へ、家庭裁判所の審判にて少年院までには至らず、しばらく様子を見るために自立援助ホームへ試験観察付補導委託となる。

- Jケース

女子友人たちと窃盗を行い鑑別所へ、調査官より相談があり、すぐにはまだ見通しが難しい状況から、もう少し様子をみながら判断することで自立援助ホームへ補導委託となる。

- Kケース

弁護士を通じて、窃盗を行った少年の審判に立ち会って欲しいとの相談あり、社会内処遇で見ていった方が期待できることから、試験観察付補導委託となる。

## 保護観察所 更生保護委託

家庭裁判所の審判で保護観察処分になった者で、行き場がなかったり、委託することで改善の方向へ期待できる者を更生保護委託費(食事付宿泊費)をうって委託先へお願いするもの。

自立援助ホームは一つの社会資源として、20歳未満の対象者が保護観察所からの依頼により委託される。

- **Lケース**

覚醒剤事件女子。少年院を仮退院するにあたり、家庭調整も難しく、帰住先にも困り、自立援助ホームへ委託依頼あり入居に至った。

- **Mケース**

保護観察に付せられ、しばらく順調に就労していたが、トラブルにより職場(住込み)を失い、帰住先がなく、自立援助ホームへ相談があり、委託入居になる。

- **Nケース**

児童相談所の指導に関わっていたが、窃盗等で家庭裁判所に係り、保護観察処分となる。その間、児童相談所も少年が18歳を超えたことから司法任せになり、調整厳しく自立援助ホームへ更生保護委託となった。

## 保護観察所 自立準備ホーム制度

保護観察に付されている者及び更生緊急保護の対象となる者で、適当な住居確保が困難な者について、更生保護施設以外の宿泊場所に宿泊させて処遇を行い、自立更生の促進を図るもの。

∞ 新しい制度であり、未だ自立援助ホームで登録しているホームは少ない。

家庭裁判所の補導委託と同額程度の費用が支給されることから、今後については、これまでの更生保護委託よりも対象者やホームにとって利用できる制度である。

### ・ Oケース

窃盗で保護観察に付していた少年が、親子関係不調により保護観察所へ相談し、帰住先に困っていたところ、再犯につながらないように配慮し、自立準備ホーム制度を利用して、自立援助ホームへ入居となった。

### ・ Pケース

父子家庭。中学時代に情緒障害児治療施設へ関わっていたが、高校になってから先輩・友人らと恐喝事件を起こし、医療少年院へ入院。仮退院にあたり、親元へ帰住させるに不安があり、児童相談所へも相談するが、しばらく司法関係機関で関わっていたことから司法絡みの調整となり、自立準備ホーム制度を利用して入居調整。

第 8 回 社会保障審議会 児童部会  
児童虐待防止対策のあり方に関する専門委員会

藤川委員提出資料



## 課題（４）施設退所児童等の円滑な自立のための居場所づくりと取組と工夫

### ～アフターケア事業部の事業概要と報告及び課題～

(社福)大阪児童福祉事業協会 アフターケア事業部 部長 藤川 澄代

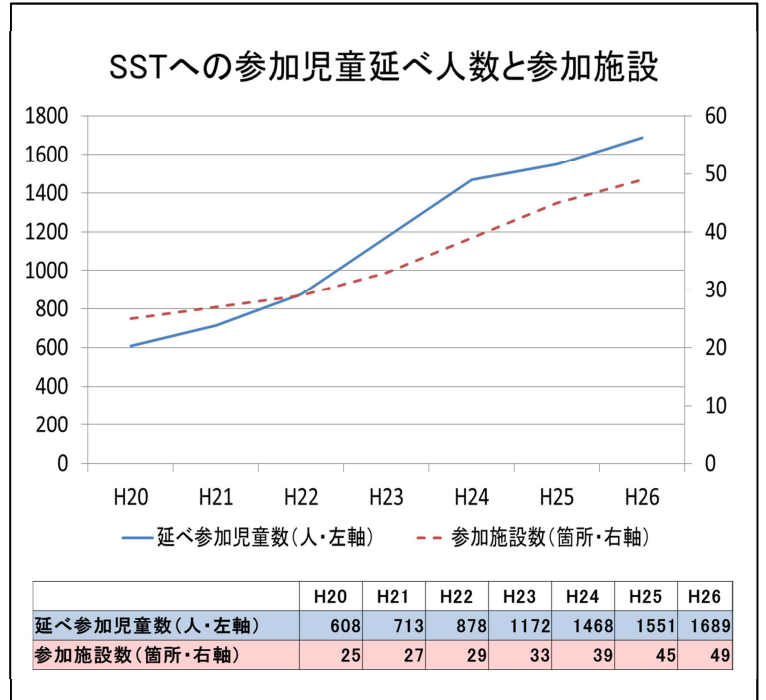
#### (1) 健全育成事業

施設退所児童が自立生活をする上での社会問題の発生を予防するために行う事業

- ① 通信「そらまめ～」を編集し、年間3回発行（1回に付400通～460通）…施設退所後概ね5年間発送
- ② 就職予定者支援プログラム（SST）年間13回開催（7月～2月）…施設及び里親宅に入所中の中3生～高3生を対象

**2015年度 就職予定者支援プログラム 自立生活技術講習会**  
**ソーシャル・スキル・トレーニング**  
 -ひとりで生活するために知っておく必要のあること-

| 回    | 日付                | プログラム                                       | 内容  |
|------|-------------------|---|---|
| 開講式  |                   | 開 講 式                                       |   |
| 第1回  | 7月4日(土)           | ビジネスマナー                                     | 対人関係を構築するための基本的なマナー（あいさつ・電話対応等）職場で信頼されるビジネスマナー・冠婚葬祭のマナー等、実習を中心に商業高校教諭より学びます。                                      |
| 第2回  |                   | バイキングのマナー                                   | バイキングについて（料理を取皿にとる際のマナーなど）を屋食実習にて学びます。  |
| 第3回  | 8月4日(火)           | 職業適性セミナー                                    | 自分にあった職業ってなんだろう？自分の性格の傾向と職業の適性を自己診断して、就職活動に役立てよう。   |
| 第4回  | 9月5日(土)           | 話し方セミナー                                     | 発声の方法やインタビューの仕方、及び人前での話し方、又敬語・謙譲語の使い方等を講義と実習により毎日放送アナウンスセンター長から、学びます。   |
| 第5回  | 10月10日(土)         | 薬 育   | 薬の種類や薬を正しく使うために必要な知識についての講義や、もしもの時の緊急対応について等、森下仁丹株式会社（薬剤師）より、実習を交えて学びます。  |
| 第6回  | 11月14日(土)         | 身だしなみセミナー                                   | 社会人としての基本的な身だしなみについて、女子はスキンケア・メーキャップ実習を資生堂販売員のビューティーコンサルタントに、男子は洗顔、ヘアケア、ネクタイの結び方の実習やスーツの着こなし方法について（AOKI）社員より学びます。 |
| 第7回  |                   | 和食テーブルマナー                                   | 和食のテーブルマナーについて学びます。   |
| 第8回  | 12月5日(土)          | 金融教育<br>(銀行の利用方法やお金のやりくりとハンコ<br>の事を詳しく知ろう！) | 銀行の利用方法等について具体的に学びます。又、生活費のやりくりを家計簿をつける等、実習を通して学び、ハチの種類、印鑑使用方法も実習しながら学ぶ。各自に印鑑や印鑑ケース・印鑑アプリ等もプレゼントします。              |
| 第9回  |                   | 中華テーブルマナー                                   | 中華の円卓でのテーブルマナーについて学びます。   |
| 第10回 | 平成28年<br>1月16日(土) | 身近な法律の話                                     | サラ金・ヤミ金被害の実態を寸劇を交えて学んだり、又、社会生活の中で自分自身を守るのに必要な法律や、労働に関する法律を弁護士さんより、わかりやすく学びます。                                     |
| 第11回 |                   | 先輩の体験談                                      | 実際に社会に出るとどうなんだろう？施設を出て就職自立している先輩の体験を聞き、自立に向けてのイメージを具体化させる事で少しでも不安を減らしましょう。  |
| 第12回 | 2月6日(土)           | グループワーク                                     | 講習を振り返り重要なポイントを再確認し、又発表する事で自立に向けての思いを互いに共有し合います。  |
| 第13回 |                   | 洋食テーブルマナー                                   | フランス料理のコース料理でテーブルマナーや社会での基本的なマナーもあわせて学びます。  |
| 閉講式  |                   | 閉 講 式                                       |   |



**ソーシャル・スキル・トレーニング(SST)の効果**

- ・施設入所中から当事業部職員と顔の見える関係づくりの大切さを重視している

↓

**退所後の支援につながるポイント**

- ・講習内容は全て退所児童の相談事例である為現実的である。
- ・15年間参加児童のアンケートを参考に試行錯誤の中で継続した結果の今日のプログラムである

社会全体であなたの自立を支えていく

- ③ パソコン体験セミナー…年間4回開催（9月～1月）…施設入所中の中3生～高3生を対象  
参加施設 22 施設、延べ参加者数 96 人(平成 26 年度)
- ④ プレゼント…初就職祝、結婚祝、出産祝、  
クリスマスプレゼント（カレンダーを発送し、アフターケア事業部の電話番号、メールアドレスを記載）
- ⑤ フリールーム（憩いの部屋）の常設
- ⑥ 行 事（初就職お祝会&お楽しみ会：6月開催・お盆休み食事会：8月開催）



## 平成25年度 来訪者の動向

年間来訪者数

(人)

|     |             |             |
|-----|-------------|-------------|
| 来訪者 | 施設出身者       | 418         |
|     | 施設職員        | 208         |
|     | 施設在園者       | 116         |
|     | ホームそらまめ(男女) | 176         |
|     | 関係機関        | 175         |
|     | 雇用主         | 68          |
|     | 児童相談所       | 32          |
|     | 学生・ボランティア   | 30          |
|     | 支援企業・団体     | 26          |
|     | 里親          | 18          |
|     | 自立援助ホーム     | 14          |
|     | メディア        | 5           |
|     | 施設出身者の家族    | 3           |
|     | 一般相談        | 2           |
|     | 行政          | 61          |
|     | 教育機関        | 56          |
|     | 弁護士         | 11          |
|     | 理事・監事       | 74          |
|     | その他         | 10          |
|     | <b>合計</b>   | <b>1503</b> |

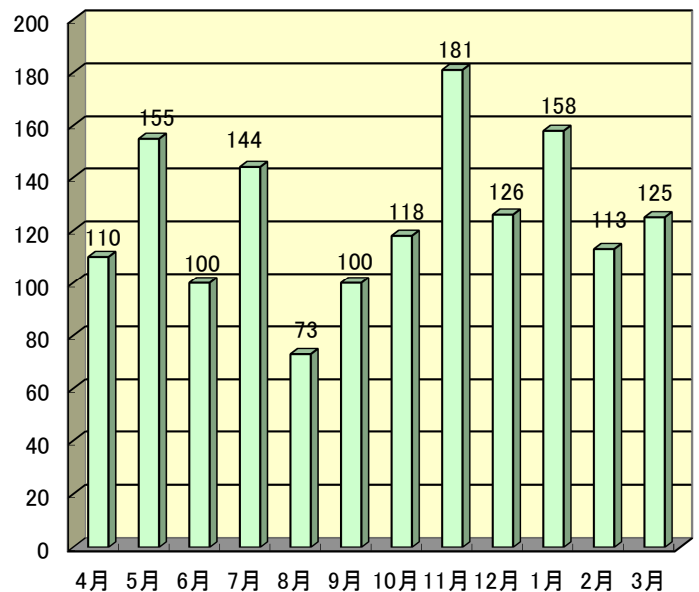
来訪内容(人)

|                 |             |
|-----------------|-------------|
| フリールーム(憩いの部屋)利用 | 1087        |
| 相談              | 390         |
| 打合せ・ケースカンファレンス他 | 26          |
| <b>合計</b>       | <b>1503</b> |

月別来訪者数

(人)

| 月         | 計           |
|-----------|-------------|
| 4月        | 110         |
| 5月        | 155         |
| 6月        | 100         |
| 7月        | 144         |
| 8月        | 73          |
| 9月        | 100         |
| 10月       | 118         |
| 11月       | 181         |
| 12月       | 126         |
| 1月        | 158         |
| 2月        | 113         |
| 3月        | 125         |
| <b>合計</b> | <b>1503</b> |



(2) **相談援助活動事業**

自立生活する上での問題解決のために行う事業

①相談・訪問援助活動

- ・来室・職場訪問・住居訪問・施設訪問
- ・関係機関との連絡・訪問・調整
- ・電話・Eメール・手紙による相談・交流

②専門的相談援助

- ・法律相談・心理相談・医療相談
- ・自立相談援助・虐待防止援助

平成25年度 相談ケースの動向

**相談ケース区分**

| 所属                     | 来訪相談       | 相談出張       | 計          |
|------------------------|------------|------------|------------|
| 施設出身者                  | 217        | 24         | 241        |
| 施設職員                   | 44         | 0          | 44         |
| 施設在園者                  | 3          | 32         | 35         |
| 雇用主                    | 2          | 7          | 9          |
| 弁護士                    | 1          | 5          | 6          |
| 里親                     | 9          | 1          | 10         |
| 家族                     | 2          | 0          | 2          |
| ホームそらまめ(男女)            | 82         | 44         | 126        |
| 自立援助ホーム<br>(ホームそらまめ以外) | 2          | 0          | 2          |
| 児童相談所                  | 18         | 0          | 18         |
| 行政                     | 3          | 0          | 3          |
| 司法                     | 0          | 0          | 0          |
| 医療                     | 0          | 8          | 8          |
| 教育機関                   | 5          | 0          | 5          |
| 関係機関                   | 1          | 0          | 1          |
| 一般相談                   | 1          | 0          | 1          |
| <b>合計</b>              | <b>390</b> | <b>121</b> | <b>511</b> |

(人)

**相談内容区分**

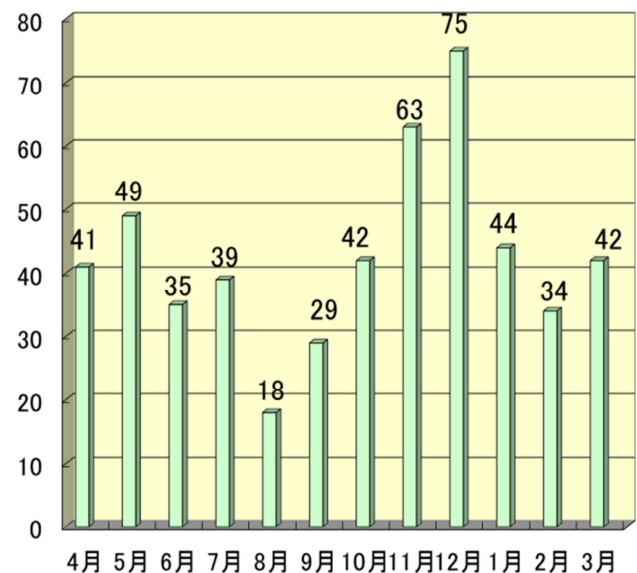
| 相談内容       | 来訪相談       | 相談出張       | 計          |
|------------|------------|------------|------------|
| 就職・職場      | 129        | 25         | 154        |
| 生活相談       | 97         | 29         | 126        |
| 法律相談       | 34         | 5          | 39         |
| 金銭問題       | 28         | 5          | 33         |
| 健康         | 28         | 11         | 39         |
| 家族         | 27         | 3          | 30         |
| 自立援助ホーム入退所 | 24         | 20         | 44         |
| 子育て        | 10         | 0          | 10         |
| 住居         | 7          | 4          | 11         |
| 人間関係       | 2          | 10         | 12         |
| 進学・進路      | 2          | 2          | 4          |
| 結婚・離婚      | 1          | 1          | 2          |
| 犯罪・事件      | 1          | 3          | 4          |
| 携帯電話       | 0          | 2          | 2          |
| 障害         | 0          | 1          | 1          |
| <b>合計</b>  | <b>390</b> | <b>121</b> | <b>511</b> |

(人)

**月別相談者数**

| 月         | 来訪相談       | 相談出張       | 計          |
|-----------|------------|------------|------------|
| 4月        | 30         | 11         | 41         |
| 5月        | 38         | 11         | 49         |
| 6月        | 29         | 6          | 35         |
| 7月        | 31         | 8          | 39         |
| 8月        | 6          | 12         | 18         |
| 9月        | 22         | 7          | 29         |
| 10月       | 34         | 8          | 42         |
| 11月       | 59         | 4          | 63         |
| 12月       | 33         | 42         | 75         |
| 1月        | 43         | 1          | 44         |
| 2月        | 27         | 7          | 34         |
| 3月        | 38         | 4          | 42         |
| <b>合計</b> | <b>390</b> | <b>121</b> | <b>511</b> |

(人)



### (3) 調査研究事業

- ①事例検討会
- ②講演会、勉強会の開催他
- ③研修会への参加・講師

### (4) 就業支援事業

#### 施設退所後の社会的自立の促進を図るために行う事業

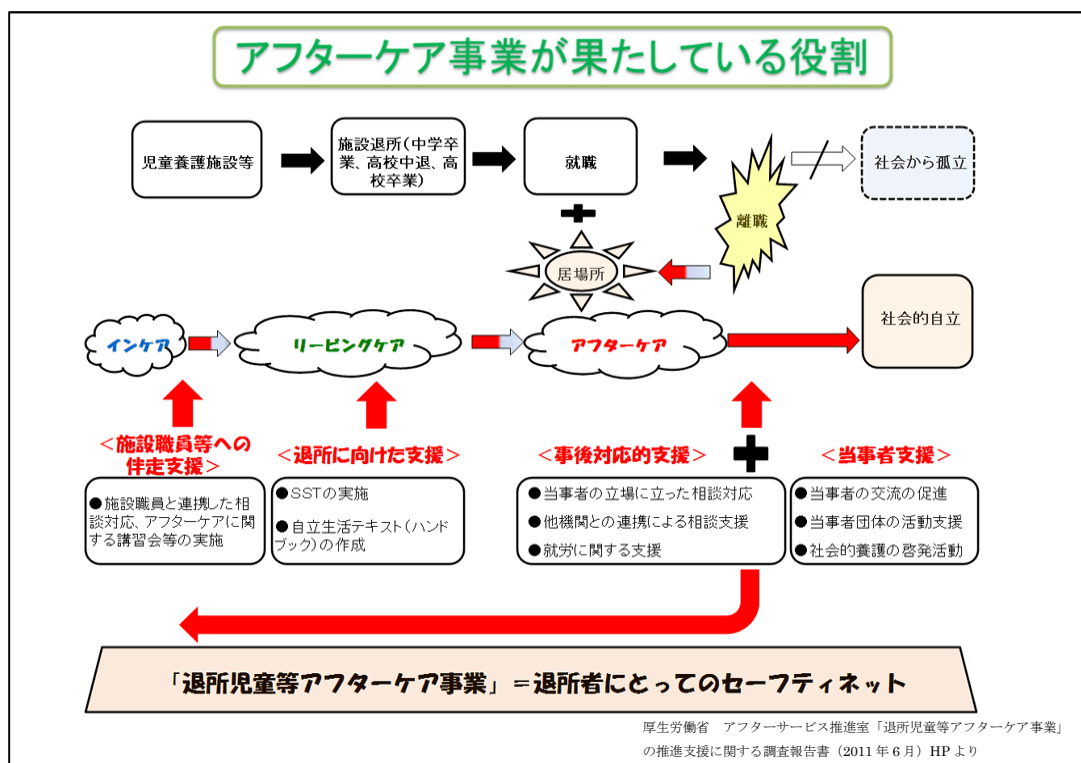
##### ①職業紹介事業

- ・職場の開拓、職場実習、就労訓練、面接等のアドバイス、就職後の定着支援等
- ・職業紹介事業者として、安定した就業が困難な施設退所児童に対して、社会人としてのルールやマナーについて再教育する。

##### ②キャリア教育プログラムの推進（研修・職場見学・職場体験・職場実習）

- ・リービングケアの一環として働くことの意味等職場見学・職場体験を通じて職業観の育成を行い、退所後の就労自立のイメージづくりを行なう。（退所者は随時、施設入所者は夏休みに3ヶ所実施）

##### ③雇用主様への感謝懇談会の開催



## ★課題…支援活動のエアポケットに入った子ども達への支援

- ① 知的にボーダーラインや発達障害等を抱えている等により、施設を退所後に社会での自立生活の継続が困難になった退所児童の再度の受け入れ先が、保証人がいない等で住居が決まりにくい、又就労先の理解も不可欠である為に就労支援も必要であるが、その支援を求めることが出来ずに繋がりにくい子ども達が多い。
- ② 大学・専門学校等へ進学しても当然生活費確保等の為就労は求められるが、子ども達は学業とアルバイトとの両立が難しく、つい奨学金を生活費に充てたり、中には中退してしまい奨学金の借金を背負って自活している現実がある。  
進学生への生活支援体制が構築されていない。

第 8 回 社会保障審議会 児童部会  
児童虐待防止対策のあり方に関する専門委員会

磯谷委員提出資料

平成27年4月20日

## 18歳に達した未成年者に対する法的支援

弁護士 磯谷文明（東京弁護士会）

### 1 18歳に達した未成年者と児童福祉法上の措置

#### （１）課題

児童福祉法は基本的に児童、すなわち18歳に満たない者（4条1項）を対象としているが、児童福祉施設入所等の措置（27条1項3号）については、満20歳に達するまでとることができるほか（31条2項）、親権喪失、親権停止、管理権喪失等の請求、未成年後見人の選任及び解任請求については、児童相談所長は子どもが満20歳になるまで行うことができる（33条の7～9）。

しかしながら、施設入所等の措置の延長については、延長後に児童福祉法28条2項本文の期限が到来した場合、同項但書の更新が可能かどうか必ずしも明らかでない<sup>\*1</sup>。また、延長期間中、児童虐待防止法に定められている面会交流の制限、接近禁止命令などは利用できないのではないかとと思われる。

親権喪失等の請求についても、そのためには情報収集が不可欠であるが、情報収集を支える要保護児童対策地域協議会等の制度は児童を対象としており、利用できないのではないかとと思われる。また、一時保護も利用できないものと思われる。

#### （２）現行の法制度

児童福祉法28条（略）

- ② 前項第1号及び第2号ただし書の規定による措置の期間は、当該措置を開始した日から2年を超えてはならない。ただし、当該措置に係る保護者に対する指導措置（第27条第1項第2号の措置をいう。以下この条において同じ。）の効果等に照らし、当該

---

\*1 これを肯定する見解もある。岩佐嘉彦『弁護士から見た児童虐待事件（2）～児童虐待の防止等に関する法律の二度にわたる改正を経て～』家庭裁判月報61巻8号1頁所収。

措置を継続しなければ保護者がその児童を虐待し、著しくその監護を怠り、その他著しく当該児童の福祉を害するおそれがあると認めるときは、都道府県は、家庭裁判所の承認を得て、当該期間を更新することができる。

児童虐待防止法 12条 児童虐待を受けた児童について児童福祉法第27条第1項第3号の措置（以下「施設入所等の措置」という。）が採られ、または同法第33条第1項若しくは第2項の規定による一時保護が行われた場合において、児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護のため必要があると認めるときは、児童相談所長及び当該児童について施設入所等の措置が採られている場合における当該施設入所等の措置に係る同号に規定する施設の長は、厚生労働省令で定めるところにより、当該児童虐待を行った保護者について、次に掲げる行為の全部または一部を制限することができる。

一 当該児童との面会

二 当該児童との通信

② （略）

③ 児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置（児童福祉法第28条の規定によるものに限る。）が採られ、または同法第33条第1項若しくは第2項の規定による一時保護が行われた場合において、当該児童虐待を行った保護者に対し当該児童の住所または居所を明らかにしたとすれば、当該保護者が当該児童を連れ戻すおそれがある等再び児童虐待が行われるおそれがあり、または当該児童の保護に支障をきたすと認めるときは、児童相談所長は、当該保護者に対し、当該児童の住所または居所を明らかにしないものとする。

児童福祉法 33条の7 児童または児童以外の満20歳に満たない者（以下「児童等」という。）の親権者に係る民法第834条本文、第834条の2第1項、第835条または第836条の規定による親権喪失、親権停止もしくは管理権喪失の審判の請求またはこれらの審判の取消しの請求は、これらの規定に定める者のほか、児童相談所長も、これを行うことができる。

個人情報保護に関する法律 23条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場

合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

三 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

児童福祉法 25 条の 2 (略)

- ② 協議会は、要保護児童<sup>\*2</sup> もしくは要支援児童<sup>\*3</sup> 及びその保護者または特定妊婦（以下「要保護児童等」という。）に関する情報その他要保護児童の適切な保護または要支援児童もしくは特定妊婦への適切な支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。

児童虐待防止法 13 条の 3 地方公共団体の機関は、市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長または児童相談所長から児童虐待に係る児童またはその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他児童虐待の防止等に係る当該児童、その保護者その他の関係者に関する資料または情報の提供を求められたときは、当該資料または情報について、当該市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長または児童相談所長が児童虐待の防止等に関する事務または業務の遂行に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当の理由があるときは、これを提供することができる。ただし、当該資料または情報を提供することによって、当該資料または情報に係る児童、その保護者その他の関係者または第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

児童福祉法 33 条 児童相談所長は、必要があると認めるときは、… (略)  
…、児童に一時保護を加え、又は適当な者に委託して、一時保護

---

\*2 保護者のない児童または保護者に監護させることが不相当であると認められる児童（児童福祉法 6 条の 3 第 8 項）。

\*3 乳児家庭全戸訪問事業の実施その他により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童のうち、要保護児童に該当する者を除いた者（児童福祉法 6 条の 3 第 4 項）。



を加えさせることができる。

### (3) 対 策

ア 児童福祉法 31 条 2 項の延長の措置についても、先行する児童福祉法 27 条 1 項 3 号の措置が 28 条 1 項または 2 項但書の家庭裁判所の承認によりとられているときは、親権者等の意に反する場合であっても、家庭裁判所の承認を得て当該措置をとることができるよう明記することが考えられる。

また、児童福祉法 31 条 4 項の「この法律」を「この法律及び児童虐待の防止等に関する法律」に改めるなどして、延長の場合も面会交流の制限等をできるようにすることが考えられる。

イ 18 歳に達した子どもにかかる親権喪失、親権停止、管理権喪失等の請求、未成年後見人の選任及び解任請求についても、要保護児童対策地域協議会や児童虐待防止法 13 条の 3 などを利用できるようにする必要がある。今後、児童相談所の一般的な調査権限と回答義務に関する規定を設ける場合、18 歳に達した未成年者についても対象とする必要がある（後者が実現されれば、18 歳に達した未成年者について要保護児童対策地域協議会等の利用を認めるべき必要性は小さくなるものと思われる）。

## 2 接近禁止命令の拡張

### (1) 課 題

児童虐待防止法 12 条の 4 の定める接近禁止命令は、児童福祉法 28 条の承認により 27 条 1 項 3 号の措置がとられている場合に限られている。

### (2) 対 策

施設を退所した児童につきまったり、金を無心する親がいることに鑑みると、接近禁止命令は、むしろ施設退所後にこそ必要性が高まると考えられる。そうすると、児童虐待防止法の接近禁止命令とは別に、子ども自身が裁判所に接近禁止命令を申し立てる制度を創設し（未成年者の間は、未成年後見人も申立可能とすべきである）、子どもが児童福祉法 27 条 1 項 3 号の措置をとられていた事例については、児童相談所が支援するものとする考えられる。

第 8 回 社会保障審議会 児童部会  
児童虐待防止対策のあり方に関する専門委員会

浜田委員提出資料

平成27年4月20日

## 未成年後見人の活用について

弁護士 浜田真樹（大阪弁護士会）

### 1 自立に際しての法的な課題

施設等から自立を図るにあたり、児童等は、住居を定め、進学先・就職先を決め、携帯電話を買うなどして、自らの生活環境を整えていく。これらはすべて、法律行為（契約）である。

ところで、民法は、未成年者を制限行為能力者とし、未成年者が法律行為を行うには法定代理人の同意を得なければならず、これに反する法律行為は取り消すことができると定める（5条）。

しかし、自立に臨む児童等の中には、法定代理人たる親権者を有しない者が存在する（典型的には、親権者と死別した場合。また、親権喪失・親権停止審判等により親権を行使する者がいなくなる場合もある）。そのような児童等は、ここで、有効な法律行為をなし得ないという問題に直面する<sup>1</sup>。

このように親権を行う者がいないときは後見が開始し（民法 838 条 1 号）、未成年後見人が選任されることとされている（民法 840 条ほか）。

### 2 未成年後見人の選任

平成 25 年における未成年後見人選任事件の受理件数は 2366 件であり<sup>2</sup>、近年の事件数に大きな変動は見られない<sup>3</sup>。しかし、平成 23 年の民法改正により未成年後見制度に関する改正（複数後見の解禁等）や親権制限審判に関する改正（親権停止審判の新設等）のほか、東日本大震災で親権者を亡くした児童等が多く発生したこと等の事情により、近時注目が高まっている。

未成年後見人となる者は、大多数のケースにおいて親族である。しかし近時においては、専門職（主として弁護士<sup>4</sup>）が未成年後見人や未成年後見監督人に選任されるケースが増加傾向

<sup>1</sup> そのような児童等は数としては多くないが、だからといって看過できる問題ではない。

<sup>2</sup> 平成 25 年度司法統計家事事件編第 3 表の新受件数。

<sup>3</sup> 平成 19 年以降、年間の事件数はおおむね 2600 件台である（平成 22 年は 2300 件台）

<sup>4</sup> 弁護士以外では、司法書士や社会福祉士等が想定される。未成年後見監督人については、税理士

向にある<sup>5</sup>。

たとえば、大阪弁護士会に対して大阪家庭裁判所<sup>6</sup>から未成年後見人等<sup>7</sup>の推薦依頼がなされた件数<sup>8</sup>は以下のとおりであり、4年間で3倍以上に増加している。

| 年度  | 件数 |
|-----|----|
| H23 | 13 |
| H24 | 24 |
| H25 | 36 |
| H26 | 48 |

### 3 未成年後見人の活動

未成年後見人は、身上の監護について親権を行う者と同じの権利義務を有し(民法 857 条)、また財産管理を行う(民法 859 条)。

未成年後見人について「親代わり」と言われることがあり、未成年後見人の実際の活動は多岐にわたる。これは、専門職後見人であっても変わらず、すでに多くの専門職未成年後見人が、たとえば以下のような活動に日々従事している。

- ・ 住居探し、就職先探し等
- ・ 契約締結への同意(賃貸借契約、労働契約等)
- ・ 一人暮らしの未成年者の生活支援(家庭訪問、面談等)
- ・ 関係機関との連携(市町村、児童相談所、元入所施設、他の専門職等)
- ・ 財産管理・指導

また、「未成年者が少年事件を起こしたために保護者として捜査や少年審判手続に対応」、「少年院退院を控えた未成年者の帰住先調整」などの活動を要する事案も散見される。

施設退所児童等に関して報告者が経験した実例としては、保護者からの虐待を受けたため、児相相談所長の申立てにより親権喪失審判を得て、その後児童養護施設で生活していた児童について、同人が高校卒業後に寮付きの会社に就職するに際して報告者が未成年後見人に就任して、労働契約や寮への入居契約等の同意を与えたり、その後の財産管理を指導するなどしたケースがある。

---

の選任事例もあるようである。

<sup>5</sup> 正式な統計には接していないが、報告者が日弁連子どもの権利委員会等で見聞きする範囲でも、全国各地で増加していることは疑いがない。

<sup>6</sup> 大阪家庭裁判所本庁のほか、堺支部・岸和田支部を含む。

<sup>7</sup> 未成年後見人及び未成年後見監督人

<sup>8</sup> 件数に関する情報は、大阪弁護士会として把握しているものである。

#### 4 未成年後見人が存することのメリット

- (1) 親権者を持たない施設入所児童等にとって、未成年後見人は、児童相談所や施設とは異なる立場から、児童等の福祉のために尽力する貴重な存在となる。そのため、児童等の意向や利益が児童相談所や施設のそれと相反するような場合に、未成年後見人は、児童等の意思表明を支援したり、施設等との間での調整を図ったりすることができる。
- (2) また、未成年後見人は当該児童等が成人するまでその職にあり続けるので、児童等の住居や状況に変化があったとしても、児童等と継続的なかかわりを持つことができる。

#### 5 未成年後見人に関する課題（特に、専門職後見人について）

##### (1) 過重な義務（親権を行う者と同一の権利義務）

未成年後見人は「親権を行う者と同一の権利義務を有する」とされており、その義務はときに過重である。特に、非行傾向を有するような児童等の未成年後見人を務める場合に顕著であるが、児童等が不法行為に及んだときに未成年後見人として損害賠償責任を負うことになる可能性を否定できない<sup>9</sup>。

そのような危険が未成年後見人への就任を躊躇させることがないように、未成年後見人全般が広く対象となる損害保険制度の整備などが求められる<sup>10</sup>。

##### (2) 保証

未成年後見人が、未成年者のために保証人となることを引き受けざるを得ない場面が生じている。典型的には、住居の賃貸借契約や労働契約の場面である。これは、未成年者に資力がない場合に特に負担が大きい。保証債務が現実化した場合の引当てとなるのは未成年後見人自身の資産しかないからである。また、未成年者が成人して未成年後見が終了したからといって、保証人たる地位から解放されるわけではない。

未成年後見人が保証人となる場合に、その負担を軽減するような制度が望まれる。具体的には、身元保証人確保対策事業の対象となる保証人の範囲を拡充することなどが考えられる。

##### (3) 報酬

未成年後見人は家庭裁判所の決定により報酬を得ることができるが、その原資となるのは未成年者の財産である(民法 862 条)。したがって、未成年者が財産を有しない場合には、

---

<sup>9</sup> 厚生労働省が未成年後見人支援事業の一環として「未成年後見人補償制度」を整備し、損害保険料の補助等を行っているが、その対象は(3)の報酬補助事業と同じ範囲にとどまる。

<sup>10</sup> 弁護士に関していえば、近時、このような責任を負う場合に備える損害保険商品(弁護士賠償責任保険の特約として加入するもの)が開発されている。

報酬を得ることは事実上不可能である。

なお、大阪弁護士会が把握しているところによれば、平成 25 年度及び平成 26 年度に推薦依頼があった案件のうち約 2 割<sup>11</sup>が、未成年者に財産がないため報酬が見込めないものであった。

厚生労働省が平成 24 年度から「児童虐待防止対策支援事業」の一環として「未成年後見人支援事業」を開始した。これは、一定の要件を満たす未成年後見人について、都道府県が主体となって、未成年後見人の報酬を援助するものである（報酬補助事業）。

この制度による報酬の補助を受けられるのは、児童相談所長が未成年後見人選任申立てを行い、家庭裁判所から未成年後見人として選任された者であって、次の要件をすべて満たした者である。

①未成年者の財産合計が 1000 万円未満であること

②未成年後見人が未成年者の親族以外の者であること

この事業では、家庭裁判所が報酬付与決定をした額のうち月額 2 万円を上限に報酬の補助がなされる。

従前であれば完全なる無報酬であったような事案にも一定の報酬が確保されるようになったことは一歩前進であるが、その対象となる事案は上記のとおり限定的なものにとどまる。

対象となる事案の範囲も、報酬の金額も、一層の拡大がなされるべきである。

#### （４）成人後のかかわり

未成年後見は、児童等の成人により当然に終了する。しかし、その児童等に対する支援の必要性が直ちに解消されるわけではない<sup>12</sup>。

必要に応じて成人後も、法的な裏付けの下で関与を継続できるような制度を作ることができないか、検討がなされる必要がある。

以上

---

<sup>11</sup> ここでいう無報酬事案には、後述の報酬補助事業により報酬補助が受けられるものは含んでいない。

<sup>12</sup> 成人したら自身の名において法律行為を行うことができるようになるため、支援の必要性はむしろ増すことさえある。

**社会保障審議会児童部会**  
**第9回 児童虐待防止対策のあり方に関する専門委員会**

**議事次第**

平成27年5月15日  
15:00～17:00  
場所：中央合同庁舎5号館9階省議室

1. 開 会

2. 議 事

自立に向けた支援のあり方に関する現状・課題について

3. 閉 会

< 配付資料 >

資料1      これまで委員会における委員からの主な意見等について

資料2      自立に向けた支援のあり方に関する検討事項等について

（第6回委員会資料）

# これまでの委員会における委員からの 主な意見等



## 1. 児童の安全確保を最優先した一時保護の実施について ～迅速、確実な一時保護の実施と一時保護中の支援のあり方～

### ○保護しなければ安全確認に不安がある事例でも一時保護を積極的に行うべきであり、児童相談所の抜本的な体制強化が必要

- ・一時保護はもっと積極的に行う必要があり、虐待の恐れのある段階から職権で行うことも必要なのではないか。そのためにも、児童相談所の職員配置は抜本的に見直すことをこの機会にやるべきではないか。児童虐待防止法などの必要な法改正を検討すべきではないか。
- ・児童相談ダイヤルの3桁化に伴い、現在の児童相談所数や児童福祉司の数では夜間対応が難しく、迅速性に欠け、また昼間帯の相談体制が手薄になる。
- ・大都市圏では、オートロックマンションや大型マンションの増加といった住環境の変化や住民同士の関係の希薄さにより、ケースの児童や家庭が特定しづらく、児童相談所の対応の難しさに拍車をかけている。
- ・早期の適切な介入が必要なため乳児院で一時保護を受託しているが、児童相談所の体制が限界に来ており、ケースの家庭の様々な事情が反映された支援を行うのが非常に難しい。

### ○いつでも一時保護できる状態を保つために、一時保護所や一時保護委託先の量的拡大が必要

- ・児童相談所からとりあえず一時保護しておいてくださいという依頼が非常に多く、また、その後児童の状況から見たら帰せる状況ではないのに、一応、入口の課題が解消されているので、とりあえず今回は1回帰してください、ということが非常に多く起きている。
- ・逼迫した一時保護需要に的確に対応するために、児童相談所と市町村の役割分担を明確化する必要がある。児童相談所は被虐待や非行を中心とした保護を行い、市町村においては、養育困難な児童に対してショートステイ事業などで対応するなど、在宅支援を展開することが必要。
- ・要支援家庭や虐待をしそうな家庭に対し、ショートステイのような形で親の状況を観察するなど、児童相談所の一時的保護所の機能に併せて、市町村レベルでの利用型の一時的保護を創設したらどうか。

- ・一時保護所については、年間平均入所率が90%や100%以上になるのは、一時保護の機能を果たしていないので、60%や70%というのが理想的で、いつでも一時保護できるようにしておく必要があり、それを国がチェックするようにすべき。
- ・児童養護施設や乳児院の一時保護委託を促進したらよいのではないか。
- ・非常に短期間の一時保護に絞った里親開拓をしてはどうか。
- ・一時保護所は問題のある虐待にケースを絞って対応し、問題のない一時保護を一般家庭にお願いするとか、地域に開かれた一時保護の可能性を探ってみたらどうか。
- ・施設では暫定定員を設定しているが、一時保護委託の空きを確保しておきたいとか、暫定定員との関係が悩ましい問題。
- ・児童福祉施設には定員との開差10%であればよいとする暫定定員が設定されているが、乳児は乳児院でないと一時保護できないことから、1名分枠を残しておいてくれと言われる。
- ・児童養護施設も同様に暫定定員が設定されているが、もう少し弾力的に運用してもよいのではないか。一時保護はいつ来ても良い状況をつくっておく必要がある。
- ・一時保護も登録ヘルパー制度にして、一時保護にかかった経費だけ行政が費用弁償することで、一時保護の量的な拡充を図る制度設計はできないか。
- ・一時保護所の整備などPFI方式にして施設整備をするのはどうか。
- ・廃校や使われていない公的施設を一時保護所として活用できないか。

## ○的確なアセスメントを行うために、児童相談所が医療機関や学校等から正確な情報を迅速に入手できる仕組みが必要

- ・幼稚園や学校での一時保護では、園内や校内での児童の面接に非協力的な状況も散見される。また、緊急で一時保護する場合に、アレルギー疾患等に係る情報が不足しており、児童相談所の求めに応じて、医療機関からの情報提供を迅速にお願いしたい。
- ・児童虐待防止に関する業務を円滑に実施するために必要な情報を迅速に入手できるよう、児童虐待防止法の規定の中で、児童相談所の照会について報告を求めることができるという規定を明文化してほしい。
- ・一時保護は目的ではなく手段であり、一時保護を利用して、その後の児童の安全をどう作り出していくかが一番のポイントである。そのためには情報の精度が重要であり、調査に協力してもらえたり、迅速に動ける体制が必要。

- ・ 児童や家族の情報をオンタイムで提供していただくことが非常に難しく、何も情報がないままに児童を預かり、施設でアセスメントを行うこととなるが、乳児は突然死症候群や肝炎などの母子感染の危険などがあり、入所前の健康診断や医療機関との連携を通じて情報が入手できるようにしてほしい。
- ・ 医療機関との連携、市町村との連携など、関係機関と一緒に動けるようなネットワークができると良い。

### **○一時保護中における学習支援が必要**

- ・ 一時保護所について、適切な運営ができるよう、現行の児童養護施設基準に準拠した職員配置基準を改め、学習機会の保障を含めた一時保護所独自の最低基準を示すとともに、施設整備や事業に要する経費、又は一時保護委託費の改善が求められる。
- ・ 一時保護所での学習支援については、教育委員会から教員を派遣していただくことも考えていくべき。
- ・ 一時保護委託先として、小学校区や中学校区などの校区単位で里親がいると、そのまま学校に通えるので、そうした校区里親のような仕組みを考えていきたい。

### **○一時保護所の運営委託については、一時保護の責任主体や支援の質の確保に十分留意して検討することが必要**

- ・ 一時保護所の運営を児童福祉施設等を運営する社会福祉法人等に委託することについては、資源としては使えるが、サービスの質をどう担保するのかが大きな課題であり、公立がやる場合には、地方交付税措置、民間でやる場合には措置費で対応してもらうことが必要。
- ・ 一時保護所と児童相談所が一つの組織であるから無理が言えるが、一時保護所を委託した場合にどこまで無理が言えるかという課題がある。
- ・ 一時保護は、最初の初期対応がきちんとできていれば、その後の対応がスムーズになっていくので、本来一番お金をかけて対応しなければならない。誰が責任を持って一時保護するかが重要であるが、児童相談所は絶対外せないなので、本来必要な人員をしっかり手当てすることが必要であり、そこを解決せずに委託を考えていくことは危険。

事務局が提示した課題

- 子供の安全に迷いがある場合は、積極的に一時保護を実施するという方向性についてどう考えるか。
- 迅速、確実な一時保護の実施のために有効な方策についてどう考えるか。
  - ・年齢や課題、期間等、様々な児童を保護するにあたり、望ましい環境をえるための工夫
  - ・その後の親子関係再構築を念頭に、いかに親の理解を得るかの工夫 等
- 一時保護所の運営を児童福祉施設等を運営する社会福祉法人等に委託することについてどう考えるか。

## 2. 親子関係再構築支援のための取組 ～児童相談所と施設、児童家庭支援センターの役割と機能～

### ○親子関係再構築のための支援を効果的に行うため、介入機能と支援機能の分離について検討が必要

- ・ 児童相談所が強制的に介入し一時保護を実施した場合には、将来の家族再統合に向けた援助活動に支障が生じる可能性があるため、保護者指導に保護者が応じない場合には裁判所から保護者に勧告等を行うことができる仕組みなど、保護者指導の動機づけや実効性を高める仕組みの検討が必要。
- ・ 親子分離と再統合を一つの児童相談所でやっている中で、実親から里親に児童相談所は嫌いと言ったり面会があったりすることがある。司法の介入など公的にきちんと判断をしてやっていくことが必要。
- ・ 児童相談所が、親子分離と再統合という2つのことをやっていることについて、合理的に説明できるようにしておく必要がある。
- ・ 親子関係再構築の段階で介入する人と支援する機関が一緒になっていることのひずみが出てきて、客観的な判断ができない。保護者指導への司法関与は、平成23年の民法改正のときも随分議論したが結局解決しなかった。児童福祉法第28条で児童を措置している場合には、2年後にはもう一回司法審査があるので、指導に従わなければ子どもは親の元に戻ってこないという形になっていけば、おそらく同じ効果があるのではないかと。難しいのは更新するときの要件の立て方であるが、裁判所でその辺りを考慮して要件の認定をしてくれればよい。

### ○親子関係再構築が施設の主な機能の1つであることを明確化するとともに、家庭支援専門相談員の充実等の体制強化が必要

- ・ 社会的養護の分野で保護者のいない児童は本当にまれで、ほとんどのケースでは入所児童に親が存在しており、次の法律改正で親子関係を調整するのが児童養護施設等の主な機能であることを法律上位置づけることが必要ではないか。
- ・ 家庭支援専門相談員が、平成23年度に最低基準の中に位置づけられたが、指導員と同じような業務となっている可能性もある。施設の職員の配置基準等において、保育士・指導員をしっかりと配置していくことと、家庭支援専門相談員が兼務せずに親子関係再構築を専門的に行うということをもっと徹底した方がよいのではないかと。家庭支援専門相談員に対して資質の向上や

研修の充実を図り、徹底して家庭支援ができるシステムを作っていくべきではないか。

- ・ 現行は、家庭支援専門相談員は、150名定員でも30名定員でも1人配置となっているので、児童数や家庭数に応じて配置ができるようにすることが必要。

### **○児童家庭支援センターについて、児童相談所からの指導委託を推進するなど、児童相談所の補完的役割を果たす拠点として更なる活用が必要**

- ・ 児童家庭支援センターは、将来的には児童養護施設や乳児院に標準装備し、すべての施設で配置するという方向が出されているが、その進捗状況は非常に遅れているので、国で児童家庭支援センター促進のワーキングチーム等を作って具体的な推進策を検討してもらいたい。
- ・ 児童家庭支援センターは、児童相談所の補完的役割を果たす拠点として制度化されたが、子ども・子育て支援から家族支援まで幅広く何でも屋という感じで全国で活動している。
- ・ 児童家庭支援センターの補助基準は、年間920万円であり、これだけの経費では5本の柱もなかなかやれない。
- ・ 要保護児童対策地域協議会における家庭訪問といった形で支援ができるが、要保護児童対策地域協議会の会議には代表者会議には呼んでももらえるが、実務者レベルとかケース会議にはなかなか呼んでももらえない。このあたりは、全国を挙げて改善の余地があるのではないか。
- ・ 児童相談所との関係があまりうまくいっていないので、児童家庭支援センターの指導委託の件数が伸びない。
- ・ 指導委託は、公的な委託であるので、一時保護委託と同様に指導委託費をつけていただけないか。
- ・ 児童家庭支援センターは、様々な支援を行っているが、人も経費も足りず、認知度が上がってこない。公的な業務を行っているが、位置づけの理解がしにくい。児童相談所との連携がうまくいっていない。

### **○自立に向けた支援として、保護者や児童に自らの置かれた状況についての理解を促すことが有効**

- ・ 家庭復帰に当たっては、保護者に対する支援が課題であり、虐待した保護者が自己の振り返りを行う児童相談所による保護者支援のプログラムの一層の活用や関係機関との連携、保護者支援を行うための児童相談所の体制強化が求められている。
- ・ 児童自立支援計画の策定において、児童の年齢等に応じて児童の意見、又は保護者の意向を聞き、その意見を反映させながら、家庭復帰計画を作成していく。その中で、生い立ちや施設入所の理由の整理、現在の自分の状況について理解をさせていくよ

うな支援が必要。

### **○親子関係再構築のための支援の内容は、親子関係の現状や家庭復帰する場合に地域で利用できる支援の状況等によって異なってくるため、支援の入口と出口での関係機関の連携が重要**

- ・ とりあえず一時保護を行った後に措置変更とされた場合に、援助指針において入所期間未定というケースが非常に多くある。保護者の状況等にもよるが、どのようにして保護者との関係性を築き、児童との関係支援を行っていくのか曖昧模糊のままということも現状ではよくある。
- ・ 児童のアセスメントをする場合に、保護者との関係の状況によって支援プログラムが違ってくるので、入口のアセスメントと方向性が非常に重要。
- ・ 困ったときに誰かに助けを求められるというところまでを設定した家庭復帰というのが重要なので、特に入口と出口の時点で地域や様々な機関との連携をきちんと行えることが大切。
- ・ 保護者に対する質問の仕方や、どのようなことを聞くか、どのような情報が大事かというリストを整備していくことが必要。

### **○家庭復帰後の虐待の再発防止のため、親子関係再構築について市区町村の役割の明確化や要保護児童対策地域協議会の活用が必要**

- ・ 家庭復帰後の虐待の再発を防止するため、市区町村の子育て支援サービスを活用していくことが重要。取組は市区町村ごとに異なり、活用すべき資源の整備状況が不十分な市区町村に対し、支援指導していくことが必要であるが、コーディネイト役の児童福祉司は虐待対応で手が回らない状況があるので、人員体制の確保が必要。
- ・ 家族再統合については、児童が親元に帰るのであれば、市町村を巻き込んでいかないと意味がない。区役所の子ども家庭支援の担当といろいろネットワークを組んでやっているのだから、役割と機能の中に市町村も入れていくことは考えているのか。
- ・ 要保護児童対策地域協議会は、市区町村ごとに積極的に進んでいるところと、そうでないところの格差が生じていると思われるので、その辺りの手立てを講じていく必要があるのではないかと。
- ・ 要保護児童対策地域協議会の活性化については、厚生労働省から通知を出していただくとともに、各都道府県で説明会を開催するという2本立てで取り組んではどうか。

事務局が提示した課題

- 親子関係再構築を効果的に実施するための技術や手法の向上についてどのように進めていくか。
- 親子関係再構築支援について児童相談所の役割、児童養護施設等施設の役割、児童家庭支援センターの役割をどう考えるか。
- 親子関係再構築支援を行ったが、家庭復帰の見込みが立たない（又は長期間家庭復帰ができない）児童に対する支援をどう考えるか。  
例えば、原則里親委託又はファミリーホームへの委託とすることについてどのように考えるか。
- 里親やファミリーホームに委託されている児童にかかる親子関係再構築をどう考えるか。



### 3. 措置児童の確実な自立につなげていくため、施設、里親等に養育されている間に必要な取組について ～①施設として取り組むべき職業指導等のあり方と方法～

#### ○児童の自立の概念を明確化することが必要

- ・自立の目標とするところに各施設による違いがあり、施設運営ハンドブックや運営指針に書かれている水準を実現できるような制度を作っていくべき。
- ・児童の自立の概念は、どこを目指していくのかきちんと定義しなければ、自立のことについて議論できないのではないか。

#### ○自立支援計画については、措置後の点検等を含め、児童への自立支援が適切に行われるような取組が必要

- ・児童相談所と各都道府県が施設措置後の自立支援計画の点検を十分にしておらず、措置後の児童の自立支援が本当にきちんと行われているかどうかをチェックしていないため、各施設間の格差が生じている。
- ・年間カリキュラム、月ごと、日ごとの計画の作成を施設内で統一して支援内容のばらつきをなくしたいが、職員の多忙な状況を考慮すると、それを補充するためには、外部機関の活用が必要。そのためには二重措置の問題を解決することが必要。
- ・施設や里親に委託したときに、退所間際になって自立を考えるのではなく、入所時点から自立を考える必要があり、施設が自立支援計画を作成するときには、児童も丁寧に関わっていくことが必要。そうした意味でも、児童相談所の体制も変えていかなければならない。

#### ○進路指導や職業指導等に係る専門的な支援や就業後の支援まで見据えた指導が必要

- ・自立支援計画に基づいて今後の展望をする際に、担当職員だけでは難しく、進路指導や職業指導等に係る専門スタッフが必要ではないか。都道府県は、職員として持つべき資格や技能を習得するための方策を積極的に立てるべき。
- ・18歳までの職業相談は、スタートラインに立つところの相談であって、実際はその後をどう支援していくかを見据えて考えなければ効果はないのではないか。
- ・専門職の活用によって、児童の発達、成長、情緒面に関する評価を行って対応することが必要。それによって、施設職員の育

成の手助けにもなる。

### **○職場体験などのシステムの構築について検討が必要**

- ・社会的養護の児童は偏った体験をしている児童が多く、学習支援だけでなく、未知の体験や様々な職業体験、趣味や習い事を含めていろいろなことができる場を設定したいと思っているが、措置費では対象にならないので、様々な企業や団体から援助を受けて実施している。そうした具体的なものを一覧にして、全国各地で使えるようなシステムにしていく必要がある。
- ・擬似的な職場体験ができる有料施設があり、非常に有効。
- ・自立援助ホームの入居者は、就労まで至らないケースも多く、就労支援はもちろんのこと、児童への理解がある協力雇用主を求めて職場体験を実施していくなど、中間的就労のシステム強化が必要。
- ・職親を復活させて、里親制度と同様に職親制度を構築して就労支援を行ってもらうことはどうか。職親には職親手当を支給して、児童をそこに預けて面倒をみてもらうシステムも必要ではないか。

### **○大学等への進学を推進するための支援の充実について検討が必要**

- ・大学進学等を推進するため、施設に在籍する期間に払うべき入学金や前期授業料などは、上限を設けた上で措置費から支出してもよいこととすべき。
- ・大学進学支援を支えるための施設や里親からの仕送り（金額の上限を設定）を制度として設けてはどうか。
- ・施設の全国団体、各支援団体や企業の協力のもとに給付型奨学金制度の創設を検討してはどうか。
- ・「社会的養護の課題と将来像」で示された目標のうち、大学進学の助成については、まだ十分ではないので、実現できるよう施策の充実を図るべき。
- ・今の社会で高校卒業は最低限必要なことであり、施設から家庭養護（里親・ファミリーホーム）への移行を進められるようにするための高校生への措置費の充実を図ってほしい。
- ・現行制度では措置解除になる児童にしか進学支度費が出ていないが、措置延長の児童にもそのような支度費を出してほしい。
- ・自立は18歳ではなかなか無理で20歳でも難しいのではないかと。できる限り大学進学などで助走期間をつくっていきたい。そうした面で、静岡県で今年度から22歳まで県単で支援することを始めており注目している。

- ・里親家庭で高校以上への進学は4割を超えているが、里親の経済的な負担によるところが大きい。
- ・大学を卒業するまでストレートでいけば22歳だが、医学部に行った場合は6年間とか、転学した場合とか、そうなるというまでということが曖昧となる。

### **○当事者による支援は有用性が高いが、専門性をどのように担保するか検討が必要**

- ・社会的養護を経験した当事者が支援者として活動できるような体制を確保していくことも、課題として挙げられるのではないかな。
- ・当事者参画の仕組みであるピアサポートは良い仕組みだが、共感だけでは仕事はできないので、専門性を担保することが非常に重要。
- ・高校3年生が社会に出ようとしたときに結構いろいろな不安が出てくる。その際に、卒業生にきてもらって体験談を聞く機会を設けているが、児童にとっては励ましになり、勇気をもたらしている。

### **○施設退所後においても児童のやり直しを支える地域の体制づくりが必要**

- ・児童や若者は失敗を繰り返していく中で成長していくものなので、失敗後のやり直しを支える体制づくりが必要。施設に入った後だけでなく、長期的に見て、施設の職員や里親、児童相談所の職員や地域の支援者が支援する体制づくりをして、失敗してもやり直せることを保障していくことが必要。
- ・施設に措置されている間は、児童の支援は手厚いが、地域に戻ると支援が十分ではないという話はよく聞く。在宅型社会的養護への支援の必要性が言われているが、地域によって利用できる社会資源サービスが異なることで、児童に不利益が及ぶことはあってはならない。

### **○措置延長の積極的な活用を図るとともに、措置解除日は18歳到達の前日（措置延長した場合は20歳到達の前日）までではなく、当該日の属する年度の末日までとすることについて検討が必要**

- ・措置延長については、自治体によって運用に違いがあるので、児童にとっての利益の観点から、運用の改善が望まれる。
- ・措置延長については、現状は20歳の誕生日前日までとなっているが、年度の終わりまで延長してもらいたい。
- ・「社会的養護の課題と将来像」で示された目標のうち、措置延長の積極的活用についてはまだ十分ではないので、実現できるよ

う施策の充実を図るべき。

- ・ 支援者が支援していく体制を整備し、失敗してもやり直せることを保障していくことは、18歳で終わるものではない。これから自立ということを見ていく場合には、18歳を超えたところの支援も含めた支援体制を考えていくことが必要。

### **○18歳を超えた者に係る措置等の取扱いは、児童福祉法や児童虐待防止法における児童の定義との関係など、慎重な議論が必要**

- ・ 18歳を超えていつまで支援するのか、年齢で線引きすることは困難。
- ・ 成人になった人に対して、措置という考え方が良いのかどうか、慎重に議論していかなければならないのではないかと。
- ・ 18歳を超えていつまで措置期間とするかということだけでなく、徐々に手を離していくような取組が必要ではないか。
- ・ 20代は、生活スキルや仕事の能力など、いろいろな社会的な適用能力が求められるので、きちんと区分けして、この問題はこういう整理があると示してあげることが必要。
- ・ 19歳で措置入所というケースも結構あるが、あとわずかの期間しか施設にいたることができないので、こうした20歳の壁をどのように考えるか。
- ・ 児童福祉法第28条により入所した場合に、措置延長後に2年の期間が満了した場合、その更新の承認の申し立てが可能なのか明文化されていない。さらに、その延長期間中に児童虐待防止法に定める面会交流の制限や接近禁止命令などは利用できないと考えられている。この問題は、18歳に達した後の措置変更の可否についても同様ではないか。児童という整理の中では、18歳に達した後の子どもについては使えるようになっていないのではないかと。
- ・ 児童福祉法第27条の施設入所の措置について、18歳から20歳に引き上げるべきという考え方もあるが、児童福祉法の対象を20歳に引き上げることと等しくなるので、そこまではやらずに、児童福祉法第28条により措置されている場合には、親権者の意に反する場合であっても家庭裁判所の承認を得て措置延長を可能とすることも考えられる。なお、この措置は、規定上、「この法律」とされているので、児童虐待防止法は対象となっていない。児童虐待防止法もそこに含まれるようにすべきではないか。
- ・ 親権喪失等について、18歳に達した後も、要保護児童対策地域協議会や児童虐待防止法第13条の制度が利用できるようにする必要があり、18歳で区切るのではなく、20歳までにすることで相当程度カバーできる。
- ・ 接近禁止命令は、施設退所後にその必要性は高まるので、児童虐待防止法とは別に、児童自身が裁判所に接近禁止命令を申し

立てる制度を創設するとともに、児童がかつて施設入所などの措置を取られていた場合には、児童相談所が支援することも考えられるのではないか。

事務局が提示した課題

- 施設としての職業指導のあり方をどう考えるか。
- 職業指導員の役割についてどう考えるか。例えば、実技実習だけでなく、就労支援機関との連携等による児童に対する付添型支援や、職場開拓等の実施についてどう考えるか。
- 福祉施策だけでなく、ハローワークの積極的な活用等、労働施策と連携した社会的養護の自立支援についてどう考えるか。
- 将来的な目標を持ちにくい児童について、自立支援へ結びつける試みとして、地方における就労体験等を提供することについてどう考えるか。
- 自立に向けた支援の充実の観点から、現行の自立支援計画及び子ども自立支援計画ガイドラインの見直しについてどう考えるか。
- 自立支援に貢献する企業の取組の紹介や人材不足の業界との連携など、民間企業の取組と連携して児童の自立に向けた選択肢を増やしていくことについてどう考えるか。
- 施設退所児童等の離職防止や中途退学しない（させない）ための施設の取組状況をどのように評価するか。
- 進学を目指す児童等に対する支援をどう考えるか。
- 一時保護中の児童について18歳に至る前に、児童相談所が施設入所等の援助内容を決定した場合は、18歳を超えても措置できるという取扱いについてどう考えるか。
- 措置延長後の児童に対し施設を変更するための措置変更を行うことについてどう考えるか。

### 3. 措置児童の確実な自立につなげていくため、施設、里親等に養育されている間に必要な取組について ～②里親や里親に委託している児童に対する支援～

#### ○里親委託児童に係る自立支援計画を里親支援機関が作成することについては、里親支援機関の体制の確保等の条件整備を行った上で推進することが必要

- ・ 里子の自立支援計画策定を里親支援機関に委託することについては、実感として里親支援が里親に届いていないと感じるので難しいのではないかと。
- ・ 里親と児童相談所との関係は、里親にとっては評価をされて子どもを引き上げられないかという関係になっているので、自立支援計画はできれば里親支援機関と里親で決めてもらう方が良いでしょう。
- ・ 児童養護施設等に配置されている里親支援専門相談員の配置がどんどん拡大しており、ベテラン職員が充てられ、自立支援計画作成の経験もあるので、里親支援専門相談員と共同で行っていくこともよいのではないかと。
- ・ 里親支援専門相談員は施設にいるが、施設自体は都市部にはないなど偏在しているので、利用しにくい面がある。
- ・ 里親支援機関が自立支援計画を策定することは、条件を整備していけば将来可能性はあるのではないかと。研修を受けた方、経験知のある方、資格を持っている方が担っていく制度設計とすれば、これを社会資源として活用する可能性はあるのではないかと。却ってこれをやらないと前に進めないのではないかと。

#### ○里親や里親委託児童に対する支援においては複数の関係者が公的に関わるチーム養育が必要

- ・ 里親の対応としては、関係者間の信頼感の醸成が重要であり、里親仲間や地域社会、里親の友人など、非常に多くの人間関係を持つことによってうまくいくと思っている。イメージとしては「チーム養育」のようなことを目指したいが、現在のところ非公式的な関わりが多いのではないかと。
- ・ 里親の周辺に専門的なアドバイスを受けられる環境がなく、治療的な養育がなかなか行えない。また、子育てについて迷うような場合にスーパーバイズする体制や、レスパイトケアが十分にとれる体制があるとよい。
- ・ 自立に向けた取組については、児童の自尊感情を高め、自信を持って取り組めるよう働きかけているが、決まったプログラム

がないので手探りのまま活動している。また、生活スキルを養い、自己選択の能力を身につけた上で、初めて職業概念を教えることによって自立が可能なのだろうと思う。アメリカの場合は里親でもソーシャルワーカーでもない自立のための担当者がつけられているが、このように自立をきちんと意識させる活動が必要なのではないか。

| 事務局が提示した課題  |
|---|
| ○里親支援にかかる児童相談所の役割、児童家庭支援センター等里親支援機関の役割についてどう考えるか。   |
| ○里親支援を充実させるために、里子の自立支援計画策定を里親支援機関に委託することについてどう考えるか。 |
| ○進学を目指す児童等に対する支援をどう考えるか。【再掲】                        |

## 4. 施設退所児童等の円滑な自立のための居場所づくりの取組と工夫 ～①自立援助ホームの機能や施設における居場所づくりの取組と工夫～

### ○自立援助ホーム利用者の様々な状況を考慮し、生活困窮者自立支援制度も踏まえつつ、大学進学者等向けの対応についての検討が必要

- ・自立援助ホームに大学向けの類型を設けることはよい提案であり、そのように特化した自立援助ホームもあった方がよいのではないかと。
- ・生活困窮者自立支援法が4月から施行されており、生活困窮者の自立支援とうまくミックスさせることにより、自立援助ホームでカバーできないものを地域でカバーするなどの観点が必要。
- ・自立援助ホームの本来の役割は、自立一歩前で短期間の援助で社会生活に移行できるように就労を前提とした支援を行うことであるが、現状では様々な家庭の問題、自分自身のハンデを抱えてなかなか自立が難しいケースが混在している。このため、自立援助ホームの職員は、児童に対する対応力が必要になっている。

### ○施設に多目的に使用できるスペースを設けること等により児童の居場所づくりの推進が必要

- ・進学はしたがドロップアウトするケースも多く、措置解除後の状況の調査をするとともに、見守りと支援の仕組みをきちんと作っていくことが必要。
- ・「里親及びファミリーホーム養育指針」には、措置解除後も帰ることができる実家のような役割が書かれているが、里親が実家のように機能するための制度の整備を進めてほしい。
- ・自立援助ホームは、入居中は守られているが、退所後に手薄となる。社会生活支援専門職員（仮称）を配置して援助を行う仕組みを作ってはどうか。
- ・現状では児童の居場所が非常に少なく、一般の方々が支援する場合と、当事者によるセルフヘルプとしてやっている場合とに二分される。居場所が非常に少ないため、一番大事なニーズが把握できておらず、ニーズが潜在化してしまうことが課題。そのため、制度を作ってもミスマッチが起こりやすい。対応としては、県庁所在地に1か所は児童の居場所を設け、自立支援や相談援助を行うことが必要であり、こうしたソーシャルワーク的なセンスを持つ人材も必要。また、支援者間の横の連絡会が必要であり、これにより、行政もきちんとニーズを把握し、ミスマッチを回避できる。



- ・居場所づくりは情報発信をしていくことが必要。厚生労働省のホームページや、委託を受けた団体のウェブサイト、SNSを使ってやっていくことが大事。さらに、施設長の大会や施設の全国団体の大会で発表すると、施設職員が知ることになるので、自立支援に活かされることになる。また、施設職員から退所児童のOB会に伝えていただく。
- ・住宅事情が厳しいので、公営住宅等の優先入居や、低額の入居等のシステムを作れないか。
- ・社会的養護の児童は、仕事を失うと経済的にも困惑して自分の居場所も失うことが多いことから、一時的な居場所としてのステップハウス等を整備してはどうか。
- ・自分の施設では、卒園した児童が仕事を探すために1週間、10日や1か月近く居ることができる場所を施設の中に設けている。これからは、すべての施設では難しいと思うが、地域の子育て支援やアフターケアを含めて多目的に使えるような場所やスペースを各施設で用意するべきではないか。

| 事務局が提示した課題  |
|---|
| ○自立援助ホームについてこれまでの役割（就労を前提）に加え、例えば、大学進学者向け等の新たな類型を設けることについてどう考えるか。 |
| ○施設退所児童の居場所作りや施設の実家的機能についてどう考えるか。                                 |

## 4. 施設退所児童等の円滑な自立のための居場所づくりの取組と工夫 ～②施設退所児童のアフターケア～

### ○退所児童等アフターケア事業の推進が必要

- ・「社会的養護の課題と将来像」で示された目標のうち、アフターケア事業の推進については、まだ十分ではないので、実現できるよう施策の充実を図るべき。
- ・退所児童等アフターケア事業は、700万円程度の補助を受けられるが、ハードルが高いので、例えば、A型・B型のような形にして、施設ごとに気軽に取り組めるように補助の在り方を検討したらどうか。
- ・自分の法人で実施しているソーシャルスキルトレーニングには、大阪府下の施設の児童がほとんど参加するので、いろいろな施設の児童同士で仲良くなり、お互いに励ましあうなどの効果がある。また、相談援助活動事業では、児童が困ったときに来てくれないと相談に乗ることもできないので、弁護士や精神科医などがつながりを持ちながら対応している。
- ・当事者団体による相談事業について、援助を求める児童が気軽に相談できる居場所を充実させることが必要。そのための専門性は必要。

### ○施設退所児童等を長期にわたり地域でサポートするの仕組みが必要

- ・児童が将来どのような生活をするのか、どのような選択肢を取っていくかについては、地域の様々な情報を活用する必要がある。地域でのネットワークを持つことが必要。
- ・児童の自立は一定の年齢になったらそこで終わるものではなく、長期間支えていくことが必要。18歳を超えて25歳ぐらいまで児童や若者を支援していく体制を作っていくことが必要。そこには行政だけでなく民間機関、当事者や住民の参加が必要。
- ・18歳を超えて自立していく児童をどのようにサポートしていくのか。児童養護施設や里親という公的な支援から始まるので、まず公的な支援の制度をきちんと整えた上で、その後の私的な関係（里親の委託期間が切れた後の関係や未成年後見人の後見が終わった後の関係など）により、人と人との長く続く関係をサポートしていくことを考えるべき。

事務局が提示した課題

○施設退所児童のアフターケアの充実に当たり、都道府県の役割をどう考えるか。

○施設退所後の見守り支援をどう考えるか。

○自立の見込みが立たない児童等に対する支援をどう考えるか。

(第6回)児童虐待防止対策のあり方に関する検討委員会  
自立支援検討チーム

自立に向けた支援のあり方に関する検討事項等について

厚生労働省雇用均等・児童家庭局  
総務課、家庭福祉課

## 検討事項

課題(1) 児童の安全確保を最優先にした一時保護の実施について

課題(2) 親子関係の調整のための取組

課題(3) 措置児童の確実な自立につなげていくため、施設、里親等に養育されている間に必要な取組について

課題(4) 施設退所児童等の円滑な自立のための居場所づくりの取組と工夫

# 課題(1) 児童の安全確保を最優先にした一時保護の実施について

## ○迅速、確実な一時保護の実施と一時保護中の支援のあり方

### 【現行制度と現状】

#### ○ 平成25年度の実績

所内一時保護:21,281件(内、児童虐待10,105件(47.5%))

一時保護委託:12,016件(内、児童虐待5,382件(44.8%))

所内一時保護の平均保護日数:29.0日

※以上、平成25年度福祉行政報告例から

#### ○ 年間平均入所率が100%を越える一時保護所は6か所。また、81~100%の一時保護所は24か所 (平成25年1~12月の間の一時保護所(132か所)の平均入所率)

\* 平成26年4月の一時保護所数 134カ所

※厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課調べ

#### ○ 一時保護の判断基準として、子ども虐待対応の手引きでは「一時保護決定に向けてのアセスメントシート」を示している。

#### ○ 一時保護解除の判断基準として、子ども虐待対応の手引きでは「家庭復帰の適否を判断するためのチェックリスト」を示している。

#### ○ 児童虐待を主訴として一時保護した件数の内、施設入所または里親等委託した件数は28.1%であり、一時保護所から帰宅等の件数は67.3%となっている。※平成25年度福祉行政報告例から

#### ○ 一時保護所の設置主体は、都道府県、指定都市等

## 課題(2) 親子関係の調整のための取組

### ○児童相談所と施設、児童家庭支援センターの役割と機能

#### 【現行制度と現状】

- 児童相談所と施設、児童家庭支援センターにおいて親子関係再構築の支援を実施。
- 施設においては、①施設に家庭支援専門相談員(ファミリーソーシャルワーカー)の配置の義務化や心理療法担当職員の配置、②平成24年3月に施設種別ごとの施設運営指針及び里親養育指針を定め、その指針の中で家族への支援について規定、③平成25年3月に施設種別ごとの親子関係再構築支援事例集を作成し、平成26年3月に親子関係再構築支援ガイドラインを策定するなどにより親子再構築支援の充実を推進。
- 児童家庭支援センターにおいても、親子関係再構築支援を行うことが可能とされている。
- 児童相談所と施設が連携の上、親子関係の調整を行う必要があるが、児童相談所においては虐待の初期対応等に時間をとられるため十分な対応ができていない場合がある。
- 入所児童は必ずしも家庭復帰できる児童だけではない。(児童の今後の見通し「保護者のもとへ復帰」乳児院:23.4%、児童養護施設27.8%(H25.2))
- 児童家庭支援センターを有効に活用している自治体がある一方、設置していない自治体(22自治体/全69自治体)もある。

## 課題(3) 措置児童の確実な自立につなげていくため、施設、里親等に養育されている間に必要な取組について

### ①施設として取り組むべき職業指導等のあり方と方法

#### 【現行制度と現状】

- 施設職員が学校と連携し入所児童の進路指導を実施。職業指導員配置施設では、職業指導員が実習指導や就職活動を支援。
- 就職支援以外の自立に向けた支援(ビジネスマナー・金銭管理等)についても、施設職員が指導する中で支援。
- 支援が必要な場合には20歳に達するまで措置延長が可能。
- 職業指導が直ちに就労に結びつかない場合がある。また、職業指導員の配置施設数も多くない。  
(H26:44か所(児童養護施設等))
- 大学等進学する入所児童が少ない。
  - ・平成25年度末に高等学校等を卒業した児童養護施設入所児童のうち、平成26年5月1日現在の進路の割合:大学等11.4%  
専修学校等・・・11.2%
- 就職又は大学等進学したが、1年以内で離職又は退学する児童等が多い。
  - ・就職したが1年以内で離職した児童等の割合:43.0%(中学卒業児童)、26.6%(高校卒業児童等)  
(H24全国児童養護施設協議会)  
※全国の中学(高校)卒業後就職者1年目離職者の割合:40.4%(中学卒業)、19.9%(高校卒業)  
(厚生労働省HP「新規学卒者の離職状況に関する資料一覧」)
  - ・大学等進学したが中途退学した施設入所児童等の割合:年平均6.2%(H24全国児童養護施設協議会)  
※全国の大学等中途退学者の割合:2.65%  
(H24文部科学省)
- 一時保護中に児童が18歳に到達した場合、一時保護の継続及び施設入所措置を行うことができない取扱いとしている。
- 措置延長後(18歳以上)に措置変更ができない取扱いとしている。



## 課題(3)措置児童の確実な自立につなげていくため、施設、里親等に養育されている間に必要な取組について

### ②里親や里親に委託している児童に対する支援

#### 【現行制度と現状】

- 里親支援について児童相談所や施設等の里親支援機関が担っている。
- 里親委託児に係る自立支援計画は児童相談所が作成することとなっている。
- 里親は、委託解除されることを心配して児童相談所への相談を躊躇してしまうとの声がある。
- 里親委託児は大学等への進学割合が比較的高く、里親の持ち出しによる金銭的負担が大きいとの声がある。  
また、委託解除後も関係を持ち実家的役割を担うが、公費負担制度がないため、さらに金銭面等の負担が大きくなるという声がある。
  - ・平成25年度末に高等学校等を卒業した児童のうち、平成26年5月1日現在の進路：  
里親・・・大学等23.3% 専修学校等・・・20.0% 児童養護施設・・・大学等11.4% 専修学校等・・・11.2%
  - ※全高卒者・・・大学等53.8% 専修学校等・・・23.1%(学校基本調査)

## 課題(4)施設退所児童等の円滑な自立のための居場所づくりの取組と工夫

### ①自立援助ホームの機能や施設における居場所づくりの取組と工夫

#### 【現行制度と現状】

- 自立援助ホームは、義務教育終了後の児童が20歳に達するまで入居できる事業であり、就労しながら自立に向けた支援を行うもの。(H26. 10現在:118か所)
- 児童養護施設入所児童等の場合、20歳に達するまで措置延長することは可能。
- 自立援助ホーム、児童養護施設等の措置延長の仕組みは、20歳に達するまでの制度であり、20歳以上になると児童福祉での支援は生活・就労の相談支援のみであり、取組みが十分ではないとの声がある。
- 児童養護施設退所児童等の支援の一つに自立援助ホーム(就労を前提)があるが、就労している児童等がいる一方、離職等により就労していない児童等もいる。
- 【再掲】就職又は大学等進学したが、施設退所後1年未満で離職又は退学する児童等が多い。

# 課題(4)施設退所児童等の円滑な自立のための居場所づくりの取組と工夫

## ②施設退所児童のアフターケア

### 【現行制度と現状】

- 児童福祉法の児童福祉施設の各施設の定義の中で、退所児童等に対する相談その他の援助について規定。
- 退所児童等アフターケア事業(社会福祉法人、NPO等へ委託可)による退所児童等に対する生活及び就労に関する相談支援を実施。(H26. 10:20か所)
- 退所後も引き続き見守り支援等が必要な児童については、児童家庭支援センター等に対する指導委託(行政処分)が可能。
- 施設では入所児童の支援が中心であるため、本来行うことになっている退所児童等に対する相談支援が必ずしも十分に機能していない。
- 退所児童は全国にいる一方、退所児童等アフターケア事業を実施している事業者は限られている。
- 児童家庭支援センターに対する指導委託に地域差があり、全体としては低調。(年0～19人(H25全国児童家庭支援センター協議会))
- 【再掲】20歳以上になると児童福祉での支援が退所児童等アフターケア事業などの生活・就労の相談支援はあるが、日常生活支援は手薄になる。